

# 事務事業及び予算の執行実績 (令和4年度分「一部、令和5年度分含む」)

静岡県西部健康福祉センター

静岡県西部保健所

静岡県西部児童相談所

静岡県西部知的障害者更生相談所



# 目 次

1	西部健康福祉センターの概要	
	事務事業の概要	1
	所管区域	4
	組織及び所掌事務	5
2	課別の事務又は事業の目的、計画及び実績（成果）及び評価（課題等）及び改善	
	総務課	7
	<福祉部>	
	福祉課	13
	<医療健康部>	
	地域医療課	55
	健康増進課	91
	<相談部>	
	西部児童相談所	115
	西部知的障害者更生相談所	127
	<衛生環境部>	
	衛生業務課	129
	環境課	157
	<掛川支所>	177
3	財産及び経理状況	
	事業の根拠法令調	179
	職員配置調	184
	歳入予算執行状況調	186
	県収入証紙により徴収した使用料及び手数料調	194
	過年度分収入未済額調	198
	現金出納調	199
	保管現金有高調	199
	預金調	199

郵券等受払調	-----	200
歳出予算執行状況調	-----	202
委託料等歳出予算執行状況節別集計表	-----	221
委託料に関する調	-----	223
補助金支出調	-----	230
負担金支出調	-----	232
建築工事調	-----	234
公有財産調	-----	238
債権（貸付金等）の管理状況調	-----	239
借地借家等調	-----	240
事務機器等債務負担行為に係る調	-----	241
行政財産貸付・使用許可調	-----	242
備品・図書調	-----	243
主要備品調	-----	247
公務中の事故等に関する調	-----	248
工事中の事故に関する調	-----	251
前回の監査結果改善状況調	-----	252
職員調	-----	253
職員の年齢調	-----	257
健康管理	-----	258

## 事務事業の概要

### 1 概況

#### (1) 沿革

- 平成 17 年 7 月 12 市町村が合併した新浜松市の誕生により、中東遠、北遠、西部の 3 健康福祉センターを統合し、新西部健康福祉センターを中遠総合庁舎に、同センター掛川支所を掛川市金城 93 に、同センター浜名分庁舎を浜名郡新居町新居 3447 に設置した。
- 平成 22 年 3 月 浜名郡新居町が湖西市と合併したため、同センター浜名分庁舎の所在地が湖西市新居町新居 3447 となる。
- 令和 3 年 10 月 同センター浜名分庁舎が湖西市健康福祉センター「おぼと」内に移転し、所在地が湖西市古見 1044 となる。

#### 旧中東遠健康福祉センター関係

##### (磐田保健所)

- 昭和 23 年 7 月 浜松保健所管轄区域から磐田市・磐田郡を区割りし、蚕業取締所磐田支所を借用し、磐田保健所として業務を開始する。
- 昭和 28 年 4 月 二俣保健所の開設により、管轄区域より磐田郡広瀬村以北 3 町 12 村を移管する。
- 昭和 43 年 4 月 保健所設置条例の一部改正により、森保健所が廃止され周智郡森町が管轄区域となった。
- 昭和 54 年 9 月 中遠総合庁舎へ移転する。
- 平成 8 年 10 月 静岡県優生保護相談所設置条例を廃止する条例の制定により磐田優生保護相談所は廃止される。

##### (掛川保健所)

- 昭和 19 年 11 月 小笠郡 4 町 35 村、周智郡 4 町 10 村を管轄区域として、小笠郡掛川町仁藤の民家を借用して業務を開始する。
- 昭和 27 年 2 月 森保健所の開設により、管轄区域の周智郡 3 町 8 村を移管する。
- 昭和 52 年 3 月 掛川市金城 93 に、西部食肉衛生検査所との合同庁舎が建設され移転する。
- 平成 8 年 4 月 合同庁舎内に、西部民生事務所掛川支所が入居する。

##### (中東遠健康福祉センター)

- 平成 10 年 4 月 掛川保健所、磐田保健所及び西部民生事務所の中東遠管轄区域を再編し中東遠健康福祉センターを中遠総合庁舎に、同センター掛川支所を掛川市金城 93 に設置した。
- 平成 17 年 4 月 豊岡村が磐田市と合併したため、北遠健康福祉センター管轄から当所の管轄区域となる。

## 旧北遠健康福祉センター関係

(天竜保健所)

- 昭和 28 年 4 月 磐田保健所管内の磐田郡広瀬村以北の 3 町 12 村を管轄区域とする二俣保健所として発足し、二俣町公民館を仮庁舎として業務を開始する。
- 昭和 28 年 5 月 磐田郡二俣町二俣 1809 番地の 1 に庁舎が竣工し移転する。
- 昭和 33 年 11 月 二俣保健所を天竜保健所に改称する。
- 昭和 43 年 4 月 保健所設置条例の一部改正により、森保健所が廃止されたため春野町が管轄区域に編入される。
- 昭和 49 年 4 月 浜松保健所廃止に伴い浜北市が管轄区域に編入され、浜北市小松 3529 番地に浜北出張所を開設する。
- 昭和 56 年 3 月 天竜市二俣町二俣 530 番地の 19 に新庁舎が竣工し移転する。
- 昭和 59 年 4 月 行政組織規則の改正により、浜北出張所を浜北支所に改称する。
- 昭和 63 年 3 月 浜北支所の老朽化により、浜北市平口 1604 番地の 1 に移転改築する。

(北遠健康福祉センター)

- 平成 10 年 4 月 天竜保健所と西部民生事務所の一部を統合し、北遠健康福祉センターとして発足した。この再編に伴い、浜北支所を西部健康福祉センターに移管した。
- 平成 17 年 4 月 豊岡村が磐田市と合併したため、当所管内から中東遠健康福祉センターの管轄区域となる。

## 旧西部健康福祉センター関係

(浜名保健所)

- 昭和 28 年 4 月 浜松保健所管内であった鷺津町、新居町、白須賀町と三ヶ日保健所所管であった新所村、入出村、知波田村の 6 町村を所管区域として湖西保健所が発足し、業務を開始する。
- 昭和 49 年 4 月 浜松保健所廃止に伴い、舞阪町、雄踏町、可美村が所管となる。
- 昭和 51 年 4 月 湖西保健所を浜名保健所と名称変更し新庁舎で業務を開始する。
- 平成 3 年 5 月 可美村が、浜松市との合併により浜松市保健所の所管区域となる。

(三ヶ日保健所)

- 昭和 23 年 6 月 浜松保健所管内であった引佐郡及び浜名郡の一部 3 町 11 村を所管区域として発足し、業務を開始する。
- 昭和 28 年 4 月 湖西保健所の開設により、新所村、入出村、知波田村の区域を移管する。
- 昭和 30 年 4 月 市町村合併に伴い都田村の区域を浜松保健所に移管する。
- 昭和 31 年 4 月 市町村合併に伴い亀玉村の区域を浜松保健所に移管する。
- 昭和 59 年 3 月 庁舎を新築移転する。

(天竜保健所浜北支所)

- 昭和 49 年 4 月 浜北市小松に天竜保健所浜北出張所を開設し、業務を開始する。

昭和59年4月 行政組織規則の改正により、浜北出張所を浜北支所に改称する。

昭和63年3月 浜北市平口に新築移転する。

(西部民生事務所)

昭和23年4月 児童福祉法の制定により、浜松児童相談所が設置された。

昭和28年4月 社会福祉事業法の制定により、西遠福祉事務所が設置された。

昭和51年4月 機構改革により、福祉事務所と児童相談所を統合し、身体障害者更生相談所・精神薄弱者更生相談所を併設した「西部民生事務所」として発足し業務を開始する。

平成元年3月 新浜松総合庁舎の完成に伴い、浜松市東田町87に移転した。

(西部健康福祉センター)

平成10年4月 浜名保健所、三ヶ日保健所、天竜保健所浜北支所、西部民生事務所を統合し、西部健康福祉センター（浜名分庁舎を含む）として発足し業務を開始する。

(2) 所管区域

所管区域は、静岡県西部地区に位置した7市1町から構成される。面積は2,475.76平方キロメートルで静岡県総面積の約32%を占めている。

なお、保健所、児童相談所及び知的障害者更生相談所は政令指定都市である浜松市を除く6市1町の区域を所管している。

(3) 管内市町面積・人口・世帯数

(令和5年9月1日現在)

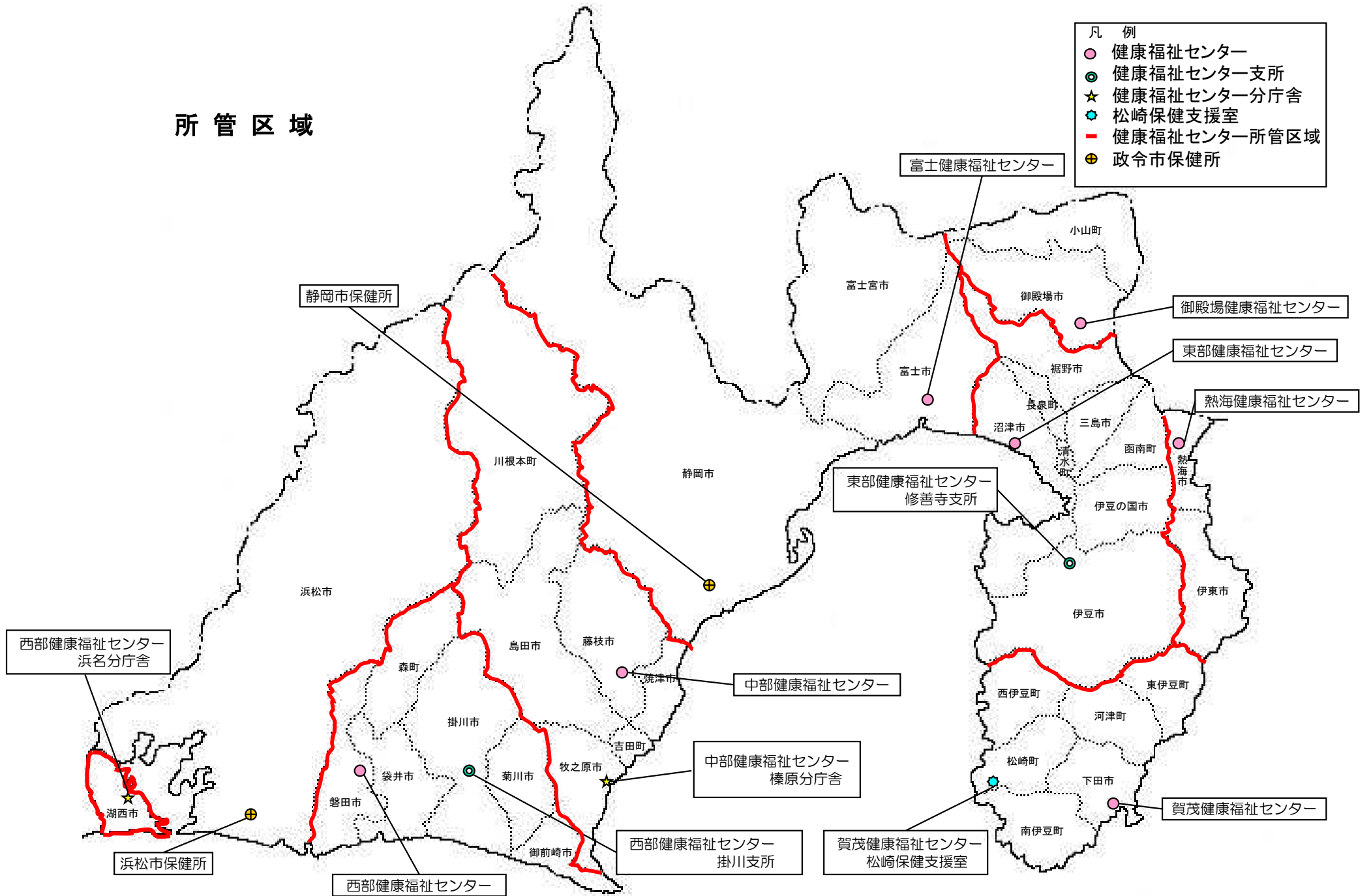
市町名	日 本 人 及 び 外 国 人			世 帯 数 (世帯)	面積 (平方km)
	人 口 (人)				
	総 数	男	女		
浜 松 市	780,128	387,849	392,279	330,701	1,558.06
磐 田 市	164,121	82,721	81,400	66,900	163.45
掛 川 市	113,336	57,091	56,245	45,370	265.69
袋 井 市	87,953	44,634	43,319	35,639	108.33
湖 西 市	56,765	29,171	27,594	23,746	86.56
御 前 崎 市	29,654	15,115	14,539	11,529	65.57
菊 川 市	47,011	23,863	23,148	18,380	94.19
森 町	16,717	8,343	8,374	6,274	133.91
管 内 合 計	1,295,685	648,787	646,898	538,539	2,475.76
静 岡 県	3,555,818	1,753,285	1,802,533	1,514,310	7,777.02

(注) 人口及び世帯数は、県統計利用課作成静岡県の推計人口（令和5年9月1日現在）

面積は、国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」（令和4年10月1日現在）

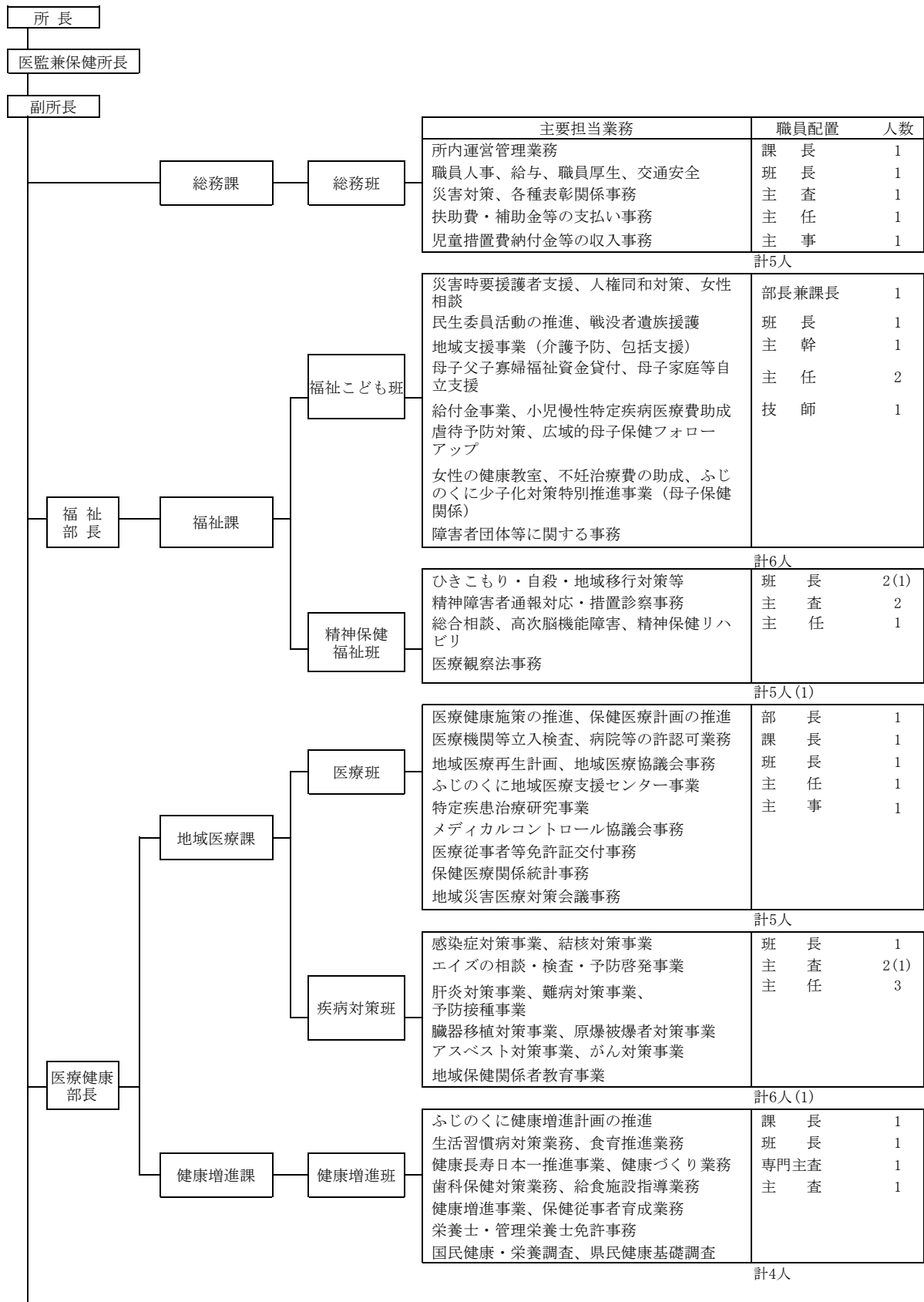
# 所管区域

- 凡 例
- 健康福祉センター
  - 健康福祉センター支所
  - ★ 健康福祉センター分庁舎
  - 松崎保健支援室
  - 健康福祉センター所管区域
  - ⊕ 政令市保健所





組織及び所掌事務（令和5年9月30日現在）



相談部長 兼児童 相談所長 知的障害者 更生相談所 長	相談判定課	相談班	児童相談業務	部長	1	
			障害児施設給付費に関わる業務	課長	1	
		知的障害者更生相談所業務	班長	1		
		療育手帳業務	主査	4		
				児童相談所福祉行政報告等統計事務	主任	1
				計8人		
		判定班	児童の心理判定、心理治療に関する業務	班長	1	
	被虐待児童心理ケア事業に関する業務		主査	2		
			児童福祉施設内被措置児童虐待防止支援業務	主任	3	
			発達、療育相談	主事	2	
			計8人			
	育成課	育成第1班	市町要保護児童対策地域協議会に関する業務	課長	1	
要保護児童に係る調査及びケースワーク			班長	1		
児童福祉法に基づく施設入所措置及び一時保護			主査	5		
			里親委託推進に関する業務			
		計7人				
育成第2班		虐待通告初期対応	班長	1		
		要保護児童に係る調査及びケースワーク	主査	2		
		児童福祉法に基づく施設入所措置及び一時保護	主任	1		
			主事	2		
			児童相談所等保健業務	技師	1	
		計7人				
育成第3班		市町要保護児童対策地域協議会に関する業務	班長	1		
	要保護児童に係る調査及びケースワーク	主査	3			
	児童福祉法に基づく施設入所措置及び一時保護	主事	1			
		措置費の支弁に関する業務				
	計5人					
衛生環境 部長	衛生薬務課	衛生薬務班	温泉関係業務、生活衛生関係営業指導業務	技監兼課長兼班長	1	
			食品衛生関係業務、動物愛護管理関係業務	専門主査	4(2)	
	狂犬病予防関係業務、化製場等関係業務		主査	2		
	薬事関係業務、毒物劇物関係業務		技師	2		
	麻薬・向精神薬・覚せい剤関係業務					
	血液確保対策関係業務					
	家庭用品対策関係業務					
			計9人(2)			
	環境課	生活環境班	大気環境、水質環境、土壌環境関係業務	部長兼課長	1	
			ダイオキシン類対策関係業務	班長	1	
		浄化槽関係業務	専門主査	1		
		水道関係業務	主査	1		
		特定建築物及び遊泳用プール関係業務	主任	1		
		技師	1			
	計6人					
	廃棄物班	一般廃棄物関係業務	班長	1		
産業廃棄物関係業務		主査	2			
自動車リサイクル法関係業務		技師	1			
P C B特別措置法関係業務						
	計4人					
掛川 支所長	掛川支所	掛川班	保健指導事業(健康増進、母子保健、精神保健等)、栄養指導事業	支所長	1	
			食品衛生関係業務	班長	1	
			医薬品関係業務	専門主査	1	
				主任	3	
		計6人				
	浜名分庁舎	浜名班	保健指導事業(健康増進、母子保健、精神保健等)、栄養指導事業	班長	1	
			食品衛生関係業務、医薬品関係業務、浄化槽関係業務等	専門主査	2	
				主査	1	
		計4人(再掲)				

(その他会計年度任用職員等)

職名	人数
会計年度任用職員	28

(各課人数中 ( ) は浜名班員の内数。)

職員数計 94人

## 2 課別の事務又は事業の目的、計画及び実績(成果)並びに評価(課題等)及び改善

### 総務課

#### 1 業務の効率的執行の確保

##### (1) 目的

職場の安全管理及び職員の健康管理に努めるとともに、風通しのよい職場環境をつくり、円滑な業務の遂行を目指す。

##### (2) 実績(成果)

###### ア 職員間の連絡調整

毎月第4火曜日に、所長、医監、副所長他幹部職員等を参加者とする所内連絡会を開催し、各部・課間の連絡調整・情報共有を行い、効率的な運営体制づくり、円滑な業務の推進に努めている。

また、年度前半に、所長自ら職員との個別面談を実施し、業務や健康状況等についてコミュニケーションを図り、風通しのよい職場環境づくりに努めている。

###### イ 職員の健康管理

県が実施する各種の健康診断の受診を勧奨し、疾病の早期発見に努め、異常が発見された職員には速やかに医師の診療を受けるように促している。

また、有給休暇の計画的な取得による精神的リフレッシュと、積極的に子育て等に参加するための家族休暇等の取得を奨励し、健康的な職場づくりに努めている。

さらに、毎週水曜及びワーク・ライフ・バランス推進デー(毎月第3、最終金曜日)における定時退庁の周知徹底を図り、時間外勤務の縮減に取り組んでいる。

###### ウ 職員の交通安全対策

各課持ち回りで月ごとに交通安全標語を作成し所内へ掲示するほか、公用車での出張時の声かけ等、機会あるごとに職員の安全意識を喚起し、職場全体で交通安全を推進している。

- ・ 交通安全標語の所内連絡会での唱和と所内掲示
- ・ 公用車出張における出発時の声かけ及びアルコールチェッカーの確認
- ・ 各種安全運転講習会への参加
- ・ 交通事故、交通安全に関する情報を、随時、全職員へ提供
- ・ 「セーフティドライブキャンペーン～チャレンジラリー92～」への全職員参加
- ・ 「公用車交通事故発生時対応マニュアル」及び「万一交通事故に遭ったら」の配布

###### エ 会計・経理事務

事業を円滑に推進するため、会計・経理及び物品事務を迅速・正確に処理し、効率的な業務執行に努めている。

## オ 庁舎管理

当センターは本庁舎以外に掛川支所庁舎と浜名分庁舎の2つの庁舎を持っている。

掛川支所庁舎は、令和3年度に劣化診断が行われ、その際に早期対応を指摘された箇所については現在修繕工事等を進めており、より快適な職員の職場環境を維持するよう努めている。

浜名分庁舎は、老朽化に加え津波浸水区域にあることから、令和3年10月に湖西市健康福祉センター「おぼと」内に移転した。

旧浜名分庁舎については、令和3年3月のファシリティマネジメント委員会で「処分の方角で検討する」との方針が示されていることから、関係各課と連携しながら令和6年度以降処分の方角で検討を進めていく。

### (3) 評価（課題等）及び改善

- ・ 時間外勤務の縮減及び交通安全対策への取組により、自らの健康・安全管理に対する意識が浸透しつつある。今後も引き続き、各自の注意を喚起するよう努めていく。
- ・ 庁舎管理においては、掛川支所庁舎へ入居する当センター、食肉衛生検査所及び袋井土木事務所の三所で構成する庁舎管理運営会議を開催し、効率的な庁舎管理に努めている。

## 2 地震等災害対策

### (1) 目的

災害時における管内医療・福祉関係の災害対策に迅速に対応できる体制づくりを目指す。

### (2) 実績（成果）

静岡県広域受援計画に基づき、西部方面本部健康福祉班として健康福祉部関係各班と連携して実践に即した医療救護訓練等を実施し、体制に不備がないか点検することにより、災害時における円滑な実施体制づくりに努めている。なお、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、総合防災訓練、健康福祉部防災訓練及び地震対策オペレーションについては訓練除外となった。

#### <防災訓練>

項目	内容	実績
健康福祉部 防災訓練 令和5年7月7日	・ 突発型大地震を想定した災害 応急対策活動の確認、検証 ・ 県、市町、防災関係機関及び 事業所等との連携強化	健康福祉班各係が突発型地震発災 時に対応すべき業務を確認し、関係 機関との連携訓練を行った。
総合防災訓練 令和5年8月29日 令和5年9月3日	・ 南海トラフ沿いにおける巨大 地震を想定した災害応急対応の 習熟及び体制の検証 ・ SCU要員は航空自衛隊浜松 基地にて実働訓練を実施	市町や関係機関との連携訓練、防 災情報システムの操作訓練等を実施 した。また、SCUにおいては開設訓 練、医療救護チームとの情報伝達訓 練等を実施した。

(3) 評価（課題等）及び改善

令和2年7月の健康福祉部防災訓練の実施以降、訓練が中止や除外となっていたため、令和5年度は3年ぶりの実施となり、各係の業務を再確認するとともに課題や問題点も認識することができた。今後は本庁関係各班と連携して課題や問題点を改善し、所内各課において各自の役割や対応について確認するなど引き続き災害への対応力の向上に努めていく。

また、健康福祉班各係の責任者が遠距離通勤者の係では、発災時に登庁できないことを想定して代理の者を定めるなど、非常時における体制を整備している。

3 災害救助法施行事務

(1) 目的

災害により災害救助法の適用を受けた市町に対して負担金を交付する。

(2) 実績

令和4年9月の台風第15号に伴う災害により、管内7市1町が災害救助法の適用を受け、そのうち以下の4市1町からの申請により負担金を交付した。

対象市町	災害救助費負担金	法適用日
浜松市	6,292,086円	令和4年9月23日
磐田市	12,364,993円	令和4年9月23日
袋井市	2,570,310円	令和4年9月23日
菊川市	327,900円	令和4年9月23日
森町	34,056円	令和4年9月23日

(3) 評価（課題等）及び改善

市町から提出された申請書について、内容を確認し本庁へ進達した。また、交付決定後は速やかに負担金を交付する等、適正な事務処理を行った。

なお、令和5年6月の大雨により磐田市が災害救助法の適用を受けたため、今後本庁担当課や市町と連携し、速やかに事務処理を行う。

4 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症対策に迅速に対応できる体制づくりを行った。

(2) 計画及び実績（成果）

ア 人員体制

新型コロナウイルス感染症に迅速かつ適切に対応するため、令和2年4月から令和5年3月まで全所体制としており、週末、祝日等を含めた所内当番表を毎月作成し、感染者の発生状況に応じて柔軟に対応できる体制を整えた。

また、順次必要に応じて会計年度任用職員を採用するとともに、健康福祉部本庁や他部局

職員、管内市町の応援職員、人材派遣会社職員の派遣等を受け、一層の体制強化を図った。

時期	職員	業務内容
令和2年 4月～6月	他部局の職員が3名兼務職員として派遣（～6月） 磐田市、掛川市、袋井市から保健師が応援要員として派遣（～5月）	記録作成、疫学調査等
令和2年7月～	会計年度任用職員3名採用 （保健師、看護師、事務補助各1名）	疫学調査、相談業務、記録作成
令和3年6月～	会計年度任用職員4名追加採用 （保健師、看護師各1名、事務補助2名）	疫学調査、相談業務、記録作成
令和3年 4月26日～	湖西市、掛川市、磐田市から保健師が応援要員として随時派遣	疫学調査等
令和3年 8月16日～9月30日	健康福祉部及び他部局から保健師、栄養士等が応援要員として派遣（1日6～7名程度）	疫学調査等
令和3年 8月24日～31日	健康福祉部本庁から職員3名が応援要員として派遣	記録作成等
令和3年 8月～11月	患者発生届データ入力業務を業者に委託（1名）	記録作成等
令和3年 9月1日～10月31日	他部局の職員3名が兼務職員として派遣	記録作成等
令和3年9月～	患者搬送業務を業者に委託 （運転手1名、看護師1名常駐）	患者搬送
令和4年 1月～3月	磐田市、掛川市、袋井市、湖西市から保健師が応援要員として派遣（1日1～4名）	疫学調査、記録作成等
令和4年 1月12日～5月22日	健康福祉部本庁職員及び他部局職員が応援要員として派遣 （健康福祉部1日1～5名、他部局1日10～31名）	疫学調査、記録作成等
令和4年 4月～9月	人材派遣業者職員が患者発生届データ入力業務要員として派遣（1日5～7名）	記録作成
令和4年5月～	人材派遣業者職員が疫学調査等新型コロナ対応業務要員として派遣（1日15～26名）	疫学調査、記録作成等
令和4年 7月～8月	磐田市、掛川市、袋井市、湖西市から保健師が応援要員として派遣（1日1～4名）	疫学調査、記録作成等
令和4年 7月25日～9月25日	健康福祉部本庁職員及び他部局職員が応援要員として派遣 （健康福祉部1日3～4名、他部局1日6～32名）	疫学調査、記録作成等
令和4年9月26日～ 令和5年1月4日	人材派遣業者職員を18名から段階的に9名に減少。	疫学調査、記録作成等

令和5年1月5日～ 3月31日	中遠総合庁舎内事務所から3名応援要員を確保 (1月31日まで)。 人材派遣業者職員を4名追加し13名を確保。	疫学調査、記録 作成等
令和5年3月31日	人材派遣業者職員の委託終了	疫学調査、記録 作成等
令和5年5月2日	軽症者搬送委託終了	

## イ 執務環境

令和2年4月から12月まで、中遠総合庁舎内の204会議室を新型コロナウイルス感染症対応執務室として確保するとともに、相談や積極的疫学調査に迅速に対応するための電話回線を増設した。令和3年1月からは、医療健康部内に新たに執務スペースを確保できたため、204会議室に増設した電話回線を移設した。

令和3年8月、新型コロナウイルス感染症第5波による感染者の爆発的増加に対応するため、204会議室を再び確保するとともに、新たに4階にも執務室を確保した。

令和4年8月、新型コロナウイルス感染症第8波による感染者の爆発的増加に対応するため、新たに1階多目的室を確保した。

令和5年5月8日、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられたことに伴い、5月15日に204会議室の新型コロナウイルス感染症対応執務室としての使用を終了した。

## ウ 物資

新型コロナウイルス感染症対策用として、主に下記物品の調達を行った。

- ・アルコール消毒液、ニトリル手袋、ペーパータオル、ジップロック（検体採取時に使用）、キッチンポリ袋（搬送車両消毒、検体採取時に使用）、大型ビニール袋（搬送車両養生用）、養生テープ（搬送車両養生用）、ホワイトボード（感染者情報等管理用）、スチールラック（感染者情報等管理用）緊急時用携帯電話、スマートフォン

また、本庁からスマートフォンの提供を受け、積極的疫学調査、相談業務等に使用した。その他、令和2年度にスズキ株式会社から貸与を受けた車両3台及び西部出納室管理の車両2台について、患者搬送業務等に使用した。

## (3) 評価（課題等）及び改善

感染が急拡大した時期(令和3年8月、令和4年1月、同年8月)において、新規発生患者数に応じて応援要員をいかに迅速に確保できるかが大きな課題であった。

人員投入のタイミングを逸すると職員に過度の負担が発生し、場合によっては過労死ラインを超える時間外勤務の発生も危惧された。

こうした中、圏域医療を確保しつつ業務の改善を推進し、ICT化や事務分担の見直し及び平準化により時間外勤務を削減し、職員の負担軽減に努めてきた。

さらに、災害対策の一環として、西部方面本部と連携し、各班の応援体制等を継続した。具体的な改善策及びその評価については以下のとおりである。

- ・令和2年4月から、所内当番表を作成し、一早く全所体制としたことで、新型コロナウイ

ルス感染症患者の発生状況に応じて、臨機応変に所内の応援体制をとることができた。

- 検体の搬送業務、病院や軽症者療養ホテルへの患者搬送業務等について、中遠総合庁舎内外の事務所の協力を得ることによって、担当保健師が相談対応、積極的疫学調査、医療機関調整等に専念することができた。
- 会計年度任用職員の採用、他所属や市からの応援職員の確保、執務スペースの確保など、相談対応、積極的疫学調査等の実施に必要な人員確保や環境整備を図ることで、新規感染者が急増する中でも、新型コロナウイルス感染症対策を適切に推進することができた。
- 患者搬送業務について業者に委託するとともに、発生届の代理入力や疫学調査等の業務について人材派遣会社に職員の派遣を委託することによって、業務負担の軽減を図ることができた。



## <福祉部>

### 福祉課

福祉課は、地域福祉、高齢者福祉、ひとり親家庭支援及び母子保健を含む子育て支援に係る事務、障害者保健福祉を所掌している。

地域福祉では、民生委員・児童委員活動の推進、人権・同和対策、社会福祉施設の防災及び避難行動要支援者対策の促進等の事業を実施している。

高齢者福祉では、「ふじのくに長寿社会安心プラン」策定の圏域会議の開催、地域支援事業などを行う市町への支援、高齢者の生きがい対策等を実施している。

子育て支援では、県の行動計画である「しずおか次世代育成プラン」に基づき、子どもと子育て家庭に対する総合的な支援施策を展開している。また、DV防止対策として女性相談を実施している。

障害者保健福祉では、「ふじのくに障害者しあわせプラン」に基づき、障害を理解するための啓発事業や手話通訳者広域派遣事業を実施するほか、精神障害者の保健福祉対策等を実施している。

#### 1 民生委員・児童委員及び主任児童委員活動の推進

##### (1) 民生委員・児童委員活動の推進

###### ア 目的

民生委員や地区民生委員協議会の活動に要する経費等を助成するほか、委員の委嘱・解嘱を円滑に行うことなどにより、民生委員・児童委員活動の充実強化を図る。

###### イ 計画及び実績（成果）

令和4年12月1日付けで3年ごとの一斉改選を実施した。また、随時の民生委員・児童委員の委嘱・解嘱に係る事務を行うとともに、市町に対して民生委員活動に要する経費に係る負担金を交付した。さらに、本庁地域福祉課と協力して、一斉改選後の新任民生委員に対し研修を行った。

###### ウ 評価（課題等）及び改善

民生委員・児童委員の担い手確保と活動の充実に寄与した。今後とも、民生委員・児童委員の活動に対する助成、研修を通じた資質の向上、協力員制度の推進等による委員の担い手確保を進めるとともに、委員の委嘱や辞任・死亡による解嘱の手続が速やかに行われるよう管内市町と連携を密にしていく。

民生委員・児童委員調

(令和5年9月30日現在)

区分 市町別	定 数	現 員			1人1か月平均 取扱件数
		男	女	計	
磐田市	327人	168人	154人	322人	12.0件
掛川市	194人	116人	77人	193人	10.2件
袋井市	153人	93人	57人	150人	10.9件
湖西市	107人	36人	66人	102人	10.2件
御前崎市	63人	27人	36人	63人	7.6件
菊川市	83人	53人	29人	82人	10.4件
森 町	46人	23人	23人	46人	5.5件
計	973人	516人	442人	958人	10.5件

(注) 本表は、主任児童委員を含む。

民生委員・児童委員の活動状況調 (令和4年度)

1 内容別相談・支援件数			分野別相談・支援件数		
区 分	件 数	1委員当り※	区 分	件 数	1委員当り※
在 宅 福 祉	1,278	1.3	高齢者に関する こと	8,592	9.1
介 護 保 険	502	0.5			
健康・保健医療	1,098	1.2			
子育て・母子保健	197	0.2			
子どもの地域生活	857	0.9	障害のある人に関する こと	1,130	1.2
子どもの教育・ 学 校 生 活	480	0.5			
生 活 費	317	0.3			
年 金 ・ 保 険	59	0.1	子どもに関する こと	2,230	2.3
仕 事	95	0.1			
家 族 関 係	650	0.7			
住 居	272	0.3	そ の 他	3,309	3.5
生 活 環 境	958	1.0			
日常的な支援	3,262	3.5			
そ の 他	5,236	5.5	計	15,261	16.1
計(1)	15,261	16.1			

※「1委員当り」の件数については、令和4年度末日時点の委員数(949人)で算出

2 その他の活動件数	活動区分	件数	1委員当り※
	調査・実態把握	12,587	13.3
	行事・事業・会議への参加協力	16,960	17.8
	地域福祉活動・自主活動	36,920	38.9
	民児協運営・研修	35,968	37.9
	証明事務	2,241	2.4
	要保護児童の発見の通告・仲介	171	0.2
	計(2)	104,847	110.5

※「1委員当り」の件数については、令和4年度末日時点の委員数(949人)で算出

3 相談・支援・調査のため	区分	件数	1委員当り※
	相談・支援及び活動件数 (1) + (2)	120,108	126.6
	前年同期	112,702	117.4
	活動日数	119,054	125.5
	訪問回数	89,918	94.8
	連絡調整回数	52,719	55.6

※「1委員当り」の件数については、令和4年度末日時点の委員数(949人)で算出(前年同期を除く)

## 2 人権・同和対策と避難行動要支援者の支援

### (1) 人権問題啓発事業

#### ア 目的

人権に関する広報を行うことにより、県民の人権問題に対する正しい理解や認識を深め、県民の人権尊重の意識の普及・高揚を図る。

#### イ 計画及び実績(成果)

県人権啓発センターが行う講演会の周知や国、県等が作成した広報物を活用した啓発を行った。

#### ウ 評価(課題等)及び改善

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、有効な啓発手法が課題であったが、可能な範囲で県民に対する人権尊重の意識の普及・高揚に取り組んだ。

### (2) ホームレス自立支援等

#### ア 目的

ホームレスの実態について、関係機関が連携してその状況を把握し、ホームレスの自立促進を図る。

## イ 計画及び実績（成果）

令和5年1月に実施したホームレス実態調査の結果、当センター管内（6市1町）のうち3市で4人のホームレスの存在を確認した。

## ウ 評価（課題等）及び改善

当センター管内の市町では、ホームレスの人数は前年と同数であった。引き続き関係機関と情報共有し実態把握に努めるとともに、必要に応じて市町の相談支援につなげていく。

### (3) 避難行動要支援者支援

#### ア 目的

災害時に自らの身を守るために必要となる情報の入手や安全な場所への速やかな避難が困難な高齢者・障害のある人等の「要配慮者」のうち、災害発生時等において特に避難支援を要する「避難行動要支援者」の避難対策を推進するため、市町の体制整備を支援する。

## イ 計画及び実績（成果）

健康福祉部の取組として、令和3年5月に改定された「避難行動要支援者の避難行動計画支援に関する取組指針」に基づき、市町の避難行動要支援者名簿の整備や、避難支援計画（全体計画・個別計画）の策定・推進を支援している。

#### (7) 調査の実施（消防庁及び健康福祉部政策管理局）

- a 市町における避難行動要支援者の避難対策に係る取組状況等調査
- b 福祉避難所の指定状況調査

#### (イ) 市町への助言・指導

健康福祉部企画政策課、西部地域局等と連携し、避難行動要支援者避難支援対策の進捗状況を確認するとともに、問題点の解決に向けての助言・指導を行った。

#### a 避難行動要支援者の避難支援対策等に係る意見交換会

年度	開催日	参加者	参加数
令和4年度	令和4年12月14日	市町、市町社協、県社協、県（健康福祉部、危機管理部、交通基盤部）	41人
令和5年度	令和5年6月21日	市町、市町社協、県社協、県（健康福祉部、危機管理部、交通基盤部）	49人

## ウ 評価（課題等）及び改善

意見交換会では、先進事例として富士市モデル事業や浜松市事例など、実践的な取組を紹介するとともに、ワークショップを通じて他の市町及び社協との具体的な課題等について議論を深めるなど、市町の個別避難計画策定の進捗につながるよう、内容の充実を図った。

西部管内は、8市町全てで個別避難計画の策定に着手しているが、策定済み計画数の一層の推進に向けて、令和5年12月から令和6年1月の間に市町個別ヒアリングの実施を予定するなど、課題等の具体的解決に向けた支援を強化していく。

### 3 社会福祉施設に対する支援・指導

#### (1) 「社会福祉施設防災の日」防災訓練

##### ア 目的

県では毎年11月1日を「社会福祉施設防災の日」とし、県下一斉に、各施設において防災訓練を実施することにより、防災意識の高揚と安全対策の確立に資する。

##### イ 計画及び実績（成果）

訓練実施日 令和4年11月1日

##### (ア) 総合防災訓練（モデル訓練）

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止

##### (イ) 一般防災訓練

- ・実施施設 379施設
- ・参加者 18,709人

##### ウ 評価（課題等）及び改善

社会福祉施設において防災意識が高まるとともに、施設における防災対策や消防署等関係機関との協力体制を確認する有効な機会となっている。

## 社会福祉施設要入所者調

（令和5年9月30日現在）（単位：人）

施設の種類	管内施設		管内要入所者			過不足 (A)-(B) △印は概	摘要	
	施設数	定員 (A)	入所中	入所 待機者	計 (B)			
保 護	救護施設	4	334	289	2	291	43	
	小計	4	334	289	2	291	43	
老 人	養護老人ホーム	10	620	433	1	434	186	
	特別養護老人ホーム	119	7,662		*			
	軽費老人ホーム	22	1,083		*			
	小計	151	9,365	433				
児 童	福祉型障害児入所施設	5	230	70(66)	*			
	医療型障害児入所施設	2	210	129(120)	*			
	児童心理治療施設	0	0	2(0)	0	2(0)	△2	
	小計	7	440	201(186)				
障害者支援施設		28	1,530	1,226	*			
合 計		190	11,669	2,149				

\*印欄は契約施設であるため記入不要。管内要入所者の入所中欄は管外施設への入所を含めた入所者数。児童施設に係る同欄（ ）書きは、管内施設入所者数を再掲。

#### 4 戦没者遺族等の援護事業

##### (1) 目的

戦没者、戦災死者など明治維新以来太平洋戦争に至る間に、戦禍により犠牲となった者の慰霊を行う。

##### (2) 計画及び実績（成果）

管内市町（浜松市含む）において開催された戦没者慰霊祭・追悼式等に出席した。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、開催規模を縮小し出席人数を減らすという対応をとった市町があった。

また、令和5年度は、台風の影響で予定した式典が急遽中止となった市が多数あった。

年 度	出席市町数	出席回数
令和4年度	4市	4回
令和5年度（令和5年9月30日現在）	1（6）市町	1（6）回

（ ）は出席予定であった数

##### (3) 評価（課題等）及び改善

高齢化や新型コロナウイルス感染症のため、追悼式等への参加者が減少している状況ではあるが、地域の方々とともに戦没者遺族等に慰霊の意を表した。

#### 5 静岡県長寿社会保健福祉計画（「ふじのくに長寿社会安心プラン」）の推進

令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）を計画期間とする第9次静岡県長寿社会保健福祉計画を推進するため、管内市町に対して広域的な調整、支援等を実施している。

##### (1) 地域包括ケア推進ネットワーク圏域会議の開催

###### ア 目的

地域包括ケアシステムの着実な構築を実現するため、医療・介護をはじめとする専門職の連携を強化し、市町における地域包括ケア推進体制の整備を支援する。

令和5年度は、第9次計画の進捗管理及び第10次計画の圏域計画策定に係る圏域における「議論の場」として、中東遠及び西部圏域ごとに必要な会議を実施する。

###### イ 計画及び実績（成果）

圏域構成	中東遠：磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町 西 部：浜松市、湖西市
委員構成 (20人)	医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院、看護協会（西部）、訪問看護ステーション（中東遠）、リハビリテーション専門職、介護従事者、老人福祉施設、社会福祉協議会、市町、県

(令和4年度)

回数	圏域	開催日	開催内容
第1回	中東遠	R4. 12. 13	第9次静岡県長寿社会保健福祉計画（圏域計画）の進捗に係る課題等の議論及び意見交換 「在宅医療・介護連携について」
	西部	R4. 12. 23	

(令和5年度)

回数	圏域	開催日	開催内容
第1回	中東遠	R5. 7. 28	第9次静岡県長寿社会保健福祉計画（圏域計画）の進捗に係る課題等の議論及び意見交換 「認知症施策について」 「自立支援、介護予防・重度化防止について」
	西部	R5. 7. 21	

#### ウ 評価（課題等）及び改善

令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により12月にWEBで開催し、第9次静岡県長寿社会保健福祉計画の圏域計画に係る取組と課題について「在宅医療・介護連携」をテーマとして各委員の意見を集約した。

令和5年度は、7月に第1回を開催し、圏域計画に係る取組と課題について「認知症施策」及び「自立支援、介護予防・重度化防止」をテーマに各委員の意見を集約した。第2回以降は、次期計画（第10次）の年度内策定に向けて、圏域計画の素案等を踏まえた議論を進めていく。

## (2) 高齢者の生きがい対策

### ア 目的

高齢者が健康で生きがいを持って生活できるための施策を推進する。

### イ 計画及び実績（成果）

#### 老人の日記念事業

老人の日を記念して、当該年度中に百歳を迎える長寿者に、知事からの寿詞と祝品を贈るとともに、総理大臣からの記念品を伝達しその長寿を祝した。

令和4年度は、西部管内在住の長寿者が知事訪問の対象者に選定されたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となった。

令和5年度は、再度、西部管内在住の長寿者が知事訪問の対象者に選定され、敬老の日（9月18日）に、知事が対象者自宅を訪問し長寿を祝した。

(令和5年9月1日時点)

年 度	記念品贈呈対象者		
	西部管内※	静岡県内	管内対象者の割合
令和4年度	471人	1,326人	35.5%
令和5年度	530人	1,465人	36.2%

※浜松市を含む。

#### ウ 評価（課題等）及び改善

多年にわたり社会の発展に寄与してきた高齢者を敬愛し、その長寿を祝うことにより県民の敬愛精神の高揚と高齢者福祉の増進が図られた。

また、百歳以上の高齢者が毎年増加し、各地域の様々な分野で活躍されていることから、厚生労働省が実施・公表する「話題性のある百歳以上の高齢者」の管内情報を集約し情報提供することで、管内在住者の方々の活躍周知を図っている。



高 齢 者 数 等 の 調

(令和5年4月1日現在)

区 分		総人口	高 齢 者 数				老人クラブ		
市町別			60才 以上 65才 未満	65才 以上	計	総人口 に対する 65才 以上の 人口比	クラブ 数	加入者数	加入率
浜松市	令和3年度	797,938	47,971	223,078	271,049	28.0%	396	20,552	7.6%
	令和4年度	793,606	47,830	224,384	272,214	28.3%	390	19,625	7.2%
	令和5年度	790,580	47,731	225,153	272,884	28.5%	374	18,175	6.7%
磐田市	令和3年度	169,013	10,070	48,294	58,364	28.6%	110	5,721	9.8%
	令和4年度	167,663	9,975	48,530	58,505	28.9%	89	4,662	8.0%
	令和5年度	167,375	9,796	48,709	58,505	29.1%	95	4,939	8.4%
掛川市	令和3年度	116,687	7,453	32,416	39,869	27.8%	64	5,044	12.7%
	令和4年度	115,943	7,383	32,645	40,028	28.2%	61	4,643	11.6%
	令和5年度	115,589	7,267	32,804	40,071	28.4%	58	4,273	10.7%
袋井市	令和3年度	88,144	5,269	21,575	26,844	24.5%	38	1,553	5.8%
	令和4年度	87,983	5,129	22,011	27,140	25.0%	31	1,207	4.4%
	令和5年度	88,278	4,967	22,258	27,225	25.2%	26	989	3.6%
湖西市	令和3年度	58,938	3,323	16,552	19,875	28.1%	35	1,743	8.8%
	令和4年度	58,551	3,377	16,675	20,052	28.5%	34	1,606	8.0%
	令和5年度	58,230	3,434	16,690	20,124	28.7%	34	1,575	7.8%
御前崎市	令和3年度	31,522	2,175	9,703	11,878	30.8%	18	1,177	9.9%
	令和4年度	30,944	2,112	9,730	11,842	31.4%	17	1,036	8.7%
	令和5年度	30,547	2,055	9,789	11,844	32.0%	14	853	7.2%
菊川市	令和3年度	48,066	2,857	13,148	16,005	27.4%	10	230	1.4%
	令和4年度	47,720	2,793	13,251	16,044	27.8%	11	235	1.5%
	令和5年度	47,582	2,731	13,354	16,085	28.1%	11	247	1.5%
森 町	令和3年度	17,851	1,393	6,201	7,594	34.7%	18	569	7.5%
	令和4年度	17,563	1,296	6,268	7,564	35.7%	17	539	7.1%
	令和5年度	17,340	1,272	6,247	7,519	36.0%	14	385	5.1%
計	令和3年度	1,328,159	80,511	370,967	451,478	27.9%	689	36,589	8.1%
	令和4年度	1,319,973	79,895	373,494	453,389	28.3%	650	33,553	7.4%
	令和5年度	1,315,521	79,253	375,004	454,257	28.5%	626	31,437	6.9%

※総人口及び高齢者数欄は、高齢者福祉行政の基礎調査による。

老人クラブ欄は、福祉行政報告例による。

### (3) 地域支援事業

#### ア 目的

介護保険制度において、地域包括ケアシステムの構築に向けて、市町による実施が位置付けられている地域支援事業である、(1) 在宅医療・介護連携推進事業、(2) 認知症総合支援事業、(3) 地域ケア会議推進事業、(4) 生活支援体制整備事業を通じて介護予防に取り組むことにより、介護サービスの対象者の社会参加を促し地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することが求められているため、市町の地域支援事業への取組を支援し市町の事業実施を促進する。

#### イ 計画及び実績（成果）

地域の多様な資源を活用しながら効果的な介護予防の取組を推進できるよう、介護予防の取組に従事する者の資質の向上を図ることを目的として、介護予防従事者研修会を計画した。

##### (7) 市町担当者連絡会

令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、介護予防従事者連絡会、生活支援コーディネーター連絡会、在宅医療・介護連携推進事業連絡会、認知症総合支援事業連絡会の開催が見送られた。

##### (4) 介護予防事業従事者研修会

令和4年度は、健康増進課と連携して「高齢者の食支援に関する市町担当者研修会」の9月開催を計画したが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により令和5年2月開催に延期したところ、状況が改善されず最終的に中止を決定した。

令和5年度は、健康増進課と連携し、改めて「高齢者の食支援に関する研修会」の実施を予定している。

#### ウ 評価（課題等）及び改善

地域包括ケアシステムの構築に関しては、県庁各課及び当所医療健康部と連携しながら市町への支援を強化している。市町担当者の声を聴き、抱えている課題や事業実施に当たっての問題点を整理するとともに、市町間での情報共有や課題解決に向けた担当者連絡会を開催するなど、引き続き市町に対する一層の支援に努めている。

### (4) 地域リハビリテーション強化推進事業

#### ア 目的

高齢者等が、要支援・要介護状態になることの予防、状態の軽減や悪化防止のため、最適なりハビリテーションの提供が地域の実情に応じて適切に行われることが重要である。

このため、保健・医療・福祉等の関係者の連携による地域リハビリテーション支援体制の整備を図る。

圏域	区分	病 院 名	種 連 携 リハビリテーションの活用に係る多職	介 護 サ ー ビ ス に お け る リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン の 視 点 導 入 促 進	障 害 者 や 児 童 な ど 高 齢 者 以 外 の 分 野 に 関 する リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン の 推 進	地 域 の 関 係 機 関 か ら な る 連 絡 協 議 会 の 設 置 ・ 運 営	リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 専 門 職 の 派 遣 調 整	計
遠 中 東	広域	磐田市立総合病院	1	80	8	22	0	111
西 部	広域	浜松市リハビリテーション病院	4	35	5	0	46	90
合 計			5	115	13	22	46	201

## ウ 評価（課題等）及び改善

地域リハビリテーション広域支援センター（中東遠圏域：磐田市立総合病院、西部圏域：浜松市リハビリテーション病院）と、地域リハビリテーション支援センターが連携し、各圏域で研修等を実施するなどリハビリテーションに係る多職種連携を促進した。

特に中東遠圏域においては、掛川東病院、豊田えいせい病院、すずかけヘルスケアホスピタルの3病院を、地域リハビリテーション支援センターとして新たに指定することにより、事業の充実・強化を図った。

今後も、地域で継続的・総合的なリハビリテーションサービスを提供できるよう、広域支援センターを核とした多職種連携体制を充実させることにより、地域リハビリテーション提供体制の強化を図る。

6 母子保健対策

(1) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

慢性的な疾病を抱える児童及びその家族の負担軽減、長期療養児童の自立・成長支援について、地域の社会資源を活用するとともに、利用者の置かれた環境等に応じた支援を行う。

ア 相談支援事業

(ア) 目的

疾病により長期にわたる療養を必要とする児童やその家族に対して、適切な療養の確保や自立を促すために必要な情報を提供し、日常生活上の悩みや不安等の解消と療養児童の健康の維持増進を図る。

(イ) 計画及び実績 (成果)

個別相談

(令和4年度)

(単位:人)

	実人数	延人数	1 悪性新生物	2 慢性腎疾患	3 慢性呼吸器疾患	4 慢性心疾患	5 内分泌疾患	6 膠原病	7 糖尿病	8 先天性代謝異常	9 血液疾患	10 免疫疾患	11 神経・筋疾患	12 慢性消化器疾患	13 染色体疾患	14 皮膚疾患	15 骨系疾患	16 脈管疾患
療育相談 (来所)	13	13	0	1	3	4	0	0	0	0	0	0	3	0	1	0	1	0
巡回相談指導	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	13	13	0	1	3	4	0	0	0	0	0	0	3	0	1	0	1	0

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在)

(単位:人)

	実人数	延人数	1 悪性新生物	2 慢性腎疾患	3 慢性呼吸器疾患	4 慢性心疾患	5 内分泌疾患	6 膠原病	7 糖尿病	8 先天性代謝異常	9 血液疾患	10 免疫疾患	11 神経・筋疾患	12 慢性消化器疾患	13 染色体疾患	14 皮膚疾患	15 骨系疾患	16 脈管疾患
療育相談 (来所)	8	8	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	4	0	1	0	0	0
巡回相談指導	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	8	8	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	4	0	1	0	0	0

(ウ) 評価（課題等）及び改善

個別支援として、家庭看護、食事・栄養指導、精神的支援等、生活に関し必要な相談指導及び訪問指導を行っており、在宅療養の不安解消、親の障害受容・愛着形成を促す有効な機会となっている。また、市町と連携し福祉制度（日常生活用具給付事業）の紹介をする等、在宅生活を支援している。

令和4年度から窓口でのアンケートを実施しており、児や家族のニーズの把握に努めている。この中で、当事者が必要とする最適なサービスにつながりにくい状況にあることが確認されているため、関係機関との連携強化に向けた取組を継続する。

イ その他の自立支援事業

(ア) 目的

小児慢性特定疾病児童や家族が、疾病の知識や自己管理技術等セルフケア能力を高めるとともに、相互交流による情報交換の場を提供し、自立促進を支援する。

(イ) 計画及び実績（成果）

令和4年度 令和3年度のアンケート結果を基に防災対策ファイルを作成・配付

対象	人工呼吸器装着児とその家族：12件
内容	<p>防災対策ファイルを窓口又は郵送で配布。ファイルの説明時に避難行動要支援者名簿への登録について案内。ファイリング内容は下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災対策啓発チラシ</li> <li>・非常持ち出し品リスト</li> <li>・静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」チラシ</li> <li>・中部電力パワーグリッドチラシ</li> <li>・NTT西日本災害用伝言サービスチラシ</li> <li>・「静岡県医療的ケア児等支援センター」チラシ</li> </ul>

令和4年度 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業関係者連絡会

開催年月日	内容	参加人数
令和5年 3月2日	<p>①西部健康福祉センターより情報提供</p> <p>②講話「小児慢性特定疾病児童の支援の実際」 静岡県立こども病院地域医療連携室 □□□□ 氏</p> <p>③情報交換「各機関での小児慢性特定疾病児童との関わり」</p>	<p>23人 (市町母子・障がい福祉担当者、病院ソーシャルワーカー、ハローワーク職員等)</p>

令和5年度 新規人工呼吸器装着者に防災対策ファイルを配布

(令和5年9月30日現在)

対象	人工呼吸器装着児とその家族：2件
内容	<p>防災対策ファイルを新規申請窓口で配布。ファイルの説明時に避難行動要支援者名簿への登録について案内。ファイリング内容は下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災対策啓発チラシ</li> <li>・非常持ち出し品リスト</li> <li>・静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」チラシ</li> <li>・中部電力パワーグリッドチラシ</li> <li>・NTT西日本災害用伝言サービスチラシ</li> <li>・「静岡県医療的ケア児等支援センター」チラシ</li> </ul>

(ウ) 評価（課題等）及び改善

令和2年度から医療的ケアが必要な児の療養に当たる家庭の防災対策に取り組んでおり、令和3年度に全県でアンケート調査を実施した。アンケート調査を通じて災害対策について情報が不足している点が明らかになったため、災害時のケアの確保に関する啓発活動を継続する必要がある。

令和4年度はアンケート結果や参考資料をまとめた防災ファイルを対象者に配布し、災害時に有用な情報提供をすることができた。引き続き、新規に人工呼吸器の装着が必要になった対象者に防災ファイルを配付していく。また、小児慢性特定疾病児が必要な時に市町で個別支援計画を作成できるよう、関係機関との連携を深めていく。

(2) 母子保健分野における地域子ども虐待予防事業

母子保健事業を通して虐待発生のハイリスクを見逃さないよう、虐待予防の視点と援助技術の向上を図るとともに、関係機関との連携体制を構築することにより、地域における虐待予防対策の充実を図る。

ア 事例検討会

(ア) 目的

母子保健の困難事例について、参加者全員で事例検討を行うことにより、虐待予防の多角的な視点の養成、情報整理・アセスメント能力の向上及び対象へのより良い支援につなげる。

(イ) 計画及び実績（成果）

(令和4年度)

内 容	日 時	参加人数
母子保健で関わる困難事例(2事例/1回)について、アセスメント及び支援方法を検討する。 助言者：順天堂大学 教授 □□ □□ 氏	令和4年8月29日 令和4年10月14日	18人 21人

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在)

内 容	日 時	参加者
母子保健で関わる困難事例(2事例/1回)について、 アセスメント及び支援方法を検討する。 助言者：順天堂大学 教授 □□ □□ 氏	令和5年8月28日 令和5年10月16日(予定)	18人

(ウ) 評価（課題等）及び改善

育児不安や子育てを楽しめない育児困難感のある母子を支援する市町職員を対象にして事例検討会を開催することにより、アセスメント能力や支援技術の向上につながった。

事例検討会について、市町からは新任保健師や児童福祉担当の学びの場として、積極的に参加をさせたい意向があるものの、業務との兼ね合いで参加を断念する職員もいたことから、令和3年度に袋井市で開催した際に、袋井市の新任保健師を含む多くの職員が参加できた実績を踏まえ、参加者の増加に向けて今後の開催方法に工夫を加えていく。

イ 親支援グループケア

(ア) 目的

子育てへの困難感、不安感を抱く親や虐待してしまいそうと悩む親を対象にグループケア活動を実施し、適切な親子関係を促すことにより虐待予防を図る。

(イ) 計画及び実績（成果）

(令和4年度)

内 容	日 時	参加人数
森町コモンセンスペアレンティング (子ども虐待予防教室)	令和4年11月～ 令和5年2月の4日間 (各2時間)	母 実5人 延17人 子 実9人 延29人

(ウ) 評価（課題等）及び改善

森町開催の子ども虐待予防教室への技術支援を行った。コモンセンスペアレンティングは、子どもを誉める、子どもにして欲しい行動を分かりやすく伝える等のスキルを学ぶことにより、親子関係を改善し、子ども虐待の予防につなげるプログラムである。参加者から「参加して良かった、今後の子どもとの関わりに活かせるスキルを学んだ」という感想が多く聞かれており好評を得ている。

本事業は、当初5日間の日程で計画していたが、体調不良や地域行事参加等で参加者が欠席となり4日間での実施となったことから、開催日程について連続して参加しやすいよう改善を図る。

ウ 妊産婦及び母子支援ネットワーク会議

(ア) 目的

妊婦の妊娠・出産に関する不安や出産後間もない母親の育児の不安・負担などに対し迅速に対応するため、市町や医療機関等の関係機関が連携して支援することにより、安心して子どもを産み育てられる環境を整備する。

(イ) 計画及び実績（成果）

（令和4年度）

事業名	母子継続看護連絡会	
開催日	令和4年8月9日、令和4年11月29日	
会場	ZoomによるWeb形式で開催	
参加機関及び参加数	機関	西部、中東遠圏域の2次・3次周産期医療機関看護職、助産師会、県及び市町母子保健担当者、看護大学、児童相談所
	参加数	第1回 27施設、94人 第2回 25施設、86人
内容	第1回 妊娠糖尿病～現状と産前産後のフォロー体制～ (1)講演「妊娠糖尿病について」 講師:浜松北病院 □□ □□氏 (2)実践報告 「産前産後及び地域における妊娠糖尿病の妊産婦ケア・支援」 第2回 新型コロナ感染症対策と母子関係・成長発達への影響 (1)実践報告 (2)意見交換	

事業名	管内周産期医療機関と市町との母子担当者連携会議	
	中東遠総合医療センター圏域	磐田市立総合病院圏域
開催日	令和4年7月21日・11月24日・令和5年2月2日	令和4年7月7日・11月10日 令和5年2月16日
会場	掛川市徳育保健センター	中遠総合庁舎
参加機関及び参加数	機関	中東遠総合医療センター 磐周・小笠医師会産科診療所（6か所）、助産所（5か所）、掛川助産師会 市町母子保健（4市1町） 児童相談所
	参加数	延43人
参加機関及び参加数	機関	磐田市立総合病院 磐田医師会産科診療所（3か所） 助産所（4か所）、磐田助産師会 市町母子保健（2市1町） 児童相談所
	参加数	延33人
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>産婦健康診査、産後ケア事業の実施状況(実績、課題)について</li> <li>気になる妊産婦の情報提供</li> </ul>	



(令和5年度)

(令和5年9月30日現在)

事業名	母子継続看護連絡会	
開催日	令和5年8月8日、令和5年10月31日（予定）	
会場	第1回：浜松総合庁舎、第2回：ZoomによるWeb形式で開催	
参加機関及び参加数	機関	西部、中東遠圏域の2次・3次周産期医療機関看護職、助産師会、県及び市町母子保健担当者、看護大学、児童相談所
	参加数	第1回 22施設、63人
内容	第1回 家庭内におけるこどもの重大事故と予防 (1)実践報告、(2)意見交換 第2回 看護職のストレスマネジメント 講演「(仮)マインドフルにこころを整え自分への思いやりを高めよう」 講師 大阪大学 □□ □□氏	

事業名	管内周産期医療機関と市町との母子担当者連絡会議		
	中東遠総合医療センター圏域	磐田市立総合病院圏域	
開催日	令和5年7月27日、11月16日（予定） 令和6年2月22日（予定）	令和5年7月13日、11月9日（予定） 令和6年2月8日（予定）	
会場	掛川市徳育保健センター	中遠総合庁舎	
参加機関及び参加数	機関	中東遠総合医療センター 磐周・小笠医師会産科診療所（6か所）、助産所（5か所）、掛川助産師会、市町母子保健（4市1町）、児童相談所	磐田市立総合病院 磐田医師会産科診療所（3か所） 助産所（3か所）、磐田助産師会 市町母子保健（2市1町） 児童相談所
	参加数	22人	17人
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>産婦健康診査、産後ケア事業の実施状況(実績、課題)について</li> <li>気になる妊産婦の情報提供</li> </ul>		

## (ウ) 評価（課題等）及び改善

県西部地域の2次・3次周産期医療機関と市町、児童相談所による母子継続看護連絡会を開催し、各機関の連携の強化を図るとともに、実践活動に活かせる報告や研修により実務者の資質向上を図った。

また、管内2つの2次周産期医療機関を中心に、それぞれの圏域ごとに保健師、助産師及び看護師等の実務者による連絡会議を開催し、身近な産科診療所・助産所との間で顔の見える関係づくりができたことにより情報共有が促進され、妊娠中から出産までの気になる妊産婦の早期発見・早期支援につないでいく体制が強化された。

(3) 母子保健関係職員等支援事業

自治体等職員を中心とした母子保健担当者に対して、母子保健に関係する理念を踏まえて、連絡会等を開催して資質向上及び関係機関の連携を充実させることにより、母性及び乳幼児の健康の維持増進を図った。

ア 母子保健関係職員等連絡会

(ア) 目的

管内市町とともに母子保健に関する課題の把握と対策の検討、情報交換及び学習会を開催することにより、市町母子保健事業を効果的に推進する。

(イ) 計画及び実績（成果）

（令和4年度）

開催年月日	内容	参加人数
令和4年5月16日	(1) 令和4年度市町母子保健事業の説明 (2) 令和4年度静岡県母子保健事業の説明 (3) 情報提供「子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的な相談機関の整備に向けて」 西部児童相談所 育成課長	12人
令和4年9月9日	(1) 情報提供「西部児童相談所管内における頭部外傷等の事故例を通して-家庭内の重大な事故と予防について～」 西部児童相談所 育成課主任 (2) 意見交換	10人
令和5年2月10日	(1) 講演会「1歳6ヶ月健診、3歳児健診での発達確認のポイントと、外国籍の母子に対応する際の留意点」 西部児童相談所 相談判定課班長 (2) 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的相談体制について (3) 伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施について	14人

（令和5年度）

（令和5年9月30日現在）

開催年月日	内容	参加人数
令和5年6月5日	(1) 令和5年度市町母子保健事業の説明 (2) 令和5年度静岡県母子保健事業の説明 (3) 情報提供「こども家庭センターについて」 西部児童相談所 育成課長	20人
令和5年10月30日 （予定）	(1) 研修会「こども家庭センターの設置について」 桑名市こども総合センター □□ □□□□ 氏 (2) 意見交換	—

(ウ) 評価（課題等）及び改善

各市町母子保健事業の現状分析と課題の抽出を行ったことにより、今後の取組の方向性について、県と市町との間で充実した協議を行うことができた。

令和元年度から管内7市町で開始した産婦健康診査事業及び産後ケア事業について、事業の実施状況を確認し成果を共有した。

今後、児童福祉法等の一部改正に伴い、市町での設置が必要となるこども家庭センターの早期設置について、支援を行っていく必要がある。

イ 研修会

(ア) 目的

市町の母子保健事業を推進するため、市町保健師、看護師及び保育所、幼稚園等で母子の保健活動に従事している者の資質向上、連携強化等を図る。

(イ) 計画及び実績（成果）

（令和4年度）

項目	開催年月日	内容及び講師	参加人数
療育講演会 (掛川会場)	令和4年 7月30日	演題「子どもを笑顔にする保育・療育～保護者の悩みに寄り添う支援について～」 講師 NPO法人福祉広場 □□ □□ 氏	150人 (保育士・幼稚園教諭・施設職員・小中学校教諭・市町保健師等)
母子継続 看護連絡会 研修会	令和4年 8月9日	演題「妊娠糖尿病について」 講師 浜松北病院 □□ □□ 氏 (ZoomによるWeb形式)	94人 (市町母子保健担当保健師・周産期医療機関看護師及び助産師)

（令和5年度）

（令和5年9月30日現在）

項目	開催年月日	内容及び講師	参加人数
療育講演会 (掛川会場)	令和5年 7月1日	演題 「子どもを笑顔にする保育・療育～子どもの育ちに寄り添う支援について～」 講師 NPO法人福祉広場 □□ □□ 氏	281人 (保育士・幼稚園教諭・施設職員・小中学校教諭・市町保健師等)
母子継続 看護連絡会 研修会	令和5年 10月31日 (予定)	講演「(仮)マインドフルにこころを整え 自分への思いやりを高めよう」 講師 大阪大学 □□ □□ 氏 (ZoomによるWeb形式)	—

(ウ) 評価（課題等）及び改善

管内市町母子保健担当、周産期医療機関職員等の資質向上のため、研修会を開催し多くの参加が得られた。

引き続き、参加者の拡大を図るため、関係者と調整を図った上でより参加のしやすい開催方法（Web形式等）の検討をしていく。

(4) 生涯を通じた女性の健康支援事業

ア 目的

思春期から更年期に至る女性を対象に、ライフステージに応じた的確な健康管理ができるよう、健康教育を実施し、生涯を通じた女性の健康の維持増進を図る。また、対象の支援者となる関係職員の資質向上を図る。

イ 計画及び実績（成果）

（令和4年度）

開催年月日	内容及び講師	参加人数
令和4年 12月2日	講演会 ① 講演：「プレコンセプションケアとは～学童期・思春期からの健康づくり～」 講師：静岡医療科学専門大学校 □□ □□ 氏 ② 情報提供：「西部保健所からのお知らせ」 担当者：西部保健所地域医療課保健師 ③ 質疑応答・意見交換	53人 (小・中・高・特別支援学校養護教諭、市町保健師等)

ウ 評価（課題等）及び改善

思春期保健に携わる学校関係者、市町保健師等が、正しい医学知識や性教育の方法を学ぶ機会となり、今後の支援につながっていくことが期待される。オンライン上で活発に意見交換を行うことができなかったため、今後はグループワーク等を追加して情報共有や連携の強化を図る。

(5) 小児医療給付

ア 小児慢性特定疾病医療費助成

(イ) 目的

小児慢性特定疾病は、その治療が長期にわたり医療費負担も高額となることから、医療費の自己負担分の一部を補助し、児童の健全育成と患者家族の負担軽減を図る。

(イ) 計画及び実績（成果）

（令和4年度）

（単位：件）

疾病別 市町別	1 悪性新生物	2 慢性腎疾患	3 慢性呼吸器疾患	4 慢性心疾患	5 内分泌疾患	6 膠原病	7 糖尿病	8 先天性代謝異常	9 血液疾患	10 免疫疾患	11 神経・筋疾患	12 慢性消化器疾患	13 遺伝性疾患・体疾患	14 皮膚疾患	15 骨系疾患	16 脈管疾患	計
磐田市	12	7	1	23	13	5	11	1	4	0	10	4	2	0	0	1	94
掛川市	11	5	3	17	12	6	7	2	0	0	11	5	3	0	2	0	84
袋井市	13	8	2	7	10	5	4	2	1	2	6	3	2	0	1	0	66
湖西市	1	3	1	4	6	3	2	1	1	1	2	3	0	0	0	0	28
御前崎市	3	1	0	4	5	0	0	1	0	0	0	3	0	0	0	0	17
菊川市	6	3	4	7	4	1	2	2	1	1	5	6	1	0	1	0	44
森町	2	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	6
計	48	27	11	65	50	20	26	9	8	4	34	24	8	0	4	1	339

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在) (単位: 件)

疾病別 市町別	1 悪性 新生物	2 慢性 腎疾患	3 慢性 呼吸器 疾患	4 慢性 心疾患	5 内分泌 疾患	6 膠 原病	7 糖 尿病	8 先天性 代謝異常	9 血液 疾患	10 免疫 疾患	11 神経・ 筋疾患	12 慢性 消化器 疾患	13 遺伝子 体疾患	14 皮膚 疾患	15 骨系 疾患	16 脈管 疾患	計
磐田市	10	4	1	14	11	3	7	1	3	0	7	6	2	0	0	1	70
掛川市	11	6	4	12	8	5	7	1	0	0	8	6	2	0	2	0	72
袋井市	10	6	1	6	5	6	3	2	1	2	5	1	2	0	0	0	50
湖西市	0	2	0	2	7	2	2	1	1	1	2	1	0	0	0	0	21
御前崎市	2	1	0	1	3	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	10
菊川市	5	3	3	4	3	1	2	1	1	1	5	6	1	0	1	0	37
森町	3	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	6
計	41	22	9	41	37	17	21	7	7	4	27	22	7	0	3	1	266

(ウ) 評価(課題等)及び改善

令和3年11月1日から、16疾患群、788疾病に医療費助成の対象が拡大された。

療養が長期に及ぶ患者家族に対する経済的な負担軽減となっており、安心して療養を続けることに寄与している。書類の提出が負担になるとの声も聞かれるため、医療費助成の申請をすることによるメリットや提出方法を適切に伝えていく。

イ 特定不妊治療費助成

(ア) 目的

体外受精・顕微授精以外の治療法では、妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断された戸籍上の夫婦に対して、少子化対策の一環として県の指定医療機関において行われた治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。

## (イ) 計画及び実績（成果）

（令和5年度）

（令和4年度）

（令和5年6月30日終了）

市町別	承認件数
磐田市	138 件
掛川市	101 件
袋井市	74 件
湖西市	23 件
御前崎市	21 件
菊川市	35 件
森 町	5 件
計	397 件
助成額	80,573 千円

市町別	承認件数 (終了時点まで)
磐田市	1 件
掛川市	1 件
袋井市	0 件
湖西市	0 件
御前崎市	0 件
菊川市	1 件
森 町	0 件
計	3 件
助成額	500 千円

## (ウ) 評価（課題等）及び改善

本事業は平成16年度に開始し、平成18年度に助成期間の延長、平成19年度に助成額の増額と所得制限の緩和、平成21年度に助成額の更なる増額を行った。平成31年4月以降は、男性不妊治療に対する助成額を初回15万円から30万円に増額、令和3年1月以降の治療終了分からは、助成額をさらに増額するとともに、所得制限を撤廃した。

不妊治療は令和4年4月以降に受診を開始した治療から保険診療に位置付けられたことから、令和4年度における本事業は、令和3年度から継続中の治療費のみを対象として1回に限り助成することとされた。また、令和5年1月から3月に終了した治療については、治療終了日から90日以内（最大で令和5年6月30日まで）の申請を受け付けた。

7 女性相談業務（配偶者暴力相談支援センター）

ア 目的

DV防止法及び売春防止法に基づき、暴力被害女性及び要保護女性の早期発見、相談、指導・援助、一時保護を行うことにより人権の擁護と男女平等の実現を図る。

イ 計画及び実績（成果）

(ア) 女性相談 主訴別受付件数

単位：件

主 訴		令和4年度	令和5年度 (9月30日現在)	
人間関係	夫等	夫等の暴力	29	9
		薬物中毒・酒乱	0	0
		離婚問題	1	0
		その他	8	3
	子ども	子どもの暴力	0	5
		養育困難	0	0
		その他	1	0
	親族	親の暴力	1	1
		その他の親族の暴力	2	0
		その他	3	2
	交際相手	交際相手の暴力	1	0
		同性の交際相手の暴力	0	0
		その他	0	0
	その他	その他の者の暴力	1	0
		男女問題	0	1
		家庭不和	1	0
その他		3	2	
経済関係	生活困窮	0	0	
	サラ金・借金	0	0	
	求職	1	0	
	その他	1	0	
医療関係	病気	3	2	
	精神的問題	5	2	
	妊娠・出産	0	0	
	その他	0	1	
その他	住居問題	0	0	
	帰住先なし	0	0	
	不純異性交遊	0	0	
	売春強要	0	0	
	ヒモ・暴力団関係	0	0	
	5条違反	0	0	
	人身取引	0	0	
ストーカー		0	0	
合 計		61	28	

(イ) 「西部地域DV防止ネットワーク会議」の開催

地域においてDV防止に関する関係機関の連携を図るため、ネットワーク会議を開催し、各構成機関の相談実施状況等の情報を共有した。

構成機関：管内の市町・警察署、医師会・病院協会・弁護士会等関係機関  
県女性相談センター

令和4年度は、書面により各構成機関の情報を共有した。

ウ 評価（課題等）及び改善

DVに苦しんでいる女性からの相談を受け、悩みを傾聴して現状を整理するとともに、支援に関する情報を提供している。市町や警察など関係機関と連絡を密にしながらか対応しているが、複雑な相談内容もあることから、研修会等への参加を通じて支援技術や知識の向上に努めていく。

また、女性（婦人）相談員未設置の市に対して、早期の設置を促していく。

8 ひとり親家庭等福祉対策

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業

ア 目的

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、各種（12種）の貸付を行うことにより、母子家庭等の経済的自立の助長と生活意欲の向上を図り、その扶養する児童の福祉を増進する。

イ 計画及び実績（成果）

母子父子寡婦福祉資金貸付種別一覧表のとおり

年度別母子父子寡婦福祉資金貸付償還状況の推移調のとおり

ウ 評価（課題等）及び改善

就学支度資金、修学資金等の貸付は、給付型を含めた奨学金の支援や授業料等の減免と並び、母子家庭等の経済的自立や児童の修学に多大な貢献をしている。

償還については、父母、子及び連帯保証人への償還指導により、滞納額の減少に努めているが、母子・父子家庭を取り巻く家計の状況は依然として厳しく、生活困窮等の事情による新たな滞納者も増えている。

なお、滞納が長期化している回収困難な債権の回収業務等を、平成28年度から本庁において弁護士事務所などへ外部委託し、債権回収の強化を図っている。



母子父子寡婦福祉資金貸付種別一覧表

区分 資金別		昭和42年度～ 令和2年度の累計		令和3年度				令和4年度				令和5年度 (令和5年4月～令和5年9月)				合計	
		件数	貸付額	件数	貸付 申請額	件数	貸付 申請額	件数	貸付 申請額	件数	貸付 申請額	件数	貸付 申請額	件数	貸付 申請額	件数	貸付額
事業開始	95	87,120.00													95	87,120.00	
事業継続	136	60,465.00													136	60,465.00	
修学	10,410	2,626,114.13	124	58,761.50	124	58,761.50	104	51,950.80	104	51,950.80	77	19,394.90	77	19,394.90	10,715	2,756,221.33	
就学支度	3,223	449,082.58	25	11,180.00	25	11,180.00	24	9,887.00	24	9,887.00					3,272	470,149.58	
修業	136	35,901.00													136	35,901.00	
就職支度	12	995.00													12	995.00	
住宅	229	103,807.00													229	103,807.00	
医療介護	9	1,397.00													9	1,397.00	
技能習得	27	11,342.70	1	173.00											27	11,342.70	
転宅	25	4,333.33											1	260.00	26	4,593.33	
生活	50	23,850.46													50	23,850.46	
結婚																	
児童扶養	4	672.84													4	672.84	
計	14,356	3,405,081.04	150	70,114.50	149	69,941.50	128	61,837.80	128	61,837.80	78	19,654.90	78	19,654.90	14,711	3,556,515.24	

(母子福祉資金)

(令和5年9月30日現在)

(単位：千円)

母子父子寡婦福祉資金貸付種別一覧表

(父子福祉資金) (令和5年9月30日現在) (単位:千円)

区分 資金別	昭和42年度～ 令和2年度の累計		令和3年度				令和4年度				令和5年度 (令和5年4月～令和5年9月)				合計	
	件数	貸付額	件数	貸付 申請額	件数	貸付 決定額	件数	貸付 申請額	件数	貸付 決定額	件数	貸付 申請額	件数	貸付 決定額	件数	貸付額
事業開始																
事業継続																
修学	11	5,934.00	2	1,416.00	2	1,416.00	3	1,608.00	3	1,608.00	2	420.00	2	420.00	18	9,378.00
就学支度	5	2,490.00					1	410.00	1	410.00					6	2,900.00
修業																
就職支度																
住宅																
医療介護																
技能習得			1	408.00	1	408.00									1	408.00
転宅																
生活																
結婚																
児童扶養																
計	16	8,424.00	3	1,824.00	3	1,824.00	4	2,018.00	4	2,018.00	2	420.00	2	420.00	25	12,686.00

母子父子寡婦福祉資金貸付種別一覧表

(寡婦福祉資金)

(令和5年9月30日現在)

(単位:千円)

区分 資金別	昭和42年度～ 令和2年度の累計		令和3年度				令和4年度				令和5年度 (令和5年4月～令和5年9月)				合計			
	件数	貸付額	件数	貸付 申請額	件数	貸付 申請額	件数	貸付 申請額	件数	貸付 申請額	件数	貸付 申請額	件数	貸付 申請額	件数	貸付 申請額	件数	貸付 申請額
事業開始	31	19,000.00													31	19,000.00		
事業継続	94	47,058.00													94	47,058.00		
修学	1,254	431,796.00	3	2,400.00	3	2,400.00	2	1,644.00	2	1,644.00	1	504.00	1	504.00	1,260	436,344.00		
就学支度	216	37,733.00													216	37,733.00		
修業	16	2,886.00													16	2,886.00		
就職支度	1	55.00													1	55.00		
住宅	244	132,290.00													244	132,290.00		
医療介護	2	250.00													2	250.00		
技能習得	12	1,640.00													12	1,640.00		
転宅	2	469.00													2	469.00		
生活																		
結婚																		
児童扶養																		
計	1,872	673,177.00	3	2,400.00	3	2,400.00	2	1,644.00	2	1,644.00	1	504.00	1	504.00	1,878	677,725.00		

年度別母子父子寡婦福祉資金貸付償還状況の推移調

(母子福祉資金)

(令和5年9月30日現在) (単位：円)

区分 年度	貸付額	償還調定額			償還済額			不能 欠損額 ③	未償還額 (①-②-③)	償還率		
		繰越調定分 (A)	当該年度分 (B)	計 ①	過年度分 (C)	現年度分 (D)	計 ②			過年度分 (C)/(A)	現年度分 (D)/(B)	計 ②/(①-③)
平成29以前 年度分	3,121,364,802		2,079,545,476	2,079,545,476	217,619,474	1,796,339,449	2,013,958,923	64,133,097				96.9
平成30年度	106,319,650	30,179,083	102,387,193	132,566,276	3,437,246	95,739,429	99,176,675	33,379,511	11.4	93.5	74.8	
令和元年度	96,627,600	33,379,511	100,687,962	134,067,473	3,906,635	92,783,707	96,690,342	35,764,563	11.7	92.1	73.0	
令和2年度	80,769,004	35,764,563	109,575,626	145,340,189	3,798,646	100,708,234	104,506,880	40,833,309	10.6	91.9	71.9	
令和3年度	69,941,508	40,833,309	114,785,143	155,618,452	3,700,221	105,650,895	109,351,116	46,267,336	9.1	92.0	70.3	
令和4年度	61,837,808	46,267,336	113,955,157	160,222,493	5,882,415	106,370,387	112,252,802	47,969,691	12.7	93.3	70.1	
(合計)	3,536,860,372							3,076,114				
令和5年度 (令和5年 9月末現在)	19,654,904	47,969,691	54,547,604	102,517,295	3,426,831	50,247,299	53,674,130	48,843,165	7.1	92.1	52.4	

(父子福祉資金)

(令和5年9月30日現在) (単位：円)

区分 年度	貸付額	償還調定額			償還済額			不能 欠損額 ③	未償還額 (①-②-③)	償還率		
		繰越調定分 (A)	当該年度分 (B)	計 ①	過年度分 (C)	現年度分 (D)	計 ②			過年度分 (C)/(A)	現年度分 (D)/(B)	計 ②/(①-③)
平成29以前 年度分	4,294,000		56,099	56,099	0	56,099	56,099	0				100.0
平成30年度	1,226,000	0	257,626	257,626	0	222,294	222,294	0	35,332	0.0	86.3	86.3
令和元年度	768,000	35,332	442,822	478,154	8,833	389,824	398,657	0	79,497	25.0	88.0	83.4
令和2年度	2,136,000	79,497	535,380	614,877	79,497	489,081	568,578	0	46,299	100.0	91.4	92.5
令和3年度	1,824,000	46,299	535,380	581,679	15,433	231,553	246,986	0	334,693	33.3	43.3	42.5
令和4年度	2,018,000	334,693	658,380	993,073	283,561	588,081	871,642	0	121,431	84.7	89.3	87.8
(合計)	12,266,000							0				
令和5年度 (令和5年 9月末現在)	420,000	121,431	390,690	512,121	46,299	270,491	316,790	0	195,331	38.1	69.2	61.9

年度別母子父子寡婦福祉資金貸付償還状況の推移調

(寡婦福祉資金)

(令和5年9月30日現在) (単位：円)

区分 年度	貸付額	償還調定額			償還済額			不能 欠損額 ③	未償還額 (①-②-③)	償還率		
		繰越調定分 (A)	当該年度分 (B)	計 ①	過年度分 (C)	現年度分 (D)	計 ②			過年度分 (C)/(A)	現年度分 (D)/(B)	計 ②/(①-③)
平成29以前 年度分	665,113,000		575,831,156	575,831,156	58,148,481	515,643,671	573,792,152	0	2,039,004			99.6
平成30年度	782,000	372,979	649,266	1,022,245	0	552,538	552,538	0	469,707	0.0	85.1	54.1
令和元年度	3,248,000	469,707	729,588	1,199,295	19,664	729,588	749,252	0	450,043	4.2	100.0	62.5
令和2年度	4,034,000	450,043	655,296	1,105,339	154,215	655,296	809,511	0	295,828	34.3	100.0	73.2
令和3年度	2,400,000	295,828	846,756	1,142,584	73,740	827,212	900,952	0	241,632	24.9	97.7	78.9
令和4年度	1,644,000	241,632	1,092,528	1,334,160	0	1,092,528	1,092,528	0	241,632	0.0	100.0	81.9
(合計)	677,221,000							0				
令和5年度 (令和5年 9月末現在)	504,000	241,632	605,514	847,146	0	585,076	585,076	0	262,070	0.0	96.6	69.1

## 9 身体障害者福祉対策

身体障害のある人に対して更生援護の支援や福祉サービスを行い、自立の助長を推進するとともに、社会参加の促進を図る。

このため、市町等と連携し、手話通訳者の派遣調整等の社会参加の支援を行った。

### (1) 社会参加の促進

#### ア 目的

手話通訳者を1人配置し、市町における手話通訳者派遣事業、手話奉仕員養成事業等の支援及び調整を行うとともに、聴覚障害のある人及び音声又は言語機能障害のある人と援護の実施機関等とのコミュニケーションを円滑に行うことにより、聴覚障害のある人の自立と社会参加を促進する。

#### イ 計画及び実績（成果）

##### (ア) 手話通訳者の派遣の状況

年 度	静岡県手話通訳者人数	派遣件数	派遣人数	派遣実働時間
令和4年度	87人	115件	175人	400時間20分
令和5年度 (令和5年9月30日現在)	83人	84件	119人	307時間10分

##### (イ) 出先機関職員対象手話入門講座実施状況

平成30年3月28日に静岡県手話言語条例が施行されたことに伴い、聴覚に障害のある人への理解促進を図るため、出先機関職員を対象に手話入門講座を実施した。

令和4年度は、本庁障害福祉課が実施する職員向け手話入門講座（基礎編及び実践編）に、健康福祉センター設置の手話通訳者が講師として参加した。

令和5年度は、10月から基礎編2回、実践編1回の開催を予定している。

年 度	実施回数	参加人数
令和4年度	(基礎編) 3回 (実践編) 1回	(基礎編) 26人 (実践編) 4人

##### (ウ) 遠隔手話通訳研修会等実施状況

令和2年度から新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い遠隔手話通訳システムの導入が始まった。本システムの理解を広めるために、市町担当者、聴覚障害のある人、手話通訳者等を対象に研修会及び学習会を実施した。

令和4年度の実施はなかったが、新型コロナウイルス感染症対策だけではなく、一般災害時等にも活用が見込まれることから、令和5年度は希望する市町に対して出張研修会を実施した。

年 度	実施回数	参加人数
令和5年度	1回（御前崎市）	6人

(エ) 市町連絡調整会議

市町の派遣事業担当者、手話奉仕員養成講座担当者を対象に、課題や情報共有を目的とした連絡調整会議を開催した。

また、令和5年度は手話奉仕員養成講座のテキストが改訂されたことから改訂内容やオンライン動画の視聴方法等の説明を本会議内で行った。

年 度	実施回数	参加人数
令和4年度	2 回	第1回 21人、第2回 19人
令和5年度 (令和5年9月30日現在)	1 回	第1回 15人

ウ 評価（課題等）及び改善

令和4年度上半期の派遣実績（46件、68人）と比較して、令和5年度上半期（81件、115件）は、いずれも約1.7倍と、新型コロナウイルス感染症の影響の緩和が図られ、派遣ニーズに応じる機会が増える中で、遠隔手話通訳の活用にも対応するなど、聴覚障害のある人の自立と社会参加への促進が図られた。

(2) 啓発・広報活動の推進

ア 目的

「ふじのくに障害者しあわせプラン」に掲げられた「障害に対する理解と相互交流の促進」を推進するため、「障害者週間」に、関係団体、市町と連携を図りながら啓発・広報活動を実施する。

イ 計画及び実績（成果）

(ア) 障害者週間啓発事業

「障害者週間」（12月3日から9日）において、障害に関する県民の理解を深めることを目的とし、キャンペーン及びのぼり旗・ポスターの掲示を行った。

日 時	場 所	内 容
令和4年12月3～9日	中遠総合庁舎ロビー	啓発パンフレット及び授産製品の配布

ウ 評価（課題等）及び改善

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ショッピングセンター等での街頭キャンペーンは実施できなかったが、週間内における総合庁舎来庁者を対象とした啓発を通して、障害のある人に対する県民の理解や相互交流を深めることにつながった。

## 10 精神保健福祉対策

精神障害のある人の保健福祉対策については、精神保健福祉法及び障害者総合支援法等に基づいて支援を行っている。また、精神障害のある人は疾患を併せ持つという特性から、福祉的ケアのみならず保健医療的ケアが不可欠である。人権に配慮しながら医療や保護、社会復帰や自立、社会参加の促進のためのケア、家族支援及びこころの健康の増進に係る啓発等について、市町や関係機関との連携の下に対策を推進している。

### (1) 精神障害者医療保護対策

#### ア 精神保健福祉法に基づく通報等への対応

##### (ア) 目的

精神保健福祉法に基づく家族等からの保護申請及び警察官・検察官等からの通報に対して、訪問・面接による調査を実施し、精神障害のため自傷他害のおそれがあると認められる者について医療保護を行う。

##### (イ) 計画及び実績（成果）

年 度	通報等件数(件)			措置診察結果(件)		却下(件)
	申 請	通 報	計	要措置	措置不要	
令和4年度	0	100	100	15	7	78
令和5年度 (令和5年 9月30日現在)	0	38	38	4	5	29

##### (ウ) 評価（課題等）及び改善

警察官通報等の緊急対応が必要な精神障害のある人に対し、警察・医療機関等との連携により的確な医療保護や支援を行った。

夜間休日の通報に即応するため、当番制で職員が昼夜を問わず対応する必要があることから、当番中の行動に一定の制約が伴うため、職員の負担感が増している状況にある。

措置診察の要否の判断を求められる通報に基づく調査において、的確な判断を行うためには、法的知識や実地での経験が必要であることから、所内の協力を求めるとしても限界があり、抜本的な解決は難しい状況にある。

#### イ 精神保健指定医及び指定病院の輪番事業

##### (ア) 目的

精神障害のある方に迅速かつ的確な医療の提供及び保護を行うため、精神保健指定医の派遣及び指定病院での入院受入れを輪番で確保する。

##### (イ) 計画及び実績（成果）

(令和4年度)

区 分	単 価	箇所数	回数	委託金額(円)
精神保健指定医派遣待機	1,000円/日	6病院5診療所	554	554,000
指定病院入院受入確保	2,000円/日	6病院	293	586,000
計				1,140,000



(令和5年度)

区 分	単 価	箇所数	回数	委託金額(円)
精神保健指定医派遣待機	1,000円/日	6病院5診療所	546	546,000
指定病院入院受入確保	2,000円/日	6病院	293	586,000
計				1,132,000

(ウ) 評価（課題等）及び改善

精神保健指定医及び入院受入先の確保を通じて、精神障害により自傷他害のおそれのある対象者の措置診察や、精神科病院への入院を迅速かつ的確に行うことができた。

引き続き、関係者の理解と協力を得ながら、措置入院の受入医療機関や精神保健指定医の輪番体制を確保する。

ウ 精神保健福祉法第33条及び第38条の2の規定に基づく届出状況

区 分	医療保護入院届(件)	医療保護入院の定期病状報告(件)	措置入院の定期病状報告(件)	計(件)
令和4年度	551	204	2	762
令和5年度 (令和5年 9月30日現在)	277	112	0	389

※管内6病院(服部病院、磐田原病院、福田西病院、川口会病院、小笠病院、菊川市立総合病院)

(2) 措置入院者退院後支援事業

ア 目的

平成30年3月に厚生労働省から通知されたガイドラインを踏まえ、退院後支援の必要性が高い措置入院患者を対象として、保健所が中心となり本人の意向を踏まえ本人の参加も得て会議を開催し作成した、退院後支援計画に基づいて関係者との連携を強化し、地域における生活の移行に向けた支援を行う。

イ 計画及び実績（成果）

区 分	平成30年5月～令和5年3月	令和5年4月～9月
①退院後支援の対象とするか保健所で検討した者 (実人数)	81	1
②①のうち保健所長が必要と認めた者(実人数)	43	1
③②のうち対象者に同意を確認した者	40	1
④③のうち対象者が同意した者(実人数)	32	1
⑤地域に退院し計画に基づく支援を開始した者(実人数)	31	2
⑥⑤のうち計画に基づく支援を終了した者(実人数)	※1 25	※2 2

※1 他保健所へ移管した者を含む

※2 当該年度に終了した者

### ウ 評価（課題等）及び改善

退院後支援の対象者は、本人の状態を踏まえて保健所の判断によって選定しており、当所独自の選定シートを活用している。コロナ禍で面会が制限され、計画作成に時間を要する事例もあったが、本人や主治医を含めた関係機関との会議を通じて情報共有を図ることにより、役割分担を明確にした上で、退院後も継続的に的確な支援を行っている。今後も本人の支援ニーズを的確に把握し、本人や家族の意向を踏まえながら、円滑に地域生活に移行することができるよう支援を行う。

保健所が支援対象に選定しても、本人との面会を制限される場合があるが、医療機関に制度の趣旨を丁寧に説明し、理解を得ながら円滑な退院後の支援につなげていく。

事業終了後の継続支援の関係上、市町や相談支援事業所等地域の支援機関との連携が必須と考えられるため、導入時より連携の促進を図っている。退院後の継続的な支援には、地域に密着した支援を行う市町の役割が重要であることから、退院後支援の初期段階から市町との連携を強化して情報共有を行っていく。

## (3) 措置入院適正運営協議会西部保健所部会

### ア 目的

措置入院の適正な運営及び措置入院者に対する適切な医療その他の援助を行うために必要な支援の促進等を図る。

### イ 計画及び実績（成果）

「措置入院適正運営協議会西部保健所部会設置要綱」に基づいて会議を開催し、措置入院の適正運営等について関係機関との連携強化を図った。

(令和4年度)

開催年月日	協議内容	出席者
令和5年 2月20日	①行政説明 ・静岡県及び西部保健所管内の精神科救急医療体制と通報対応等について ・今後予定されている精神保健福祉法改正について ②意見交換 ・110番通報から措置入院に至るまでの流れの共有について	管内各精神科病院長等、各警察署生活安全課長等、各市町障害福祉担当課長等

### ウ 評価（課題等）及び改善

厚生労働省の「措置入院の運用に関するガイドライン」（平成30年3月）に基づき、警察官通報等から措置入院に至るまでの対応方針、困難事例への対応のあり方等の措置入院制度運用に関する課題等について協議した。

地域の実情に応じた措置入院の適切な運用に係る活発な意見交換がなされ、措置入院制度の適正な運用に向けた関係機関における共通理解が図られたことから、引き続き協議を重ね関係者との更なる連携を深めていく。

#### (4) 精神保健福祉総合相談事業

##### ア 目的

住民からの精神保健福祉に関する相談に対して、専門医や精神保健福祉士、保健師による相談及び訪問指導を実施し、精神障害のある人の早期発見・早期治療及び再発防止並びに社会復帰の促進を図る。

##### イ 計画及び実績（成果）

相談及び訪問指導実施件数

（単位：回、人）

年 度	精 神 保 健 福 祉 相 談					訪 問	
	定 期 相 談		定 期 外 相 談			実人員	延人員
	回数	件数	実・延人員	実人員	延人員		
令和4年度	18	26	35	186	328	145	282
令和5 (令和5年 9月30日現在)	11	18	26	93	158	48	105

##### ウ 評価（課題等）及び改善

精神科医に直接相談できる精神保健福祉総合相談（定期相談）は、本人や家族が抱える悩みの軽減や解決の一助となっている。

保健師等による定期外相談及び訪問では、市町や医療機関、相談支援事業所等との連携により、早期発見・早期対応（受診支援、継続相談）につながった。

関係機関からの紹介も含め申込数が少ない時もあるため、市町における広報等による周知のほか、有効な周知方法を検討していく。

#### (5) ひきこもり支援事業

##### ア 目的

静岡県ひきこもり支援センターの一部機能及び精神保健福祉相談事業の一環として、ひきこもり状態にある人やその家族が必要とする社会資源に関する情報提供や継続的面接を通じて状況改善を図るとともに、関係機関との連携を深めることにより、市町と一体となったひきこもりに対する包括的な支援を強化する。

##### イ 計画及び実績（成果）

静岡県ひきこもり支援センター運営要領に基づき、支援コーディネーターに協力して、個別相談、居場所利用の促進及び啓発活動等を実施した。平成29年度からは「茶話会（家族交流会）」を毎月開催し、ひきこもりの当事者を支える家族同士の精神的なケアの場を提供している。

また「地域連絡協議会」を開催して情報交換を行うことにより、関係機関との連携強化を図っている。

(7) 相談支援

区 分		令和4年度	令和5年度 (令和5年9月30日現在)	
個別相談	定期相談回数(回)	※定期相談日を設けず 予約制で随時実施	※定期相談日を設けず 予約制で随時実施	
	定期外相談回数(回)			
	実人員(人)	51	20	
	延人員(人)	75	34	
電話相談	実人員(人)	36	20	
	延人員(人)	40	21	
訪問支援等	訪問支援	実人員(人)	1	0
		延人員(人)	1	0
	同行支援	実人員(人)	1	1
		延人員(人)	1	1
家族交流会	茶話会	回数(回)	12	6
		実人員(人)	13	9
		延人員(人)	51	25
居場所※ <sup>1</sup>	登録者数(人)	21	21	
	延人員(人)	309	121	
代居場所※ <sup>2</sup> ミドル世	登録者数(人)	3	5	
	延人員(人)	93	34	

※1、2居場所・ミドル世代居場所は(社)デンマーク牧場福祉会へ委託(本庁契約)

※2ミドル世代居場所は令和2年12月から開設

(4) 地域連絡協議会

実施日	内容(参加機関)
令和4年10月6日	テーマ「途切れない支援体制」 ①各市町の事業計画、意見交換(市町所管課、県障害福祉課) ②西部管内ひきこもり支援マップ作成について ③講話「不登校や学校生活になじめない児童・生徒・学生の卒業及び中途退学後の支援体制」(スクールソーシャルワーカー □□氏) ④意見交換(市町所管課、県障害福祉課、精神保健福祉センター)
令和5年1月31日	テーマ「各市町に見合ったひきこもりの実態把握及びニーズ調査の進め方」 ①ひきこもりの実態把握及びニーズ調査への補助金について(県障害福祉課) ②講話「ひきこもりの実態把握及びニーズ調査から得た情報の活用方法」(静岡大学 □□教授) ③意見交換(市町所管課、県障害福祉課、精神保健福祉センター)

## (ウ) 普及啓発

(令和4年度)

開催日	講演名	対象	参加人数 (人)
令和4年11月24日	第2回ひきこもり支援者交流会 「ひきこもりサポートセンター こだまの活動」 「ゲーム依存について」	管内市町のひきこもり 支援所管課及び社会福 祉協議会相談窓口担当 者	20
令和5年3月9日	第3回ひきこもり支援者交流会 「家族のための居場所」	管内市町のひきこもり 支援所管課及び社会福 祉協議会相談窓口担当 者	18

## ウ 評価（課題等）及び改善

個別相談の継続、居場所の見学や就労支援機関への同行支援を通して、就労継続支援等の社会参加につながる改善が見られている。

各市町のひきこもり支援所管課及び相談窓口が明確となり、プラットフォームの整備が進んでいる。当センターにおける新規相談者が減少する一方で、関係機関からの紹介ケース及び家族交流会や居場所等の支援体制に関する相談が増えていることから、市町訪問、地域連絡協議会及び相談支援者交流会を通して、関係機関との連携を深めている。

ひきこもり相談、居場所運営及びプラットフォームの整備状況等について、進捗状況に市町間で差が生じていることから、取組が進んでいない市町への支援の強化が課題である。

## (6) 高次脳機能障害者支援

## ア 目的

高次脳機能障害は外見からは分かりづらい障害であり、治療から社会復帰に至るまでのシステムや福祉制度の狭間の中での確かなサービスにつながりにくい場合が多い現状にある。高次脳機能障害のある人及びその家族への支援を充実するため、高次脳機能障害支援拠点機関と協力し、相談、医療及び福祉等の関係機関の理解の促進とネットワークづくりを図る。

## イ 計画及び実績（成果）

## (ア) 医療等総合相談事業

年 度	回数(回)	実人員(人)	延人員(人)
令和4年度	5	12	22
令和5年度 (令和4年9月30日現在)	3	8	14

## (イ) 高次脳障害者家族のつどい

年 度	回数(回)	実人員(人)	延人員(人)
令和4年度	10	13	51
令和5年度 (令和5年9月30日現在)	5	13	28

(ウ) 支援従事者研修会

開催日	講演等	参加者	参加人数(人)
令和4年11月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演 「高次脳機能障害者の社会参加支援」</li> <li>・報告 「介護保険と障害福祉の連携について」</li> <li>・演習 「支援者間の連携を促進するために」</li> </ul>	医療機関、相談支援事業所、地域包括支援センター等関係者ほか	47

ウ 評価（課題等）及び改善

医療等総合相談事業は、中東遠及び西部圏域の相談窓口としての役割を果たしている。各地域における身近な相談場所である支援拠点機関とも連携し、相談を通じて当事者及びその家族への支援の充実を図っている。

高次脳機能障害者デイケアから移行した家族の交流の場である「家族のつどい」は家族同士の情報交換の場として機能し、同じ立場での相談のほか、スタッフである作業療法士や保健師に相談する場にもなっている。

支援従事者研修会は、令和4年度は関係機関同士の連携促進を目的に、令和3年度にできなかった参集しての研修を開催し、プログラムに演習を取り入れた。

障害の特性上、自分自身では障害を受容ができない方が多く、周囲の支援者等が必要を感じても適切なサービスにつながらない場合が多いことから、高次脳機能障害者の正しい理解と支援サービスに係る情報提供の強化を図る。

(7) 自殺総合対策事業

ア 目的

自殺予防に関する普及啓発とゲートキーパーの養成、関係機関とのネットワーク構築や連携強化を行い、自殺対策の推進を図る。

イ 計画及び実績（成果）

(ア) 街頭キャンペーン

(令和4年度)

開催日	場 所	内 容	配布数
令和4年9月	掛川市内	自殺予防週間街頭キャンペーン 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止	—
令和4年9月	中遠 総合庁舎内	自殺予防週間キャンペーン 庁舎内にチラシ等配架	100
令和5年3月	中遠 総合庁舎内	自殺対策強化月間キャンペーン 庁舎内にチラシ等配架	200

(令和5年度)  
(令和5年9月30日現在)

開催日	場 所	内 容	配布数
令和5年9月12日	アピタ 磐田店内	自殺予防週間街頭 キャンペーン啓発物等配布	200

(イ) ゲートキーパー養成研修会 (令和4年度)

開催日	場 所	対 象	参加者数(人)
令和4年8月1日	湖西市教育会館	保健主事 養護教諭	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止
令和4年9月14日	中遠総合庁舎	県職員	9

(令和5年度)  
(令和5年9月30日現在)

開催日	場 所	対 象	参加者数(人)
令和5年7月24日	湖西市教育会館	保健主事 養護教諭	17
令和5年9月5日	中遠総合庁舎	県職員	11

(ウ) 市町自殺予防対策ネットワーク会議への出席

(令和4年度)

開催日	場 所	内 容
令和4年7月28日	掛川市役所	第1回掛川市自殺予防対策関係機関 連絡会
令和4年8月8日	森町保健福祉センター	森町自殺対策ネットワーク会議
令和5年3月7日	掛川市役所	第2回掛川市自殺予防対策関係機関 連絡会

(令和5年度)  
(令和5年9月30日現在)

開催日	場 所	内 容
令和5年7月28日	掛川市役所	掛川市自殺予防対策委員会

ウ 評価（課題等）及び改善

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため街頭キャンペーンは中止となったが、県職員向けゲートキーパー養成研修会を実施し、必要な支援に早期につなげて見守る人材の育成を図った。また、市町が主体となってネットワーク会議が開催されるなど、市町や関係機関・団体の自殺対策への取組が向上しつつある。今後も引き続き、市町や関係機関・団体と連携し、「ゲートキーパー養成研修」等自殺対策に積極的に取り組んでいく。

(8) 精神障害者地域移行支援事業

ア 目的

中東遠圏域の自立支援協議会に精神科医療機関、相談支援事業所、福祉サービス事業所及び行政等で構成する地域移行・地域定着部会において、精神障害者の地域移行に向けた課題を検討し、精神障害のある人が地域で安心して生活できるよう、地域移行から地域定着に進め、さらに継続した地域生活の支援体制を整えるとともに、支援者の技術の向上を図る。

イ 計画及び実績（成果）

(ア) 中東遠圏域自立支援協議会地域移行・地域定着部会の運営

年 度		全体 会議	事務局 会 議	ワーキング			
				高齢分野	地域支援を 進めるための	ピア	地域移行 推進
令和4年度	回 数(回)	2	7	6	1	4	4
	延人員(人)	49	68	38	8	24	21
令和5年度 (令和5年 9月30日現在)	回 数(回)	1	4	4	3	2	3
	延人員(人)	29	40	29	24	18	20

(イ) 精神保健福祉研修会

(令和4年度)

開催日・場所	内 容	参加人数(人)
令和4年11月19日 オンライン開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>講義「アルコール依存症と身体症状について」 講師 医療法人社団進正会 服部病院 □□ □□□□ 氏</li> <li>グループワーク、意見交換 「みんなに相談してみよう」</li> </ul>	26人 (高齢、障害 分野等の職 員)

(ウ) 事例検討会・事例発表会

(令和4年度)

	開催日	場所	対象	参加者数 (人)
事例検討	令和4年 12月1日	中遠総合庁舎 303会議室	西部保健所ケース	14

(エ) 施設紹介動画DVD作成 (令和4年度)

対象施設

- ・ 静岡中東遠障害者就業・生活支援センター ラック＜社会福祉法人明和会＞
- ・ サンサンいわた東原、サンサンいわた（くすの木）＜特定非営利活動法人サンサンいわた＞
- ・ えひめ、あぼかど、学舎いろいろ＜社会福祉法人ひつじ＞
- ・ ロト＜株式会社ロト＞
- ・ ソーシャルインクルーホーム袋井深見＜ソーシャルインクルー株式会社＞
- ・ いぶき＜社会福祉法人デンマーク牧場福祉会＞



(オ) ピア交流会

ピア\*活動の場の創出とリカバリーへの希望を高める機会として、精神障害のある人の体験発表の場と、参加当事者、支援者及び発表者らが交流する機会を提供した。

令和5年度からは、令和4年度に実施した「精神障害者のピアサポート活動に関する意識調査」において、当圏域においてピアサポート活動に関する認知度が低いことや、活動に関心がある多数の当事者が把握されたことから、当事者と支援者のつながりを緊密にし、より身近な地域で交流を行うため、「i・ko・i=ba (いこいば)」の開催に加え、「ミニピア交流会」に取り組んでいる。

※ 「ピア (peer)」とは、仲間、対等、同等の者、同僚、同輩と訳され、同様の経験、境遇及び環境におかれた者同士として、障害者支援の取組においては同様の障害や病気を経験している当事者という意味で使われている。

年度	開催日	内容	場所	参加者数 (人)
令和4年度	令和4年 11月1日	i・ko・i=ba (いこいば)	西部健康福祉センター 掛川支所(オンライン併用)	24
令和5年度	令和5年 9月5日	ミニピア交流会	小笠病院	27
	令和5年 10月30日		服部病院	37
	令和5年 12月16日		御前崎市研修センター	実施予定
	令和6年 2月3日	i・ko・i=ba (いこいば)	掛川市社会福祉協議会	実施予定

ウ 評価（課題等）及び改善

県自立支援協議会の地域移行・定着部会は、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、中東遠圏域における課題解決のため、4つのワーキンググループで構成し、その進捗を事務局会議で管理している。

当圏域の平均在院日数は190.7日(令和4年度)であり、これは県平均の214.3日(令和4年度)を下回っているが、令和2年度から年々増加傾向にあることから、地域移行支援の一層の拡充が必要である。

地域移行サービスの利用者増加を含めた退院促進の強化に向け、市町担当課及び地域自立支援協議会との連携を意識しながら、必要な体制整備及び資源等を創出するとともに、関連情報を適切に関係者、患者及び家族に提供していく。

(9) 市町・関係機関連絡会議

ア 目的

精神障害のある人が地域で安心して生活し、自立できるよう、支援体制を整えるため市町や関係機関と県の業務の相互理解や課題の共有のため連絡会を行う。また市町や関係機関が主催する会議等へ出席し、精神保健福祉に関する情報提供や技術支援を行う。

イ 計画及び実績（成果）

区分	令和4年度		令和5年度 (令和5年9月30日現在)	
	開催回数 (回)	延参加者数 (人)	開催回数 (回)	延参加者数 (人)
精神保健福祉業務連絡会	書面開催		1	20

区分	令和4年度	令和5年度 (令和5年9月30日現在)
	開催回数(回)	開催回数(回)
ケア会議	28	13
医療観察法に基づく ケア会議	6	5
計	34	18

ウ 評価（課題等）及び改善

市町や関係機関に対して精神保健福祉に関する情報提供や技術支援を行うことにより、担当職員の知識・技術の向上が図られるとともに、業務推進のための連携体制の強化につながった。

## <医療健康部>

### 地域医療課

地域医療課は、「静岡県保健医療計画」に基づき、地域医療協議会と地域医療構想調整会議での協議等を通じて地域の保健医療体制の整備・充実に対する支援を図るとともに、平成28年3月に策定した「静岡県地域医療構想」の実現に向けて、医療機関相互の機能分担や連携強化を推進している。

また、医療法に基づき、病院・診療所等への立入検査を実施し、適正な医療の確保に努めている。

さらに、健康危機管理への対応として、新興感染症対策をはじめ、感染症、結核、肝炎やエイズ予防対策等に重点的に取り組むほか、難病対策業務の推進に努めている。

こうした通常業務に加え、令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症対策を実施している。

#### 1 保健医療施策に関する調整

##### (1) 保健医療計画の推進

###### ア 目的

保健医療計画は、医療法の規定により、厚生労働大臣の「医療提供体制の確保を図るための基本方針」に則して、かつ地域の実情に応じてこれまで5年ごとに改定してきたが、平成30年度から介護保険事業支援計画の改定サイクルに合わせ6年毎の改訂とし、第8次「静岡県保健医療計画」（2018～2023年度）を平成30年3月に策定、中間年の令和2年度に見直しを行うことになっていた。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応を優先した影響により、令和3年度に全県版のみ改定し、2次保健医療圏版の中間見直しを行わなかった。

また、第8次「静岡県保健医療計画」は令和5年度末をもって計画期間が満了することから、第9次「静岡県保健医療計画」の策定作業を進めている。

今後も本計画に基づき、限られた医療資源による効率的で質の高い医療を実現するため、医療機能の分化・連携を進め、切れ目のない医療を提供する体制の構築を推進する。

###### イ 計画及び実績（成果）

中東遠及び西部圏域における「疾病又は事業ごとの医療連携体制に関する調査」を実施し、地域医療協議会においては、医療連携体制の現状と課題について協議した。

##### 疾病又は事業ごとの医療連携体制調査

調査時期	調査内容	調査対象
令和4年11月30日 現在	疾病又は事業ごとの医療連携体制に関する調査	中東遠圏域及び西部圏域 病院 53 施設 診療所 130 施設 産科婦人科診療所 37 施設 助産所 64 施設

ウ 評価（課題等）及び改善

圏域の医療の現状及び課題について明確化し、共通の課題として認識できた。引き続き、関係機関と連携して、圏域の医療連携が進むよう努めていく。

(2) 地域医療協議会

ア 目的

県域内の医療供給体制の整備充実に関する事項を協議する。

イ 計画及び実績（成果）

(ア) 中東遠地域医療協議会

- ・ 圏域：磐田市から御前崎市までの5市1町
- ・ 構成員：市町長、医師会長、歯科医師会長、薬剤師会長、病院長、団体役員  
29人  
(令和4年度)

令和4年10月26日 (医療協議会) (書面協議)	(協議) ・ がん診療連携拠点病院等の指定の推薦について ・ 地域医療構想の推進に関する医療機関の具体的対応方針
令和5年3月24日 (医療協議会)	(協議) ・ 地域医療構想の推進に関する医療機関の具体的対応方針の策定状況について ・ 医師少数スポットの追加指定について ・ 地域リハビリテーション支援センターの追加指定について

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在)

令和5年6月29日 (医療協議会)	(協議) ・ 第9次静岡県保健医療計画の策定について ・ 静岡県保健医療計画に記載する医療機関名（薬局）の変更について ・ 令和4年度外来機能報告結果及び紹介受診重点医療機関について ・ DNARについて
----------------------	--

(イ) 西部地域医療協議会

- ・ 圏域：浜松市及び湖西市
- ・ 構成員：市長、医師会長、歯科医師会長、薬剤師会長、病院長、浜松市保健所長、団体役員等  
21人

(令和4年度)

令和4年10月26日 (医療協議会) (書面協議)	(協議) ・地域医療構想の推進に関する医療機関の具体的対応方針について
令和5年3月9日 (医療協議会)	(協議) ・地域医療構想の推進に関する医療機関の具体的対応方針の策定状況について ・医師少数スポットの追加指定について

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在)

令和5年6月20日 (医療協議会)	(協議) ・第9次静岡県保健医療計画の策定について ・静岡県保健医療計画に記載する医療機関(薬局)の変更について ・令和4年度外来機能報告結果及び紹介受診重点医療機関について ・病床機能再編支援事業費補助金について
----------------------	---

#### ウ 評価(課題等)及び改善

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、書面による開催となる場合もあったが、がん診療連携拠点病院の推薦や各医療圏における医療提供体制や医療連携体制の整備などについて情報共有を図ることができた。

### (3) 地域医療構想調整会議

#### ア 目的

構想区域内の将来の病床の必要量を達成するための方策、その他の地域医療構想の達成を推進するための協議をする。

#### イ 計画及び実績(成果)

##### (7) 中東遠地域医療構想調整会議

- ・構想区域：磐田市から御前崎市までの5市1町
- ・構成員：市町部(課)長、医師会長、歯科医師会長、薬剤師会長、病院長、団体役員等

24人

(令和4年度)

令和4年10月26日 (中東遠地域医療構想調整会議) (書面協議)	(協議) ・がん診療連携拠点病院等の指定の推薦について ・地域医療構想の推進に関する医療機関の具体的対応方針
---	--

令和5年3月24日 (中東遠地域医療 構想調整会議)	(協議) ・地域医療構想の推進に関する医療機関の具体的対応方針の策定状況について ・医師少数スポットの追加指定について ・地域リハビリテーション支援センターの追加指定について
----------------------------------	--

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在)

令和5年6月29日 (中東遠地域医療 構想調整会議)	(協議) ・第9次静岡県保健医療計画の策定について ・静岡県保健医療計画に記載する医療機関(薬局)の変更について ・令和4年度外来機能報告結果及び紹介受診重点医療機関について ・DNARについて
----------------------------------	---

(イ) 西部地域医療構想調整会議

・構想区域：浜松市及び湖西市

・構成員：市部長、医師会長、歯科医師会長、薬剤師会長、病院長、団体役員等

22人

(令和4年度)

令和4年10月26日 (西部地域医療構 想調整会議) (書面協議)	(協議) ・地域医療構想の推進に関する医療機関の具体的対応方針について
--	--

令和5年3月9日 (西部地域医療構 想調整会議)	(協議) ・地域医療構想の推進に関する医療機関の具体的対応方針の策定状況について ・医師少数スポットの追加指定について
--------------------------------	---

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在)

令和5年6月20日 (西部地域医療構 想調整会議) (書面協議)	(協議) ・第9次静岡県保健医療計画の策定について ・静岡県保健医療計画に記載する医療機関(薬局)の変更について ・令和4年度外来機能報告結果及び紹介受診重点医療機関について ・病床機能再編支援事業費補助金について
---	---

#### ウ 評価（課題等）及び改善

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、書面協議としたが、医療提供体制の現状を踏まえ、病床機能報告等について意見交換、情報共有を行うことにより、構想区域における地域医療構想の実現に向けた検討を進めていくことができた。

#### (4) 医師確保対策事業（ふじのくに地域医療支援センター西部支部事業）

##### ア 目的

医師確保対策を一元的かつ専門的に推進するために、「ふじのくに地域医療支援センター」の西部支部（支部長：保健所長）として、地域への医師の定着に向けた医療環境づくりを進める。

##### イ 計画及び実績（成果）

###### (ア) 支部運営会議の開催

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により書面開催とした。（2月）  
令和5年度は、Web会議（ZOOM）によりキャリア形成プログラム再構築等を主な内容として7月18日に支部会議を開催した。

###### (イ) 医師数等調査の実施

医師不足の現状把握のため、管内公的病院に対し、平成22年10月1日以降、毎年度4月1日、10月1日現在の医師数等調査を実施している。

###### (ウ) 事業の実施（令和5年月9月30日現在）

静岡県医療対策協議会医師確保部会（令和2年度から静岡県ふじのくに地域医療支援センター理事会から組織改正）の承認を得て以下のとおり実施した。

###### a 静岡県専門医研修プログラムの作成と参加者の募集

西部支部管内の指導医がリーダーとなり、複数の病院が連携して研修医の専門医取得を指導する「静岡県専門医研修プログラム（基幹施設が県内医療機関）」が管内で47プログラム作成（県下93プログラム）されている。

###### b 病院見学バスツアーの実施

地域の病院の魅力を知ることによって県内に留まる医師や県外からの医師を確保するために、医学生等を対象に管内の病院見学バスツアーを行っている。

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、見学先となる病院の入館制限の措置がされていること、移動制限により他県からの医学生の参加が困難であることから中止していたが、感染状況や感染防止対策が整ってきたため令和5年3月に約3年ぶりに開催した。令和5年8月にも募集したが、応募者がなく中止となった。

開催日	内 容	参加者
令和5年 3月3日	見学病院 3病院(中東遠総合医療センター、磐田市立総合病院、 浜松赤十字病院) 実施内容 ・病院内見学、医師による講話 ・昼食会を兼ねた若手医師との講談会	医学生 17人 (8大学)

#### ウ 評価（課題等）及び改善

医学生には、西部地域の公的病院への就職について検討する一助となっている。

今後も、新専門医制度の動向に合わせたプログラムの整備や研修管理運営への支援等により病院の魅力を向上させ、将来を見据えた管内病院の医師確保に努めるため、新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえ、安全性に配慮しながら実施していく。

### (5) 地域医療を育てる活動の推進

#### ア 目的

地域医療支援団体、浜松医科大学地域医療学講座との共催により、地域医療のあり方について住民を対象に啓発を行う「地域医療シンポジウム」を開催し、身近な医療に対する理解の浸透と支援の輪の拡大を図る。

#### イ 計画及び実績（成果）

中東遠地域では、平成24年度から、住民グループ、浜松医科大学、当所が主催し、医療従事者と住民が共に力を合わせて地域医療を育てる活動として「地域医療シンポジウム」を住民グループ所在の6市町で順番に開催している。

令和4年度は、森町で実地及びオンラインにより開催した。新型コロナウイルス感染症流行前の令和元年度以来、3年ぶりに一般の会場参加を受け付けた。一方、コロナ禍でも安心して参加いただけるようYouTube配信によるWEB参加も併用した。

(令和4年度)

開催日	内 容	参加者
令和4年 7月24日	開催場所 森町文化会館 小ホール 開催方法 実地及びオンライン (YouTube使用) ・第一部 基調講演 「この町で、もっといっぱい話そう！人生会議」 森町家庭医療クリニック □□ □□□□ 氏 ・第二部 パネルディスカッション 「地域で取組む 住み慣れた住まいで最期まで望むように暮らすために」	県民 88人

#### ウ 評価（課題等）及び改善

管内の地域医療支援団体の活動により、住民の適正受診に対する理解の浸透、医療従事者への感謝の気持ちの醸成、住民による「医療機関を支える動き」の醸成に努めている。

なお、中東遠地域（5市1町）では、すべての市町でこうした住民主体の地域医療支援団体が発足しており、県内で最も盛んな活動を展開している。

### (6) 地域災害医療対策事業

#### ア 目的

予想される南海トラフ巨大地震等の大規模災害時において、県が保健所・市町経由で地域と連携する現行の災害医療体制を補完するため、県が地域の災害医療ネットワークと直接連携可能な体制を整備し、複線的災害医療体制を構築する。



## イ 概要

### (ア) 地域災害医療対策会議の設置

- a 設置根拠 静岡県医療救護計画
- b 設置単位 二次保健医療圏単位
- c 構成員 市町、災害拠点病院、救護病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会、消防本部、看護協会、県
- d 役割 平時における地域の災害医療関係者による自立的なネットワークの構築

### (イ) 災害医療コーディネーターの選任

- a 設置根拠 静岡県医療救護計画、静岡県災害医療コーディネーター設置運営要綱
- b 設置単位 二次保健医療圏単位（中東遠圏域、西部圏域）
- c 構成員（各災害拠点病院長の推薦）
- d 役割
  - ・平時における地域災害医療対策会議の統括またはその支援
  - ・平時に構築したネットワークを活用し、災害時（3日～1週間）の保健所長の業務を補完

（中東遠圏域） ◎は統括災害医療コーディネーター （令和5年9月30日現在）

病 院 名	職 名
◎浜松医科大学医学部附属病院	救急災害医学講座教授
磐田市立総合病院	救命救急センター長
掛川市・袋井市病院企業団立 中東遠総合医療センター	救命救急センター長

（西部圏域） ◎は統括災害医療コーディネーター （令和5年9月30日現在）

病 院 名	職 名
◎浜松医科大学医学部附属病院	救急災害医学講座教授
浜松医療センター	救命救急センター長
浜松赤十字病院	第二一般・消化器外科部長
聖隷浜松病院	救命救急センター長
聖隷三方原病院	高度救命救急センター長

## ウ 評価（課題等）及び改善

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、地域災害医療対策会議は開催しなかったが、災害医療コーディネーターを選任していることで新興感染症への対策を含めた地域の災害医療提供体制の強化を図ることができた。

(7) 地域メディカルコントロール体制の推進整備

ア 目的

中東遠圏域における救急業務の高度化を一層推進するため、協議会を設置し消防機関と医療機関との連携強化及びメディカルコントロール（MC）体制の充実を図る。

協議会の委員は、医師会長4人、3次救急医療機関及び2次救急医療機関の救急科部長等5人、消防本部消防長5人、保健所長の計15人であり、当所が事務局を担当している。

なお、西部地域メディカルコントロール協議会は、事務局を浜松市消防局が担当し、当保健所長が委員となっている。

イ 計画及び実績（成果）

(ア) 中東遠地域メディカルコントロール協議会の開催 (令和4年度)

開催年月日	主 な 議 題
令和5年3月24日 (書面)	・令和3年度事業報告について ・令和4年度事業実施状況について ・指導救命士の推薦について

(令和5年度)

開催年月日	主 な 議 題
令和5年6月14日	・令和4年度事業報告について ・令和5年度事業計画について ・指導救命士の推薦について ・DNARについて ・第9次静岡県保健医療計画の策定について

(イ) 事後検証会・研修会等の開催

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により実技を伴う研修会・講習会は規模縮小もしくは翌年度へ順延とした。また、作業部会は、実地方式でなく、オンライン方式で開催した。

(令和4年度)

開催年月日	内 容
令和4年6月9日 (オンライン)	第1回中東遠地域MC協議会作業部会 (18人)
令和4年9月13日	P S L S 講習会及びP C E C 講習会 (69人)
令和5年2月9日	P S L S 講習会及びP C E C 講習会 (32人)
令和5年3月17日 (オンライン)	第2回中東遠地域MC協議会作業部会 (15人)

ウ 評価（課題等）及び改善

中東遠圏域では、各種救急技術の研修を実施するとともに、事後検証会を年2回開催し、検証内容の共有と検証体制の強化を図っている。また、作業部会では、医師に

よる医学的見地からの検証のもと、心肺蘇生を望まない傷病者への対応等全国的に問題となっている消防機関の現場での活動等のすりあわせを行い、救急救命技術のさらなる向上に努めている。

## 2 病院・診療所立入検査事務

### (1) 目的

医療法に基づき、医療機関等の人員及び運営状況等进行检查し、適正な医療等の確保を図ることを目的とする。

### (2) 実績（成果）

病院、診療所への立入検査の状況、立入検査結果項目別不備数・率及び医療従事者不足状況は、次頁以降の表のとおりである。

また、医療法に基づく許可、届出事務は次表のとおりである。

許可・届出事務取扱状況 (令和4年度) (単位:件)

	開 設	廃 止	変 更
病 院	0	0	4
一般診療所	51	55	132
歯科診療所	6	11	20
助 産 所	0	1	0

許可・届出事務取扱状況 (令和5年度) (単位:件)

(令和5年9月30日現在)

	開 設	廃 止	変 更
病 院	0	0	8
一般診療所	32	26	120
歯科診療所	2	4	10
助 産 所	0	0	0

### (3) 評価（課題等）及び改善

令和2年度から令和4年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大による入館制限の措置がとられていたことから、国事務連絡に基づき、必要最小限の検査とすることとし、病院及び診療所共に新規開設を除いて立入検査の実施を見送り、書面検査を実施した。

令和5年度は、5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したことから、医療機関への立入検査については、過去数年間で積み残しとなっている新規開設診療所や助産所、施術所への立入調査を優先して実施していくほか、管内病院への立入検査を年度後半に実施する。

### 立入検査の状況調

区 分	年 度	医療 施設数 (施設)	立入検査 実施数 (施設)	検査率 (%)	指摘 施設数 (施設)	立入検査結果	
						指摘 (件)	指導 (件)
病 院	令和3年度	21	※21	100.0	0	0	0
	令和4年度	21	※21	100.0	0	0	0
	令和5年度 (令和5年9月30日現在)	21	-	-	-	-	-
一般診療所	令和3年度	364	2	0.5	0	0	0
	令和4年度	358	2	0.5	0	0	2
	令和5年度 (令和5年9月30日現在)	368	9	2.4	0	0	0
歯科診療所	令和3年度	202	0	0	0	0	0
	令和4年度	201	0	0	0	0	0
	令和5年度 (令和5年9月30日現在)	194	3	1.5	1	1	0
助産所	令和3年度	21	0	0.0	0	0	0
	令和4年度	21	0	0.0	0	0	0
	令和5年度 (令和5年9月30日現在)	20	-	-	-	-	-
計	令和3年度	608	※23	3.8	0	0	0
	令和4年度	601	※23	3.8	0	0	0
	令和5年度 (令和5年9月30日現在)	603	12	2.0	-	-	-

(注) 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

(注※) 立入検査実施数(施設)には、自主検査実施分を含む。

### 立入検査結果項目別不備数・率調

年 度	令和3年度			令和4年度			令和5年度 (令和5年9月30日現在)		
	検査 項目数	不備数	不備率%	検査項目数	不備数	不備率%	検査項目数	不備数	不備率%
医療従事者	96	0	0.0	96	0	0.0	96	-	-
管 理	2,088	0	0.0	2,088	0	0.0	2,088	-	-
帳票・記録	279	0	0.0	279	0	0.0	279	-	-
業務委託	292	0	0.0	292	0	0.0	292	-	-
防火・防災体制	104	0	0.0	104	0	0.0	104	-	-
放射線管理	385	0	0.0	385	0	0.0	385	-	-

(注) 1 本表は、健康福祉センターにおいて調製する。

2 検査項目数及び不備数は、管内各医療施設の延べ数である。

医療従事者不足状況調

区分	年度	病院数 (施設)	不足 病院数 (施設)	不足 病院率 (%)	不足病院の状況				
					必要数 (人)	現員 (人)	充足率 (%)	不足数 (人)	
医師	令和3年度	全県	170	2	1.2	14.7	13.71	93.2	0.98
		管内	21	0	0	—	—	—	0
	令和4年度	全県	170	4	2.4	35.2	32.23	91.6	2.94
		管内	21	—	—	—	—	—	—
	令和5年度 (令和5年9月30日現在)	全県	—	—	—	—	—	—	—
		管内	21	—	—	—	—	—	—
看護師	令和3年度	全県	170	1	0.6	22.0	20.5	93.2	1.5
		管内	21	0	0	—	—	—	0
	令和4年度	全県	170	0	0	—	—	—	—
		管内	21	—	—	—	—	—	—
	令和5年度 (令和5年9月30日現在)	全県	—	—	—	—	—	—	—
		管内	21	—	—	—	—	—	—
薬剤師	令和3年度	全県	170	1	0.7	2.0	1.8	90.0	0.2
		管内	21	0	0	—	—	—	0
	令和4年度	全県	170	4	2.4	7	3.9	55.7	3.1
		管内	21	—	—	—	—	—	—
	令和5年度 (令和5年9月30日現在)	全県	—	—	—	—	—	—	—
		管内	21	—	—	—	—	—	—

(医師には歯科医師は含まない。)

診療機関状況調

(令和5年9月30日現在)

区分		市町別							計	
		磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	菊川市	森町		
医療施設数(施設)		213	133	95	65	29	51	17	603	
同上内訳	病院	9	5	2	2	1	1	1	21	
	同上内訳	一般病院	6	3	2	2	1	1	1	16
		精神病院	3	2	-	-	-	-	-	5
	一般診療所	126	78	65	42	18	29	10	368	
	歯科診療所	69	47	24	19	9	20	6	194	
	助産所	9	3	4	2	1	1	-	20	
医師(人)		312	224	73	57	37	65	19	787	
歯科医師(人)		86	65	48	29	17	18	8	271	
保健師(人)		87	52	44	44	17	25	12	281	
助産師(人)		57	44	16	-	1	19	-	137	
看護師(人)		1,278	1,139	408	274	200	327	131	3,757	
准看護師(人)		299	177	111	76	30	51	13	757	
世帯数(世帯)		65,059	43,770	34,072	23,005	11,500	17,759	6,242	201,407	
人口(人)		166,672	114,954	87,864	57,885	31,103	47,789	17,457	523,724	

- (注) 1 本表は本庁の監査調書を基礎にして、その西部保健所管内の状況を整理している。  
 2 医療施設数は、令和5年9月30日現在数である。  
 3 医療従事者(医師、歯科医師)の数は令和2年12月31日現在数である。  
 4 医療従事者(保健師、助産師、看護師、准看護師)の数は令和2年12月31日現在数である。  
 5 世帯数、人口は、令和2年10月1日現在。

人口10万対病床数及び医師等の数調

(令和5年9月30日現在) (単位:人)

区 分	管内病床数及び 医師等の数	人口10万対病床数 医師等の数		
		管 内	県	全国
一般病床	1,907	366.3	581.7	706.0
療養病床	1,087	208.8	242.5	226.8
精神病床	877	168.4	181.6	257.8
結核病床	-	-	2.7	3.1
感染症病床	6	1.2	1.3	1.5
病院計	3,877	744.7	1,009.8	1,195.2
一般診療所一般病床	160	30.7	46.8	61.7
一般診療所療養病床	-	-	1.6	5.0
一般診療所計	160	30.7	48.4	66.7
医師	787	151.2	219.4	256.6
歯科医師	271	52.0	64.4	82.5
保健師	281	54.0	47.5	44.1
助産師	137	26.3	26.9	30.1
看護師	3,757	721.6	950.6	1,015.4
准看護師	757	145.4	164.5	225.6

- (注) 1 本表は本庁の監査調書を基礎にして、その西部保健所管内の状況を整理している。
- 2 「管内の病床数」は令和2年10月1日現在である。
- 3 人口10万対病床数の算出に使用した「管内の人口」は、静岡県推計人口（令和2年10月1日現在）による。
- 4 「医師及び歯科医師の数」及び「人口10万人対医師及び歯科医師の数」は令和2年12月31日現在である。
- 5 「保健師、助産師、看護師及び准看護師の数」及び「人口10万人対保健師、助産師、看護師及び准看護師の数」は令和2年12月31日現在である。

### 3 人材の育成と資質の向上

#### (1) 研修等

##### ア 地域保健福祉教育事業

###### (ア) 目的

対人保健福祉サービスの実施機関が市町に移行していく中、保健・医療・福祉の一体的な地域保健福祉サービスを提供できるよう、必要な知識習得のための研修会等を実施することにより、市町等職員を中心とした地域保健福祉関係者の資質の向上を図る。

###### (イ) 計画及び実績（成果）

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により保健所業務がひっ迫したため、実施できなかった。

###### (ウ) 評価（課題等）及び改善

令和5年度は、新任期及び保健福祉業務が初めての職員等（保健師、栄養士、行政職等）を対象に、研修会の計画をするとともに、書面での情報提供も検討していく。

#### (2) 学生実習指導業務

##### ア 目的

###### (ア) 医学生地域保健実習

地域保健活動への理解を深め、地域における医師の役割について学ぶ。

###### (イ) 保健師学生実習

地域保健活動の実際を理解し、地域において看護職が果たす役割と看護の方法について学ぶ。

##### イ 計画及び実績（成果）

###### (ア) 医学生実習指導

令和4年度は、自治医科大学地域保健実習で5年生4人、浜松医科大学健康社会医学学外実習で3年生4人の実習を受け入れた。

###### (イ) 保健師学生実習指導

令和4年度の実績は以下のとおり。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、一部予定していた実習受け入れができなかった。

令和4年度は聖隷クリストファー大学看護学部、浜松医科大学看護学部、県立大学看護学部が管内市町で地域保健実習を行った。令和3年度から浜松医科大学、令和4年度から県立大学が西部保健所管内での地域保健実習を希望し、保健所業務実習の受け入れが増加している。



<公衆衛生看護学実習>

(令和4年度)

大学名	実施地区	時 期	グループ数	実習生数 (人)
聖隷クリストファー大学	袋井市	令和4年6月～7月	3	10人
	菊川市 森町	(保健所業務実習4日間) 令和5年3月8日保健所業務説明	1 学年	30人
浜松医科大学	袋井市	令和4年5月～7月	2	8人
	掛川市	(保健所業務実習6日間)		
	磐田市 御前崎市 湖西市	令和4年11月17日保健所業務説明 令和5年1月～3月 (保健所業務実習13日間)	1 学年 3	19人 11人
県立大学	袋井市 御前崎市	令和4年5月12日保健所業務説明 令和4年5月 (保健所業務実習1日間)	2	10人
	なし	令和5年2月13日公衆衛生看護基礎実習地域保健業務説明	1 学年 (2年生)	20人

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在)

大学名	実施地区	時 期	グループ数	実習生数 (人)
聖隷クリストファー大学	磐田市 掛川市 袋井市 菊川市 御前崎市 湖西市 森町	令和5年5月～9月 (保健所業務実習13日間)	9	30人
浜松医科大学	掛川市 袋井市	令和5年5月～6月 (保健所業務実習7日間)	2	8人
県立大学	袋井市 御前崎市	令和5年5月15日保健所業務説明 令和5年5月・9月 (保健所業務実習2日間)	2	7人

4 保健医療統計

保健医療事業の推進のため、人口動態調査等の取りまとめを行っている。

名 称	内 容	報告回数
人口動態調査	各調査票（出生・婚姻・離婚・死亡・死産）の審査及び取りまとめ	月 報
医療施設動態調査	施設の開設、廃止、変更等	月 報
病院報告	病院の患者の状況	月 報

地域保健・健康増進事業報告	母子保健、健康増進、衛生教育、予防接種等	年度報
衛生行政報告例	衛生関係行政の業務内容	年度報 隔年報
医療施設静態調査	開設者、診療科目、設備、従事者数、勤務状況、許可病床数等	3年毎
患者調査	病院及び診療所を利用する患者の傷病の状況等	3年毎
受療行動調査	受療の状況、医療に対する満足度等	3年毎
医師・歯科医師・薬剤師調査	性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名等	隔年報
看護職員等業務従事者調査	性、年齢、業務の種別、従事場所等	隔年報

## 5 感染症予防対策業務

### (1) 目的

感染症の発生を防止するとともに、そのまん延防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図る。

### (2) 実績（成果）

#### ア 感染症のまん延防止対策

医療機関等からの感染症発生届を受け、疫学調査及び患者への保健指導を実施するとともに、患者との接触により感染の疑いのある者に対しては健康診断や健康観察を実施し、感染の拡大を防止した。

令和3年度以降、感染症対策研修会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため実施していないが、同感染症によるクラスター発生時には各施設から感染予防の依頼に基づき、保健所長からの管内病院の感染管理担当者、DMATの派遣依頼又は保健所職員の派遣を行い、現地指導を実施した。

また、地域における感染症の発生状況に応じて、管内市町、医師会、病院等への情報提供を行い診療の参考としていただくとともに、医療提供体制に支障が生じないための対策に活用が図られた。

当保健所における感染症患者への対応状況

(令和4年度)

項目 分類・疾病名		患者数 (人)	入院勧告 (人)	就業制限 (人)	疫学調査 (件)
二類	結核	54	18	22	54
三類	腸管出血性大腸菌感染症	31	—	31	31
四類	レジオネラ症	9	—	—	9
	重症熱性血小板減少症候群	2	—	—	2
	エムボックス	1	—	—	1
五類	アメーバ赤痢	2	—	—	—
	後天性免疫不全症候群	2	—	—	—
	梅毒	27	—	—	—
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	3	—	—	—
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症	59,594	1,680	6,837	59,594

当保健所における感染症患者への対応状況

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在)

項目 分類・疾病名		患者数 (人)	入院勧告 (人)	就業制限 (人)	疫学調査 (件)
二類	結核	34	18	20	34
三類	腸管出血性大腸菌感染症	8	—	8	8
四類	E型肝炎	1	—	—	1
	レジオネラ症	2	—	—	2
	日本紅斑熱	1	—	—	1
五類	クワイフェルトヤコブ病	1	—	—	—
	劇症型溶血レンサ球菌	1	—	—	—
	後天性免疫不全症候群	1	—	—	—
	侵襲性肺炎球菌感染症	6	—	—	—
	梅毒	14	—	—	—
	播種性クリプトコカス症	1	—	—	—
	麻しん	1	—	—	1
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	2	—	—	2
	水痘(入院例)	1	—	—	—
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症	155	17	0	155

感染症患者発生状況調 (単位:人) (令和4年度)

分類・疾病名		市町								計	令和3年度	令和2年度
		磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	菊川市	森町	管外			
一類	(発生なし)											
二類	結核	15	13	15	4	1	3	3		54	55	67
三類	腸管出血性大腸菌感染症	14	3	3	8		3			31	12	9
	腸チフス											
四類	E型肝炎									0	0	1
	A型肝炎									0	1	0
	コクシジオイデス症									0	0	1
	つつが虫病									0	0	2
	レジオネラ症	2	3	2		2				9	3	8
	重症熱性血小板減少症候群							2		2	0	0
	日本紅斑熱									0	0	1
	エムポックス			1						1	0	0
五類 (全数把握分)	アメーバ赤痢									2	1	4
	ウイルス性肝炎									0	0	2
	カルバペネム腸内細菌科細菌感染症									1	0	0
	急性脳炎									0	1	0
	クロイツフェルトヤコブ病									0	1	1
	劇症型溶血性レンサ球菌									3	3	0
	後天性免疫不全症候群									2	1	1
	侵襲性インフルエンザ菌感染症									0	1	0
	侵襲性肺炎球菌感染症									4	4	5
	梅毒									27	13	10
	破傷風									1	0	0
	ジアルジア症									1	0	0
	百日咳									0	1	2
	風疹									0	0	0
	麻疹									0	0	0
水痘 (入院例)									1	0	0	
新型インフルエンザ等	新型コロナウイルス感染症									59,594	19,199	505
計										59,733	19,296	619
五類 (定点把握分)	インフルエンザ									810	1	0
	感染性胃腸炎									2,463	2,707	1,208

感染症患者発生状況調 (単位:人) (令和5年度)  
(令和5年9月30日現在)

分類・疾病名		市町								計	令和4年度 同期	令和3年度 同期
		磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	菊川市	森町	管外			
一類	(発生なし)											
二類	結核	13	7	4	2	5	3	0		34	21	32
三類	腸管出血性大腸菌感染症	2	4	1	1					8	19	10
	腸チフス											
四類	E型肝炎		1							1	0	0
	A型肝炎									0	0	1
	コクシジオイデス症									0	0	0
	つつが虫病									0	0	0
	レジオネラ症	1	1							2	6	2
	重症熱性血小板減少症候群									0	2	0
	日本紅斑熱	1								1	0	0
	エムボックス									0	0	0
五類 (全数把握分)	アメーバ赤痢									0	1	1
	ウイルス性肝炎									0	0	0
	カルバペネム腸内細菌科細菌感染症									0	1	0
	急性脳炎									0	0	0
	クロイツフェルトヤコブ病									1	0	1
	劇症型溶血性レンサ球菌									1	0	1
	後天性免疫不全症候群									1	1	1
	侵襲性インフルエンザ菌感染症									0	0	0
	侵襲性肺炎球菌感染症									6	1	0
	梅毒									14	6	8
	破傷風									0	1	0
	播種性クリプトコックス症									1	0	0
	百日咳									0	0	1
	風疹									0	0	0
	麻しん									1	0	0
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症									2	0	0
水痘 (入院例)									1	1	0	
新型 インフルエ ンザ等 感染症	新型コロナウイルス 感染症									155	50,482	3,244
計										229	50,543	3,302
五類 (定点把握分)	インフルエンザ									1,370	2	0
	感染性胃腸炎									928	1,270	1,071

## イ 感染症発生動向調査

感染症発生動向調査で得られた情報を発生動向調査還元情報として、各市町、教育委員会、郡市医師会、管内公立病院へ毎週提供している。

## ウ 新型インフルエンザ等対策

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(平成25年4月施行)により「新型インフルエンザ等対策政府行動計画及びガイドライン」(平成29年9月改訂)が示され、当県においても、「静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画」が作成された。

当所においては、政府訓練に併せて実施する県の情報伝達訓練に参加するとともに、管内に5基、サーズ用テントの配備や個人防護具の備蓄を行っている。

なお、新型インフルエンザの流行予測などのサーベイランス(入院サーベイランス、重症サーベイランス、ウイルスサーベイランス)は平成21年度から継続している。

## エ 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症は指定感染症として定める政令(令和2年2月1日施行)により指定感染症として対応してきたが、令和3年2月3日「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症予防法)が改正され(令和3年2月13日施行)、法的位置付けが「新型インフルエンザ等感染症」に変更された。令和4年9月26日、国の制度方針が変更され、発生届は、65歳以上の高齢者・妊婦・基礎疾患のあるハイリスクの陽性者に限定された。令和5年5月8日、感染の主流となっているオミクロン株が発生初期と比較して重症度が低下していることを踏まえ、季節性インフルエンザと同様の5類感染症に位置づけられた。

## オ 感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第1項及び静岡県感染症診査協議会条例に基づき静岡県感染症診査協議会を設置し、7人の委員により構成している。

		令和4年度 13回開催		令和5年度 (令和5年9月30日まで) 7回開催	
		諮問(件)	承認(件)	諮問(件)	承認(件)
結核	本入院(第20条第1項)	17	17	17	17
	入院の延長(第20条第4項)	35	35	33	33
	医療費公費負担(第37条の2)	59	59	44	44
新型コロナウイルス感染症	本入院(第20条第1項)	1620	1620	51	51
	入院の延長(第20条第4項)	1417	1417	13	13

(注1) 入院の延長及び医療費公費負担には、前年度からの継続分を含む。

### (3) 評価（課題等）及び改善

#### ア 感染症のまん延防止対策

感染症法に基づき、患者の人権に配慮しつつ、本人・接触者・関係者等に対しては必要な措置を、迅速かつ的確に行った。

#### イ 感染症発生動向調査

感染症の発生を迅速かつ的確に把握し、発生動向に係る情報を医療機関及び市町と共有することにより、感染症に対する注意喚起を促した。

#### ウ 新型インフルエンザ等対策

令和4年度、新型コロナウイルス感染症対応のため政府訓練等は実施しなかったが、情報共有の機会が増加したことで管内病院との連携は進み、新型インフルエンザ発生に備えての体制を整えることにつながっている。

#### エ 新型コロナウイルス感染症対策

令和4年1月以降伝播力の強いオミクロン株の流行を背景に、1月からの第6波、7月からの第7波、11月からの第8波と、感染はさらに拡大した。感染者や濃厚接触者が激増し、積極的疫学調査や就業制限、入院勧告や入院医療費負担額認定等、保健所業務も増大しひっ迫した。

病床使用率の高まりと自宅での療養者が増大する中、医療機関と連携して感染者に対し適切な医療を提供できた。中東遠、西部の各医療圏域ごとに基幹病院長、医師会長と新型コロナウイルス感染症対策連絡調整会議等を定期的又は随時に開催し、管内の最新情報の共有と方針の確認を継続して努めてきた。

保健所業務のひっ迫に伴い、県通知に基づき、疫学調査の重点化、就業制限(解除)通知の取り止め、職場復帰時の検査や陰性証明の取り止め等で保健所の対応業務の効率化を図り、併せて県・市町職員の応援や派遣職員の増員により対応した。さらに、県は「療養者支援センター」を令和4年8月1日に設置し、西部保健所は8月24日から参加し、療養者支援センターで発生届の一括受付、一部の陽性者へのショートメッセージによる連絡、相談受付、物資等の配布手続きの一元化が図られた。9月26日から発生届が一部の対象に限定され、感染者数の2割程度となった。

令和5年5月8日には、季節性インフルエンザと同等の5類感染症に位置づけられ、定点医療機関による一部感染者数の把握で保健所への届出がなくなり、調査対応は終了した。

## 6 結核予防対策業務

### (1) 目的

結核予防対策は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、結核のまん延防止、適正医療及び治療完遂を目指している。

患者及び家族に対しては、家庭訪問等による結核患者服薬支援事業や感染拡大防止のための接触者健康診断の実施、予防啓発については、学校結核対策委員会への参画や関

係諸団体への予防啓発事業を実施している。

なお、医療については、感染症診査協議会等の答申等に基づき、適正医療の推進を図っている。

(2) 計画及び実績（成果）

ア 予防啓発事業

項目	事業名	内 容	
		令和4年度	令和5年度 (令和5年9月30日現在)
学校	市町学校 結核対策委員会	管内6市1町に5学校結核対策委員会が設置され、保健所長が委員として就任している。	管内6市1町に5学校結核対策委員会が設置され、保健所長が委員として就任している。
患者・ 家族管理・ 関係機 関連携	患者・家族等への訪問指導	訪問・来所指導 延 352人 電話による相談指導 延 393人	訪問・来所指導 延 224人 電話による相談指導 延 309人
	定期病状調査	0件	0件
	接触者健康診断	延 38人	延 54人
	コホート検討会	①令和5年3月16日 西部感染症診査協議会にて実施 出席者：感染症診査協議会委員、 保健所担当者計12人 ②令和5年3月17日 天竜病院DOTSカンファレンスにて実施 出席者：天竜病院医師・看護師、 保健所担当者計7名	令和6年2月に予定
	服薬支援者研修会	令和5年1月16日 高齢者入所施設を対象とした 感染症対応研修会と併せて実施。 出席者：福祉介護施設の関係職 種、医療機関関係者計46名	計画中
	DOTS カンファレンス	天竜病院で月1回開催。 ※聖隷三方原病院は、新型コロナウイルス感染症対策のため、 開催なし	天竜病院で月1回開催 ※聖隷三方原病院は、10月の結 核病棟再開によりカンファレ ンスを開催予定
	結核チームケア検討会	開催なし	必要に応じて開催する。



イ 新登録結核患者数

(令和4年1月1日～令和4年12月31日)(単位:人)

区 分	活動性結核								(別掲) 潜在性 結核 感染症
	総数	肺結核活動性						肺外 結核 活動性	
		総数	喀痰塗抹陽性			その他 の結核 菌陽性	菌陰性 ・ その他		
総数	初回 治療		再治 療						
磐田市	11	7	6	6	0	1	0	4	6
掛川市	7	6	3	3	0	1	2	1	4
袋井市	6	5	1	1	0	1	3	1	3
湖西市	3	1	0	0	0	0	1	2	2
御前崎市	1	0	0	0	0	0	0	1	0
菊川市	3	1	0	0	0	0	1	2	0
森町	4	4	3	3	0	0	1	0	1
計	35	24	13	13	0	3	8	11	16

ウ 新登録結核患者数

(令和5年1月1日～令和5年9月30日)(単位:人)

区 分	活動性結核								(別掲) 潜在性 結核 感染症
	総数	肺結核活動性						肺外 結核 活動性	
		総数	喀痰塗抹陽性			その他 の結核 菌陽性	菌陰性 ・ その他		
総数	初回 治療		再治 療						
磐田市	13	7	4	4	0	3	0	6	2
掛川市	6	4	2	2	0	2	0	2	3
袋井市	9	4	1	1	0	2	1	5	2
湖西市	2	2	2	2	0	0	0	0	1
御前崎市	5	5	3	3	0	2	0	0	1
菊川市	5	5	2	2	0	3	0	0	0
森 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	40	27	14	14	0	12	1	13	9

エ 西部保健所管内結核登録患者数の年次推移

項目 \ 年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
新患者登録数(人)	67	55	66	39	35
年末現在登録者数(人)	121	123	129	107	81

(3) 評価（課題等）及び改善

服薬支援の継続を目的としたDOTSカンファレンスを定期的を開催しており、医療機関と連携して個々の状況に合わせた支援を提供している。それにより、治療中断者や受療状況不明者を減少することができた。今後も医療機関との連携のもと、患者支援を充実させていくこととする。

令和3年に日本が「低蔓延化」を達成した背景に、コロナ禍での受診控えによる患者の発見の遅れ、入国制限による外国人入国者の減少などが指摘されている。管内でも過去2年間減少していた新登録結核患者数が、令和5年は新型コロナウイルス感染症流行前の状況に引き戻される見込である。

高齢者入所施設や外国人監理団体を主な対象とした啓発事業を行うことで、早期発見、早期治療につなげ、結核の制圧に取り組んでいく。

7 エイズ予防対策業務

(1) 目的

エイズに関する正しい知識の普及啓発や検査・相談により感染者、患者の早期発見、早期治療につなげ、エイズのまん延防止を図るとともに、関係機関との連携により感染者、患者に対する差別、偏見の解消を図る。

(2) 計画及び実績（成果）

ア エイズ相談、HIV抗体検査

エイズ相談は随時電話や面接により対応し、HIV抗体検査は月2回定期的を実施した。そのうち、令和4年度は年5回は夜間に、年1回は休日に検査を実施した。令和5年度も同様に計画している。

エイズ検査等実施状況調 (単位:人)

区 分	相談			検査受付		
	男	女	計	男	女	計
令和3年度	1	2	3	133	38	171
令和4年度	1	1	2	110	33	143
令和5年度 (令和5年9月30日現在)	1	0	1	58	16	74

イ エイズ予防啓発事業

(令和4年度)

事業名	実施日	内 容	参加状況
H I V検査普及 週間関連事業	令和4年 6月1日～7日	庁舎入口にのぼり旗の掲示、啓発グ ッズの配布	来庁者 約100人
	令和4年 6月22日	健康増進キャンペーンにあわせ、 管内レストラン（どんどこあさ ば）にて啓発グッズを配布	利用者 200人
世界エイズデー の関連事業	令和4年 11月28日 ～12月9日	庁舎内で啓発グッズ（ティッシュ ペーパー、パンフレット）配架及 びポスター掲示	グッズ配布数 40 (庁舎利用者)
	令和4年 11月26日	静岡ブルーレブズのプレシーズ ンマッチに合わせ、エコパスタジ アムで啓発キャンペーン実施。 ・啓発グッズ（リーフレット、保健 所の電話番号付き付箋等）配布 ・のぼり旗、ポスター掲出 ・スタジアム内スクリーンにて啓発 動画（保健所作成）の放映	グッズ配布数 500 来場者 約1,480人
	令和4年 11月28日	管内7市町、企業20社、大学・専門学 校8校にポスター、リーフレット、グ ッズ配布	グッズ配布数 450
	令和4年 12月2日	管内小・中・高校の養護教諭等を対 象とした健康講座にて、性感染症を テーマに情報提供及び啓発を実施	参加者 53人
	令和4年 12月4日	休日検査時に、ポスター及びのぼり 旗を掲示。受検者に啓発グッズ配布。 従事者はたすきをかけて検査実施。	受検者 8人

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在)

H I V検査 普及週間 関連事業	令和5年6月1日 ～6月7日	庁舎入口等にのぼり旗を設置。 所内に啓発グッズの配架、ポスタ ー掲示。	来庁者 約100人
	令和5年 6月7日	健康増進キャンペーンにあわせ、管内 のスーパーマーケット（しずてつスト ア菊川店）にて啓発グッズを配布	利用者 200人

### (3) 評価（課題等）及び改善

#### ア エイズ相談、H I V抗体検査

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、令和2年度から、HIV抗体検査の予約枠を減らして対応していたが、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症になったことを受け、令和5年7月から予約枠数を戻して実施している。

HIV感染症は治療の進歩で、適切な治療によって症状をコントロールでき普通の生活を送ることができるようになってきた。エイズの発症前に早期発見し、早期治療につなげるとともに、感染拡大を防止するため、今後も啓発活動を通して、検査の利用を呼びかけていく必要がある。

#### イ エイズ予防啓発事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、しばらく啓発事業を縮小していたが、令和4年度は、地域のスポーツチームと協力し、エコパスタジアムで啓発キャンペーンを行う等、積極的に予防啓発活動を行った。令和5年度は管内の大学で実施する予定であり、今後も様々な機会を通じて、啓発を行っていく。

## 8 肝炎予防業務

### (1) 肝炎ウイルス相談・検査

#### ア 目的

肝炎ウイルス相談及び検査を実施し、感染者の早期発見に努め、早期治療につなげることで、二次感染の防止及び肝がん対策に寄与する。

#### イ 実績（成果）

#### ウイルス性肝炎相談・検査件数

（単位：人）

年度	肝炎相談			C型肝炎検査			B型肝炎検査		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
令和3年度	41	26	67	129	40	169	127	40	167
令和4年度	7	16	23	104	33	137	102	33	135
令和5年度 (令和5年9月30日現在)	5	1	6	58	17	75	58	17	75

※検査はH I V抗体検査と同日（月2回）、相談は随時実施

#### ウ 評価（課題等）及び改善

相談や検査によりウイルス性肝炎に対する不安を軽減するとともに、陽性者については専門医への受診勧奨を行った。

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため縮小していた検査の予約枠を、令和5年7月からは元に戻して、感染対策に留意しつつ県民の受検機会の増加を図った。今後も、感染状況に応じた啓発活動を通じて、相談・検査を周知し、早期発見、早期治療を進めていく。

(2) 肝炎治療特別促進事業

ア 目的

平成20年度からインターフェロン治療等を必要とする肝炎患者の経済的負担を軽減し、治療の機会の確保、促進を図り、ウイルス性肝炎による肝硬変及び肝がんの予防を目的として実施している。

イ 内容

・ 対象医療

肝炎ウイルスの除去を目的として行うインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療

B型慢性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療

・ 助成期間

1年を限度。ただし、医師が必要と認める場合は、治療の延長や更新が可能である。なお、インターフェロンフリー治療の延長は認められない。

・ 助成内容

所得階層（2段階）に応じ保険診療の自己負担の軽減措置を実施

ウ 実績

(令和4年度) (単位:件)

治療内容	申請数
インターフェロン治療(新規)	0
インターフェロン治療(延長)	0
インターフェロンフリー治療(新規)	29
インターフェロンフリー治療(2回目)	1
核酸アナログ製剤治療(新規)	23
核酸アナログ製剤治療(更新)	216
計	269

(令和5年度) (単位:件)

(令和5年9月30日現在)

治療内容	申請数
インターフェロン治療(新規)	1
インターフェロン治療(延長)	0
インターフェロンフリー治療(新規)	15
インターフェロンフリー治療(2回目)	1
核酸アナログ製剤治療(新規)	4
核酸アナログ製剤治療(更新)	104
計	125

エ 評価(課題等)及び改善

治療を必要とする肝炎患者の治療を促進し、肝硬変及び肝がんの予防並びに感染予

防に寄与することができた。

また、近年、C型肝炎患者にとって身体的・精神的負担の少ない新薬によるインターフェロンフリー治療の助成対象が拡大し、患者の積極的な治療につながっている。

(3) 肝臓病講演会・患者交流会

ア 目的

肝臓病患者・家族等にウイルス性肝炎の感染の予防・治療に関する正しい情報を提供すると共に、患者・家族同士の情報交換を行うことにより生活の質の向上を目的とする。

イ 計画及び実績（成果）

(令和4年度)

開催日	内 容	参加者
令和4年 10月15日	講演①「肝がんを予防するために今からできること」 講師 □□ □□先生（浜松医科大学医学部附属病院） 講演②「脂肪肝予防の食事について」 講師 □□ □□先生（浜松医科大学医学部附属病院） 講演③「肝疾患連携相談室の紹介」 会場 森町文化会館 小ホール	肝臓病患者、 患者家族、 患者会等 19人
令和5年 2月11日～ 3月12日	講演①「ウイルス性肝炎について」 講師 □□ □□先生（浜松医科大学医学部附属病院） 講演②「脂肪肝について」 講師 □□ □□先生（浜松医科大学医学部附属病院） 講演③「肝がんについて」 講師 □□ □□先生（浜松医科大学医学部附属病院） 講演④「肝炎助成制度の紹介」 浜松医科大学オンデマンドにてWEB配信	肝臓病患者、 患者家族、 一般市民

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在)

開催日	内 容	参加者
令和5年 7月1日～ 令和6年 2月29日 (予定)	講演①「ウイルス性肝炎について」 講師 □□ □□先生（浜松医科大学医学部附属病院） 講演②「脂肪肝について」 講師 □□ □□先生（浜松医科大学医学部附属病院） 講演③「肝がんについて」 講師 □□ □□先生（浜松医科大学医学部附属病院） 講演④「肝炎助成制度の紹介」 浜松医科大学オンデマンドにてWEB配信	肝臓病患者、 患者家族、 一般市民

ウ 評価（課題等）及び改善

患者や家族に、肝炎の特徴及び治療等について正しい情報を提供することができた。

新型コロナウイルス感染症の感染防止及び対象者の利便性向上のため、WEB配信を取り入れて開催した。WEB配信は視聴者の都合のよい時に見ることができるため一定の効果があると思われる。今後も、肝疾患治療拠点病院の協力を得ながら、患者、家族への啓発を実施していく。

## 9 予防接種業務

### (1) 目的

予防接種法に基づき、市町が予防接種を円滑に実施し、伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を防止するとともに、予防接種による健康被害の防止を図る。

### (2) 実績（成果）

#### ア 予防接種に関する相談対応及び情報提供

市町が実施する定期予防接種等については、国通知等の情報提供及び助言指導を行った。また、風しんの流行に伴い増加した風しん抗体検査や予防接種に関する問合せに対応した。

#### イ 予防接種事故

予防接種事故の対応をするとともに、管内市町や接種医療機関に対する指導、事故防止策についての情報提供等を行った。また、平成23年度から、病院、診療所立入の際に予防接種事故対策を確認し、チェックリストを配布している。なお、事故報告があった市町には間違いの原因となった点を明確にした上での事故防止対策指導を行った。

種別	年度	令和4年度	令和5年度 (令和5年9月30日現在)
		定期の予防接種事故	18件
任意の予防接種事故		0件	0件

#### ウ 予防接種実施状況

(その1)

(令和4年度) (単位:人)

種別 市町	DPT-IPV		DPT		DT	ポリオ		麻しん・風しん				高齢者 肺炎球 菌	インフル エンザ		
	1期		1期			2期	不活化・ 1期		MRワクチン		麻しん 単抗原			風しん単 抗原	
	初回	追加	初回	追加	初回		追加	1期	2期	1期	2期	1期	2期		
磐田市	1,023	944	0	0	1,169	0	0	995	1374	0	0	0	0	1,439	27,425
掛川市	765	813	0	0	948	0	0	830	977	0	0	0	0	1,494	18,457
袋井市	666	603	0	0	795	0	0	663	717	0	0	0	0	876	13,120
御前崎市	159	151	0	0	244	0	0	160	213	0	0	0	0	175	5,343
菊川市	330	350	0	0	393	0	0	326	397	0	0	0	0	487	8,325
森町	74	80	0	0	100	0	0	70	109	0	0	0	0	206	3,555

湖西市	313	305	0	0	422	0	0	319	413	0	0	0	0	686	8,807
計	3,330	3,246	0	0	4,071	0	0	3,363	4,200	0	0	0	0	5,363	85,032
前年度計	3,378	3,693	0	0	4,185	0	0	3,503	4,370	0	0	0	0	5,682	84,229

(その2)

(令和4年度)(単位:人)

種別 市町	日本脳炎		結核	Hib	小児の肺炎球菌	子宮頸がん	水痘	B型肝炎			ロタウイルス	
	1期		BCG	生後2月～ 生後60月	生後2月～ 生後60月	小学校6年～高校 1年相当	生後12月～ 生後36月	1回目	2回目	3回目		
	初回	追加										
磐田市	1,316	1,545	2,303	1,012	1,010	1,010	279	899	1,013	1,028	996	997
掛川市	653	1,486	1,688	764	749	748	229	819	744	747	773	734
袋井市	794	1,167	1,262	668	663	664	130	592	665	682	652	671
御前崎市	162	238	473	159	166	166	53	143	166	161	168	152
菊川市	419	619	873	331	343	343	85	334	341	351	334	349
森町	75	190	175	73	76	75	31	80	76	66	69	67
湖西市	308	461	761	307	302	302	82	297	303	310	309	309
計	3,727	5,706	7,535	3,314	3,309	3,308	889	3,164	3,308	3,345	3,301	3,279
前年度計	3,339	2,247	2,195	3,359	3,428	3,434	638	3,549	3,439	3,403	3,317	3,330

(注) 予防接種に関する近年の変更事項

平成26年10月1日から、水痘ワクチンと高齢者肺炎球菌ワクチンが定期接種に導入された。  
平成28年10月1日から、B型肝炎ワクチンが定期接種に導入された。  
令和2年10月1日から、ロタウイルスワクチンが定期接種に導入された。

### (3) 評価(課題等)及び改善

市町による定期予防接種の円滑な実施により感染症の発生とまん延防止を図ることができた。予防接種に際して、チェックリストを使用している医療機関の数は増加したものの、引き続き市町及び医療機関に対して接種事故防止の徹底を働きかけていく。

## 10 難病対策業務

### (1) 目的

難病患者のうち特定の疾患に対して、治療促進と医療費の負担軽減を図るとともに、在宅難病患者とその家族に対して安定した療養生活及び生活の質の向上を図るための支援を行う。

### (2) 実績(成果)

#### ア 難病医療費助成事業

新規申請のあった疾患について、特定医療費(指定難病)等受給者証の交付を行った。(別記の特定医療費等受給者調のとおり。)

例年5月から7月に全ての受給者を対象に更新申請処理を行っている。

なお、同感染症の感染拡大が続く令和3年度と令和4年度は、郵送を中心とした更



新手続きを実施した。

#### イ 難病患者地域支援対策推進事業

##### 難病患者相談・支援等実施状況

項目	令和4年度		令和5年度(9月30日現在)	
	回数	人数	回数	人数
医療相談事業	1	27	0	0
在宅療養支援計画策定評価事業	5	5	0	0
訪問相談員等研修	2	35	0	0
家庭訪問事業(人)	延 147人(実 55人)		延53人(実33人)	

### (3) 評価(課題等)及び改善

#### ア 難病医療費助成事業

特定疾患治療研究事業の推進による特定疾患の治療促進と、「難病の患者に対する医療等に関する法律」(平成27年1月施行)に基づく難病医療費助成事業により、患者の医療費の負担軽減を図っており、対象疾患は令和元年7月時点で333疾患、令和3年11月より338疾患と徐々に拡大している。

また令和4年10月1日以降、受給者証における指定医療機関の記載が省略され、各都道府県または政令指定都市の指定する難病指定医療機関であれば医療費助成の対象となり、事前の指定医療機関変更手続きが不要となり、受給者の負担が減少する。

#### イ 難病患者地域支援対策推進事業

##### (ア) 在宅療養支援計画策定・評価事業

災害時の個別支援計画について、患者、家族と関係者で共通理解ができた。

また、支援内容の検討を行うことにより、各機関に支援の体制を作ることの重要性も周知できた。

##### (イ) 難病医療相談会

令和4年度は筋萎縮性側索硬化症、多系統萎縮症及び脊髄小脳変性症患者家族を対象に難病患者の災害対策(自助について)をテーマに講演を実施、個別避難計画について患者家族だけでなく、支援者も考える機会となった。

##### (ウ) 難病訪問相談

患者・家族の悩みを受容するとともに、課題を整理し、療養上の相談や制度利用の調整等を行い、不安の軽減や生活の質の維持・向上につなげることができた。

##### (エ) 訪問看護師等育成研修

患者支援に必要な研修を行い、訪問相談を円滑に実施することができた。

##### (オ) 難病患者災害時要援護者リストの作成

令和4年度は、要援護者リストについて情報の更新を行うとともに、訪問等により療養者向けの防災指導を実施し、防災意識の啓発を図ることができた。

また、防災訓練では、在宅で人工呼吸器を装着している難病患者・家族を対象

として、メールや災害用伝言ダイヤルを利用した安否確認訓練を実施した。

なお、令和5年度は台風等による被災が予測される際に、事前の備えについて注意喚起した。

特定医療費等受給者調

令和4年度 (単位:人)

市町名		磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	菊川市	森町	計	3年度末計	2年度末計
1	血液疾患	49	36	17	24	9	14	5	154	147	162
2	免疫疾患	201	193	135	69	84	89	21	792	751	738
3	呼吸器疾患	71	37	23	21	11	8	6	177	176	179
4	循環器疾患	38	3	16	12	6	2	4	81	72	72
5	消化器疾患	255	183	134	85	38	71	25	791	759	791
6	骨・関節疾患	58	35	25	13	30	14	10	185	188	215
7	染色体異常疾患	2	4	0	0	0	0	0	6	6	8
8	皮膚疾患	44	43	35	19	18	28	8	195	193	199
9	腎・泌尿器疾患	33	48	27	18	6	18	3	153	148	150
10	免疫・皮膚系疾患	11	12	10	3	7	5	1	49	49	46
11	内分泌疾患	57	31	24	17	7	18	9	163	157	165
12	聴覚・平衡系疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	耳鼻系疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	視覚系疾患	12	13	5	4	6	14	3	57	56	61
15	神経・筋疾患	322	202	122	111	66	55	32	910	886	906
16	代謝異常疾患	12	8	2	5	6	3	0	36	34	30
	小計(国指定疾患)	1,165	848	575	401	294	339	127	3,749	3,622	3,722
91	橋本病	19	14	4	7	4	3	2	53	53	58
93	突発性難聴	15	17	8	7	3	5	1	56	73	69
	小計(県指定疾患)	34	31	12	14	7	8	3	109	126	127
	合計	1,199	879	587	415	301	347	130	3,858	3,748	3,849

特定医療費等受給者調

令和5年度 (単位:人)  
(令和5年9月30日現在)

市町名 疾患群		磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	菊川市	森町	計	4年度 未計	3年度 未計
1	血液疾患	47	30	9	25	8	13	5	137	154	147
2	免疫疾患	203	183	127	67	88	86	23	777	792	751
3	呼吸器疾患	66	37	23	24	12	8	6	176	177	176
4	循環器疾患	38	3	13	9	6	2	5	76	81	72
5	消化器疾患	225	179	126	83	34	66	22	735	791	759
6	骨・関節疾患	44	33	26	11	26	14	8	162	185	188
7	染色体異常疾患	2	4	0	0	0	0	0	6	6	6
8	皮膚疾患	40	40	30	16	16	24	7	173	195	193
9	腎・泌尿器疾患	31	43	23	17	7	19	3	143	153	148
10	免疫・皮膚系疾患	14	10	10	3	8	4	1	50	49	49
11	内分泌疾患	55	30	24	18	5	18	10	160	163	157
12	聴覚・平衡系疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	耳鼻系疾患	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0
14	視覚系疾患	10	13	6	3	5	15	3	55	57	56
15	神経・筋疾患	303	185	114	99	63	52	24	840	910	886
16	代謝異常疾患	10	6	1	5	6	3	0	31	36	34
	小計 (国指定疾患)	1,088	796	532	380	285	324	117	3,522	3,749	3,622
91	橋本病	16	14	4	5	4	3	2	48	53	53
93	突発性難聴	14	18	9	7	4	7	1	60	56	73
	小計 (県指定疾患)	30	32	13	12	8	10	3	108	109	126
	合計	1,118	828	545	392	293	334	120	3,630	3,858	3,748

## 11 原子爆弾被爆者対策業務

### (1) 目的

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、原子爆弾の放射能に起因する健康被害に苦しむ被爆者の健康保持、健康増進及び福祉の推進を図る。

### (2) 実績

被爆者健康手帳の交付、健康管理等手当の支給とともに、年2回の定期健康診断及びがん検診を実施し、被爆者の健康管理を行った。

#### ア 管内被爆者等

(人)

	被爆者健康手帳所持者	被爆者二世	第1種健康診断受診者証所持者	第2種健康診断受診者証所持者	計
令和4年度	22	40	0	1	63
令和5年度 (9月30日現在)	23	40	0	1	64

#### イ 手当等受給者

(人)

	医療特別手当	健康管理手当	保健手当	特別手当	計
令和4年度	2	19	1	0	22
令和5年度 (9月30日現在)	2	20	1	0	23

#### ウ 健康診断実施状況

種別	令和4年度		令和5年度 (令和5年9月30日現在)	
	第1回	第2回	第1回	第2回
一般検診	15(11)	25(20)	16(10)	—
がん検診	4(3)	23(19)	9(6)	—

(注) ( ) 内は、二世の再掲

### (3) 評価(課題等)及び改善

広島市及び長崎市に投下された原子爆弾による被爆者で、健康面で特別の状態にある者に対し、各種手当の支給、健康診断の実施により、健康の保持増進及び福祉向上を図ることができた。

## 12 臓器移植対策業務

### (1) 目的

角膜、腎臓等の臓器移植及び骨髄移植を推進する。

(2) 実績（成果）

「臓器提供意思表示カード」の普及に努めるとともに、骨髄バンク事業の窓口業務の一端を担い、骨髄提供希望者の登録手続き及びHLA型の検査を行うための採血等を第2木曜日を定例日として実施した。また、その日以外でも希望者の都合に合わせて随時対応している。

骨髄バンクドナー登録受付状況(登録受付者数) (人)

	男	女	計
令和4年度	2	2	4
令和5年度（令和5年9月30日現在）	0	1	1

(3) 評価（課題等）及び改善

毎年各市町の広報に骨髄バンクドナー登録案内の掲載依頼を行っている。

問合せに対しては、希望者の利便を考慮し、日赤の献血ルーム「みゅうず」（浜松市中区板屋町）を紹介することもある。

## 健康増進課

「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」「生活の質の向上」に向けて、国の「健康日本 21(第2次)」、県の「第3次ふじのくに健康増進計画」に基づき、当地域の健康課題と今後の健康づくりの施策の方向を整理した「第3次ふじのくに健康増進計画後期アクションプランー西部健康福祉センター地域別計画」に従って、市町、関係機関・団体と連携し、県民の健康づくりを支援する環境整備を図っている。

### 1 「第3次ふじのくに健康増進計画ー地域別計画」の推進

#### (1) 目的

令和5年度の目標達成に向け、市町や関係機関と連携し、地域の健康課題の改善に向けた健康づくりや生活習慣病対策を総合的かつ積極的に推進する。

#### (2) 計画及び実績(成果)

##### ア 市町健康づくり計画担当者連絡会開催

(令和4年度)

実施日	内 容	参加者
7月7日	第3次ふじのくに健康増進計画の評価や次期計画策定のスケジュールの説明、各市町健康増進計画の進捗状況、実施上の課題等意見交換 等	各市町担当者、健康福祉センター20人

##### イ 各市町健康づくり推進協議会開催

(令和4年度)

内 容	実施市町	出席回数
各市町における保健事業実施報告及び実施計画の検討、健康増進計画の進行管理・改定 等	7市	13回

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在)

内 容	実施市町	出席回数
各市町における保健事業実施報告及び実施計画の検討、健康増進計画の進行管理・改定 等	6市町	6回

#### (3) 評価(課題等)及び改善

##### ア 市町健康づくり計画担当者連絡会開催

市町健康づくり計画担当者連絡会において、国や県の健康増進計画改定・見直しの方向性や他地域の進捗状況について情報提供したことで、各市町の実情に合った健康増進計画の見直しに向けた準備を始めてもらうことができた。また、管内の健康課題について、関係者の共通理解が得られ、当所の健康増進計画地域別計画の推進に対し関係者の理解と協力を得ることができた。今後も連携し、健康づくりを推進していく。

イ 各市町健康づくり推進協議会開催

各市町に設置されている健康づくり推進協議会には、委員として委嘱を受けた保健所長が出席し、策定・評価・見直し及び推進に必要な情報提供を行うとともに、指導・助言を行っている。

2 生活習慣病対策業務

(1) 目的

管内の地域・職域関係者と連携・協働し、地域の健康課題である糖尿病予防を重視した生活習慣病予防対策を推進する。

(2) 計画及び実績（成果）

ア 生活習慣病対策（地域・職域連携推進事業）

(令和4年度)

実施日	内 容	参加者
12月8日	<b>【健康増進事業担当者連絡会】</b> ・健康増進事業実施状況及び実施計画 ・肝炎対策について ・がん検診実施状況 ・たばこ対策について ・情報交換、管内健康課題への対応	市町、県庁疾病対策課・健康増進課、健康福祉センター 14人
令和5年 1月12日	<b>【生活習慣病対策連絡会(地域・職域連携推進連絡会)】</b> ・第3次ふじのくに健康増進計画 地域別計画「西部」の推進について（後期アクションプラン進行管理） ・保険者における「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の事業評価について ・たばこ対策の推進について ・身体活動等の改善について ・歯科保健対策について	医師会、歯科医師会、薬剤師会、労働基準監督署、市町(国保・衛生)、静岡県国保連合会、全国健康保険協会静岡支部、事業所健康保険組合、中東遠地域産業保健センター、県健康増進課、健康福祉センター 36人

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在)

実施日	内 容	参加者
9月6日	<b>【全国労働衛生週間説明会(磐田労働基準協会)】</b> 特別健康講演 「イキイキと元気の職場 目指しませんか? ～健康経営のすすめ～」 講師 西部健康福祉センター健康増進課 職員	事業所 86施設



9月21日	<p>【生活習慣病対策連絡会(地域・職域連携推進連絡会)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次ふじのくに健康増進計画と次期計画の策定について</li> <li>・現計画 地域別〔西部〕の評価について</li> <li>・新たな地域別計画(案)について</li> <li>・地域職域連携に関する情報交換</li> </ul>	<p>医師会、歯科医師会、薬剤師会、労働基準監督署、市町(国保・衛生)、静岡県国保連合会、全国健康保険協会静岡支部、事業所健康保険組合、中東遠地域産業保健センター、県健康政策課、健康福祉センター</p> <p>37人</p>
-------	---	--

イ 重症化予防対策

(令和4年度)

実施日	内 容	参加者
4月22日	<p>【糖尿病性腎症重症化予防事業情報交換会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・袋井市、森町、掛川市の現状</li> <li>・糖尿病性腎症重症化予防プログラムについて</li> </ul>	<p>中東遠総合医療センター医師、2市1町、健康福祉センター</p> <p>11人</p>
11月11日	<p>【重症化予防対策・特定保健指導担当者連絡会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定保健指導の実施率向上のための取組について</li> <li>・生活習慣病の重症化予防対策について</li> <li>・糖尿病性腎症重症化予防プログラムについて</li> </ul>	<p>市町、県庁健康増進課、健康福祉センター</p> <p>21人</p>
12月1日	<p>【重症化予防対策に係る連絡会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受診勧奨対象者への介入方法等の現状</li> <li>・医療機関等との連携の課題</li> <li>・その他意見交換</li> </ul>	<p>掛川市、御前崎市、菊川市、健康福祉センター</p> <p>10人</p>
12月7日 令和5年 2月1日 3月1日	<p>【湖西市糖尿病性腎症重症化予防プログラム検討会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・湖西市糖尿病性腎症重症化予防プログラム概要</li> <li>・開業医と専門医の連携、連絡様式</li> <li>・CKDシールについて</li> <li>・プログラム開始に向けたスケジュール 等</li> </ul>	<p>浜医医師、湖西病院医師、クリニック医師、薬剤師、湖西市、健康福祉センター</p> <p>延べ27人</p>
令和5年 3月6日	<p>【生活習慣病重症化予防指導者研修会】 (中部健康福祉センターと共催により実施)</p> <p>講演及び演習</p> <p>「受診勧奨対象者を確実に医療機関へつなげるために」</p> <p>講師 社会福祉法人聖隷福祉事業団 保健事業部 □□ □□ 氏</p>	<p>市町、健康福祉センター</p> <p>35人</p>

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在)

実施日	内 容	参加者
4月26日 8月2日	【湖西市糖尿病性腎症重症化予防プログラム検討会】 ・湖西市糖尿病性腎症重症化予防プログラム概要 ・開業医と専門医の連携、連絡様式 ・CKDシールについて ・プログラム開始に向けたスケジュール 等	浜医医師、湖西病院 医師、クリニック医 師、薬剤師、湖西市、 健康福祉センター 延べ20人
6月13日	【重症化予防事業に関する情報交換会】 ・各市町糖尿病性腎症重症化予防プログラムにつ いて（進捗状況と課題） ・意見交換・情報交換 ・中東遠総合医療センターから助言等	中東遠総合医療セン ター医師、5市町、 健康福祉センター 18人
9月27日	【生活習慣病重症化予防指導者研修会】 (中部健康福祉センターと共催により実施) 講演及び演習 「受診勧奨対象者を確実に医療機関へ つなげるために」 講師 社会福祉法人聖隷福祉事業団 保健事業部 □□ □□ 氏	市町、健康福祉セン ター 32人

ウ 県民への啓発

(令和4年度)

実施日	内 容	参加者
6月22日	【健康増進街頭キャンペーン】 場所：どんどこあさば おかっぺ市場 内容：チラシ、健康関連グッズの配布 ・健診、検診受診啓発 ・世界禁煙デー、禁煙週間啓発 ・食育月間、野菜摂取、減塩啓発	来店者 200人

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在)

実施日	内 容	参加者
6月7日	【健康増進街頭キャンペーン】 場所：しずてつストア菊川店 内容：・健康増進事業に関する啓発物の配付 ・健康チェック（血管年齢測定）	来店者 200人

エ ふじのくに健康づくり推進事業所宣言

令和5年9月末現在、管内36事業所(協会けんぽ対応分を除く)が健康づくり推進事業所としての宣言をし、取組を行っている。

事業所給食施設指導に併せて、健康づくり推進事業所宣言の事業説明を行っている。

### (3) 評価（課題等）及び改善

#### ア 生活習慣病対策（地域・職域連携推進事業）

生活習慣病対策連絡会において、各種健（検）診の受診率向上のために、地域保健と職域保健の関係機関との連携の必要性を確認することができた。また、管内の健康課題である糖尿病予防対策や運動習慣定着に向けての情報共有ができ、特に糖尿病性腎症重症化予防プログラムを実施、検討している市町の情報提供から、医師と連携したプログラムの必要性について参加者に理解を深めてもらうことができた。

磐田労働基準協会から講演を依頼され、多くの事業者健康経営や働く人の生活習慣改善プログラムを周知し、健康経営を促すことができた。今後も、労働基準監督署や労働基準協会に健康経営及び特定健診のすすめのチラシを配布する等、職域と連携していく。

#### イ 重症化予防対策

市町担当者連絡会においては、特定健診受診率・特定保健指導実施率向上の取組や重症化予防対策等について情報交換及び検討を行った。これらにより令和3年度は森町、令和4年度は掛川市が、糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定し、事業実施となっている。

糖尿病性腎症重症化予防プログラム策定情報交換会について、令和4年度は袋井市の開催支援を行ったが、令和5年度は広域的に進めるため、当所主催により管内市町及び中東遠総合医療センターによる情報交換会を開催した。今後も各市町糖尿病性腎症重症化予防プログラム策定及びその運用支援のため、複数の郡市医師会等を含めた広域調整を進めていく。

#### ウ 県民への啓発

健康増進キャンペーンにおいては、健（検）診の受診促進のための啓発を行うとともに、受動喫煙防止や食育等を啓発することができた。健康チェックをすることで、来店者の多くが参加し、自らの健康を振り返る機会になった。

#### エ ふじのくに健康づくり推進事業所宣言

健康づくり宣言事業所の拡大を目指し、健康づくり目標を設定する仕組みを周知していくとともに、事業所に対し、健康づくりの取組支援をしていく。

## 3 食育推進業務

### (1) 目的

食育を推進するために、学校及び健康づくり食生活推進協議会等と連携を図りながら、市町の食育推進体制の整備と効果的な取組を支援する。

また、高齢者の低栄養予防等、健康に配慮した食支援を実践できる環境整備を図る。

(2) 計画及び実績 (成果)

ア 食育推進実践事業

(ア) ふじのくに食育推進計画の推進及び市町食育推進計画の策定支援

各市町食育連絡会開催状況

(令和4年度)

内 容	実施市町	出席回数
各市町における食育推進事業実施報告及び実施計画の検討、食育推進計画の進行管理・改定 等	5市町	9回

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在)

内 容	実施市町	出席回数
各市町における食育推進事業実施報告及び実施計画の検討、食育推進計画の進行管理・改定 等	3市町	3回

(イ) 食育連絡会、食育指導者研修会

(令和4年度)

実施日	内 容	参加者
6月24日	<p>【食育連絡会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の第4次食育推進基本計画について</li> <li>・県、市町の食育推進事業について</li> <li>・食育ボランティアの活動について</li> </ul>	<p>市町、健康福祉センター</p> <p>17人</p>
令和5年 2月16日	<p>【食育指導者研修会】</p> <p>報告「給食施設実態調査結果及び『しずおか健幸惣菜パートナー』について」</p> <p>講演「ヤマハ発動機での健康支援の取組～給食との関わり～」</p> <p>ヤマハ発動機(株) □□ □□ 氏</p> <p>事例報告「健康に配慮した食事提供の取組」</p> <p>パナソニックくらしアプライアンス社ランドリー・クリーナー事業部</p> <p>衣類ケア事業 静岡工場食堂内(株)魚国総本社名古屋本部</p> <p>□□ □□ 氏</p> <p>(株)魚国総本社名古屋本部静岡2グループ</p> <p>□□ □□ 氏</p> <p>情報交換</p>	<p>事業所の健康管理担当者、給食関係者、市町</p> <p>41人</p>

## (ウ) 地域における食育の推進

(令和4年度)

実施日	内 容	実施状況
6月22日	【県民への食育月間・食育の日の周知】 健康増進街頭キャンペーンにて周知 場所：どんどこあさば おかって市場 内容：食育に関する啓発物の配付	来店者 200人
6月	【県民への食育月間・食育の日の周知】 ・野菜摂取促進、減塩の啓発物を配架 場所・・・静岡産業大学、県立農林環境専門職大学、 中遠総合庁舎、西部健康福祉センター・掛川支所	440部配布
9月	【食育の日、共食の日の啓発】 クリアファイル配布	湖西市 200部

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在)

実施日	内 容	実施状況
6月7日	【県民への食育月間・食育の日の周知】 健康増進街頭キャンペーンにて周知 場所：しずてつストア菊川店 内容：食育に関する啓発物の配付	来店者 200人
8月31日	【野菜の日における野菜マシマシキャンペーン】 場所：見付どっさり市 内容：野菜摂取促進チラシ、食育ティッシュ配 布、ベジチェックによる野菜摂取量測定	来客者 200人
9月8日	【野菜摂取促進イベント】 場所：磐田市内事業所 内容：野菜摂取促進チラシ配布 野菜料理小鉢1品追加提供 ベジチェックによる野菜摂取量測定	給食利用者 50人
9月10日	【野菜マシマシキャンペーン】 場所：遠鉄ストア掛川高御所店 内容：野菜摂取促進チラシ、ドレッシング配布 ベジチェックによる野菜摂取量測定	ベジチェック測定 200人
9月28日	【野菜マシマシオープニングイベント（試食会）】 場所：ななしょうてんファーム（菊川市内） 内容：ホットサラダの試食、啓発	インフルエンサー、 菊川市立中学校、菊 川市、県、健康福祉 センター 30人

イ 減塩推進業務（減塩55プログラムの普及）

（令和4年度）

実施日	内 容	実施状況
6月24日	【食育連絡会】 栄養指導業務検討会の中で、減塩55プログラムについて説明	市町、健康福祉センター 17人
4～3月	【お塩のとりかたチェック票の配布、啓発】 市町、事業所、学校等へ活用の啓発	925部配布

（令和5年度）

（令和5年9月30日現在）

実施日	内 容	参加者
6月12日	【食育連絡会】 ・県高血圧対策事業について	市町、健康福祉センター 17人
4～9月	【お塩のとりかたチェック票の配布、啓発】 事業所、学校等へ活用の啓発	110部配布

ウ 食の環境整備事業

(ア) 高齢者に対する食支援体制整備

（令和4年度）

実施日	内 容	連携団体等
6月24日	栄養指導業務検討会の中で高齢者の低栄養予防のための食支援ツールについて説明	市町、健康福祉センター 17人
4～3月	病院、介護保健施設、老人福祉施設の連携による西部地域食形態マップの作成・更新	ホームページ掲載

(イ) しずおか健幸惣菜の普及啓発

（令和4年度）

実施日	内 容	連携団体等
6月	しずおか健幸惣菜のちらし配布	ふじのくに健康づくり推進事業所、給食協会研修会 100部
4～3月	しずおか健幸惣菜レシピ配布	事業所、磐田市図書館 200部

（令和5年度）

（令和5年9月30日現在）

実施日	内 容	連携団体等
6～9月	しずおか健幸惣菜のちらし配布	市町、野菜摂取促進事業関係外部団体、給食施設 30部
4～9月	しずおか健幸惣菜レシピ配布	事業所 15部

### (3) 評価（課題等）及び改善

#### ア 食育推進実践事業

食育連絡会を開催し、国・県の方針や各市町の取組状況等の情報交換を行い、市町食育推進計画の評価や進捗状況等を確認することができた。

地域における食育の推進は、市町、地元スーパー等と連携しキャンペーン等を実施し啓発が図られた。令和5年度は、野菜摂取促進を重点的に取り組み、関係機関と連携し、野菜マシマシキャンペーンやベジチェック等を実施し啓発を図っている。今後は、関係団体の連携の幅を広げ推進していく。

食育指導者研修会は、市町、事業所、関係団体等を対象としたため、市町と事業所等との情報交換や連携を図る機会となり、今後も継続して実施する。

#### イ 減塩推進業務（減塩55プログラムの普及）

脳血管疾患の減少を目指し、市町や事業所、イベント等の機会において、「お塩のとりかたチェック票」を使った減塩の普及啓発を行ったことにより、住民の塩分摂取への関心が高まった。また、WEB版お塩のとりかたチェックの普及啓発も行った。今後も高血圧対策の一環として、さらなる減塩推進事業を進めていく。

#### ウ 食の環境整備事業

令和4年度は高齢者の食支援について情報交換を行い体制整備を推進することができた。

「しずおか健幸惣菜」の普及啓発を惣菜店、飲食店、給食施設等に対し継続的に行ったことで「しずおか健幸惣菜パートナー」として登録する事業所が増えた。今後も継続し食の環境整備を図る。

## 4 健康づくり業務

### (1) 目的

受動喫煙防止、食育推進、運動推進等健康づくりに関する正しい情報を広く周知するとともに、関係団体や地区組織と連携し、効果的な啓発を図る。また、健康づくりを推進する地区組織の育成及び活動の活性化を図り、住民が健康づくりに取り組みやすい環境づくりを進め、地域住民の健康の保持・増進を図る。

### (2) 計画及び実績（成果）

#### ア 禁煙・受動喫煙防止対策事業

(令和4年度)

実施日	内 容	実施状況
5～6月	【世界禁煙デー・禁煙週間における啓発】 懸垂幕掲揚、のぼり旗設置、ポスター掲示、啓発物配架、ホームページ掲載	啓発物配架 200部

6月24日	【事業所における禁煙・受動喫煙防止対策の取組支援】 事業所の受動喫煙防止対策及び禁煙支援状況調査結果（令和3年度実施）をレーダーチャート化し、事業所カルテとして結果送付。（給食施設実態調査と併せて実施）	給食施設を有する 113事業所
6月22日	【受動喫煙対策キャンペーン】 健康増進街頭キャンペーンとして、受動喫煙防止等の普及啓発	どんどこあさば おかつて市場 啓発物配付200部
11～12月	市町たばこ対策の状況調査、結果の共有	管内7市町
12月1日 12月7日	【事業所における禁煙・受動喫煙防止対策支援】 ・出前講座「禁煙教室」 ・禁煙・受動喫煙研修会	(株)ハウス食品 延べ29人
12月8日	【市町健康増進事業担当者連絡会内にて情報共有】 ・当センターのたばこ対策の取組状況 ・市町健康増進計画における「たばこ対策」に関する事項に関する項目の進捗状況 ・市町事業におけるたばこ対策や受動喫煙防止に関する市町の取組状況	管内市町健康増進事業担当者 14人
12月16日	【薬局薬剤師による禁煙支援に係る連絡会】 ・令和3年の実施状況と課題の共有 ・禁煙支援に関する情報共有、意見交換 ・実績報告提出依頼	磐田薬剤師会、小笠 袋井薬剤師会、浜松 市薬剤師会、健康福 祉センター 18人
令和5年 3月8日	【禁煙支援研修会】（オンライン） 「明日から役立つ禁煙の基礎から指導のポイント ～新型たばこ対応を含む～」 講師：京都大学医学部 □□ □□氏	事業所、薬剤師会、 市町、健康福祉セン ター 54人
4～3月	【飲食店への周知】 飲食店に向けた受動喫煙防止条例への対応 ステッカーの確認・配布及び指導	124店舗
4～3月	健康増進法、県受動喫煙防止条例への違反对応	6件

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在)

実施日	内 容	実施状況
5～6月	【世界禁煙デー・禁煙週間における啓発】 懸垂幕掲揚、のぼり旗設置、ポスター掲示、啓発物 配架、ホームページ掲載	啓発物配架 200部
6月7日	【世界禁煙デー・禁煙週間の周知】 健康増進街頭キャンペーンとして、受動喫煙防止等 の普及啓発	しずてつストア 啓発物配付200部
5月31日	庁舎敷地内全面禁煙（衛生委員会と共催） 世界禁煙デーに、庁舎敷地内を1日全面禁煙を実施	中遠総合庁舎にて 敷地内禁煙実施



4～9月	健康増進法、県受動喫煙防止条例への違反対応	1件
4～9月	【飲食店への周知】 飲食店に向けた受動喫煙防止条例への対応 ステッカーの確認・配布及び指導	78店舗

イ 健康づくりリーダー育成・支援事業

(ア) 交流会、連絡会

(令和4年度)

実施日	内 容	参加者
5月18日 7月4日 11月28日 令和5年 3月23日	【健康づくり食生活推進協議会西部連絡会・役員会】 ・ 県理事会報告 ・ 連絡会事業計画 ・ 地域交流会の開催について等	各組織代表者、市町、 健康福祉センター 延べ42人
9月27日	【保健委員リーダー研修会】 ・ 活動紹介「藤枝市の保健委員の活動について」 ・ 講演「睡眠から考える健康～快眠で毎日元気に過 ごしましょう！～」 講師：常葉大学健康科学部 教授 □□ □□ 氏 ・ 情報交換「研修で興味があったこと、今後の活動 でやってみたいこと」	市町保委員、市町、 健康福祉センター 28人
12月23日	【健康づくり食生活推進協議会西部連絡会 地域交流会】 ・ 研修「折り紙パズル」「体を動かそう！」 講師：掛川市健康づくり食生活推進協議会員 □□ □□ 氏 ・ 情報交換「各組織の活動状況」	食生活推進員、市町、 健康福祉センター 30人

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在)

実施日	内 容	参加者
5月9日 7月11日	【健康づくり食生活推進協議会西部連絡会役員会】 ・ 県理事会報告 ・ 県総会・代表者会議 ・ 連絡会事業報告・計画 ・ 組織事業について 等	各組織代表者、市町、 健康福祉センター 延べ20人

9月11日	<b>【保健委員リーダー研修会】</b> ・講演「こころの不調について～ストレスへの対処法を学ぼう～」 講師：服部病院 □□ □□ 氏 ・グループワーク「研修で興味があったこと、今後の活動で活用できること」	各市町保健委員、市町、健康福祉センター 44人
-------	--	----------------------------

(イ) 市町担当者会議

(令和4年度)

実施日	内 容	参加者
6月24日	<b>【健康づくり食生活推進協議会及び食育ボランティア担当者会議】</b> ・関係団体の育成 ・食育計画等の位置づけ ・団体の育成状況	市町、健康福祉センター 17人
令和5年 2月27日	<b>【市町保健委員担当者連絡会】</b> ・令和4年度保健委員活動状況と支援状況について ・令和5年度の活動予定について ・令和5年度のリーダー研修会について ・情報交換	市町、健康福祉センター 9人

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在)

実施日	内 容	参加者
6月12日	<b>【健康づくり食生活推進協議会及び食育ボランティア担当者会議】</b> ・関係団体の育成 ・活動内容 ・団体育成状況	市町、健康福祉センター 16人

ウ 健康づくりのための運動推進事業

(令和4年度)

実施日	内 容	実施状況
9月	運動習慣に関するアンケート実施 仕事以外での身体活動の有無 どんな運動をしているか、継続期間 できない理由、きっかけになりそうな事	事業所 11施設 223人
3月	「速歩きのすすめ」チラシ作成 短時間でできる運動のすすめとして作成	チラシ作成

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在)

実施日	内 容	参加者
4月～9月	「速歩きのすすめ」チラシ配布及び啓発	庁舎内掲示、各種事業、キャンペーン等で配布

## エ 熱中症予防事業

庁舎に啓発用ポスターを貼付し、周知を行った。また、各種事業において出席者にリーフレットを配布し、普及啓発を行った。

熱中症警戒アラート発令時には、来庁者への注意喚起を行った。

## (3) 評価（課題等）及び改善

### ア 禁煙・受動喫煙防止対策事業

改正健康増進法や受動喫煙防止条例の施行に伴う飲食店のステッカー掲示については、食品衛生協会の協力のもと、新規飲食店を対象に禁煙及び分煙ステッカーの掲示について周知及び配布を行った。既存店舗についても引き続き啓発し、違反・苦情について対応していく。

薬剤師会との連携により、身近な薬局で禁煙相談を継続的に受けられる環境を整備することができた。また、市町を含めた連絡会を開催したことで、事業の普及及び効果的な事業実施の必要性を共有する事ができた。今後も関係機関と連携し啓発していく。

### イ 健康づくりリーダー育成・支援事業

研修会や交流会の開催により、健康長寿に向けた意識や健康づくりの知識が高まり、また、それぞれの組織活動の情報交換ができ、各組織の活性化や意欲向上につながった。

健康づくり食生活推進協議会西部連絡会役員会や保健委員、食育ボランティア等担当者会議では、市町組織の育成や運営等について情報交換ができた。今後も継続した支援をしていく。

### ウ 健康づくりのための運動推進事業

働き盛り世代へのアンケートを実施する事で、忙しくて運動をする時間がない、疲れて運動ができない等の課題を把握し、結果を基にチラシを作成し啓発することができた。今後は、運動・身体活動の推進に関する市町の取組状況を把握し、関係機関とも情報共有し、健康づくりのための運動身体活動を推進していく。

## エ 熱中症予防事業

市町へポスター等を提供し、住民に身近な市町から熱中症予防の注意喚起を広く行き渡らせることができた。

## 5 歯科保健対策業務

### (1) 目的

地域歯科保健推進体制を整備し、歯を失う主な原因であるむし歯と歯周病を予防し、口腔機能の維持・向上を推進する。

### (2) 計画及び実績（成果）

#### ア 地域歯科保健推進体制づくり

生涯を通じた地域歯科保健対策を推進するため、歯科保健情報の収集・分析を行うとと

もに、市町歯科保健会議等に参加し、市町の歯科保健対策事業の支援を行った。

イ むし歯予防及び歯周疾患対策の推進

歯と口の健康週間におけるポスター掲示やホームページを活用したむし歯や歯周病予防、オーラルフレイルの周知等、普及啓発を行った。

令和4年度及び5年度は、「歯と口の健康週間」を健康増進キャンペーンの中で、啓発した。

(3) 評価（課題等）及び改善

ア 地域歯科保健推進体制づくり

地域歯科保健推進体制づくりについては、市町の歯科保健会議への参画、歯科保健情報の収集・還元により、地域における歯科保健の課題を共有し歯科保健事業の実施について検討することができた。

イ むし歯予防及び歯周疾患対策の推進

健康増進、食育キャンペーン等各種事業の中で、むし歯予防及びオーラルフレイル予防や歯周疾患予防についての啓発をすることができた。今後も継続的に啓発する。

6 給食施設指導業務

(1) 目的

給食施設における給食管理体制の整備促進と給食従事者の資質向上を図ることにより、適切な給食の提供を促すとともに、給食施設において健康教育が実施できるよう支援し、給食利用者の生活習慣病予防及び健康増進を図る。

(2) 計画及び実績（成果）

ア 給食施設実態調査

調査日 令和5年7月3日

種 別	施設数	種 別	施設数
学校	46	事業所	118
病院	21	寄宿舍	7
介護老人保健施設	13	自衛隊	1
老人福祉施設	53	一般給食センター	5
児童福祉施設	103	その他	3
社会福祉施設	15	計	385

イ 給食施設指導

(ア) 個別指導（延施設数）

対象区分	特定給食施設				その他の給食施設 ・小規模施設		計
	1回100食以上又は 1日250食以上		1回300食以上又は 1日750食以上		1回50食以上又は 1日100食以上・その他		
	栄養士有	栄養士無	栄養士有	栄養士無	栄養士有	栄養士無	
令和4年度	59	17	8	9	29	17	139
令和5年度 (令和5年9月30日現在)	19	6	9	0	7	9	50

(イ) 集団指導

(令和4年度)

実施日	内 容	実施状況
6月30日 10月17日 10月20日 令和5年 2月22日	<b>【給食協会支部研修会】</b> ・災害時備蓄について ・最近の食中毒事例、異物混入事例について ・クラスター発生時の保健所指導について ・給食施設における危機管理対策について（災害時・感染症） ・情報提供「災害時の感染症対策の要諦は普段の生活の延長線上にある」	113 施設 148 人
令和5年 3月2日	<b>【児童福祉施設給食関係者研修会】</b> 1 情報提供 「公立保育所・小学校の食育」 磐田市健康増進課 □□ □□ 氏 磐田市立中部小学校 □□ □□ 氏 2 情報交換 「保育所・幼稚園から小学校への食育の展開」	79 施設 102 人

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在)

実施日	内 容	実施状況
6月29日 9月13日	<b>【給食協会支部研修会】</b> ・食生活アンケート・お塩のとり方チェック実習 ・静岡県健康対策、課題等	46 施設 57 人

ウ 給食利用者に対する健康教育の支援

(令和4年度)

実施日	内 容	実施状況
令和5年 2月16日	<b>【事業所給食等に対する健康教育支援】</b> 講話「健康に配慮した食事の提供」 ヤマハ発動機(株) □□ □□ 氏 事例報告 パナソニック(株)、(株)魚国総本社名古屋 本部及び静岡グループ	事業所 39 施設 41 人

### (3) 評価（課題等）及び改善

#### ア 給食施設実態調査

調査結果より、令和元年度から管内給食施設全体の食数は年々減少しているが、これは新型コロナウイルス感染症発生により施設閉鎖等の影響によるものと思われる。全施設数における管理栄養士・栄養士配置割合は、76%であり令和元年度からほぼ横ばいである。ヘルシーメニュー提供の事業所数は若干増加はしているが、ここ数年ほぼ横ばいである。

これらの結果を基に、栄養管理体制を確保するため、管理栄養士・栄養士未配置の給食施設設置事業者に対し配置を促している。しかし、配置が進まないため、具体的な改善計画が立てられるように助言・指導をしていく。

#### イ 給食施設指導

個別指導件数は、新型コロナウイルス感染症で例年より減少したため、令和4年度は、例年並みの指導件数になるように、ここ数年指導できなかった福祉施設を中心に巡回指導を実施した。令和5年度は、新規開設した施設や過去3年指導を実施していない施設を中心に、それぞれの施設に合った栄養管理が出来るように助言・指導をしていく。

事業所給食では、栄養管理が充分行われていない施設もあり、施設の状況に応じた指導・助言を個別に行っていく。

#### ウ 給食利用者に対する健康教育の支援

事業所等では、給食を通じた健康教育について、必要性の認識や実施状況に差が見られるため、個別指導等の機会に、施設側と受託業者側の双方に働きかける。また、給食関係者(管理栄養士、栄養士等)に対しては、情報提供の方法等を助言し、給食利用者が自分に合った適正量を選べる指導が行われるよう、引き続き支援していく。新型コロナウイルス感染症の影響で実施が難しくなっていた食堂でのイベントを食育推進事業と併せて実施していく。

## 7 健康増進事業

### (1) 目的

健康増進法第17条第1項及び第19条の2の規定に基づき、市町が行う健康増進事業の効果的な実施を支援することで、壮年期からの健康づくりと生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底を促し、県民の健康増進に資する。

### (2) 計画及び実績（成果）

#### ア 健康増進事業推進のための市町支援

(令和4年度)

実施時期	内 容	実施状況
8月	健康増進事業、がん検診等の実施状況の確認 (書面調査)	7市町
12月8日	【健康増進事業担当者連絡会】 ・健康増進事業実施状況及び実施計画 ・肝炎対策について ・がん検診実施状況 ・たばこ対策について	市町、健康福祉センター 19人

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在)

実施時期	内 容	実施状況
8月	健康増進事業、がん検診等の実施状況の確認 (各市町に訪庁し、聞き取り調査を実施)	7市町

## イ 健康増進事業費助成

健康増進事業費補助金交付状況(補助率2/3、肝炎ウイルス検診の自己負担相当額は10/10)

実施年	交 付 先	総事業費(実績額)	交付額(確定額)
令和4年度	7市町	41,892,758円	26,769,000円

## ウ がん検診受診促進

(令和4年度)

実施時期	内 容	実施状況
8月	がん検診、チェックリスト実施状況の確認(書面調査)	7市町
12月8日	【健康増進事業担当者連絡会(情報交換)】 ・がん検診実施状況 ・工夫している取組 等	市町、健康福祉 センター 19人

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在)

実施時期	内 容	実施状況
6月19日	がん検診チェックリストの状況把握	湖西市
8月	がん検診等の実施状況の確認 (各市町に訪庁し、聞き取り調査を実施)	7市町

(参考) 令和2年度市町が実施するがん検診受診率(地域保健・健康増進事業報告)

(単位：%)

地域名	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
磐田市	9.1	9.3	8.8	13.4	17.1
掛川市	6.8	6.7	4.7	20.5	25.4
袋井市	10.7	9.2	9.5	23.7	25.3
湖西市	11.2	6.5	7.8	14.6	22.1
御前崎市	12.7	11.9	12.0	26.0	30.6
菊川市	10.1	9.0	11.4	22.5	30.4
森 町	7.8	13.8	11.1	18.8	20.4
管内平均	9.8	9.5	9.3	19.9	24.5
静岡県	8.0	7.5	7.3	17.1	17.7
全 国	7.0	5.5	6.5	15.2	15.6

(注) 胃がん検診受診者数は胃部エックス線検査及び胃内視鏡検査の受診者数

算定年齢は胃が50～69歳、子宮は20～69歳、その他は40～69歳

(参考) 令和元年度市町が実施するがん検診精密検査受診率(地域保健・健康増進事業報告)  
(単位:%)

地域名	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
磐田市	68.0	84.0	66.1	91.4	84.7
掛川市	90.6	86.7	81.6	78.1	87.9
袋井市	83.9	96.2	79.6	95.3	96.0
湖西市	56.6	82.5	49.8	52.9	58.0
御前崎市	91.3	98.1	76.6	100.0	100.0
菊川市	83.8	91.8	77.6	92.9	97.1
森 町	77.8	63.5	65.7	66.7	69.2
管内平均	75.6	85.2	69.3	81.9	83.2
静岡県	66.6	81.8	66.6	64.4	84.5
許容値	70%以上	70%以上	70%以上	70%以上	80%以上

### (3) 評価(課題等)及び改善

#### ア 健康増進事業推進のための市町支援

健康増進事業に関する聞き取り調査や補助金事務を通じて、市町の実情に応じた効果的な実施を促すことができた。今後も各市町の課題や地域の多様な需要に対応した支援を行っていく。

#### イ 健康増進事業費助成

聞き取り調査などを行い、適正な事務執行ができた。今後も適正な事務を執行する。

#### ウ がん検診受診促進

健康増進事業に関する市町聞き取り調査等を利用して、市町のがん検診の実施状況(実施方法、期間、他検診との同時実施等工夫点)を把握するとともに、がん検診受診率や精密検査実施率を集計し、年次推移や年代別受診状況をまとめた。これらの資料を基に市町担当者連絡会を開催し、情報交換を行った。今後も住民の利便性向上に配慮した健診体制の改善を促し、早期発見のための効果的な事業実施を支援していく。

## 8 保健従事者育成業務

### (1) 目的

保健・栄養業務等に係る効果的な指導技術を学ぶための研修会を開催し、保健従事者の資質向上を図るとともに、情報交換や対策の検討のための連絡会議を開催し、市町の円滑な地域保健活動を支援する。



## (2) 計画及び実績 (成果)

## ア 健康増進指導技術連絡会議

(令和4年度)

実施日	内 容	参加者
6月10日 6月13日	<b>【西部地域市町災害時健康支援に係るFUJISAN操作研修(リモート研修)】</b> ・ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)操作演習(支援要請、派遣調整、回答) ・支援要請の流れ等状況確認(電話)	8市町、健康福祉センター 24人
6月24日	<b>【栄養指導業務検討会】</b> ・情報提供(災害時の栄養・食生活支援、高齢者の食支援、当所の今年度事業等) ・情報交換(各市町の食育・栄養関係等事業の実施計画、食育ボランティアの活動) ・西部健康福祉センター及び各市町の重点事業等について、関係団体の育成について)	市町、健康福祉センター 17人
7月1日	<b>【第1回 災害時健康支援担当者連絡会】</b> ・各市町における災害訓練実施状況 ・災害時健康支援マニュアルの情報共有 ・災害時の受援体制について情報交換	8市町、健康福祉センター 15人
7月6日 7月26日	<b>【御前崎市 災害時健康支援リーダーシップ訓練】</b> ・発災後24時間及び72時間の保健師・栄養士配置の検討 ・御前崎市被害想定の確認とマッピング ・災害時に起こりやすい事例(4事例)の検討、発表	御前崎市、健康福祉センター 延べ 27人
7月7日	<b>【健康増進指導技術連絡会】</b> 県第3次健康増進計画の評価や次期計画策定のスケジュールの説明。各市町健康増進計画の進捗状況、実施上の課題等意見交換	市町、健康福祉センター 20人
10月13日	<b>【地域保健従事者人材育成担当者連絡会】</b> 講義「人材育成に求められるリーダーシップ」 講師 静岡県県立大学看護学部 □□ □□ 氏 情報交換	市町、健康福祉センター 22人
11月28日	<b>【第2回 災害時健康支援担当者連絡会】</b> ・台風15号における健康支援活動の振り返り ・平常時の準備、体制整備	8市町、県、健康福祉センター 21人

(令和5年度)  
(令和5年9月30日現在)

実施日	内 容	参加者
5月26日	<b>【統括的立場の保健師等連絡会】</b> 1 統括保健師の役割について 2 各市町における人材育成等の状況について 3 情報交換 4 新任期保健師等の人材育成研修会について	市町、健康福祉センター、健康局健康増進課 15人
6月12日	<b>【栄養指導業務検討会】</b> 1 西部健康福祉センター健康増進課関係事業 ・重点事業「第3次ふじのくに健康増進計画地域別計画の改訂」「野菜摂取促進事業の推進」 ・将来を見据えた、地域における栄養政策の実ガイドについて 2 各市町の栄養関係事業について 3 各市町の食育ボランティアについて 4 情報交換	市町、健康福祉センター 16人
6月28日 6月30日	<b>【西部地域市町災害時健康支援に係るFUJISAN操作研修（リモート研修）】</b> ・ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)操作演習（支援要請、派遣調整、回答） ・支援要請の流れ等状況確認（電話）	市町、健康福祉センター 延べ 32人

イ 新任期地域保健従事者研修

(令和4年度)

実施日	内 容	参加者
11月7日 12月6日	<b>【新任期地域保健従事者現任研修会】</b> 演題 「地区診断とPDCA サイクル」 講師 聖隷クリストファー大学看護学部 □□ □□ 氏	市町、健康福祉センター 延べ36人
1月31日	<b>【新任地域保健従事者をサポートする立場の中堅期地域保健従事者研修会】</b> 演題 「新任期保健従事者の人材育成における中堅期・管理期の役割」 講師 静岡県立大学看護学部 □□ □□ 氏	市町、健康福祉センター 20人
9月～12月	<b>【見学を含む実務研修】</b> ・他市町等の各事業に見学を含めた実務研修を行う。 （健康づくり、母子保健、福祉、介護関係等各種事業、家庭訪問）	市町、健康福祉センター 延べ 23事業 延べ 46人

(令和5年度)  
(令和5年9月30日現在)

実施日	内 容	参加者
9月	<b>【見学を含む実務研修】</b> ・他市町等の各事業に見学を含めた実務研修を行う。 (健康づくり、母子、介護関係等各種事業、家庭訪問)	市町、健康福祉 センター 延べ 8事業 延べ 8人

ウ 地域保健福祉関係者研修会及び研究会

(令和4年度)

実施日	内 容	参加者
7月25日	<b>【第1回地域保健福祉研究学習会】</b> ・講義「疫学研究方法と実践的な活動研究の進め方」 ・演習「研究テーマの検討」(3題) 講師：浜松医科大学医学部健康社会医学講座 □□ □□ 氏 (説明及び意見交換・助言)	市町、健康福祉 センター 11人
10月3日	<b>【第2回地域保健福祉研究学習会】</b> 講義「疫学に必要な統計学」 講師 浜松医科大学医学部医学科健康社会医学講座 □□ □□ 氏 講義「産業医活動の実際と職域・地域保健連携」 講師 浜松医科大学医学部医学科健康社会医学講座 □□ □□ 氏	市町、健康福祉 センター 11人
12月12日	<b>【第3回地域保健福祉研究学習会(研究報告会)】</b> 研究発表 演題数6題(市3題、所内3題) 講評・助言及び講義「研究結果の活かし方」 講師 浜松医科大学医学部健康社会医学講座 □□ □□ 氏	市町、健康福祉 センター 28人

(3) 評価(課題等)及び改善

ア 健康増進指導技術連絡会議

地域の課題に合ったより効果的な施策展開ができるよう、市町担当者を対象とした検討会や情報交換の場を定期的に設け、支援することができた。

健康福祉部防災訓練前に開催していた市町災害時健康支援担当者連絡会については、令和3年度以降、FUJISANの操作研修を中心にリモート研修として実施している。本研修では、災害時に活動する場での実地研修としたことで、実際の流れや情報伝達の課題が確認ができ、災害時健康支援における理解が深まっている。令和4年度は被災時の受援体制構築や関係機関との連携を想定した災害時健康支援リーダーシップ訓練を御前崎市にて実施した。今後も市町独自でこの訓練が開催できるように支援をしていく。

## イ 新任期地域保健従事者研修

新任期地域保健従事者現任研修会は、専門職として必要な知識・技術の習得や仲間づくりの場として実施している。令和4年度は新任期地域保健従事者研修会を2回、中堅期研修会を1回、管理期研修を中部健康福祉センターと共催で1回いずれも集合方式で実施した。また、他市町の新任期保健従事者を受け入れる研修体制を整備し、管内全体で見学を含む実務研修を実施し、資質向上に努めた。

## ウ 地域保健福祉関係者研修会及び研究会

令和4年度については、袋井市のみの参加になった。疫学の基礎と実践的な活動研究の進め方等の講話や討議により、市に合った内容で学び、研究の完成度を高めることができた。日頃の地域保健福祉活動をまとめ、発表の機会を持つことで、各事業の課題を整理し、事業評価につながった。3回目の発表では、他市町の参加もあり、市町間の課題を共有する機会にもなった。今後は、県主催の地域診断研修や他研修等と調整を図った内容で企画していく。

## 9 管理栄養士課程学生実習指導業務

### (1) 目的

実践活動の場での課題発見、解決を通して、栄養評価・判定に基づく適切なマネジメントを行うために必要とされる専門的知識及び技術の統合を図り、公衆衛生において管理栄養士として具備すべき知識及び技能を習得させる。

### (2) 計画及び実績（成果）

実施年	実施期間	学校名等	参加人数
令和4年度	7月4日～8日	静岡県立大学 4年生	4人
	9月5日～9日	常葉大学 4年生	2人
令和5年度	6月19日～23日	静岡県立大学 4年生	4人
	9月4日～8日	常葉大学 4年生	2人

### (3) 評価（課題等）及び改善

臨地実習実施要領に基づき、実習の目的・目標が達成できるよう計画し、実施できた。

人材育成は、行政栄養士の重要な役割の一つであるため、今後も実習目標が達成できるよう企画し実施していく。

## 10 栄養士・管理栄養士免許事務

### (1) 目的

栄養士、管理栄養士の免許の申請に対し、栄養士法に基づき、栄養士・管理栄養士免許証の交付等を行う。

## (2) 実績（成果）

（単位：件）

		令和4年度	令和5年度 (令和5年9月30日現在)
管理栄養士	管理栄養士免許申請	39	15
	管理栄養士名簿訂正申請	20	13
	管理栄養士免許証書換え交付申請	20	11
	管理栄養士免許証再交付申請	0	3
栄養士	栄養士免許申請	45	3
	栄養士名簿訂正申請	36 (4)	22 (5)
	栄養士免許証書換え交付申請	31 (4)	14 (5)
	栄養士免許証再交付申請	6 (0)	7 (0)

※( )は他保健所からの移送による受付分の再掲

## (3) 評価（課題等）及び改善

事務処理マニュアルの改訂等、事務処理が迅速・確実にできるよう工夫を図っている。

## 11 国民健康・栄養調査

## (1) 目的

国民の身体状況、栄養摂取状況及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために実施する。（国の委託事業）

## (2) 計画及び実績（成果）

## ア 調査項目

- (ア) 身体状況調査(20歳以上)：身長・体重(1歳以上)、腹囲、血圧、血液検査、問診
- (イ) 栄養摂取状況調査(1歳以上)：1日の食物摂取状況、1日の歩数(20歳以上)等
- (ウ) 生活習慣調査(20歳以上)：食習慣、休養、喫煙、受動喫煙、飲酒、歯の健康等

## イ 調査地区・調査日

調査年	調査地区	対象世帯数	対象世帯員数
令和4年	調査地区指定なしのため、実績なし		
令和5年*	袋井市長溝	13世帯	45人

\*令和5年：調査は、令和5年11月に実施予定

## (3) 評価（課題等）及び改善

令和4年度は、当所は指定がなく実施しなかったが、令和5年度は実施予定である。近年はプライバシーや個人情報の保護意識、生活時間の多様化等に伴い、調査協力が得られにくい世帯が増加している。このため、協力を得られるように、個人情報保護に配慮し、丁寧に説明・依頼していくとともに、協力者には、個人の健康管理に役立つように個々の結果を還元する等工夫し、実施率の向上に努めていく。

## 12 県民健康基礎調査

### (1) 目的

県民の健康状態、食品・栄養摂取状況、身体状況及び生活習慣等について経年的に調査を実施することにより、①県の健康づくりの方策を講ずる基礎資料とする。②「第3次ふじのくに健康増進計画」の最終評価及び次期計画策定に用いる。③生活習慣病の関連要因を評価し、県民の生活習慣の改善に役立てる。

### (2) 計画及び実績（成果）

#### ア 調査項目

- (ア) 身体状況調査(20歳以上)：身長・体重(1歳以上)、腹囲、血圧、血液検査、問診
- (イ) 栄養摂取状況調査(1歳以上)：1日の食物摂取状況、1日の歩数(20歳以上)等
- (ウ) 生活習慣調査・生活状況調査(20歳以上)：食習慣、休養、喫煙、飲酒、歯の健康等

#### イ 調査地区・調査日

(令和4年調査)

実施日	調査地区		対象世帯数	対象世帯員数
11月9日	磐田市見付	2地区	34世帯	83人
11月15日	掛川市中央	3地区	59世帯	154人
11月30日	森町森	2地区	50世帯	146人

### (3) 評価（課題等）及び改善

県民の健康状態、食品・栄養摂取状況、身体状況及び生活習慣等について経年的に調査を実施することにより、県健康づくり施策を講ずる基礎資料や健康増進計画の評価、次期計画策定に活用することができる。

## <相談部>

相談部は、児童相談所と知的障害者更生相談所で構成されている。

児童相談所では、国の「児童相談所運営指針」や「静岡県児童相談所事務処理要領」等に基づき、児童の福祉に関する問題について家庭その他からの相談に応じ、調査、診断、判定の上、その児童・家庭にとって最も効果的な援助を行っている。

知的障害者更生相談所では、18歳以上の知的障害のある人に関する問題について、家庭その他からの相談に応じたり、心理学的判定を行いこれに付随して必要な指導を行っている。

その他、保護者等からの申請により、児童相談所は障害児、知的障害者更生相談所は障害のある人の療育手帳を発行している。

### 1 西部児童相談所（相談判定課・育成課）

#### (1) 相談の受付と対応状況

##### ア 目的

児童相談所は家庭や関係機関等から寄せられる18歳未満の子どもの相談・通告等を受理し、相談者との面接や家庭状況等の調査を行うとともに、必要に応じて一時保護による行動観察を実施した上で、ケースごとに社会・心理・医学・行動の各診断を実施して総合判定を行い、指導及び援助方針を決定している。

児童虐待への対応については、児童の安全確保を最優先に早期発見、早期対応に努め、困難事例については、県社会福祉審議会(児童処遇特別部会)の意見を求め、処遇の万全を図っている。児童を家庭から離す必要があると認められる場合には、一時保護所等での保護や施設・里親への入所・委託の措置を取っている。児童を在宅のまま支援する場合は、リスク管理を随時行い、市町等関係機関と連携しながら児童福祉司、児童心理司による家庭訪問などを通じて継続指導を行っている。

##### イ 実績（成果）

令和4年度中に受理し、対応した件数は1,483件で「知的障害」に関する相談が926件と最も多く、全体の約6割を占めた。次いで「虐待相談」が369件、「性格行動相談」が45件となっている。虐待相談件数は153件の減少がみられた。

経路別では「福祉事務所」からが579件と最も多く、令和3年度から12件減少し全体の約3分の1を占め、次いで「家族・親戚」からが448件となっている。「警察」からは289件で令和3年度から84件減少している。

処理状況別では、1回又は数回の面接で終了となる「助言指導」が763人と最も多く、全体の5割以上を占め、通所や家庭訪問により数ヶ月支援を行っていく「継続指導」は246件と令和3年度から184件減少した。

相談対応の結果、家庭から離れ、施設や里親のもとで生活している児童は令和5年9月30日現在で84人（施設入所70人、里親委託14人）である。

## (7) 相談対応

## a 児童相談種類別対応状況調

(単位：人)

相談種別		年度別		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (令和5年9月30日現在)
養護 相談	児童虐待相談	522	369	206
	その他の相談	45	36	13
保健相談		0	0	0
障害 相談	肢体不自由	4	1	2
	視聴覚障害	0	0	0
	言語発達障害等	0	0	0
	重症心身障害	6	8	1
	知的障害	997	926	494
	発達障害	0	1	0
非行 相談	く犯行為等	35	32	3
	触法行為等	33	22	4
育成 相談	性格行動	43	45	11
	不登校	1	5	1
	適性	6	8	0
	育児・しつけ	20	9	0
その他の相談		14	21	0
計		1,726	1,483	735

## b 経路別対応状況

(単位：人)

別 経路別	年度		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (令和5年9月30日現在)
家族・親戚	504	448	219
福祉事務所	591	579	284
市町村	0	0	0
保健所・医療機関	19	16	5
警察関係	373	289	162
児童福祉施設	11	8	0
学校・教育	65	30	19
児童委員	0	0	0
近隣・知人	58	24	14
家庭裁判所	11	8	0
その他	94	81	32
計	1,726	1,483	735



(イ) 各診断等の状況 (令和4年度) (単位：件)

区分	判定	※医学診断		心理診断				心理指導	
		診察指導	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他	面接観察・指導	心理療法・カウンセリング
児 童		16	0	514	526	14	4	765	342
保 護 者		10	0	0	0	0	3	623	131
そ の 他		10	0	0	4	0	2	116	161
小 計		36	0	514	530	14	9	1,504	634
合 計		36		1,067				2,138	

※嘱託医…2名

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在) (単位：件)

区分	判定	医学診断指導		心理診断				心理指導	
		診察指導	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他	面接観察・指導	心理療法・カウンセリング
児 童		4	0	278	277	3	4	364	249
保 護 者		2	0	0	2	0	1	334	58
そ の 他		0	0	0	0	0	0	42	110
小 計		6	0	278	279	3	5	740	417
合 計		6		565				1,157	

(ウ) 一時保護・一時保護委託の状況

a 経路

(単位：人)

経路 年度	警察署	市町村	家庭	児童施設	知人	学校	本人	病院	その他	合計
令和3年度	50	44	7	23	2	32	4	6	25	193
令和4年度	30	25	23	7	33	17	1	4	32	172
令和5年度 (令和5年9月30日現在)	18	4	7	3	0	3	0	2	1	38

※「学校」には幼稚園を含む。「その他」とは里親等である。

b 保護の場所

(単位：人)

場所 年度	一時保護所	警察署	児童福祉施設	里親	病院	その他	合計
令和3年度	56	1	31	92	9	4	193
令和4年度	30	0	41	86	14	1	172
令和5年度 (令和5年9月30日現在)	13	0	12	8	4	1	38

※「里親」にはファミリーホームを含む。「その他」とは所内や特定の個人等である。

## (エ) 指導・措置の状況

## a 児童相談処理状況

(単位：件)

区 分		年 度 別		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (令和5年9月30日 現在)
面 接 指 導	助 言 指 導	775	763	416
	継 続 指 導	430	246	73
	他機関あつせん	20	20	2
児 童 福 祉 司 指 導		7	6	3
児 童 委 員 指 導		0	0	0
児童家庭支援センター指導・指導委託		0	0	0
市 町 村 指 導 委 託		1	0	0
市 町 村 送 致		1	3	0
福祉事務所送致・通知		0	0	0
訓 戒 ・ 誓 約		7	4	0
児 童 福 祉 施 設	入 所	6	8	1
	家庭裁判所送致(再掲)	0	0	0
	通 所	0	0	0
指定発達支援医療機関委託		0	0	0
里 親 委 託		6	1	0
家 庭 裁 判 所 送 致		1	0	1
障害児入所施設等への利用契約		10	7	3
そ の 他		462	425	236
計		1,726	1,483	735

※その他は療育手帳関係で面接を伴わない事務処理等(情報提供依頼等)

## b 児童福祉施設等在所者及び里親委託児童調

(単位：人)

施設別	年 度 別		
	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度 (令和5年9月30日現在)
乳児院	7	10	9
児童養護施設	34	31	34
福祉型障害児入所施設	20	19	19
医療型障害児入所施設	3	3	4

児童心理治療施設	3	2	2
児童自立支援施設	6	3	2
計	73	68	70
里親委託	20	18	14

#### ウ 評価（課題等）及び改善

様々な相談種別・ニーズに対し、児童や保護者の意向を踏まえた適切な対応及び支援を行うことができた。

県では、児童虐待相談対応件数の増加が続く中、よりの確な相談対応を行うため、計画的に児童福祉司の増員を図ってきた。当所においては、平成30年度1名、令和元年度2名、令和2年度1名、令和3年度2名の児童福祉司の増員となった。

また、法的対応を要するケースが増加していることを受けて、令和元年度から非常勤職員の弁護士が配置され、法的課題を速やかに解決できるようになった。

さらに、他機関との緊密な連携をはかるため、令和4年度から人的交流を行っている。具体的には、所内に併任警察官を配置したことで、虐待相談や非行相談への対応において警察との協力関係が円滑になった。また、磐田市に児童福祉司を派遣したことで、特に妊産婦や乳児への対応において情報共有が容易になった。

### (2) 児童虐待相談への対応

#### ア 児童虐待相談の状況

##### (ア) 目的

児童虐待は児童の人権を著しく侵害し、心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与え、時には尊い命が奪われることもあることから、早期発見、早期対応することが不可欠である。

対応に当たっては、48時間以内に安否を確認するなど迅速な対応に努めるとともに、リスクが高い場合は緊急的に子どもを保護し家庭から隔離するなど、子どもの安全確保を最優先に対応している。令和2年度からは、開庁時の通告対応を迅速に行うように育成課に介入班（育成第2班）を設置した。

##### (イ) 実績（成果）

##### a 虐待相談対応件数

（単位：件）

区 分	静岡県	西部児童相談所	内 訳			
			身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト
令和4年度	3,708	369	76	3	261	29
令和5年度 (令和5年9月30日現在)	-	206	36	1	160	9

b 主な虐待者 (単位：件)

区 分	実 父	実 母	継父養父	継母 養母	その他	合 計
令和4年度	120	132	21	1	95	369
令和5年度 (令和5年9月30日現在)	97	79	6	2	22	206

c 被虐待児の年齢別 (単位：件)

区 分	0～3才 未 満	3～就 学前ま で	小学生	中学生	高校生・ その他	合 計
令和4年度	74	85	129	55	26	369
令和5年度 (令和5年9月30日現在)	46	39	64	38	19	206

d 虐待相談受付経路 (単位：件)

区 分	市 町 等	学 校 等	医 療 機 関	警 察 等	保 育 所 等	虐 待 者	児 童 本 人	家 族 親 戚	近 隣	そ の 他	合 計
令和4年度	40	30	16	231	4	7	4	15	21	1	369
令和5年度 (令和5年9月30日現在)	15	19	5	148	0	1	1	5	12	0	206

e 対応状況 (単位：件)

区 分	助 言 指 導	継 続 指 導	福 祉 司 指 導	施 設 入 所	里 親 委 託	他 機 関 斡 旋	市 町 村 送 致	指 導 委 託	そ の 他	合 計
令和4年度	171	176	6	4	0	9	3	0	0	369
令和5年度 (令和5年9月30日現在)	142	60	2	0	0	2	0	0	0	206

(ウ) 評価（課題等）及び改善

- a 虐待通告を受けた都度、緊急受理会議を開催し、危険度等のリスクアセスメントを行うとともに、調査方針、担当者等を決め、的確に対応することができた。
- b 虐待通告を受けてから48時間以内に児童を目視し、安全確認を行っており、対応率は100%である。
- c 児童虐待相談については、チームによる対応や合議による援助方針の決定等組織で対応することが重要であり、それにより確実に児童の安全が図られ、職員のストレスの予防にもつながっている。
- d 市町ケース会議等へ当所職員を派遣し、虐待相談への対応技術を指導するとともに、市町職員の技術を高めるための実践的研修を実施し、具体的な事例を用いて子どもの身近な場所における支援のスキルアップを図った。

## イ 児童福祉司任用後研修

### (ア) 目的

児童相談所職員としての実務経験を2年経過した職員が、職務の遂行に当たり必要な知識と技術を習得するため、県の3児童相談所（東部、中央、西部）及び政令市（静岡、浜松）児童相談所がそれぞれテーマを決め主催者となり研修を行う。

なお、従前は聴講を希望する市町職員の参加も認めていたが、令和3年度以降は新型コロナウイルス感染症感染拡大予防のため、参加者は本来の対象である児童相談所職員のみとしている。今後は感染の状況を鑑みつつ、参加者の拡大も検討していく。

### (イ) 計画及び実績（成果）

#### 研修内容及び参加者

（令和4年度）

実施日	会場	研修内容	参加者
令和4年 8月9日	静岡県男女共同 参画センター あざれあ	「子ども家庭支援のための ケースマネジメントの基本」 講師 子どもの虹情報研修センター □□ □□ 氏	児童相談所職員 17人

#### 研修内容及び参加者

（令和5年度）

実施日	会場	研修内容	参加者
令和5年 8月4日	静岡県男女共同 参画センター あざれあ	「子ども家庭支援のための ケースマネジメントの基本」 講師 子どもの虹情報研修センター □□ □□ 氏	児童相談所職員 23人

### (ウ) 評価（課題等）及び改善

本研修の受講により、児童相談所職員が今まで得た経験の振り返りや、今後のケースワークに生かすための新しい知識や考え方を得ることができた。

## ウ 被虐待児心理ケア事業

### (ア) 目的

児童福祉施設へ入所措置又は里親委託されている被虐待児に対し、適応力の向上を目的に、心理治療・指導を個別及びグループで実施するとともに、施設とケース検討会を開催し、施設職員への技術援助を行う。

(イ) 実績（成果）

児童福祉施設に入所又は里親委託されている被虐待児を対象に実施した。

a 児童個別指導

（単位：人）

区分	令和4年度			令和5年度(令和5年9月30日現在)		
	対象児	延実施回数	実施者延人数	対象児	延実施回数	実施者延人数
			児童心理司			児童心理司
就学前	18	46	46	11	40	40
小学生	31	145	145	18	81	81
中学生	16	60	60	11	30	30
高校生	7	36	36	7	14	14
計	72	287	287	47	165	165

b 管内児童福祉施設への支援

管内児童養護施設に対して、管外児童相談所からの措置児童も含めた個別ケース会議に出席して助言を行った。

(ウ) 評価（課題等）及び改善

a 児童個別指導

個々の児童の家庭背景や現在の生活環境、心理状況に配慮しながら児童の気持ちを受け止め、支えることにより、児童の心の安定を図ることができた。

b 管内児童福祉施設への支援

施設の実情や児童の処遇状況を具体的に把握することができ、施設職員との連携がより行いやすくなった。

エ 保護者カウンセリング強化事業

(ア) 目的

精神科医等の協力を得て、児童や保護者等の家族に対して支援を行っている。精神科医等の役割としては、児童および保護者の医学的診断、ケース会議等で援助方針についての助言指導を行うものである。

(イ) 実績（成果）

a 精神科嘱託医師

（令和4年度）（単位：人）

医師面接回数		虐待関係延人数				虐待以外延人数			
虐待関係	虐待以外	保護者	児童	関係者	計	保護者	児童	関係者	計
3	3	0	2	8	10	3	2	5	10

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在) (単位:人)

医師面接回数		虐待関係延人数				虐待以外延人数			
虐待関係	虐待以外	保護者	児童	関係者	計	保護者	児童	関係者	計
1	0	1	1	3	5	0	0	0	0

b 浜松医科大学寄附講座嘱託医師

(令和4年度) (単位:人)

医師面接回数		虐待関係延人数				虐待以外延人数			
虐待関係	虐待以外	保護者	児童	関係者	計	保護者	児童	関係者	計
7	10	3	4	19	26	5	8	22	35

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在) (単位:人)

医師面接回数		虐待関係延人数				虐待以外延人数			
虐待関係	虐待以外	保護者	児童	関係者	計	保護者	児童	関係者	計
5	3	1	3	7	11	0	2	8	10

c ケース会議における助言指導

今後の援助方針や児童および保護者の対応に困難を感じるケースについて、ケース会議を実施し、児童相談所職員や児童施設職員に対して助言指導を行った。

(令和4年度)

	実施日	助言者	参加人数
第1回	令和4年6月22日	児童精神科医	13
第2回	令和4年8月24日	児童精神科医	13
第3回	令和4年11月30日	児童精神科医	13
第4回	令和5年2月1日	児童精神科医	16

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在)

	実施日	助言者	参加人数
第1回	令和5年6月28日	児童精神科医	16
第2回	令和5年9月6日	児童精神科医	12

(ウ) 評価(課題等)及び改善

- a 虐待へと至ってしまう保護者は、子育てや生活上の強いストレスなどを抱えていることが多く、さらに保護者自身が被虐待歴、発達障害等を抱えている場合もある。嘱託医受診を通して医療受診へつながるケースもあり、ケースの援助に有益な他、地域の医療機関へと効果的につなが場になっている。

- b 嘱託医師による子どもや保護者についての医学的見立てと職員へのスーパーバイズは、被虐待児や発達障害児等のケースワーク、支援方針の検討に大いに役立った。
- c 通常の医療機関よりもじっくり時間をかけての診察が可能であり、児童相談所からも多くの情報を医師に伝えることができる。会場が児童相談所であることから、通常の医療受診よりも抵抗感が小さく、病院にかかる前の相談という感覚で利用いただけている。
- d ケース会議では、児童精神科医師の見立てや助言を、児童相談所職員だけでなく、児童施設職員等の関係機関とも共有する機会となり、児童や保護者に対する共通認識を持った上で支援を検討することに役立った。

## オ スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業

### (ア) 目的

様々な問題を複合的に抱える施設入所児童など高度な専門的・組織的対応が必要なケースについて、外部の専門家を招いて助言指導を受け、より適切な処遇につなげる。

### (イ) 計画及び実績（成果）

問題が複雑で行き詰まっているケースや、施設内での問題行動が顕在化している困難ケース等について、令和4年度は解決志向アプローチの手法を用いて検討を行った。また、講師を施設に派遣して講義式の研修を実施した。令和5年度も同様の形式で実施していく予定である。

(令和4年度)

	実施日	外部専門家
第1回	令和4年10月17日	常葉短期大学保育科 □□ □□ 氏
第2回	令和5年2月1日	

(令和5年度)

	実施日	外部専門家
第1回	令和5年9月4日	常葉短期大学保育科 □□ □□ 氏
第2回	令和5年11月6日（予定）	
第3回	令和5年11月14日（予定）	

### (ウ) 評価（課題等）及び改善

- ・ 児童福祉領域における経験が豊富な外部専門家からの助言より、ケースの見立てや支援方法について様々な示唆を得ることができ、該当ケースだけでなく他ケースにも役立てることができた。
- ・ 解決志向アプローチの手法を用いたこと、参加者全員が意見を言う形で進行したことにより、幅広い視点からの検討ができた。
- ・ 福祉施設の職員の現場における児童対応への困り感は強い一方、出張して児童福祉に関連する研修を受ける機会自体少なく、施設に直接講師を派遣する研修へのニーズは高いと思われる。



(3) 里親制度

ア 目的

里親制度は、虐待等により家族と生活できない児童を施設ではなく、個別対応が可能な家庭的な環境の中で養育することにより、児童の健全な育成を図ることを目的としており、児童福祉法においては里親委託等を推進することとされている。

里親は、里子として児童を受け入れるだけでなく、緊急に保護が必要になった児童の一時保護の受託や、児童養護施設等に入所している児童のうち家族との交流が困難な児童を定期的に家庭に受け入れるショートルフラン事業（実施主体は県里親連合会）も行っている。

イ 実績（成果）

a 里親登録並びに委託状況（管内里親ベース） （令和4年度）

区分 市町	里親数（世帯）			委託児童数（人）		
	委託	未委託	計	男	女	計
磐田市	7	14（専1）	21（専1）	3	7	10
掛川市	7	10	17	3	3	6
袋井市	2	9	11	2	2	4
湖西市	1	7	8	0	1	1
御前崎市	1	1	2	0	1	1
菊川市	1	2	3	0	1	1
森 町	0	1	1	0	0	0
計	19	44（専1）	63（専1）	8	15	23

※（専）は専門里親の数で内数

里親登録並びに委託状況（管内里親ベース） （令和5年9月30日現在）

区分 市町	里親数（世帯）			委託児童数（人）		
	委託	未委託	計	男	女	計
磐田市	4	14（専1）	18（専1）	1	4	5
掛川市	5	12	17	4	1	5
袋井市	2	9	11	1	1	2
湖西市	0	7	7	0	0	0
御前崎市	1	1	2	0	1	1
菊川市	0	3	3	0	0	0
森 町	0	1	1	0	0	0
計	12	47（専1）	59（専1）	6	7	13

※（専）は専門里親の数で内数

(参考) 里親委託率 (管内里子ベース)

	里親、ファミリーホーム委託児童数(人)①	乳児院入所児童数(人)②	児童養護施設入所児童数(人)③	計④ ①+②+③	里親委託率(%)⑤ ①/④
西部児相	16	10	31	57	28.1
静岡県	223	47	353	623	35.8
全国	7798	2351	23008	33157	23.5

※西部児童相談所及び静岡県は令和5年3月31日現在。全国は令和3年4月31日現在

b 登録里親への一時保護委託 (管内里親ベース)

実施期間	一時保護数(人)	登録里親への一時保護委託							延日数
		人	男	女	乳幼児	小学生	中学生	中卒～	
令和4年度	172	80	23	57	53	19	5	3	890
令和5年度	38	8	0	8	3	2	3	0	90

※ 令和5年度は9月30日現在

ウ 評価(課題等)及び改善

- (ア) 里親へのきめ細やかな支援や、保護者への里親制度の分かりやすい説明を行うとともに、里親相談会の開催など、里親希望者の拡充に努めたことにより、令和4年度の里親委託率は28.1%となっている。
- (イ) 虐待により心身にダメージを受けた処遇困難な児童を受け入れる専門里親は、管内では1世帯2人である。今後、増加を図っていく必要がある。
- (ウ) 里親等委託推進員(会計年度任用職員)は、委託可能な児童の把握、里親の意向調査等を行い、施設入所児と里親とが交流する機会をつくることなどを通じて里親委託の推進を図る役割を担っており、制度の円滑な運営に大きく寄与している。
- (エ) 令和元年度から配置した里親専任の児童福祉司を中心に、管内市町庁舎を会場に里親相談会を開催した。広く里親制度の普及啓発に努め、新規里親獲得を図った。
- (オ) 夜間・休日に、緊急で一時保護が必要になった児童を遠方の一時保護所へ移送することが困難な場合や、一時保護所での集団生活になじまない児童の保護の場合には、里親に一時保護委託をして、児童が安全で安心できる環境を提供することができた。特に、乳幼児については、遠方への移送による負担の軽減や、きめ細かな育児支援が欠かせないため、里親への一時保護委託の活用は不可欠である。

(4) 各種事業

ア 児童虐待防止に関する講演

(ア) 目的

児童虐待防止を推進するため、児童の健全育成を支える地域の組織、団体等からの要請に基づいて、育児支援、児童虐待等に関する講演を行い、児童虐待の実情や地域での対応に理解を求める。

- (イ) 実績（成果）  
 児童虐待防止研修（令和5年9月30日現在）

区 分	令和4年度	令和5年度
回 数（回）	6	7
対象者（人）	196	102

- (ウ) 評価（課題等）及び改善

管内市町の教員、民生・児童委員などに学校・地域において対応可能なことについて、具体的に周知を図り、連携を深めることができた。

## イ 障害児入所受給者証の交付

- (ア) 目的

児童の保護者等からの申請に基づき施設入所の可否を決定し、入所が適切と判断した場合に障害児入所受給者証を交付する。

- (イ) 実績（成果）（単位：件）

支援の種類	令和4年度		令和5年度 (令和5年9月30日現在)	
	交付数	契約終了数	交付数	契約終了数
福祉型障害児入所施設	15	0	10	0
医療型障害児入所施設 (肢体不自由)	2	2	4	2
医療型障害児入所施設 (重症心身障害)	13	6	8	1
計	30	8	22	3

- (ウ) 評価（課題等）及び改善

障害児入所受給者証を交付し、保護者と施設との間の利用契約を援助することにより、児童の療育の場が確保され、福祉の増進を図ることができた。

## 2 西部知的障害者更生相談所

- (1) 目的

知的障害のある人の医学的・心理的及び機能的判定を行うとともに、家庭その他からの相談に応じ、知的障害のある人の福祉の増進を図る。

- (2) 実績（成果）

### ア 相談の状況（単位：件）

区分 年度	相 談 内 容						計
	施設 入所	職業	医療 保健	生活	療育 手帳	その他	
令和4年度	1	0	15	29	142	0	187
令和5年度 (令和5年9月30日現在)	0	0	5	10	54	0	69

イ 判定実施状況

(単位:件)

内容 方法	年度	判定内容					計
		医学的 判定	心理 判定	職能 判定	その他 の判定	重度加算 判定	
来所	令和4年度	0	141	0	0	0	141
	令和5年度 (令和5年9月30日現在)	0	54	0	0	0	54
巡回	令和4年度	15	1	0	0	0	16
	令和5年度 (令和5年9月30日現在)	4	0	0	0	0	4
計	令和4年度	15	142	0	0	0	157
	令和5年度 (令和5年9月30日現在)	4	54	0	0	0	58

ウ 療育手帳交付状況

知的障害者調 (令和5年9月30日現在) (単位:人)

区分 市町別	知的障害者数 (療育手帳交付者)									管内 人口	比率 (%)
	18歳未満			18歳以上			計				
	A	B	計	A	B	計	A	B	計		
磐田市	100	400	500	392	796	1,188	492	1,196	1,688	164,121	10.3
掛川市	92	297	389	305	571	876	397	868	1,265	113,336	11.2
袋井市	58	239	297	220	497	717	278	736	1,014	87,953	11.5
湖西市	32	182	214	138	344	482	170	526	696	56,765	12.3
御前崎市	19	77	96	88	183	271	107	260	367	29,654	12.4
菊川市	53	110	163	95	219	314	148	329	477	47,011	10.1
森町	12	39	51	41	146	187	53	185	238	16,717	14.2
計	366	1,344	1,710	1,279	2,756	4,035	1,645	4,100	5,745	515,557	11.1

※ 管内人口：静岡県の推計人口 (令和5年9月1日現在)

(3) 評価 (課題等) 及び改善

ア 療育手帳申請に伴う医学的、心理学的判定をすることによって、相談者に対し必要な指導・助言等を行うことができた。また、本人、家族の状況等で来所できない人に対し、支所、地域センター、自宅、施設等にて出張判定を実施した。

イ 増加傾向にある療育手帳交付申請数には、判定を行う日を前年度より多く設けるなどして対応している。また予約が入る見通しのない面接日については、他市と調整し、できる限り面接を行うよう対応した。

ウ 市町職員の知的障害者福祉に関する対応力向上を図るため、引き続き他更生相談所との共催により研修を開催していく。

## <衛生環境部>

### 衛生薬務課

関係法令に基づき食品衛生、生活衛生及び薬事関係施設の監視指導や製品等の検査を実施し県民生活の安全・安心に努めるとともに、献血推進、薬物乱用防止、動物愛護等衛生思想の普及・啓発に取り組み、県民の健康保持及び安全確保に努めている。

#### 1 食品衛生業務

##### (1) 目的

食品衛生対策の充実強化及び食品営業者の自主的な衛生管理を推進することで、食中毒等食品による危害を防止し、県民に対し安全な食品の提供を図る。

##### (2) 計画及び実績（成果）

###### ア 一斉監視や一斉取締りを含む食品衛生監視指導

「静岡県食品衛生監視指導計画」に基づき、地域の実情を踏まえた年間監視計画を策定し、重点業種や監視項目を定めて効果的な監視指導を実施した。

特に、学校給食施設、社会福祉施設及び大量調理施設等の大規模調理施設と食品製造業については、食品衛生監視専門班の応援を得て専門的な監視指導を行い、食品に起因する事故防止等食品衛生の向上に努めた。また、食中毒の発生しやすい時期（気温、湿度の高い夏期とノロウイルス食中毒の発生しやすい冬期）には一斉監視指導を実施し、営業者への注意喚起に努めた。さらに、食品の流通量が増加する年末には市場や大規模な食品関連施設の監視指導を実施し、食品や添加物の一斉取締りを行い違反食品の摘発や食品の取扱方法について注意を徹底した。

###### イ 食品表示法令を所管する他部局との食品表示合同一斉監視

食品表示に関しては、「食品表示法」、「不当景品類及び不当表示防止法」、「静岡県茶業振興条例」など複数の関係法令がある。このため、これらを所管する保健所や県民生活センター、農林事務所等関係部局と合同の一斉監視を行っている。令和4年度は中遠農林事務所が実施する「仕上茶工場巡回指導」の対象施設を含め、仕上げ茶製造施設、菓子製造業、そうざい製造業及び食肉、魚介類販売業計19施設の監視を行った。

###### ウ 食品の安全性確認のための収去検査

年間計画に従い収去を行い、検査を実施している。令和4年度は規格基準違反が1件（ゆでだこから腸炎ビブリオ陽性）、令和5年度の違反はない（9月30日現在）。違反事例に対しては、事後指導を実施し再発防止に努めた。

###### エ 食中毒防止のための広報、講習会等

例年食品営業者及び消費者等を対象とした衛生講習会を開催し、食中毒防止対策の普及に努めている。さらに、食品衛生法の一部改正により制度化されたHACCPに沿った衛生管理について啓発を図った。

また、食中毒防止月間(8月1日～8月31日)には、西部地区及び小笠地区食品衛生協会連合会や市町等の協力を得て、のぼり旗の設置、啓発資材の配布、広報車による巡回等の啓発活動を行い食品衛生の向上に努めた。

#### オ 食品営業者の自主衛生管理体制の確立

食品衛生協会において指導的役割を担う食品衛生推進員及び食品衛生指導員に対する衛生講習会や実地研修を開催するとともに、食品衛生協会の自主的な巡回指導等地域における衛生活動を支援し、営業者の自主的な衛生管理の推進を図った。

#### カ 営業許可関係事務処理

営業許可申請に係る書類審査や現地調査等の許可事務の適正処理に努めた。特に令和3年6月から営業許可制度の見直しが行われ業種の統合や新たな許可業務の設定がなされたこと、また国による営業者の新台帳システムが導入されたため、営業者への申請受付等に時間を割き丁寧に対応した。

新たに許可を取得した営業者に対しては衛生講習会を、また更新許可の営業者に対しては食品衛生責任者の再教育を行っている。

### (3) 評価(課題等)及び改善

令和4年度に食中毒の発生はなかった。令和5年度は、ノロウイルスに食中毒が1件、患者数11人発生した(9月30日時点)。引き続き、食品の衛生的な取扱いや食品取扱者の体調管理等について指導するとともに、衛生教育等に努め食中毒の発生防止を図る。

令和4年度の食品の収去検査において、規格基準違反(ゆでだこ 腸炎ビブリオ陽性)が1件あった。令和5年度に違反は認められていない(9月30日現在)。引き続き、違反食品、不良食品の排除に努め県民の食生活の安全を確保していく。

食品衛生の確保は、行政による適切な監視指導と営業者の自主衛生管理及び一般消費者に対する食品衛生の啓発等により、地域全体で取り組んでいく必要があるので、関係団体の協力を得て今後とも適切な対応を図っていく。

## 2 生活衛生業務

### (1) 動物愛護管理業務

#### ア 目的

令和3年3月策定の「静岡県動物愛護管理推進計画(2021)」に基づき、犬や猫などの身近な動物の適正飼養の指導、動物愛護の普及啓発及び動物由来感染症の予防に努め、人と動物とが共生する社会の実現を目指す。また、福祉関係部局との連携を強化し、高齢飼い主や多頭飼育者による不適正飼養の早期発見、地域猫活動の推進、ボランティアへの活動支援等を進めていく。

## イ 計画及び実績（成果）

### (ア) 犬、猫の適正飼養の徹底

狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録及び狂犬病予防注射については、市町及び地域の獣医師会との連携、協力体制を維持し周知徹底を図っている。

飼い主不明又は放し飼いの犬に係る苦情等については、動物管理指導センターの動物保護指導班等の応援を得て適切に対処し、危害の発生防止に努めた。

飼い主のいない猫に関する苦情や犬猫の飼い方等に関する苦情については、動物保護指導班、市町と連携し、飼い主等へ適正管理指導を行った。

また、飼えなくなった犬及び猫の引取り相談に対しては、殺処分をできる限り減らす目的で、内容に応じて新しい飼い主探しや終生飼育を指導した。

### (イ) 災害時ペット同行避難の体制づくり

令和4年度は袋井市および御前崎市においてペット同行避難訓練を実施し、避難所のペット受入体制整備の推進を図った。

### (ウ) 動物愛護管理

毎年度、県民、市町及び動物愛護ボランティアの意見交換の場として「動物愛護ボランティア意見交換会」を開催し、ボランティアの活動支援及び育成を図った。

### (エ) 動物取扱業、特定動物飼育施設の立入検査等

令和元年度の動物愛護管理法の改正を踏まえ、動物取扱業の登録施設及び特定動物の飼養保管施設に対して定期的に立入検査を行い、適正管理指導と危害防止措置の確認を行った。また、動物取扱責任者を対象とした研修会を開催し、業務に必要な知識及び能力の向上を図った。

## ウ 評価（課題等）及び改善

飼い主のいない猫に関する苦情が依然として多いことから、今後も引取り相談時や市町の広報等を活用し、終生飼育、室内飼い、不妊去勢手術等の実施による適正飼育の指導に努めるとともに、動物愛護推進員の委嘱等を行い、地域活動に積極的に取り組むボランティアを育成、支援していく。

また、令和元年6月に動物愛護管理法が改正公布され、幼齢の犬猫の販売等の制限、マイクロチップの装着義務、動物の管理方法の基準など動物取扱業者等の動物管理体制責任がより強化された。引き続き改正内容の周知とともに、より一層の適正管理及び動物愛護思想の普及啓発を推進していく。

## (2) 生活衛生営業関係業務

### ア 目的

旅館、公衆浴場、理容所、美容所等の生活衛生関係営業施設の衛生水準の向上を図るとともに、温泉の保護、採取時の可燃性天然ガスによる災害の防止及び温泉利用の適正化を図る。また、住宅宿泊事業法(平成30年6月15日施行)により、事業者の届出相談等、生活環境の悪化を招かないよう適切な対応を図る。

## イ 実績（成果）

### (ア) 旅館、公衆浴場、理容所、美容所等の監視指導

旅館、公衆浴場、理容所、美容所、興行場、クリーニング所の営業については、許認可事務の適正処理のほか、計画的な監視指導を行い、衛生の確保と向上に努めた。

### (イ) 旅館、公衆浴場の入浴施設におけるレジオネラ検査

入浴施設におけるレジオネラ症が問題となっている中で、衛生水準の向上を目的とした監視指導や採水検査を計画的に実施するとともに、旅館や公衆浴場の浴槽水についての自主検査の実施や衛生管理の徹底等について指導に努めた。

### (ウ) 源泉及び温泉利用施設の立入指導

温泉資源を保護し、その適正利用を図る目的で立入指導を実施した。温泉採取における揚湯、可燃性天然ガスによる災害防止対策、あるいは温泉利用施設での温泉成分の掲示等について点検を行い、適正管理の徹底を図った。

施設	施設数	令和4年度立入件数
源泉	20	20
温泉利用施設	21	24

### (エ) 住宅宿泊事業法における届出状況等 (令和5年9月30日現在)

区分	届出件数	相談中件数
西部保健所管内	11	3

## ウ 評価（課題等）及び改善

入浴施設のレジオネラ症対策を含め、生活衛生関係営業施設の衛生水準向上のため、今後も引き続き計画的な監視指導を実施するとともに、各営業施設における自主管理を推進する等により衛生確保の徹底を図っていく。

## 3 薬事関係業務

### (1) 目的

医薬品等の品質保持・有効性及び安全性の確保、毒物劇物による保健衛生上の危害の防止、薬物乱用防止のための啓発を行うとともに、医療に必要な血液と安全な血液製剤の安定供給のための献血の推進、献血思想の普及啓発を図る。

### (2) 実績（成果）

#### ア 医薬品等一斉監視に基づく監視指導の実施

薬局、医薬品等販売業者、医療機関等を対象に、医薬品等の管理状況、不良品、不正表示品、無許可品、虚偽誇大広告等について監視指導を行った。

医薬品製造販売業者等に対しては、品質の確保を重点に構造設備及び品質管理について薬事監視機動班の立入検査に協力し、監視指導を行うとともに、収去検査を実施し



た。

また、医薬品医療機器等法の改正により薬剤師・薬局の機能の強化が図られ、令和3年8月からは特定の機能を有する薬局の認定制度が開始された（令和5年9月30日現在、地域連携薬局7件）。県民に対しては「薬と健康の週間」期間中の市町広報誌への掲載等により、かかりつけ薬剤師・薬局の普及啓発、認定薬局制度の周知をはかった。さらに、かかりつけ薬剤師・薬局の普及推進に向けた地域薬剤師会との意見交換会を実施した。

#### イ 毒物劇物営業者・業務上取扱者への監視指導の実施

毒物劇物営業者及び業務上取扱者を対象に監視指導を行い、毒物劇物の適正販売、保管管理の徹底と事故防止を図った。

#### ウ 麻薬、向精神薬等取扱者への監視指導の実施

麻薬、向精神薬及び覚醒剤原料の取扱者に対し、病院立入検査時や、薬局及び医薬品製造所等の監視時に指導を行い、厳正な保管管理、適正使用及び不正流通防止の徹底を図った。

また、あへん等の麻薬原料となる「けし」について、毎年4月から5月にかけて管内で大量に発生しており、関係団体（市町、警察署、農協等）と連携して抜き取りや啓発活動を行い、撲滅を図った。

#### エ 「静岡県薬物乱用対策推進本部」を母体とした薬物乱用防止啓発活動

西部地区薬物乱用防止指導員協議会による地域における自主的な啓発活動を支援したほか、小中高校生を対象とした「薬学講座」により、有害性の周知と薬物等の乱用防止の啓発に努めた。また、令和2年度から開始した「薬物乱用防止協力事業所連携事業」により、地域・職域から協力事業所への参加を募り薬物乱用防止活動の充実を図っている（令和5年9月30日現在、西部保健所管内10事業所）。

若者による大麻の乱用が顕著な状況下にあることから大学と連携して入学者等を対象とした「薬物乱用防止講習会」を開催した。

#### オ 「静岡県献血推進計画」に基づく献血の推進及び献血思想の普及、啓発

献血推進については、赤十字血液センター及び管内市町と連携を図り啓発活動を行い県の採血計画に基づく目標の達成に努めている。

また、若い世代に献血への理解を深めていただくよう、高校生に献血推進ボランティア「アボちゃんサポーター」を委嘱し献血の普及啓発を図るなど、地域住民の献血思想の普及向上に努めた。なお令和4年度の「アボちゃんサポーター」の啓発活動は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を鑑み、学校内のみで実施した。

### (3) 評価（課題等）及び改善

医薬品等関係施設では、適切な指導の結果、医薬品、毒物劇物、麻薬等について施設

的、人的両面において適正な管理が行われ、安全性の確保が図られている。

また、「薬と健康の週間」等の啓発活動により医薬品の適正使用や、薬物乱用防止の重要性等を訴え、県民の健康増進の一助としている。

献血についても血液センター及び管内市町と連携を取りながら、さらには高校生ボランティアの協力を得るなど各種献血啓発活動により、幅広い世代に対して献血への関心を高め、医療で必要となる血液の安定確保に貢献した。

# 食品関係営業施設の監視状況調

## 1 許可を要する施設 (旧食品衛生法)

(令和4年度)

項目 区分	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数						告発件数		許可前の調査件数	
					営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	物品の廃棄	始末書等その他	無許可営業	その他		
飲食店営業	4,049	3,084.5	2,970	96.3										0
菓子(パンを含む。)製造業	534	792	804	101.5										0
乳処理業	4	8	12	150.0										0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0										0
乳製品製造業	13	26	30	115.4										0
集乳業	0	0	0	0										0
魚介類販売業	164	168	182	108.3						1				0
魚介類せり売り営業	3	6	8	133.3										0
魚肉ねり製品製造業	1	2	2	100.0										0
食品の冷凍又は冷蔵業	19	25	26	104.0										0
缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記及び下記以外)	11	22	22	100.0										0
喫茶店営業	79	39.5	60	151.9										0
あん類製造業	3	6	6	100.0										0
アイスクリーム類製造業	9	18	18	100.0										0
乳類販売業	0	0	0	0										0
食肉処理業	15	30	31	103.3										0
食肉販売業	110	220	260	118.2										0
食肉製品製造業	6	12	11	91.7										0
乳酸菌飲料製造業	1	2	2	100.0										0
食用油脂製造業	7	14	15	107.1										0
マカリン又はショートニング製造業	0	0	0	0										0
みそ製造業	17	34	36	105.9										0
醤油製造業	0	0	0	0										0
ソース類製造業	5	10	12	120.0										0
酒類製造業	7	14	14	100.0										0
豆腐製造業	7	14	19	135.7										0
納豆製造業	0	0	0	0										0
めん類製造業	21	42	43	102.4										0
そうざい製造業	111	222	229	103.2										0
添加物(法第11条第1項の 規定により規格が定められ たものに限る。)製造業	22	44	46	104.5										0
清涼飲料水製造業	7	14	14	100.0										0
氷雪製造業	4	8	10	125.0										0
氷雪販売業	0	0	0	0										0
計	5,229	4,877	4,882	100.1	0	0	0	0	0	1	0	0		0

2 許可を要しない施設（旧食品衛生法）

（令和4年度）

区 分 項 目		施 設 数	目 標 監 視 件 数 (A)	監 視 実 施 件 数 (B)	監 視 率 (B/A)	処 分 件 数				告 発 件 数
						営 業 禁 止	営 業 停 止	物 品 廃 棄	始 末 書 そ の 他	
給 食 施 設	学 校									
	病 院 ・ 診 療 所									
	事 業 所									
	そ の 他									
乳 搾 取 業		36	7.2	5	69.4					
食 品 製 造 業		28	56	50	89.3					
野 菜 ・ 果 物 販 売 業										
そ う ざ い 販 売 業										
菓 子（パンを含む。）販 売 業										
食 品 販 売 業（上記以外。）										
添 加 物（食品衛生法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く。）の製造業										
添 加 物 販 売 業										
氷 雪 採 取 業										
器 具 ・ 容 器 包 装 又 は お も ち ゃ の 製 造 又 は 販 売 業										
計		64	63.2	55	87.0	0	0	0	0	0

## 食品関係営業施設の監視状況調

1 許可を要する施設 (旧食品衛生法)

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在)

項目 区分	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数						告発件数		許可前の調査件数
					営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	物品の廃棄	始末書等その他	無許可営業	その他	
飲食店営業	3,114	2417.2	1,005	41.6		1							0
菓子(パンを含む。)製造業	434	620.5	316	50.9									0
乳処理業	2	4	3	75.0									0
特別牛乳搾取処理	0	0	0	0									0
乳製品製造業	9	18	10	55.6									0
集乳業	0	0	0	0									0
魚介類販売業	131	134	183	136.6									0
魚介類せり売り営業	2	4	4	100.0									0
魚肉ねり製品製造業	0	0	0	0									0
食品の冷凍又は冷蔵業	5	10	15	150.0									0
缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記及び下記以外)	1	2	10	500.0									0
喫茶店営業	50	25	29	116.0									0
あん類製造業	2	4	3	75.0									0
アイスクリーム類製造業	7	14	10	71.4									0
乳類販売業	0	0	0	0									0
食肉処理業	11	22	8	36.4									0
食肉販売業	83	166	154	92.8									0
食肉製品製造業	4	8	3	37.5									0
乳酸菌飲料製造業	0	0	0	0									0
食用油脂製造業	5	10	6	60.0									0
マカリン又はショートニング製造業	0	0	0	0									0
みそ製造業	9	18	10	55.6									0
醤油製造業	0	0	0	0									0
ソース類製造業	5	10	2	20.0									0
酒類製造業	7	14	7	50.0									0
豆腐製造業	4	8	3	37.5									0
納豆製造業	0	0	0	0									0
めん類製造業	18	36	16	44.4									0
そうざい製造業	84	168	73	43.5									0
添加物(法第11条第1項の規定により規格が定められたものに限る。)製造業	20	40	18	45.0									0
清涼飲料水製造業	5	10	6	60.0									0
氷雪製造業	2	4	4	100.0									0
氷雪販売業	0	0	0	0									0
計	4,014	3,766.7	1,898	50.4		1							0

2 許可を要しない施設（旧食品衛生法）

（令和5年度）  
（令和5年9月30日現在）

項目 区分		施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数				告発件数
						営業禁止	営業停止	物品廃棄	始末書その他	
給食施設	学校									
	病院・診療所									
	事業所									
	その他									
乳搾取業		31	6.2	2	32.3					
食品製造業		20	40	20	50.0					
野菜・果物販売業										
そうざい販売業										
菓子（パンを含む。）販売業										
食品販売業（上記以外。）										
添加物（食品衛生法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く。）の製造業										
添加物販売業										
氷雪採取業										
器具・容器包装又はおもちゃの製造又は販売業										
計		51	46.2	22	47.6					

# 食品関係営業施設の監視状況調

1 許可を要する施設（新食品衛生法）

（令和4年度）

項目 区分	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数						告発件数		許可前の調査件数	
					営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	物品の廃棄	始末書等その他	無許可営業	その他		
飲食店営業	755	434	423	97.5										934
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	5	1	1	100.0										20
食肉販売業	20	40	40	100.0										20
魚介類販売業	31	32	36	112.5										25
魚介類競り売り営業	2	4	3	75.0										2
集乳業		0		0										0
乳処理業		0		0										3
特別牛乳搾取処理業		0		0										0
食肉処理業	3	6	6	100.0										4
食品の放射線照射業		0		0										0
菓子製造業	105	210	227	108.1										106
アイスクリーム類製造業	2	4	3	75.0										1
乳製品製造業	2	4	4	100.0										1
清涼飲料水製造業		0		0										3
食肉製品製造業	4	8	10	125.0										2
水産製品製造業	7	14	14	100.0										7
氷雪製造業	1	2	1	50.0										1
液卵製造業		0		0										1
食用油脂製造業	1	2	2	100.0										3
みそ又はしょうゆ製造業	4	8	8	100.0										5
酒類製造業	3	6	4	66.7										0
豆腐製造業	1	2	2	100.0										2
納豆製造業		0		0										0
麺類製造業	6	12	13	108.3										4
そうざい製造業	58	116	120	103.4										63
複合型そうざい製造業		0		0										0
冷凍食品製造業		0		0										1
複合型冷凍食品製造業		0		0										0
漬物製造業	4	8	7	87.5										5
密封包装食品製造業	1	2	2	100.0										4
食品の小分け業	1	2	2	100.0										1
添加物製造業	7	14	13	92.9										2
計	1,023	931	941	101.1										1,220

区分	項目	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数				告発件数
						営業禁止	営業停止	物品廃棄	始末書その他	
旧許可業種であった営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	193	193	182	94.3					
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	373	373	318	85.3					
	乳類販売業	715	357.5	374	104.6					
	氷雪販売業	6	3	3	100.0					
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	753	150.6	115	76.4					
販売業	弁当販売業	15	7.5	11	146.7					
	野菜果物販売業	96	48	83	172.9					
	米穀類販売業	62	31	29	93.5					
	通信販売・訪問販売による販売業	13	6.5	0	0.0					
	コンビニエンスストア	104	52	58	111.5					
	百貨店、総合スーパー	91	45.5	148	325.3					
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	166	33.2	45	135.5					
	その他の食料・飲料販売業	251	125.5	91	72.5					
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	5	10	6	60.0					
	いわゆる健康食品の製造・加工業	7	14	7	50.0					
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	13	6.5	5	76.9					
	農産保存食料品製造・加工業	131	65.5	27	41.2					
	調味料製造・加工業	11	5.5	11	200.0					
	糖類製造・加工業	5	2.5	2	80.0					
	精穀・製粉業	39	19.5	11	56.4					
	製茶業	118	59	57	96.6					
	海藻製造・加工業	2	1	1	100.0					
	卵選別包装業	4	8	9	112.5					
その他の食料品製造・加工業	66	33	118	357.6						
上記以外のもの(改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。)	行商	3	1.5	0	0.0					
	集団給食施設	93	200	206	103.0					
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	35	17.5	10	57.1					
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	4	2	2	100.0					
	その他	20	10	5	50.0					
計		3,394	1,881.8	1,934	102.8					

- (注) 1 本表は、健康福祉センターにおいて調製する。  
2 「目標監視件数」欄は、「施設数」に当該年度の静岡県食品衛生監視指導計画に基づく目標監視回数を乗じた件数を記載する。  
3 「許可前の調査件数」欄は、申請書受理後の調査の延件数を記載する。  
4 新食品衛生法は令和3年6月1日施行。



## 食品関係営業施設の監視状況調

1 許可を要する施設（新食品衛生法）

（令和5年度）

（令和5年9月30日現在）

項目 区分	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数						告発件数		許可前の調査件数
					営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	物品の廃棄	始末書等その他	無許可営業	その他	
飲食店営業	1,657	914.1	458	50.1									517
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	23	4.6	1	21.7									5
食肉販売業	40	80	62	77.5									12
魚介類販売業	54	57	44	77.2									34
魚介類競り売り営業	3	6	5	83.3									0
集乳業	0	0	0	0									0
乳処理業	3	6	4	66.7									0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0									0
食肉処理業	7	14	4	28.6									1
食品の放射線照射業	0	0	0	0									0
菓子製造業	207	414	209	50.5									56
アイスクリーム類製造業	3	6	4	66.7									4
乳製品製造業	3	6	4	66.7									2
清涼飲料水製造業	3	6	3	50.0									0
食肉製品製造業	6	12	5	41.7									0
水産製品製造業	14	28	15	53.6									5
氷雪製造業	2	4	2	50.0									0
液卵製造業	1	2	1	50.0									0
食用油脂製造業	4	8	1	12.5									1
みそ又はしょうゆ製造業	9	18	9	50.0									1
酒類製造業	3	6	2	33.3									1
豆腐製造業	3	6	4	66.7									0
納豆製造業	0	0	0	0									0
麺類製造業	10	20	13	65.0									5
そうざい製造業	116	232	106	45.7									26
複合型そうざい製造業	0	0	0	0									0
冷凍食品製造業	1	2	0	0									0
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0									0
漬物製造業	9	18	9	50.0									5
密封包装食品製造業	5	10	4	40.0									0
食品の小分け業	2	4	1	25.0									2
添加物製造業	9	18	8	44.4									6
計	2,197	1901.7	978	51.4									683

区分	項目	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数				告発件数
						営業禁止	営業停止	物品廃棄	始末書その他	
旧許可業種であった営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	176	176	85	48.3					
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	334	334	112	33.5					
	乳類販売業	597	298.5	184	61.6					
	氷雪販売業	6	3	1	33.3					
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	875	175	76	43.4					
販売業	弁当販売業	22	11	4	36.4					
	野菜果物販売業	120	60	17	28.3					
	米穀類販売業	62	31	14	45.2					
	通信販売・訪問販売による販売業	15	7.5	2	26.7					
	コンビニエンスストア	154	77	32	41.6					
	百貨店、総合スーパー	109	54.5	95	174.3					
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	226	45.2	24	53.1					
	その他の食料・飲料販売業	306	153	102	66.7					
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	5	10	2	20.0					
	いわゆる健康食品の製造・加工業	7	14	6	42.9					
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	22	11	3	27.3					
	農産保存食料品製造・加工業	178	89	45	50.6					
	調味料製造・加工業	14	7	7	100.0					
	糖類製造・加工業	5	2.5	2	80.0					
	精穀・製粉業	14	7	2	28.6					
	製茶業	131	65.5	33	50.4					
	海藻製造・加工業	2	1	0	0.0					
	卵選別包装業	3	6	5	83.3					
その他の食料品製造・加工業	109	54.5	31	56.9						
上記以外のもの(改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。)	行商	6	3	0	0.0					
	集団給食施設	110	209	117	56.0					
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	35	17.5	5	28.6					
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	9	4.5	0	0.0					
	その他	22	11	2	18.2					
計		3,674	1,938.2	1,008	52.0					

- (注) 1 本表は、健康福祉センターにおいて調製する。  
2 「目標監視件数」欄は、「施設数」に当該年度の静岡県食品衛生監視指導計画に基づく目標監視回数に乗じた件数を記載する。  
3 「許可前の調査件数」欄は、申請書受理後の調査の延件数を記載する。  
4 新食品衛生法は令和3年6月1日施行。

食品等の収去検査状況調

(令和4年度)

試験区分	食品衛生法に基づく収去										食品表示法に基づく収去		
	試験した収去検体数	不良検体数	不良理由								衛生規範に基づく基準逸脱検体数	試験した収去検体数	不良検体数
			大腸菌群	細菌数	異物	添加物使用基準	法定外添加物	残留農薬基準	抗生物質(抗菌性物質)	その他			
区分													
生乳													
牛乳及び加工乳	15											10	
脱脂乳													
山羊乳													
魚介類	47												
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	10										8	
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	1										1	
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	4										3	
	生食用冷凍鮮魚介類												
	魚介類加工品(缶詰、瓶詰を除く)	11	1								1	7	
肉、卵類及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)	23										17		
乳製品	45										45		
乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む)													
アイスクリーム類、氷菓	16										16		
穀類及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)	11										8		
野菜類、果物及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)	22										7		
菓子類	25										20		
清涼飲料水	17										17		
酒精飲料	5										5		
氷雪													
水													
缶詰、瓶詰食品													
その他の食品	46										17		
添加物	化学的合成品及びその製剤												
	その他の添加物												
器具													
容器包装													
おもちゃ													
台所用洗剤													
計	298	1								1	181		

(注) 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

食品等の収去検査状況調

(令和5年度)  
(令和5年9月30日現在)

試験区分	食品衛生法に基づく収去											食品表示法に基づく収去	
	試験した収去検体数	不良検体数	不良理由								衛生規範に基づく基準逸脱検体数	試験した収去検体数	不良検体数
			大腸菌群	細菌数	異物	添加物使用基準	法定外添加物	残留農薬基準	抗生物質(抗菌性物質)	その他			
区分													
生乳													
牛乳及び加工乳	15											10	
脱脂乳													
山羊乳													
魚介類	22												
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	3										1	
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	1											
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	8										5	
	生食用冷凍鮮魚介類												
	魚介類加工品(缶詰、瓶詰を除く)												
肉、卵類及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)	9											5	
乳製品	6											5	
乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む)													
アイスクリーム類、氷菓	6											6	
穀類及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)	2												
野菜類、果物及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)	23												
菓子類	17											14	
清涼飲料水	12											12	
酒精飲料													
氷雪													
水													
缶詰、瓶詰食品													
その他の食品	69											21	
添加物													
化学的合成品及びその製剤													
その他の添加物													
器具													
容器包装													
おもちゃ													
台所用洗剤													
計	193											79	

(注) 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

### 食中毒発生状況調

(令和4年度)

番号	発生年月日	発生場所	摂食者数	患者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設 節節 △所在市町村 ▽	摘要
				発生無し					
計									

### 食中毒発生状況調

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在)

番号	発生年月日	発生場所	摂食者数	患者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設 節節 △所在市町村 ▽	摘要
1	R5 6/14	御前崎市等	15	11	0	提供料理	ノロウイルス	飲食店 (すし屋) (御前崎市)	
計			15	11	0				

## 動物取扱施設立入検査状況調

(令和4年度)

項目 種別	施設数	登録件数	立入 検査 件数 (A)	立入 検査 件数 (B)	立入 検査 率 (B/A)	処分等の件数				告発 件数	
						登 録 取 消 停 止	改 善 措 置 勸 告	命 令	始 末 書 其 他	無 登 録	そ の 他
販 売	153	153	76.5	84	109.8	0	0	0	0	0	0
保 管	124	128	64	72	112.5	0	0	0	0	0	0
貸出し	7	7	3.5	6	171.4	0	0	0	0	0	0
訓 練	21	26	13	18	138.5	0	0	0	0	0	0
展 示	15	15	7.5	8	106.7	0	0	0	0	0	0
競りあっせん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
譲受飼養	1	1	0.5	1	200	0	0	0	0	0	0
合 計	321	330	165	189	114.5	0	0	0	0	0	0

(令和5年度)  
(令和5年9月30日現在)

項目 種別	施設数	登録件数	立入 検査 件数 (A)	立入 検査 件数 (B)	立入 検査 率 (B/A)	処分等の件数				告発 件数	
						登 録 取 消 停 止	改 善 措 置 勸 告	命 令	始 末 書 其 他	無 登 録	そ の 他
販 売	153	153	76.5	20	26.1	0	0	0	0	0	0
保 管	123	127	63.5	23	36.2	0	0	0	0	0	0
貸出し	9	9	4.5	0	0	0	0	0	0	0	0
訓 練	22	29	14.5	4	27.6	0	0	0	0	0	0
展 示	16	16	8	4	50.0	0	0	0	0	0	0
競りあっせん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
譲受飼養	1	1	0.5	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	324	335	167.5	51	30.4	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。  
 2 「立入検査目標件数」欄は、「登録件数」に第一種動物取扱業者の有する飼養施設等への立入検査実施要領に基づき2分の1を乗じた件数を記載する。

## 特定動物飼養又は保管許可件数調

(令和4年度)

特定動物の種類	施設数	新規許可件数	変更許可件数	立入検査件数	処分等の件数			告発件数	
					許可取消	措置命令等	始末書その他	無許可	その他
哺乳類	2	0	0	2	0	0	0	0	0
鳥類	0	0	0	0	0	0	0	0	0
爬虫類	8	15	2	9	0	0	0	0	0

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在)

特定動物の種類	施設数	新規許可件数	変更許可件数	立入検査件数	処分等の件数			告発件数	
					許可取消	措置命令等	始末書その他	無許可	その他
哺乳類	2	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥類	0	0	0	0	0	0	0	0	0
爬虫類	8	0	16	2	0	0	0	0	0

犬・猫の愛護管理状況調

(令和4年度)

犬					猫		
保護頭数	引取り頭数	返還頭数	譲渡頭数	殺処分頭数	引取り頭数	譲渡頭数	殺処分頭数
29	0	22	7		54	50	

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在)

犬					猫		
保護頭数	引取り頭数	返還頭数	譲渡頭数	殺処分頭数	引取り頭数	譲渡頭数	殺処分頭数
16	0	11	5		17	14	



## 動物をめぐる苦情・相談件数調

（令和4年度）

動物種 \ 項目	苦情	相談
犬	41	82
猫	99	161
その他の愛護動物	7	20

（令和5年度）

（令和5年9月30日現在）

動物種 \ 項目	苦情	相談
犬	22	45
猫	55	94
その他の愛護動物	9	6

動物愛護ボランティアグループ及び動物愛護推進員人数調

(令和4年度)

項目 市町別	ボランティアグループの数	動物愛護推進員の人数
磐田市	4	1
袋井市	2	2
森町	0	1
掛川市	2	2
菊川市	2	1
御前崎市	1	2
湖西市	2	1
計	13	10

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在)

項目 市町別	ボランティアグループの数	動物愛護推進員の人数
磐田市	4	1
袋井市	2	2
森町	0	1
掛川市	2	2
菊川市	2	1
御前崎市	3	2
湖西市	2	1
計	15	10

## 咬傷犬事故発生状況調

区 分	件 数	被害者数	告発件数
令和3年度	16件	16人	0件
令和4年度	18件	21人	0件
令和5年度 (令和5年9月30日現在)	8件	9人	0件

(注) 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。  
 ただし、本庁にあっては、健康福祉センター別に調製する。

生活・環境衛生監視指導状況調

(令和4年度)

施設別 項目		施設数	監視目標件数 (A)	監視指導件数 (B)	監視率 (B/A)	処 分 件 数			
						営業許可 取 消	営業停止	措置 改善命令	使用制限 等その他
営業 関係 施設	旅館	173	87	87	100.0				
	興行場	20	4	4	100.0				
	公衆浴場	65	33	39	118.2				
	理容所	460	46	57	123.9				
	美容所	1,069	214	222	103.7				
	クリーニング所	69	14	16	114.3				
	クリーニング取次店	172	18	19	105.6				
小 計	2,028	416	444	106.7					
その の施 他設	化製場								
	魚屑等処理場								
	小 計								
合 計		2,028	416	444	106.7				

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在)

施設別 項目		施設数	監視目標件数 (A)	監視指導件数 (B)	監視率 (B/A)	処 分 件 数			
						営業許可 取 消	営業停止	措置 改善命令	使用制限 等その他
営業 関係 施設	旅館	173	87	24	27.6				
	興行場	20	4	0	0				
	公衆浴場	67	34	12	35.3				
	理容所	461	47	2	4.3				
	美容所	1,087	218	31	14.2				
	クリーニング所	70	14	1	7.1				
	クリーニング取次店	173	18	2	11.1				
小 計	2,051	422	72	17.1					
その の施 他設	化製場								
	魚屑等処理場								
	小 計								
合 計		2,051	422	72	17.1				

薬事関係立入検査状況調

(令和4年度)

区分	項目	対象施設数	立入検査件数	監視率%	処分等の件数					告発	
					許可の取消 業務等の停止	構造設備 改善命令等	廃棄等	始末書	指導票等		
薬事	医薬品等製造販売業	23	9	35.2							
	医薬品等製造業	93	67								
	医療機器修理業	8	2								
	医薬品製造販売業（薬局）	7	2								
	医薬品製造業（薬局）	7	2								
	薬局	245	179					1			
	医薬品販売業	142	65					2			
	配置販売従事者	41	0								
	高度管理医療機器等販売業・貸与業	320	202								
	管理医療機器販売業・貸与業	1,309	240								
	再生医療等製品販売業	4	5								
	医薬部外品化粧品販売業		469								
	一般医療機器販売業・貸与業		358								
	業務上取扱う施設		144								
	小計		2,199		1,744				3		
毒物・劇物	製造（輸入）業	44	42	48.6							
	販売業	231	100								
	業務上取扱者	届出有	12		0						
		届出無			28						
	特定毒物研究者	5	0								
	小計		292		170						
麻薬・向精神薬等	麻薬営業施設	製剤（輸入）業	0	0	35.2						
		家庭麻薬製造業	0	0							
		元卸売業	0	0							
		卸売業	1	3							
		小売業	228	177					1		
	麻薬診療施設	病院	20	20							
		診療所	129	1							
		飼育動物診療施設	18	3							
	麻薬研究者	5	0								
	大麻取扱者	0	0								
	けし栽培者	0	0								
向精神薬営業施設	輸入業	輸入業	0	0							
		製造製剤業	0	0							
	卸売業	卸売業	1	0							
		免許みなし卸売販売業	30	15							

	免許みなし薬局	245	179						
	小売業	0	0						
向精神 薬診療 施設	病院	21	20						
	診療所	562	2						
	飼育動物診療施設	55	3						
	向精神薬試験研究施設	7	1						
	小 計	1,322	424	32.1			1		
覚 醒 剤 ・ 覚 醒 剤 原 料	覚醒剤施用機関	0	0						
	覚醒剤研究者	0	0						
	覚醒剤原料取扱者	6	6						
	覚醒剤原料研究者	5	1						
	薬局	245	179						
	病院	21	20						
	診療所	562	2						
	飼育動物診療施設	55	3						
		小 計	894	211	23.6				
	計	4,707	2,549	32.9			4		
違反施設率 $4 / 2,549 \times 100 = 0.16\%$									

薬事関係施設の監視率

区 分	対象施設数	立入検査件数	監視率 (%)
令和3年度	4,325	2,117	29.1
令和2年度	4,300	2,311	32.0
2年度単純平均	4,312.5	2,214	30.6
令和5年3月31日現在	4,707	2,549	32.9

(注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

- 2 監視率は、
$$\frac{\text{立入検査件数} - \text{対象施設数斜線の立入検査件数}}{\text{対 象 施 設 数}} \times 100$$
で算出する。
- 3 違反施設率は、
$$\frac{\text{処分等の合計件数 (指導票等件数を除く)}}{\text{立 入 検 査 合 計 件 数}} \times 100$$
で算出する。

薬事関係立入検査状況調

(令和5年度)  
(令和5年9月30日現在)

区分	項目	対象施設数	立入検査件数	監視率%	処分等の件数					告発
					許可等の取消 業務の停止	構造設備 改善命令等	廃棄等	始末書	指導票等	
薬事	医薬品等製造販売業	23	5	16.2						
	医薬品等製造業	87	30							
	医療機器修理業	8	2							
	医薬品製造販売業(薬局)	7	0							
	医薬品製造業(薬局)	7	0							
	薬局	248	91							
	医薬品販売業	147	25							
	配置販売従事者	38	0							
	高度管理医療機器等販売業・貸与業	322	90					1		
	管理医療機器販売業・貸与業	1,350	117							
	再生医療等製品販売業	5	3							
	医薬部外品化粧品販売業		245							
	一般医療機器販売業・貸与業		169							
	業務上取扱う施設		77							
	小計	2,242	854		16.2				1	
毒物・劇物	製造(輸入)業	44	16	20.5						
	販売業	231	44					1		
	業務上取扱者	届出有	12		0					
		届出無			12					
	特定毒物研究者	5	0							
	小計	292	72		20.5				1	
麻薬・向精神薬等	麻薬営業施設	製剤(輸入)業	0	0	16.2					
		家庭麻薬製造業	0	0						
		元卸売業	0	0						
		卸売業	1	1						
		小売業	231	90					1	
	麻薬診療施設	病院	19	10						
		診療所	135	1						
		飼育動物診療施設	18	0						
	麻薬研究者	5	0							
	大麻取扱者	0	0							
	けし栽培者	0	0							
向精神薬営業施設	輸入業	1	0							
	製造製剤業	4	0							
	卸売業	1	0							

	免許みなし卸売販売業	31	4						
	免許みなし薬局	248	91						
	小売業	0	0						
向精神 薬診療 施設	病院	21	10						
	診療所	559	1						
	飼育動物診療施設	55	0						
	向精神薬試験研究施設	7	0						
	小 計	1,336	208	15.6			1		
覚 醒 剤 ・ 覚 醒 剤 原 料	覚醒剤施用機関	0	0	11.6					
	覚醒剤研究者	0	0						
	覚醒剤原料取扱者	6	2						
	覚醒剤原料研究者	5	0						
	薬局	248	91						
	病院	21	10						
	診療所	559	1						
	飼育動物診療施設	55	0						
		小 計	894		104	11.6			
	計	4,764	1,238	15.4			3		

違反施設率  $3 / 1,238 \times 100 = 0.24\%$

薬事関係施設の監視率

区 分	対象施設数	立入検査件数	監視率 (%)
令和4年度	4,707	2,549	32.9
令和3年度	4,325	2,117	29.1
2年度単純平均	4,516	2,333	31.0
令和5年9月30日現在	4,764	1,238	15.4

(注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

- 2 監視率は、
$$\frac{\text{立入検査件数} - \text{対象施設数斜線の立入検査件数}}{\text{対 象 施 設 数}} \times 100$$
で算出する。
- 3 違反施設率は、
$$\frac{\text{処分等の合計件数 (指導票等件数を除く)}}{\text{立 入 検 査 合 計 件 数}} \times 100$$
で算出する。



## 環境課

大気や公共水域への汚濁物質の排出抑制や、廃棄物の適正処理等により、生活環境を保全する。

このため、生活環境班では、工場、事業場における大気及び水質保全に係る立入指導、土壌汚染に係る調査指導、特定建築物や浄化槽の適正管理指導、水道施設や遊泳用プールの衛生管理指導等により、安全で安心な環境の確保に努めている。

また、廃棄物班では、一般廃棄物及び産業廃棄物の排出抑制、リサイクル及び適正処理、並びに不法投棄等の未然防止、早期発見、早期対応を図り、資源循環型社会の形成に努めている。

### 1 大気環境

#### (1) 目的

事業活動に伴うばい煙、揮発性有機化合物、水銀、特定粉じん等の排出を抑制し、大気環境を保全する。

#### (2) 計画及び実績（成果）

県が毎年度策定する立入基本計画に沿って年間立入計画を作成し、工場、事業場を監視指導するとともに、特定粉じん排出等作業（アスベストが使用されている建物等の解体、補修）について届出を受理し監視指導を実施した。

ア 工場、事業場のばい煙発生施設等の設置届出書の受理の際、施設の種類、規模、構造等に応じて定められる排出基準への適合性を審査し、適正な設置を指導した。

イ 基準超過が生じたり、排出ガス量が多い工場、事業場を重点的に立入検査し、施設の適正な維持管理及び排出基準の遵守徹底を図った。

ウ 特定粉じん排出等作業の現場を立入検査し、作業基準の遵守徹底を図った。また、他部局と連携して、解体工事現場などへ合同パトロールを行い、石綿に関する作業について監視指導・助言を実施した。

エ 法改正（令和4年10月施行）により、届け出が不要となるボイラーを設置している全ての事業所に立ち入り、法改正の内容周知を行った。

#### (3) 評価（課題等）及び改善

ア 不備のあった工場、事業場に対し、改善を指導した。

イ 排出基準の徹底を指導し、大気環境を保全した。

ウ アスベスト使用建築物の解体等における作業基準の遵守を指導し、作業者の健康管理や周辺環境の保全を確保した。

### 2 水質環境

#### (1) 目的

事業活動に伴う水質汚濁物質の排出を抑制し、河川、湖沼等の公共水域の水質保全を図るとともに、地下水汚染等を未然防止する。

(2) 計画及び実績（成果）

県が毎年度策定する立入基本計画に沿って年間立入計画を作成し、工場、事業場を監視指導した。

ア 工場、事業場の汚水処理施設等の特定施設設置届出書の受理の際、生活環境項目及び有害物質の種類に応じて定められる排水基準並びに有害物質使用特定施設にあつては、構造基準への適合性を審査し、適正な設置を指導した。

イ 有害物質を使用していたり、基準超過が生じた工場、事業場を重点的に立入検査し、施設の適正な維持管理と排水基準の遵守徹底を図った。

(3) 評価（課題等）及び改善

ア 不備のあった工場、事業場に対し、改善を指導した。

イ 排水基準の徹底を指導し、水環境を保全した。

### 3 土壌汚染対策

(1) 目的

土壌汚染の状況把握と健康被害防止措置により、県民の健康を保護する。

(2) 計画及び実績（成果）

ア 有害物質を使用している施設に対し、水質汚濁防止法に基づく立入検査の際に、施設を廃止する場合に必要な土壌汚染対策についてリーフレットを配布するなど制度を周知した。

イ 有害物質を使用していた施設の廃止の際に、土壌調査の実施を指導し土壌汚染の有無を確認した。

ウ 3,000平方メートル以上（有害物質使用事業所用地では900平方メートル以上）の土地の形質変更を行おうとする者から事前届出書の提出を求め、土地の使用履歴を調査し土壌汚染のおそれの有無を確認した。

(3) 評価（課題等）及び改善

ア 届出の審査や調査により土壌汚染の可能性を把握し、汚染拡散を未然に防止し、県民の健康を保護している。

イ 土壌汚染のおそれの有無を判断するため、市町等関係機関を通じて土地の使用履歴等を調査するなど、情報を収集し評価している。

### 4 ダイオキシン類対策

(1) 目的

ダイオキシン類の排出を規制し、県民の健康を保護する。

(2) 計画及び実績（成果）

県が毎年度策定する立入基本計画に沿って年間立入計画を作成し、工場、事業場を監視指導した。

ア 工場、事業場の特定施設設置等届出書や自主測定結果報告の受理の際に、施

設の種類及び規模に応じて定められる排出基準への適合性を審査し、施設の適正な設置や維持管理を指導した。

イ 自主測定結果に異常があったり、廃棄物焼却炉を設置している工場や事業場を重点的に立入検査し、施設の適正な維持管理及び排出基準の遵守徹底を図った。

(3) 評価（課題等）及び改善

ア 不備のあった工場、事業場に対し、改善を指導した。

イ 排出基準の徹底を指導し、ダイオキシン類の排出を抑制した。

## 5 浄化槽

(1) 目的

合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、浄化槽の適正な維持管理を指導し、生活排水による公共水域の水質汚染を防止する。

(2) 計画及び実績（成果）

県が毎年度策定する業務基本方針に基づき、関係機関、団体と連携し、浄化槽管理者及び保守点検業者の監視指導や浄化槽の適正管理に係る普及啓発を行った。

ア 浄化槽設置者を対象とする市町の浄化槽整備補助事業に対し、県費助成を行った。

イ 市町、浄化槽協会、法定検査機関等と連携し、浄化槽設置者に対する巡回指導等を実施し、適正な維持管理を推進した。

ウ 浄化槽保守点検業の登録申請を審査するとともに、業務記録、資格者の配置、機器の整備状況等について立入指導を実施し、保守点検業務の適正を確保した。

(3) 評価（課題等）及び改善

ア 浄化槽設置者に対する補助事業や啓発活動により、合併処理浄化槽の普及が進んでいる。

イ 浄化槽の適正な維持管理を指導し、生活排水による水質汚染を防止した。

## 6 水道

(1) 目的

水道施設の適正な維持管理を指導し、安全な水道水の安定供給を確保する。

(2) 計画及び実績（成果）

県が毎年度策定する立入検査計画に沿って立入計画を策定し、水道施設等の適正な維持管理を指導した。また、次代を担う小学生に対し、貴重な水への思いやり、大切さを啓発するため、「水の出前教室」を実施した。

ア 6月1日から7日の水道週間を中心に、水道施設等の立入検査を実施し、適正な維持管理を指導した。

イ 水道事業者が行う水質検査の結果を確認した。

ウ 市町と連携し、民間の水道事業者に対する立入検査を実施し、計画的な水質検査の実施

や衛生管理の徹底を指導した。

エ 小学4年生以上を対象に、生徒との対話や簡単な実験を通じ、身近な水に対する関心を深める授業を行った。

(3) 評価（課題等）及び改善

ア 水道施設の適正な維持管理の指導により、安全な水道水が安定して供給されている。

イ 「水の出前教室」を通じ、一人ひとりが水を大切にする意識の醸成を図った。

## 7 特定建築物

(1) 目的

多人数が集う大規模な建築物（3,000平方メートル以上、学校等では8,000平方メートル以上）の清掃、給排水、空調、ねずみ昆虫の駆除等の衛生管理を徹底させることにより、衛生的で快適な建物内環境を保持し、利用者の健康を確保する。

(2) 計画及び実績（成果）

県が毎年度策定する立入調査計画に沿って立入計画を策定し、特定建築物及び建築物衛生管理登録業者の監視指導を行った。

ア 特定建築物の立入検査を実施し、適正な維持管理を指導した。

イ 建築物清掃業等の衛生管理登録業の登録申請を審査するとともに、業務記録、資格者の配置、機器の整備状況等についての立入検査を行い、適正な環境衛生業務の徹底を指導した。

(3) 評価（課題等）及び改善

特定建築物の適正な維持管理を指導し、建築物の衛生的な環境及び利用者の健康を確保した。

## 8 遊泳用プール

(1) 目的

遊泳用プールの適正管理を指導し、利用者の衛生と安全を確保する。

(2) 計画及び実績（成果）

県が毎年度策定する調査計画に沿って立入計画を策定し、水質基準、施設基準及び維持管理基準の遵守による衛生管理、安全管理を指導した。

(3) 評価（課題等）及び改善

遊泳用プールの適正な衛生管理等を指導し、利用者の衛生と安全を確保した。

## 9 一般廃棄物

(1) 目的

市町が行う一般廃棄物処理事業に対して助言及び指導を行い、ごみの減量化、適正処理、リサイクルを推進する。

(2) 計画及び実績（成果）

ア 一般廃棄物処理施設に対する立入検査

一般廃棄物処理施設に対する立入検査を行い、一般廃棄物処理計画に基づく適正処理、施設の運転と維持管理、計画的な施設整備等について助言及び指導した。

湖西市の施設である湖西市環境センターについて、令和5年8月に発生した粗大ごみ破碎施設の火災事故の際に、現地調査を実施し、対応等について助言した。

イ 一般廃棄物不適正処理事案に係る助言

一般廃棄物の不適正処理事案に係る調査、対応等について、市町に助言した。

ウ 災害廃棄物への対応

台風等の風水害時には、各市町の被害状況、仮置場設置状況及び支援要請等を県へ報告している。令和4年9月に発生した台風15号及び令和5年6月に発生した台風2号においては、災害廃棄物や廃棄物処理施設の被害状況について情報収集を行った。

(3) 評価（課題等）及び改善

ア 立入検査により一般廃棄物の適正処理と処理施設の適正な維持管理を確保した。

イ 地震・津波だけでなく、台風等による風水害は近年頻発化・甚大化しており、災害廃棄物処理等の迅速な対応のため、被害状況等を的確に把握していく。

10 産業廃棄物

(1) 目的

産業廃棄物の排出抑制、適正処理、再資源化を促進するとともに、産業廃棄物処理施設の適正な維持管理を図る。

また、不適正処理の未然防止、早期発見、撤去指導を行う。

(2) 計画及び実績（成果）

ア 排出事業者、処理業者及び処理施設の監視指導

- ・ 産業廃棄物処理業の許可の申請について厳正な審査を行った。
- ・ 排出事業者、処理業者及び処理施設を立入検査し、産業廃棄物の排出抑制と適正処理を指導した。
- ・ 最終処分場の放流水等及び多量排出事業者が排出する産業廃棄物の収去検査を実施した。

イ 不適正処理防止のための啓発及びパトロールの実施

- ・ 不法投棄や野焼きなどの不適正処理について、市町や関係機関と連携して早期発見、早期対応に努めた。
- ・ 市町や産業廃棄物協会等と連携して、6月の環境月間及び12月の不法投棄撲滅月間を中心に、不法投棄防止キャンペーンや合同パトロールなどを実施した。また、民間警備会社（委託）による休日パトロールを実施した。
- ・ 不適正に保管されたり投棄された産業廃棄物について、撤去を指導した。

ウ PCB含有電気機器等の適正処理指導

- ・ 高濃度PCBを含有するトランス、コンデンサー等は令和3年度末までに、低濃度PCB廃棄物については、令和8年度末までに処理しなければならないこととなっている。処

理期限後に新たに発見された高濃度PCB廃棄物については、保管事業者に対し早急にJESCO（中間貯蔵・環境安全事業株）に登録を行い処理を実施するよう、指導した。

- ・ 低濃度PCBを所有している疑いのある事業者について、保有の有無、保管状況、処理計画等について調査し、処理期限までの適正処理を指導した。

エ リサイクル

- ・ 使用済自動車、容器包装、建設工事、特定家電及び小型家電について、各リサイクル法に従い立入検査を行い、適正処理を指導した。

(3) 評価（課題等）及び改善

ア 立入検査等により、排出事業者や処理業者における産業廃棄物の適正処理やリサイクルに対する意識が向上している。

イ 不法投棄については、山間部や人通りが少ない場所、土地の管理が不十分なところに発生する傾向があるが、市町からの情報収集や民間警備会社による休日パトロールなどを含めた監視体制の強化により、抑止効果が現れている。引き続き、啓発活動や監視指導に努め、未然防止や早期発見を図っていく。

ウ 不適正処理事案について、継続的で粘り強い指導により撤去・改善を進めていく。

エ PCB含有電気機器については、引き続き低濃度PCB含有機器について期限内に処理が完了するよう計画的に調査・指導を実施する。

## 水道施設状況調

(令和4年度)

区分 市町別	管内人口 (人)	給水人口 (人)	施設数						飲料供水給 施設	
			上水道	簡易水道		専用 水道	計	普及 率 (%)		県普 平及 均率 (%)
				公 営	そ の 他					
磐田市	164,845	164,797	1		9	7	17	99.9		
掛川市	113,722	113,176	2	5		2	9	99.5		3
袋井市	87,568	86,829	1			6	7	99.2		
湖西市	57,151	57,019	1			4	5	99.8		1
御前崎市	30,188	30,159	1			1	2	99.9		4
菊川市	47,130	47,123	4				4	99.9		
森町	17,001	15,847	1	3	1	1	6	93.2		58
計	517,605	514,950	11	8	10	21	50	99.5	99.0	66

(注) 管内人口、給水人口：「令和3年度静岡県の水道の現況」による。

## 水 質 検 査 状 況 調

(令和4年度)

区 分	施 設 数	検 査 検 体 数	不 適 検 体 数	不 適 率 (%)
上 水 道	7 [4]	874	( 0 ) 0	( 0 ) 0
簡易水道 (公営)	8	96	( 0 ) 0	( 0 ) 0
” (その他)	10	168	( 0 ) 0	( 0 ) 0
専用水道	3	49	( 0 ) 0	( 0 ) 0
計	28 [4]	1,187	( 0 ) 0	( 0 ) 0

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在)

区 分	施 設 数	検 査 検 体 数	不 適 検 体 数	不 適 率 (%)
上 水 道	7 [ 4]	414	( 0 ) 0	( 0 ) 0
簡易水道 (公営)	8	48	( 0 ) 0	( 0 ) 0
” (その他)	10	84	( 0 ) 0	( 0 ) 0
専用水道	3	24	( 0 ) 0	( 0 ) 0
計	28 [ 4]	570	( 0 ) 0	( 0 ) 0

(注) 1 ( ) 内は、細菌性不適検体数及び不適率を再掲する。

2 [ ] 内は、国所管施設数で内数。

3 専用水道は市所管施設を除く。



水道施設監視指導状況調

(令和4年度)

施 設 別		項 目	施 設 数 (A)	立入 検査 件数 (B)	監 視 率 (%)	処 分 件 数		
						認 可 取 消	給 水 停 止 命 令	措 置 ・ 改 善 指 示 等
水道施設		上 水 道	3	1	33.3	0	0	0
		簡 易 水 道	18	13	72.2	0	0	3
		専 用 水 道	3	1	33.3	0	0	0
		簡易専用水道	23	1	4.3	0	0	0
		その他の水道	58	0	0	0	0	0
合 計			105	16		0	0	3
前年度	合 計		105	16		0	0	0

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在)

施 設 別		項 目	施 設 数 (A)	立入 検査 件数 (B)	監 視 率 (%)	処 分 件 数		
						認 可 取 消	給 水 停 止 命 令	措 置 ・ 改 善 指 示 等
水道施設		上 水 道	3	0	0	0	0	0
		簡 易 水 道	18	18	100	0	0	3
		専 用 水 道	3	0	0	0	0	0
		簡易専用水道	23	2	8.7	0	0	0
		その他の水道	58	0	0	0	0	0
合 計			105	20		0	0	3
前年度	合 計		105	14		0	0	0

- (注) 1 本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。  
 2 監視率(%) =  $B/A \times 100$   
 3 前年度の施設数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

浄化槽監視指導状況調

(令和4年度)

区分	施設数・業者数	立入検査件数(A)	計画立入検査件数(B)	実施率(%)	処分件数				
					登録取消事業停止命令	使用停止命令	措置改善命令	勧告	
浄化槽	83,628	95	80	118.8	/	0	0	0	
浄化槽保守点検業者	57	10	6	166.7	0	/	0	0	
前年度	浄化槽	80,512	111	80	138.8	/	0	0	0
	浄化槽保守点検業者	57	44	46	95.7	0	/	0	0

浄化槽監視指導状況調

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在)

区分	施設数・業者数	立入検査件数(A)	計画立入検査件数(B)	実施率(%)	処分件数				
					登録取消事業停止命令	使用停止命令	措置改善命令	勧告	
浄化槽	83,878	62	80	77.5	/	0	0	0	
浄化槽保守点検業者	57	4	10	40.0	0	/	0	0	
前年度	浄化槽	81,240	27	80	33.8	/	0	0	0
	浄化槽保守点検業者	57	4	6	66.7	0	/	0	0

(注) 1 本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。

2 実施率(%) = A/B × 100

3 前年度の施設数・業者数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

建築物監視指導状況調

(令和4年度)

項目 施設別		施設数 (A)	立入 検査 件数 (B)	監視 率 (%)	処分件数				
					登録の 取消	使用停止	使用制限	措置 命令 改善	改善指導
建築物 関係	特定建築物	150	35	23.3	/	0	0	0	7
	清掃等登録業者	16	3	18.8	0	/	/	/	0
合計		166	38	22.9	0	0	0	0	7
前年度	合計	163	55	33.7	0	0	0	0	1

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在)

項目 施設別		施設数 (A)	立入 検査 件数 (B)	監視 率 (%)	処分件数				
					登録の 取消	使用停止	使用制限	措置 命令 改善	改善指導
建築物 関係	特定建築物	151	20	13.2	/	0	0	0	2
	清掃等登録業者	17	2	11.8	0	/	/	/	0
合計		168	22	13.1	0	0	0	0	2
前年度	合計	164	8	4.9	0	0	0	0	1

- (注) 1 本表は、所管健康福祉センター(保健所)において調製する。  
 2 監視率(%)=B/A×100  
 3 前年度の施設数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

廃棄物監視指導状況調

(令和4年度)

施設別		項目	施設数 (A)	立入 検査 件数 (B)	監視 率 (%)	処分件数			
						営業許可 取消	営業停止	措置命令	改善命令
一般 廃棄物	し尿処理施設		7	1	14.3			0	0
	ごみ処理 施設	焼却	6	1	16.7			0	0
		その他	21	4	19.0			0	0
	最終処分場		12	4	33.3			0	0
	小計		46	10	21.7			0	0
産業 廃棄物	産業廃棄物排出事業所			111				1	0
	産業廃棄物処理業		2,726	120	4.4	1	0	0	0
	小計		2,726	231	8.5	1	0	1	0
合計			2,772	241		1	0	1	0
(計監視率 4.7%)									
前年度	合計		2,731	287		3	0	0	0
	(計監視率 5.6%)								

(注) 計監視率は、 $\frac{(B) - (\text{施設数斜線の立入検査件数})}{(A)} \times 100$ で算出する。

廃棄物監視指導状況調

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在)

施設別		項目	施設数 (A)	立入 検査 件数 (B)	監視 率 (%)	処 分 件 数			
						営業許可 取消	営業停止	措置命令	改善命令
一般 廃棄物	し尿処理施設		7	0	0.0			0	0
	ごみ処理 施設	焼却	6	0	0.0			0	0
		その他	21	1	4.8			0	0
	最終処分場		12	2	16.7			0	0
	小計		46	3	6.5			0	0
産業 廃棄物	産業廃棄物排出事業所			72				1	0
	産業廃棄物処理業		2,788	48	1.7	2	0	0	0
	小計		2,788	120	4.3	2	0	1	0
合計			2,834	123		2	0	1	0
(計監視率 1.8%)									
前年度	合計		2,821	115		0	0	0	0
	(計監視率 2.3%)								

(注) 計監視率は、 $\frac{(B) - (\text{施設数斜線の立入検査件数})}{(A)} \times 100$ で算出する。

遊泳用プール立入調査状況調

(令和4年度)

項目 施設	施設数 (A)	立入 調査 件数 (B)	監視率 (%)	不適 施設数	不適率 (%)	措置・改善 指導数
プール (うち流水プール)	37 (4)	8 (2)	21.6 (50.0)	3 (1)	8.1 (25.0)	3 (1)
前年度	38 (4)	14 (2)	36.8 (50.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在)

項目 施設	施設数 (A)	立入 調査 件数 (B)	監視率 (%)	不適 施設数	不適率 (%)	措置・改善 指導数
プール (うち流水プール)	36 (4)	9 (2)	25.0 (50.0)	1 (0)	2.8 (0)	1 (0)
前年度	37 (4)	5 (2)	13.5 (50.0)	3 (1)	8.1 (25.0)	3 (1)

- (注) 1 本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。  
 2 監視率(%)=B/A×100  
 3 前年度の施設数、立入調査件数、不適施設数及び措置・改善指導数は前年度同期現在の数値を記載する。

産業廃棄物不法投棄状況調

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (令和5年9月30日 現在)
当該年度発生件数	1件	3件	1件
撤去済み	1	0	0
撤去指導中	0	3	1
前年度以前からの継続件数	4件	3件	6件
撤去済み	1	0	1
撤去指導中	3	3	5
合計	5	6	7
撤去済み	2	0	1
撤去指導中	3	6	6

## 環境関係届出審査状況調

(令和4年度) (単位: 件)

届出区分		設置	使用 (追加指定)	変更	氏名等の変更	廃止	承継	自測結果報告	自主 定果 報	作業実施 (完了報告)	計
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	22	0	7	29	20	2				80
	揮発性有機化合物排出施設	1	0	0	3	0	0				4
	一般粉じん発生施設	1	0	0	0	1	0				2
	特定粉じん発生施設	0	0	0	0	0	0				0
	特定粉じん排出等作業									32 (23)	32 (23)
	水銀排出施設	1	0	0	2	0	0				3
水質汚濁防止法		47	0	55	83	45	9				239
ダイオキシン類対策特別措置法	大気	1	0	1	3	2	1	51			59
	水質	0	0	0	0	0	0	8			8
静岡県 生活環境の全に する例	ばい煙発生施設	5	0	2	3	6	1				17
	一般粉じん発生施設	5	0	3	4	13	0				25
	水質特定施設	4	0	4	6	2	0				16



## 環境関係届出審査状況調

(令和5年度)(単位:件)

(令和5年9月30日現在)

届出区分		設置	使用 (追加指定)	変更	氏名等 の変更	廃止	承継	自 測 結 の 告	主 定 果 報	作業実施 (完了報告)	計
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	6	0	3	17	7	1	/	/	/	34
	揮発性有機化合物排出施設	0	0	1	2	1	0	/	/	/	4
	一般粉じん発生施設	1	0	0	0	0	0	/	/	/	1
	特定粉じん発生施設	0	0	0	0	0	0	/	/	/	0
	特定粉じん排出等作業	/	/	/	/	/	/	/	/	17 (15)	17 (15)
	水銀排出施設	0	0	0	0	0	0	0	/	/	/
水質汚濁防止法		27	0	27	43	10	1	/	/	/	108
ダイオキシン類対策特別措置法	大気	0	0	0	3	0	0	20	/	/	23
	水質	0	0	0	0	0	0	2	/	/	2
静岡県生活環境の全にす条 等関る例	ばい煙発生施設	2	0	0	3	4	0	/	/	/	9
	一般粉じん発生施設	7	0	0	3	5	0	/	/	/	15
	水質特定施設	5	0	5	6	1	0	/	/	/	17

## 環境関係立入検査状況調

(令和4年度)

項目 区分		対象事業場数	立入検査事業場数	実施率 (%)	処分等の件数		
					一時停止命令 改善命令	改善勸告	注意
大気汚染防止法	ばい煙発生施設 (注1)	379	59	15.6	0	0	0
	揮発性有機 化合物排出施設	16	4	25.0	0	0	0
	一般粉じん 発生施設(注1)	546	0	0	0	0	0
	特定粉じん 発生施設	0	0	0	0	0	0
	特定粉じん 排出等作業	/	10	/	0	0	0
	水銀排出施設	17	3	17.6	0	0	0
水質汚濁防止法(注1)		305	101	33.1	0	1	2
ダイオキシン 類対策特別措 置法	大気	40	6	15.0	0	0	0
	水質	9	2	22.2	0	0	0
合計		1312	185	/	0	1	2
(計実施率 13.3%) (注2)							

(注) 1 静岡県生活環境の保全等に関する条例対象を含む。

2 計実施率 =  $\frac{\text{立入検査事業場数 (特定粉じん排出等作業数を除く)}}{\text{対象事業場数}} \times 100$

## 環境関係立入検査状況調

(令和5年度)  
(令和5年9月30日現在)

項目 区分		対象事業場数	立入検査事業場数	実施率 (%)	処分等の件数		
					一時停止命令 改善命令	改善勧告	注意
大気汚染防止法	ばい煙発生施設 (注1)	334	20	6.0	0	0	0
	揮発性有機 化合物排出施設	16	3	18.8	0	0	0
	一般粉じん 発生施設(注1)	547	0	0.0	0	0	0
	特定粉じん 発生施設	0	0	0.0	0	0	0
	特定粉じん 排出等作業	/	8	/	0	0	0
	水銀排出施設	17	3	17.6	0	0	0
水質汚濁防止法(注1)		305	52	17.0	0	0	1
ダイオキシン 類対策特別措 置法	大気	40	0	0.0	0	0	0
	水質	9	0	0.0	0	0	0
合 計		1268	86	/	0	0	1
(計実施率 6.2 %) (注2)							

(注) 1 静岡県生活環境の保全等に関する条例対象を含む。

2 計実施率 =  $\frac{\text{立入検査事業場数 (特定粉じん排出等作業数を除く)}}{\text{対象事業場数}} \times 100$

## 公害防止管理者等届出状況調

資格区分		令和4年度届出件数	令和5年度届出件数 (令和5年9月30日現在)
公害防止統括者		66	26
公害防止主任管理者		0	0
公害防止管理者	大気関係	14	12
	一般粉じん関係	3	1
	水質関係	20	9
	ダイオキシン類	3	3
	騒音関係	6	4
	振動関係	8	4
	計	54	33
合 計		120	59

(注) 各集計欄の数値は代理者の届出を含む。

# 掛川支所

## 1 目的

保健及び衛生に係る各種業務を円滑に遂行し、所管する掛川市・菊川市・御前崎市における公衆衛生の向上を図る。

## 2 実績

### (1) 保健部門業務

- ・ 「指定難病」「小児慢性特定疾患」「肝炎治療」「特定不妊治療費」等の医療費助成申請の受付、相談、支援
- ・ 夜間休日緊急通報対応を含む精神障害者支援・訪問指導、精神保健福祉総合相談事業
- ・ 市の実施する要保護児童対策地域協議会等の母子保健に対する支援
- ・ 結核患者・接触者に対する服薬・健診等管理、訪問指導等の結核予防対策事業
- ・ その他感染症対策、相談、支援
- ・ 給食施設指導、食育や健康づくり運動の推進、生活習慣病予防対策、受動喫煙防止対策
- ・ 医療従事者等の免許申請の受付・交付

### (2) 衛生部門業務

- ・ 食品衛生営業許可業務、食品衛生講習会、食中毒防止対策
- ・ 狂犬病予防法、動物の愛護・管理に関する業務
- ・ 旅館、公衆浴場、興行場、理容所、美容所、クリーニング所の営業六法許可業務、住宅宿泊事業法(民泊法)及び温泉法関係許可業務
- ・ 医薬品等製造業、薬局等、毒物劇物、麻薬等薬事関係許可業務及び薬物乱用防止対策、献血推進

### (3) 保健部門種別実績

(令和4年度)

	感 染 症	結 核	エ イ ズ	精 神	成人 老人	難 病	小児 慢性	特定 不妊	栄養 健康 増進	免許 関係	そ の 他	合計
訪問指導数	10	77	0	66	0	12	0	0	48	0	0	213
受付相談数	2,352	123	9	94	12	2,559	140	157	9	150	0	5,605
コーディネート	166	304	0	132	0	2	0	0	0	0	0	604
デイケア	0	0	0	58	0	0	0	0	0	0	0	58
小計(件)	2,528	504	9	350	12	2,573	140	157	57	150	0	6,480
健康教育実施人数	0	0	0	0	0	0	0	0	123	0	0	123

※難病：指定難病医療費助成申請面接を含む ※小児慢性：小児慢性特定疾患医療費助成申請面接を含む

※特定不妊：助成金申請時面接を含む ※コーディネート：ケア会議等実施人数 ※デイケア：実施人数

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在)

	感 染 症	結 核	エ イ ズ	精 神	成人 老人	難 病	小児 慢性	特定 不妊	栄養 健康 増進	免許 関係	そ の 他	合計
訪問指導数	3	80	0	24	0	16	0	0	31	0	0	154
受付相談数	146	81	6	49	25	1,776	118	2	15	53	0	2,271
コーディネート	0	53	0	181	0	2	0	0	0	0	0	236
デイケア	0	0	0	53	0	0	0	0	0	0	0	53
小 計 (件)	149	214	6	307	25	1,794	118	2	46	53	0	2,714
健康教育実施人数	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0	0	60

## (4) 衛生部門種別実績

(令和4年度)

	食品 営業 許可	調理 師等 免許	動物	営業 六法	民 泊 法	温 泉	医薬品 製造業 等	薬局 等	毒物 劇物	麻薬 向精 神薬	薬事 関係 免許	合計
申請等受付数	902	104	43	74	2	3	63	569	66	487	16	2,329
苦情相談数	12	0	160	45	6	2	30	554	54	77	3	943
小 計 (件)	914	104	203	119	8	5	93	1,123	120	564	19	3,272
衛生教育実施人数	422	0	0	0	0	0	0	0	0	24	0	446

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在)

	食品 営業 許可	調理 師等 免許	動物	営業 六法	民 泊 法	温 泉	医薬品 製造業 等	薬局 等	毒物 劇物	麻薬 向精 神薬	薬事 関係 免許	合計
申請等受付数	514	43	23	34	1	0	46	257	31	174	2	1,125
苦情相談数	12	0	71	30	3	1	20	248	26	42	1	454
小 計 (件)	526	43	94	64	4	1	66	505	57	216	3	1,579
衛生教育実施人数	1,456	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,456

## 3 評価 (課題等) 及び改善

本所及び東遠地域の関係機関と連携を取りながら、保健・衛生関係業務の円滑な執行に努め、公衆衛生の向上に貢献した。

また、本所まで直接足を運ぶことが難しい県民のために、指定難病医療費助成をはじめとする各種受付や相談に応じるなど県民サービスの向上に努めている。

事業の根拠法令調

事業名	根拠法令
<p>&lt;総務課&gt;</p> <p>災害救助法施行業務 災害弔慰金及び災害援護資金関係業務</p>	<p>災害救助法（第2条）同法施行細則 災害弔慰金の支給等に関する法律、同法施行令、災害弔慰金等補助金交付要綱、静岡県災害援護資金貸付要綱</p>
<p>&lt;福祉課&gt;</p> <p>被災者自立生活再建支援制度 市町地域福祉計画 民生委員・児童委員・主任児童委員活動推進事業 女性相談事業  生涯を通じた女性の健康支援事業 静岡県小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 母子保健関係職員等支援事業 母子保健分野における地域こども虐待予防事業 小児慢性特定疾病医療助成制度  不妊手術人工妊娠中絶報告 特定不妊治療費助成事業  受胎調整実地指導員の指定 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 長寿社会保健福祉計画(老人福祉計画、介護保険事業支援計画) 老人クラブ活動等事業 老人の日記念事業 地域支援事業 地域リハビリテーション強化推進事業 手話通訳者設置事業障害者週間推進事業 障害者週間推進事業 精神障害者医療保護事業</p>	<p>被災者自立生活再建支援補助金交付要綱 社会福祉法（第107条、第108条） 民生委員法（第3条、第26条） 児童福祉法（第16条） 売春防止法(第35条)・婦人保護事業実施要領 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 生涯を通じた女性の健康支援事業実施要綱 児童福祉法（第19条の22） 静岡県小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱 母子保健関係職員等支援事業実施要綱 母子保健法第5条2項 母子保健分野における地域子ども虐待予防事業実施要綱 児童福祉法（第19条の3）、児童福祉法施行規則、静岡県小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱 母体保護法第25条、統計法第19条（衛生行政報告例） 特定不妊治療費助成事業実施要領 特定不妊治療費助成事業補助金交付要綱 母体保護法第15条 母子及び父子並びに寡婦福祉法 老人福祉法（第20条の9～11） 介護保険法（第118条、119条） 老人福祉法（第13条） 老人福祉法（第5条） 介護保険法（115条の45） 静岡県地域リハビリテーション強化推進事業実施要綱 手話通訳者設置要綱 障害者基本法（第9条） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（第22条～第29条の2の2、第33条） 精神保健指定医及び指定病院の輪番事業実施要綱</p>

事業名	根拠法令
<p>措置入院者退院後支援事業</p> <p>精神保健福祉総合相談事業</p> <p>高次脳機能障害医療等総合相談事業</p> <p>高次脳機能障害者支援事業</p> <p>自殺対策関連事業</p> <p>ひきこもり支援事業</p>	<p>地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（第47条）</p> <p>保健所における精神保健業務中の老人精神保健相談指導実施要領</p> <p>保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領</p> <p>高次脳機能障害医療等総合相談事業実施要領</p> <p>高次脳機能障害者地域基盤整備事業実施要綱</p> <p>精神保健リハビリテーション実施要領</p> <p>自殺対策基本法（第3条、第6～8条、第13条～21条）</p> <p>ふじのくにゲートキーパー養成事業実施要領</p> <p>ひきこもり支援センター運営要領</p>
<p><b>&lt;地域医療課&gt;</b></p> <p>医療関係事業（病院、診療所、施術所等の開設にかかる許認可事務。及びそれに伴う定期又は随時の立入検査。）</p> <p>中東遠地域医療協議会</p> <p>西部地域医療協議会</p> <p>中東遠地域医療構想調整会議</p> <p>西部地域医療構想調整会議</p> <p>中東遠地域メディカルコントロール協議会</p> <p>地域保健医療計画</p> <p>地域保健関係者教育事業</p> <p>感染症事業</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策事業</p> <p>エイズ予防対策事業</p> <p>予防接種事業</p> <p>結核予防事業</p> <p>難病対策事業</p> <p>特定疾患治療研究事業</p> <p>原爆被爆者援護対策事業</p> <p>臓器移植対策事業</p> <p>肝炎治療特別促進事業</p> <p>免許申請及び従事者届等に関する事務</p>	<p>医療法 歯科技工士法 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律 柔道整復師法 臨床検査技師等に関する法律 死体解剖保存法</p> <p>中東遠地域医療協議会設置要綱</p> <p>西部地域医療協議会設置要綱</p> <p>医療法（第30条の14）</p> <p>医療法（第30条の14）</p> <p>中東遠地域メディカルコントロール協議会設置要綱</p> <p>医療法（第30条の4）</p> <p>地域保健関係者教育事業（総括的研修）実施要領</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</p> <p>予防接種法</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律</p> <p>静岡県特定疾患治療研究事業実施要綱</p> <p>難病特別対策推進事業実施要綱</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律</p> <p>静岡県介護保険等利用被爆者助成事業実施要綱</p> <p>臓器の移植に関する法律</p> <p>静岡県肝炎治療特別促進事業実施要綱</p> <p>医師法 歯科医師法 保健師助産師看護師法 歯科衛生士法 歯科技工士法 理学療法士及び作業療法士法</p>



事業名	根拠法令
医学生・保健師学生実習指導	診療放射線技師法 臨床検査技師等に関する法律 視能訓練士法 医師法 保健師助産師看護師法
<p><b>&lt;健康増進課&gt;</b> 「第3次ふじのくに健康増進計画-地域別西部」の推進 生活習慣病対策業務 食育推進業務 健康長寿日本一推進事業 健康づくり業務 禁煙・受動喫煙防止対策事業 歯科保健対策業務 給食施設指導業務 健康増進事業 保健従事者育成業務 管理栄養士課程学生実習指導業務 栄養士・管理栄養士免許事務 国民健康・栄養調査 県民健康基礎調査</p>	<p>健康増進法（第7条、第8条） 健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律 食育基本法（第10条、第17条）、健康増進法（第3条） 健康増進法（第3条、第8条） 地域保健法（第6条、第8条）、健康増進法（第3条、第8条） 健康増進法（第25条～第42条）、静岡県受動喫煙防止条例 地域保健法（第6条、第8条）、健康増進法（第3条、第18条）、静岡県民の歯や口の健康づくり条例、歯科口腔保健の推進に関する法律 健康増進法（第18条、第20条、第22条） 健康増進法（第19条の3） 地域保健法（第3条）、地域保健対策の推進に関する基本指針、健康増進法（第3条、第18条） 栄養士法 栄養士法 健康増進法（第10条） 健康増進法（第3条、第8条）</p>
<p><b>&lt;相談部&gt;</b> <b>(相談判定課・育成課)</b> 児童相談所運営事業（相談・調査・指導）                   "          (措置、(施設入所)) 障害児施設給付費の支給決定 児童の一時保護事業 障害児施設給付費、入所措置費の支弁 徴収金の認定</p>	<p>児童福祉法（第12条） 児童虐待の防止等に関する法律（第9条） 児童福祉法（第27条、第28条、第29条、第31条、第63条の2、第63条の3） 児童福祉法（第24条の2、第24条の3、第24条の20） 児童福祉法（第33条） 児童虐待の防止等に関する法律（第8条） 児童福祉法（第50条） 児童福祉法（第56条）</p>

事業名	根拠法令
1歳6か月児、精神発達精密健康診査及び事後指導 3歳児精神発達精密健康審査及び事後指導 身体障害者更生相談所の運営事業 補装具費の支給及び自立支援医療（更生医療）の給付に係る医学的判定事業 知的障害者更生相談所の運営事業 療育手帳交付・管理事業	母子保健法（第12条） 「妊産婦及び幼児に対する健康診査の実施について」（児童家庭局長通知） 身体障害者福祉法（第11条） 障害者総合支援法 知的障害者福祉法（第11条、第12条） 障害者総合支援法 療育手帳交付要綱（厚生省事務次官通知）
<b>&lt;衛生薬務課&gt;</b> 温泉関係事業 生活衛生関係営業指導事業 食品衛生事業 狂犬病予防事業 動物愛護管理対策事業 化製場等に関する事業 薬事関係事業 毒物劇物関係事業 麻薬、向精神薬、覚醒剤、大麻対策事業 血液関係事業 家庭用品対策事業	温泉法 旅館業法、旅館業法施行条例、興行場法、興行場法施行条例、公衆浴場法、公衆浴場法施行条例、理容師法、理容師法施行条例、美容師法、美容師法施行条例、クリーニング業法、クリーニング業法第3条第3項第6号に規定する必要な措置を定める条例、静岡県コインオペレーションクリーニング営業施設衛生措置等指導要綱、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律、住宅宿泊事業法 食品衛生法、食品衛生法施行条例、食品表示法、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律、調理師法、製菓衛生師法、健康増進法、静岡県魚介類等行商取締条例、静岡県ふぐの取扱い等に関する条例 狂犬病予防法 動物の愛護及び管理に関する法律、静岡県動物の愛護及び管理に関する条例 化製場等に関する法律、化製場等に関する法律施行条例 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法 毒物及び劇物取締法 麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法、あへん法、大麻取締法、静岡県薬物の濫用の防止に関する条例 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

事業名	根拠法令
<p>&lt;環境課&gt;</p> <p>廃棄物関係事業</p> <p>浄化槽関係事業</p> <p>水道関係事業</p> <p>特定建築物関係事業</p> <p>水浴場関係事業</p> <p>大気関係事業</p> <p>水質関係事業</p> <p>ダイオキシン関係事業</p> <p>公害防止管理者事業</p> <p>土壌関係事業</p>	<p>循環型社会形成推進基本法</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律</p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</p> <p>特定家庭用機器再商品化法</p> <p>使用済自動車の再資源化等に関する法律</p> <p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理の推進に関する特別措置法</p> <p>静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例</p> <p>浄化槽法 静岡県浄化槽取扱要綱</p> <p>静岡県浄化槽保守点検業者登録条例</p> <p>水道法</p> <p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律</p> <p>静岡県遊泳用プール衛生管理指導要綱</p> <p>海水浴場水質保全対策要綱</p> <p>環境基本法、大気汚染防止法</p> <p>静岡県環境基本条例</p> <p>静岡県生活環境の保全等に関する条例</p> <p>静岡県大気汚染緊急時対策要綱</p> <p>有害大気汚染物質モニタリング指針</p> <p>環境基本法、水質汚濁防止法</p> <p>静岡県環境基本条例</p> <p>静岡県生活環境の保全等に関する条例</p> <p>水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例</p> <p>環境基本法、ダイオキシン類対策特別措置法</p> <p>特定工場における公害防止組織の整備に関する法律</p> <p>環境基本法、土壌汚染対策法</p>

## 職員配置調

(令和5年9月30日現在)

区分	総務課	福祉部	医療健康部		相談部		衛生環境部		掛川支所	計
		福祉課	地域医療課	健康増進課	相談判定課	育成課	衛生薬務課	環境課		
所在地									掛川市 金城93	
担当区域									掛川市 御前崎市 菊川市	
配置職員	職員(事)	6	5	3		15	17(3)			46
	職員(技)	1(1)	5	6(1)	4(1)		1	10	9	5
	再任用職員(事)	1	1	1		1	1			5
	再任用職員(技)			1						1
	計	8	11	11	4	16	19	10	9	6
	会計年度任用職員		5	9	1	3	4	1	3	2
	計	0	5	9	1	3	4	1	3	2
合計	8	16	20	5	19	23	11	12	8	

- 1 所長、医監、副所長は総務課に記載。
- 2 福祉部長は福祉課長を兼務。
- 3 医療健康部長は地域医療課に記載。
- 4 相談部長は相談判定課に記載。
- 5 衛生環境部長は衛生薬務課に記載。
- 6 浜名分庁舎職員4名は在籍課に記載。
- 7 先方在勤の兼務職員及び併任職員は ( ) 内に外記とする。

全面余白

## 歳 入 予 算

一般会計

区 分	調 定 額 A	収 入 済 額	
		納 期 内 B	納 期 後 C
	円	円	円
款 08 使用料及び手数料	7,500	6,000	1,500
項 01 使用料	7,500	6,000	1,500
目 05 健康福祉使用料	7,500	6,000	1,500
05 庁舎等使用料	7,500	6,000	1,500
款 14 諸収入	28,333,693	9,432,670	1,425,723
項 01 延滞金、加算金及び過料等	253,700	0	28,300
目 01 延滞金	253,700	0	28,300
01 延滞金	(51,400)	(0)	(3,200)
	253,700	0	28,300
項 07 雑入	28,079,993	9,432,670	1,397,423
目 01 納付金	22,113,254	3,488,934	1,394,420
02 児童措置費納付金	(7,641,687)	(3,488,934)	(1,136,100)
	22,113,254	3,488,934	1,394,420
目 02 雑入	5,966,739	5,943,736	3,003
81 保険料負担金	5,696,867	5,696,867	0
非常勤職員	5,696,867	5,696,867	0
84 雑収	247,372	246,869	503
雑収	247,072	246,569	503
公文書開示負担金	300	300	0
90 未熟児養育費負担金	(0)	(0)	(0)
	22,500	0	2,500
計	28,341,193	9,438,670	1,427,223

# 執 行 状 況 調

(令和 4年度)

不 納 欠 損 額 D	収 入 未 済 額			収 入 歩 合 $\frac{B+C}{A-D-F}$	納 期 内 収 入 率 $\frac{B}{A-D-F}$
	納 期 限 経 過 E	納 期 限 未 到 来 F	計		
円	円	円	円	%	%
0	0	0	0	100.0	80.0
0	0	0	0	100.0	80.0
0	0	0	0	100.0	80.0
0	0	0	0	100.0	80.0
2,579,010	14,896,290	0	14,896,290	42.1	36.6
31,500	193,900	0	193,900	12.7	-
31,500	193,900	0	193,900	12.7	-
(0)	(48,200)	(0)	(48,200)	(6.2)	(-)
31,500	193,900	0	193,900	12.7	-
2,547,510	14,702,390	0	14,702,390	42.4	36.9
2,547,510	14,682,390	0	14,682,390	24.9	17.8
(0)	(3,016,653)	(0)	(3,016,653)	(60.5)	(45.6)
2,547,510	14,682,390	0	14,682,390	24.9	17.8
0	20,000	0	20,000	99.6	99.6
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	99.7
0	0	0	0	100.0	99.7
0	0	0	0	100.0	100.0
(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(-)
0	20,000	0	20,000	11.1	-
2,579,010	14,896,290	0	14,896,290	42.1	36.6

母子父子寡婦福祉資金特別会計

区 分	調 定 額 A	収 入 済 額	
		納 期 内 B	納 期 後 C
	円	円	円
款 02 諸収入	173,046,799	102,562,460	12,483,063
項 02 貸付金元利収入	162,549,726	102,482,497	11,734,475
目 01 貸付金元利収入	162,549,726	102,482,497	11,734,475
01 母子父子寡婦福祉資金 貸付金償還金	(115,706,065) 162,549,726	(102,482,497) 102,482,497	(5,568,499) 11,734,475
項 03 雑入	10,497,073	79,963	748,588
目 01 雑入	10,497,073	79,963	748,588
01 雑収	(1,233,787) 10,497,073	(79,963) 79,963	(103,572) 748,588
計	173,046,799	102,562,460	12,483,063



(令和 4年度)

不納欠損額 D	収 入 未 済 額			収入歩合 $\frac{B+C}{A-D-F}$	納期内収入率 $\frac{B}{A-D-F}$
	納期限経過E	納期限未到来F	計		
円	円	円	円	%	%
0	58,001,276	0	58,001,276	66.4	59.2
0	48,332,754	0	48,332,754	70.2	63.0
0	48,332,754	0	48,332,754	70.2	63.0
(0)	(7,655,069)	(0)	(7,655,069)	(93.3)	(88.5)
0	48,332,754	0	48,332,754	70.2	63.0
0	9,668,522	0	9,668,522	7.8	0.7
0	9,668,522	0	9,668,522	7.8	0.7
(0)	(1,050,252)	(0)	(1,050,252)	(14.8)	(6.4)
0	9,668,522	0	9,668,522	7.8	0.7
0	58,001,276	0	58,001,276	66.4	59.2

## 歳 入 予 算

一般会計

区 分	調 定 額 A	収 入 済 額	
		納 期 内 B	納 期 後 C
	円	円	円
款 08 使用料及び手数料	7,500	7,500	0
項 01 使用料	7,500	7,500	0
目 04 健康福祉使用料	7,500	7,500	0
05 庁舎等使用料	7,500	7,500	0
款 14 諸収入	19,677,166	3,062,379	331,987
項 01 延滞金、加算金及び過料等	203,800	0	8,900
目 01 延滞金	203,800	0	8,900
01 延滞金	(9,900)	(0)	(0)
	203,800	0	8,900
項 07 雑入	19,473,366	3,062,379	323,087
目 01 納付金	17,459,150	1,068,510	322,740
02 児童措置費納付金	(2,776,760)	(1,068,510)	(215,340)
	17,459,150	1,068,510	322,740
目 02 雑入	2,014,216	1,993,869	347
81 保険料負担金	1,968,203	1,968,203	0
非常勤職員	1,968,203	1,968,203	0
83 過年度返納金	58	58	0
84 雑収	25,955	25,608	347
雑収	25,455	25,108	347
公文書開示負担金	500	500	0
87 未熟児養育費負担金	(0)	(0)	(0)
	20,000	0	0
計	19,684,666	3,069,879	331,987

# 執 行 状 況 調

(令和 5年度)  
(令和 5年 9月30日現在)

不 納 欠 損 額 D	収 入 未 済 額			収 入 歩 合	納 期 内 収 入 率
	納 期 限 経 過 E	納 期 限 未 到 来 F	計	$\frac{B+C}{A-D-F}$	$\frac{B}{A-D-F}$
円	円	円	円	%	%
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	15,941,220	341,580	16,282,800	17.5	15.8
0	187,100	7,800	194,900	4.5	-
0	187,100	7,800	194,900	4.5	-
(0)	(2,100)	(7,800)	(9,900)	(-)	(-)
0	187,100	7,800	194,900	4.5	-
0	15,754,120	333,780	16,087,900	17.6	16.0
0	15,734,120	333,780	16,067,900	8.1	6.2
(0)	(1,146,290)	(346,620)	(1,492,910)	(52.8)	(43.9)
0	15,734,120	333,780	16,067,900	8.1	6.2
0	20,000	0	20,000	99.0	98.9
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	98.6
0	0	0	0	100.0	98.6
0	0	0	0	100.0	100.0
(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(-)
0	20,000	0	20,000	-	-
0	15,941,220	341,580	16,282,800	17.5	15.8

母子父子寡婦福祉資金特別会計

区 分	調 定 額 A	収 入 済 額	
		納 期 内 B	納 期 後 C
	円	円	円
款 02 諸収入	114,237,673	49,397,970	5,975,487
項 02 貸付金元利収入	103,876,562	49,260,290	5,315,706
目 01 貸付金元利収入	103,876,562	49,260,290	5,315,706
01 母子父子寡婦福祉資金 貸付金償還金	(55,543,808) 103,876,562	(49,260,290) 49,260,290	(1,842,576) 5,315,706
項 03 雑入	10,361,111	137,680	659,781
目 01 雑入	10,361,111	137,680	659,781
01 雑収	(692,589)	(137,680)	(42,422)
	10,361,111	137,680	659,781
計	114,237,673	49,397,970	5,975,487

(令和 5年度)  
(令和 5年 9月30日現在)

不納欠損額 D	収 入 未 済 額			収入歩合 $\frac{B+C}{A-D-F}$	納期内収入率 $\frac{B}{A-D-F}$
	納期限経過E	納期限未到来F	計		
円	円	円	円	%	%
0	58,864,216	0	58,864,216	48.4	43.2
0	49,300,566	0	49,300,566	52.5	47.4
0	49,300,566	0	49,300,566	52.5	47.4
(0)	(4,440,942)	(0)	(4,440,942)	(92.0)	(88.6)
0	49,300,566	0	49,300,566	52.5	47.4
0	9,563,650	0	9,563,650	7.6	1.3
0	9,563,650	0	9,563,650	7.6	1.3
(0)	(512,487)	(0)	(512,487)	(26.0)	(19.8)
0	9,563,650	0	9,563,650	7.6	1.3
0	58,864,216	0	58,864,216	48.4	43.2

県証紙収入により徴収した使用料及び手数料調

区 分	令和4年度	令和5年9月30日現在
	件数	件数
受胎調節実地指導員指定証交付手数料	4	1
受胎調節実施指導員指定証訂正手数料	1	0
<b>福祉課関係小計</b>	<b>5</b>	<b>1</b>
診療所開設許可手数料	49	29
診療所検査手数料	0	0
病院検査手数料	1	0
病院検査手数料(自主検査)	2	0
准看護師免許手数料	15	0
准看護師免許証書換交付手数料	4	1
准看護師免許証再交付手数料	2	1
臨床細菌等検査料	1	1
文書料(HIV証明書作成手数料)	4	1
<b>地域医療課関係小計</b>	<b>78</b>	<b>33</b>
栄養士免許申請手数料	45	3
栄養士免許証書換え交付手数料	27	9
栄養士免許証再交付手数料	6	7
<b>健康増進課関係小計</b>	<b>78</b>	<b>19</b>
温泉採取許可申請手数料	0	0
温泉利用許可申請手数料	0	0
旅館業許可申請	6	4
旅館業地位の継承の承認申請	0	0
興行場許可申請	1	0
浴場業許可申請	4	4
理美容業検査	54	30
クリーニング検査	3	3
クリーニング試験	6	6
クリーニング免許	2	0
飲食店営業1(1=新規。以下同じ)	934	517
飲食店営業2(2=更新。以下同じ)	0	0
喫茶店営業1	0	0
喫茶店営業2	0	0
調理の機能を有する自動販売機1	20	5
菓子製造業1	106	56
菓子製造業2	0	0
アイスクリーム類製造業1	1	4
アイスクリーム類製造業2	0	0
乳製品製造業1	1	2
乳製品製造業2	0	0
乳類販売業1	0	0
食肉処理業1	4	1
食肉販売業1	20	12
食肉販売業2	0	0
食肉製品製造業1	2	0
水産製品製造業1	7	5
魚介類販売業1	25	34
魚介類販売業2	0	0
魚介類競り売り営業1	2	0
魚介類競り売り営業2	0	0
乳処理業1	3	0
魚肉練り製品製造業2	0	0
清涼飲料水製造業1	3	0
氷雪製造業1	1	0
液卵製造業1	1	0
食用油脂製造業1	3	1
みそ又はしょうゆ製造業1	5	1

区 分	令和4年度	令和5年9月30日現在
	件数	件数
みそ製造業2	0	0
酒類製造業1	0	1
豆腐製造業1	2	0
麺類製造業1	4	5
麺類製造業2	0	0
そうざい製造業1	63	26
そうざい製造業2	0	0
冷凍食品製造業1	1	0
漬物製造業1	5	5
密封包装食品製造業1	4	0
食品の小分け業1	1	2
添加物製造業1	2	6
添加物製造業2	0	0
調理師免許	82	5
調理師試験	89	70
調理師免許証書換え交付	19	11
調理師免許証再交付	21	8
製菓衛生師免許	4	6
製菓衛生師試験	18	10
製菓衛生師免許証書換え交付	4	2
製菓衛生師免許証再交付	4	0
ふぐ処理師免許	2	0
ふぐ処理師試験	2	2
ふぐ処理師免許書換え手数料	0	0
ふぐ処理師免許再交付手数料	0	1
ふぐ営業所登録	2	0
ふぐ営業所登録済証書換え	0	0
第一種動物取扱業登録申請手数料(基本額)	26	11
第一種動物取扱業登録申請手数料(種別加算)	38	15
第一種動物取扱業登録更新申請手数料(基本額)	39	16
第一種動物取扱業登録更新申請手数料(種別加算)	48	29
動物取扱業種別等変更届出手数料	1	0
特定動物の飼養又は保管許可申請手数料	7	0
特定動物の飼養又は保管変更許可申請手数料	3	15
第一種動物取扱業登録証再交付手数料	4	0
犬又はねこの引取り手数料(生後90日を超える犬又はねこ)	0	0
犬又は猫の引取り手数料(生後90日以内の犬又は猫)	0	0
収容犬飼養管理手数料	2	0
収容犬返還手数料	1	0
薬局開設許可申請	14	6
薬局開設許可更新申請	37	22
地域連携薬局認定申請	5	0
地域連携薬局認定更新申請	2	1
医薬品販売業許可(配置を除く)申請	8	3
医薬品販売業許可更新(配置を除く)申請	9	2
医薬品販売業許可更新(配置のみ)申請	2	1
配置従事者身分証明書交付申請	20	2
配置従事者身分証明書書換交付	1	0
配置従事者身分証明書再交付	0	0
登録販売者試験手数料	240	224
登録販売者試験合格証明書交付申請書	1	0
販売従事登録手数料	76	9
高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請	21	9
高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請	45	9
薬局開設許可証・医薬品販売業許可証・高度管理医療機器等の販売業もしくは貸与業の許可証又は医薬品の販売先等変更許可証書換え交付(配置除く)	9	1
薬局開設許可証・医薬品販売業許可証・高度管理医療機器等の販売業もしくは貸与業の許可証又は医薬品の販売先等変更許可証再交付(配置除く)	0	0

区 分	令和4年度	令和5年9月30日現在
	件数	件数
販売従事登録証書換交付	15	2
販売従事登録証再交付	2	0
薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請	0	0
薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請	0	0
薬局製造販売医薬品製造業許可申請	0	0
薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請	0	0
薬局製造販売医薬品製造販売承認申請	0	0
再生医療等製品販売業許可申請	0	1
再生医療等製品販売業許可更新申請	2	0
医薬部外品製造販売業許可更新申請	2	0
化粧品製造販売業許可申請	1	0
化粧品製造販売業許可更新申請	2	1
第2種医療機器製造販売業許可更新申請	1	0
医薬品製造業許可申請(一般)	0	0
医薬品製造業許可更新申請(一般)	1	0
医薬品製造業許可申請(包装等)	0	0
医薬部外品製造業許可申請(一般)	0	0
医薬部外品製造業許可更新申請(一般)	2	1
医薬部外品製造業許可申請(包装等)	0	0
医薬部外品製造業許可更新申請(包装等)	1	3
化粧品製造業許可申請(一般)	0	0
化粧品製造業許可更新申請(一般)	1	3
化粧品製造業許可申請(包装等)	1	0
化粧品製造業許可更新申請(包装等)	1	3
医療機器製造業登録申請	1	0
医療機器製造業登録更新申請	2	0
医療機器修理業許可申請	0	1
医療機器修理業許可更新申請	2	0
体外診断用医薬品製造業登録更新申請	0	1
医薬品等の製造業許可証書換交付	2	2
毒物劇物製造(輸入)業登録申請(知事)	1	0
毒物劇物製造(輸入)業登録更新申請(知事)	5	9
毒物劇物製造(輸入)業登録変更申請(知事)	4	4
毒物劇物製造(輸入)業登録票書換え交付申請	0	0
毒物劇物販売業登録申請	10	3
毒物劇物販売業登録更新	48	10
毒劇物販売業登録票書換交付	0	0
毒劇物販売業登録票再交付	1	0
毒物劇物取扱者試験受験料	159	208
毒物劇物取扱者試験合格者の合格証再交付	7	2
向精神薬卸売業者免許申請	0	0
麻薬小売業者免許申請	95	6
麻薬施用者免許申請	343	49
麻薬管理者免許申請	35	6
麻薬研究者免許申請	1	0
麻薬卸売業者許可申請	1	0
向精神薬試験研究施設設置者登録申請	0	0
覚せい剤原料取扱者指定申請	0	0
覚せい剤原料研究者指定申請	1	0
<b>衛生業務課関係小計</b>	<b>2,952</b>	<b>1,535</b>
産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	162	78
産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	331	174
産業廃棄物処分業許可申請手数料	0	0
産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	17	7
産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	55	44
産業廃棄物処分業変更許可申請手数料	3	0
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	25	18
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	34	25



区 分	令和4年度	令和5年9月30日現在
	件数	件数
特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	1	1
特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料	4	2
引取業者登録申請手数料	6	4
引取業者登録更新申請手数料	40	2
フロン類回収業者登録申請手数料	0	3
フロン類回収業者登録更新申請手数料	21	2
解体業許可申請手数料	1	0
解体業許可更新申請手数料	1	2
破碎業許可更新申請手数料	1	0
建築物排水管清掃業者登録申請手数料	1	0
建築物飲料水貯水槽清掃業者登録申請手数料	2	2
浄化槽保守点検業登録申請手数料	0	0
浄化槽保守点検業更新登録申請手数料	6	4
環境課関係小計	711	368
西部健康福祉センター合計	3,824	1,956

## 過年度分収入未済額調

(令和5年9月30日現在)

年度	延滞金		児童措置費納付金		未熟児養育費負担金	
	件数	収入未済額	件数	収入未済額	件数	収入未済額
平成29年度 以前(A)	2	8,500 <sup>円</sup>	94	1,065,620 <sup>円</sup>	1	20,000 <sup>円</sup>
平成30年度	13	34,700	281	2,360,417		
令和元年度	3	17,400	262	2,544,280		
令和2年度	9	42,400	273	2,469,840		
令和3年度	13	38,400	306	3,170,380		
令和4年度	9	45,000	276	2,964,453		
計	49	186,400	1,492	14,574,990	1	20,000
摘要① (滞納処分の停止等の理由)	—	—	—	—	—	—
摘要② (不納欠損処分の件数、額)	8	31,500	316	2,547,510	—	—
摘要③ (A欄のうち、1件10万円以上の内訳)			A 30件 552,000円			

## 現金出納調

(令和4年度)

区分	受入額			払出額	残高	出納員領収書 発行総額 及び枚数	現金払込調書 兼領収書総額 及び枚数
	越高	受高	計				
雑入	円 0	円 300	円 300	円 300	円 0	円 300 5枚	円 300 5枚
計	0	300	300	300	0	300 5枚	300 5枚

(令和5年度)  
(令和5年9月30日現在)

区分	受入額			払出額	残高	出納員領収書 発行総額 及び枚数	現金払込調書 兼領収書総額 及び枚数
	越高	受高	計				
雑入	円 0	円 500	円 500	円 500	円 0	円 500 10枚	円 500 9枚
計	0	500	500	500	0	500 10枚	500 9枚

## 保管現金有高調

(令和5年度)  
(令和5年9月30日現在)

現金保管者	区分	金額 (円)
西部健康福祉センター 総務課長 渥美 直久	使用料継続的資金前渡 (有料道路通行料・駐車場利用料)	33,914
西部健康福祉センター 総務課長 渥美 直久	扶助費継続的資金前渡 (一時保護児童食事代、被服代等)	
西部健康福祉センター 総務課長 渥美 直久	役務費継続的資金前渡 (一時保護児童移送料 (交通費))	
西部健康福祉センター 総務課長 渥美 直久	需用費継続的資金前渡 (公用車燃料代)	
西部健康福祉センター 総務課長 渥美 直久	需用費継続的資金前渡 (印紙代)	

## 預金調

(令和5年9月30日現在)

金融機関名	預金種類	口座番号	口座名義人	残高 (円)	摘要
静岡銀行 磐田支店	無利息型 普通預金	750008	西部健康福祉センター 資金前渡者 井原 貞	55,824	前渡資金 の支出
静岡銀行 磐田支店	無利息型 普通預金	752242	(自振口) 西部健康福祉センター 資金前渡者 井原 貞	0	公共料金 の支払
残高合計				55,824	

郵券等受払調 (本 所)

(令和5年9月30日現在)  
(単位:枚、円)

区分	種類	令和4年度						令和5年度						差引現在高	摘要	
		繰越		受入		払出		繰越		受入		払出				
		枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額			
郵券	120円券	0	0	20	2,400	20	2,400	0	0	30	3,600	30	3,600	0	0	文書発送用、掛川支所、浜名分庁舎用
	100円券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	〃	
	84円券	0	0	22	1,848	22	1,848	0	0	650	54,600	583	48,972	67	5,628	〃
	63円券	0	0	292	18,396	292	18,396	0	0	270	17,010	270	17,010	0	0	〃
	20円券	0	0	20	400	20	400	0	0	0	0	0	0	0	0	〃
	10円券	0	0	20	200	20	200	0	0	20	200	20	200	0	0	〃
	5円券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	〃
	2円券	0	0	0	0	0	0	0	0	100	200	100	200	0	0	〃
	1円券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	〃
計					23,244		23,244				75,610		69,982		5,628	
SIMカード	1年間	0	0	2	2	2	2	0	0	1	1	1	1	0	0	ポケット用
計		0	0	2	2	2	2	0	0	1	1	1	1	0	0	
図書カード	1,000円	0	0	99	99,000	99	99,000	0	0	0	0	0	0	0	0	県民健康基礎調査用
計					99,000		99,000				0		0	0	0	
レターバックプラス	520円	0	0	0	0	0	0	0	0	44	22,880	0	0	0	0	文書発送用
計					0		0				22,880		0		0	

郵券等受払調 (掛 川 支 所)

(令和5年9月30日現在)  
(単位:枚、円)

区分	種類	令和4年度						令和5年度						差引現在高	摘要	
		繰越		受入		払出		繰越		受入		払出				
		枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額			
郵券	200円券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	文書発送用
	120円券	250	30,000	0	0	105	12,600	145	17,400	0	0	53	6,360	92	11,040	〃
	100円券	147	14,700	0	0	54	5,400	93	9,300	0	0	1	100	92	9,200	〃
	92円券	84	7,728	0	0	14	1,288	70	6,440	0	0	2	184	68	6,256	〃
	84円券	267	22,428	1	84	72	6,048	196	16,464	0	0	32	2,688	164	13,776	〃
	63円券	203	12,789	251	15,813	342	21,546	112	7,056	200	12,600	202	12,726	110	6,930	〃
	10円券	186	1,860	0	0	43	430	143	1,430	0	0	20	200	123	1,230	〃
	2円券	126	252	0	0	105	210	21	42	100	200	34	68	87	174	〃
	1円券	123	123	0	0	0	0	123	123	0	0	18	18	105	105	〃
	50円葉書	7	350	0	0	0	0	7	350	0	0	0	0	7	350	〃
計			90,230		15,897		47,522		58,605		12,800		22,344		49,061	〃

郵券等受払調（浜名分行舎）

（令和5年9月30日現在）  
（単位：枚、円）

区分	種類	令和4年度						令和5年度						差引現在高	摘要	
		繰越		受入		払出		繰越		受入		払出				
		枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額			
郵券	120円券	53	6,360	20	2,400	45	5,400	28	3,360	30	3,600	26	3,120	32	3,840	文書送用
	84円券	42	3,528	21	1,764	37	3,108	26	2,184	10	840	5	420	31	2,604	〃
	63円券	46	2,898	41	2,583	80	5,040	7	441	70	4,410	51	3,213	26	1,638	〃
	20円券	40	800	20	400	22	440	38	760	0	0	15	300	23	460	〃
	10円券	26	260	20	200	16	160	30	300	20	200	9	90	41	410	〃
	5円券	39	195	0	0	3	15	36	180	0	0	1	5	35	175	〃
	2円券	43	86	0	0	0	0	43	86	0	0	0	0	43	86	〃
	1円券	37	37	0	0	2	2	35	35	0	0	1	1	34	34	〃
	50円葉書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	〃
計			14,164		7,347		14,165		7,346		9,050		7,149		9,247	
レターパックプラス	520円	0	0	0	0	0	0	0	0	10	5,200	0	0	10	5,200	文書送用
計			0		0		0		0		5,200		0		5,200	

# 歳出予算執行状況調

(令和 4年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
款 03 危機管理費	円 0	円 0	円 0	
項 01 危機管理費	0	0	0	
目 02 危機管理費	0	0	0	
07 報償費	0	0	0	
01 その他の報償費	0	0	0	
08 旅費	0	0	0	
01 その他の旅費	0	0	0	
款 04 経営管理費	27,109,723	27,109,723	0	
項 01 経営管理費	27,109,723	27,109,723	0	
目 01 一般総務費	17,664,175	17,664,175	0	
01 報酬	10,804,116	10,804,116	0	
03 非常勤職員報酬	10,804,116	10,804,116	0	
03 職員手当等	1,653,621	1,653,621	0	
01 その他の職員手当等	1,653,621	1,653,621	0	
04 共済費	4,877,676	4,877,676	0	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	341,140	341,140	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	4,536,536	4,536,536	0	
08 旅費	328,762	328,762	0	
01 その他の旅費	328,762	328,762	0	
目 03 行政経営費	329,310	329,310	0	
08 旅費	329,310	329,310	0	
02 普通旅費	329,310	329,310	0	
目 04 職員厚生費	96,238	96,238	0	
07 報償費	86,584	86,584	0	
01 その他の報償費	86,584	86,584	0	
08 旅費	2,544	2,544	0	
01 その他の旅費	2,544	2,544	0	
02 普通旅費	0	0	0	

(令和 4年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
10 需用費	0	0	0	
01 その他の需用費	0	0	0	
11 役務費	5,010	5,010	0	
18 負担金、補助及び交付金	2,100	2,100	0	
目 05 資産経営費	9,020,000	9,020,000	0	
10 需用費	0	0	0	
01 その他の需用費	0	0	0	
14 工事請負費	9,020,000	9,020,000	0	
款 05 暮らし・環境費	8,949,320	8,949,320	0	
項 04 環境費	8,949,320	8,949,320	0	
目 01 環境政策費	8,949,320	8,949,320	0	
01 報酬	4,795,367	4,795,367	0	
03 非常勤職員報酬	4,795,367	4,795,367	0	
03 職員手当等	751,348	751,348	0	
01 その他の職員手当等	751,348	751,348	0	
04 共済費	1,525,716	1,525,716	0	
01 地方公務員共済組合に対する負担金	150,113	150,113	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	1,375,603	1,375,603	0	
08 旅費	396,312	396,312	0	
01 その他の旅費	178,212	178,212	0	
02 普通旅費	218,100	218,100	0	
10 需用費	338,497	338,497	0	
01 その他の需用費	338,497	338,497	0	
11 役務費	171,000	171,000	0	
12 委託料	765,380	765,380	0	
17 備品購入費	205,700	205,700	0	
款 07 健康福祉費	669,487,822	669,487,822	0	
項 01 健康福祉費	23,125,824	23,125,824	0	

(令和 4年度)

## 一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
目 02健康福祉企画費	23,125,824	23,125,824	0	
01報酬	1,553,192	1,553,192	0	
03非常勤職員報酬	1,553,192	1,553,192	0	
03職員手当等	293,263	293,263	0	
01その他の職員手当等	293,263	293,263	0	
04共済費	527,271	527,271	0	
01地方公務員共済組合に 対する負担金	40,290	40,290	0	
02報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	486,981	486,981	0	
07報償費	30,000	30,000	0	
01その他の報償費	30,000	30,000	0	
08旅費	627,867	627,867	0	
01その他の旅費	57,117	57,117	0	
02普通旅費	570,750	570,750	0	
10需用費	6,872,187	6,872,187	0	
01その他の需用費	6,872,187	6,872,187	0	
11役務費	3,040,380	3,040,380	0	
12委託料	8,558,950	8,558,950	0	
13使用料及び賃借料	694,960	694,960	0	
17備品購入費	672,760	672,760	0	
18負担金、補助及び交付 金	218,794	218,794	0	
26公課費	36,200	36,200	0	
項 02福祉長寿費	76,005,850	76,005,850	0	
目 01地域福祉費	73,105,240	73,105,240	0	
08旅費	7,130	7,130	0	
02普通旅費	7,130	7,130	0	
10需用費	67,000	67,000	0	
01その他の需用費	67,000	67,000	0	
18負担金、補助及び交付 金	73,031,110	73,031,110	0	



(令和 4年度)

## 一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
目 03 長寿社会費	2,883,830	2,883,830	0	
07 報償費	299,700	299,700	0	
01 その他の報償費	299,700	299,700	0	
08 旅費	3,330	3,330	0	
02 普通旅費	3,330	3,330	0	
12 委託料	2,560,800	2,560,800	0	
13 使用料及び賃借料	20,000	20,000	0	
目 04 遺家族等援護費	16,780	16,780	0	
07 報償費	15,000	15,000	0	
01 その他の報償費	15,000	15,000	0	
08 旅費	1,780	1,780	0	
02 普通旅費	1,780	1,780	0	
項 03 こども未来費	496,520,266	496,520,266	0	
目 01 こども未来費	496,520,266	496,520,266	0	
01 報酬	9,777,089	9,777,089	0	
03 非常勤職員報酬	9,777,089	9,777,089	0	
03 職員手当等	1,763,280	1,763,280	0	
01 その他の職員手当等	1,763,280	1,763,280	0	
04 共済費	2,906,809	2,906,809	0	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	266,115	266,115	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	2,640,694	2,640,694	0	
07 報償費	378,760	378,760	0	
01 その他の報償費	378,760	378,760	0	
08 旅費	1,309,649	1,309,649	0	
01 その他の旅費	239,129	239,129	0	
02 普通旅費	1,070,520	1,070,520	0	
10 需用費	449,286	449,286	0	
01 その他の需用費	447,850	447,850	0	

(令和 4年度)

## 一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
02 食糧費	1,436	1,436	0	
11 役務費	581,170	581,170	0	
12 委託料	10,329,256	10,329,256	0	
13 使用料及び賃借料	34,000	34,000	0	
18 負担金、補助及び交付金	22,800	22,800	0	
19 扶助費	468,968,167	468,968,167	0	
項 04 障害者支援費	9,868,916	9,868,916	0	
目 01 障害者支援費	9,868,916	9,868,916	0	
01 報酬	4,265,105	4,265,105	0	
03 非常勤職員報酬	4,265,105	4,265,105	0	
03 職員手当等	775,240	775,240	0	
01 その他の職員手当等	775,240	775,240	0	
04 共済費	1,331,668	1,331,668	0	
01 地方公務員共済組合に対する負担金	124,768	124,768	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	1,206,900	1,206,900	0	
07 報償費	936,037	936,037	0	
01 その他の報償費	936,037	936,037	0	
08 旅費	646,468	646,468	0	
01 その他の旅費	322,424	322,424	0	
02 普通旅費	324,044	324,044	0	
10 需用費	425,898	425,898	0	
01 その他の需用費	425,898	425,898	0	
02 食糧費	0	0	0	
11 役務費	288,500	288,500	0	
12 委託料	1,140,000	1,140,000	0	
13 使用料及び賃借料	52,000	52,000	0	
18 負担金、補助及び交付金	8,000	8,000	0	
項 05 医療費	10,578,718	10,578,718	0	

(令和 4年度)

## 一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
目 01 医務福祉費	10,578,718	10,578,718	0	
01 報酬	4,364,877	4,364,877	0	
03 非常勤職員報酬	4,364,877	4,364,877	0	
03 職員手当等	651,696	651,696	0	
01 その他の職員手当等	651,696	651,696	0	
04 共済費	1,088,456	1,088,456	0	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	104,518	104,518	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	983,938	983,938	0	
07 報償費	432,974	432,974	0	
01 その他の報償費	432,974	432,974	0	
08 旅費	575,054	575,054	0	
01 その他の旅費	510,554	510,554	0	
02 普通旅費	64,500	64,500	0	
10 需用費	815,066	815,066	0	
01 その他の需用費	815,066	815,066	0	
02 食糧費	0	0	0	
11 役務費	233,200	233,200	0	
12 委託料	2,089,395	2,089,395	0	
13 使用料及び賃借料	328,000	328,000	0	
項 06 感染症対策費	23,722,621	23,722,621	0	
目 01 感染症対策費	23,722,621	23,722,621	0	
01 報酬	11,141,959	11,141,959	0	
03 非常勤職員報酬	11,141,959	11,141,959	0	
03 職員手当等	1,882,010	1,882,010	0	
01 その他の職員手当等	1,882,010	1,882,010	0	
04 共済費	2,563,626	2,563,626	0	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	240,228	240,228	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	2,323,398	2,323,398	0	

(令和 4年度)

## 一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
07 報償費	784,695	784,695	0	
01 その他の報償費	784,695	784,695	0	
08 旅費	481,347	481,347	0	
01 その他の旅費	308,261	308,261	0	
02 普通旅費	173,086	173,086	0	
10 需用費	1,405,755	1,405,755	0	
01 その他の需用費	1,405,755	1,405,755	0	
11 役務費	1,957,293	1,957,293	0	
12 委託料	2,468,719	2,468,719	0	
13 使用料及び賃借料	1,037,217	1,037,217	0	
項 07 健康費	28,184,348	28,184,348	0	
目 02 健康増進費	28,184,348	28,184,348	0	
01 報酬	237,951	237,951	0	
03 非常勤職員報酬	237,951	237,951	0	
07 報償費	908,297	908,297	0	
01 その他の報償費	781,137	781,137	0	
02 買上金	127,160	127,160	0	
08 旅費	463,253	463,253	0	
01 その他の旅費	83,557	83,557	0	
02 普通旅費	379,696	379,696	0	
10 需用費	253,247	253,247	0	
01 その他の需用費	253,247	253,247	0	
02 食糧費	0	0	0	
11 役務費	155,000	155,000	0	
13 使用料及び賃借料	175,600	175,600	0	
18 負担金、補助及び交付金	25,991,000	25,991,000	0	
項 08 生活衛生費	1,481,279	1,481,279	0	
目 01 食品衛生費	1,081,170	1,081,170	0	

(令和 4年度)

## 一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
08 旅費	111,170	111,170	0	
02 普通旅費	111,170	111,170	0	
10 需用費	740,000	740,000	0	
01 その他の需用費	740,000	740,000	0	
11 役務費	80,000	80,000	0	
13 使用料及び賃借料	150,000	150,000	0	
目 02 薬務費	400,109	400,109	0	
07 報償費	189,000	189,000	0	
01 その他の報償費	189,000	189,000	0	
08 旅費	112,109	112,109	0	
01 その他の旅費	29,649	29,649	0	
02 普通旅費	82,460	82,460	0	
10 需用費	42,000	42,000	0	
01 その他の需用費	42,000	42,000	0	
02 食糧費	0	0	0	
11 役務費	42,000	42,000	0	
13 使用料及び賃借料	15,000	15,000	0	
款 09 交通基盤費	51,730,462	51,730,462	0	
項 04 道路費	2,880,462	2,880,462	0	
目 02 道路橋りょう新設改良費	2,880,462	2,880,462	0	
10 需用費	2,092,092	2,092,092	0	
01 その他の需用費	2,092,092	2,092,092	0	
11 役務費	40,000	40,000	0	
12 委託料	748,370	748,370	0	
項 07 都市費	48,850,000	48,850,000	0	
目 04 生活排水費	48,850,000	48,850,000	0	
18 負担金、補助及び交付金	48,850,000	48,850,000	0	
款 12 災害対策費	21,589,345	21,589,345	0	

(令和 4年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
項 07 災害対策諸費	21,589,345	21,589,345	0	
目 02 災害救助費	21,589,345	21,589,345	0	
18 負担金、補助及び交付金	21,589,345	21,589,345	0	
計	778,866,672	778,866,672	0	

(令和 4年度)

## 母子父子寡婦福祉資金特別会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
款 01 母子父子寡婦福祉資金 費	65,552,088	65,552,088	0	
項 01 母子父子寡婦福祉資金 貸付金	65,499,808	65,499,808	0	
目 01 貸付金	65,499,808	65,499,808	0	
20 貸付金	65,499,808	65,499,808	0	
項 02 諸費	52,280	52,280	0	
目 01 諸費	52,280	52,280	0	
08 旅費	6,280	6,280	0	
02 普通旅費	6,280	6,280	0	
10 需用費	46,000	46,000	0	
01 その他の需用費	46,000	46,000	0	
計	65,552,088	65,552,088	0	

## 歳出予算執行状況調

(令和 5年度)

(令和 5年 9月30日現在)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
款 03 危機管理費	177,000	66,600	110,400	
項 01 危機管理費	177,000	66,600	110,400	
目 02 危機管理費	177,000	66,600	110,400	
07 報償費	159,000	66,600	92,400	
01 その他の報償費	159,000	66,600	92,400	
08 旅費	18,000	0	18,000	
01 その他の旅費	18,000	0	18,000	
款 04 経営管理費	23,439,919	9,114,239	14,325,680	
項 01 経営管理費	22,658,919	9,114,239	13,544,680	
目 01 一般総務費	22,259,424	8,875,875	13,383,549	
01 報酬	13,988,000	5,299,792	8,688,208	
03 非常勤職員報酬	13,988,000	5,299,792	8,688,208	
03 職員手当等	2,578,000	1,089,612	1,488,388	
01 その他の職員手当等	2,578,000	1,089,612	1,488,388	
04 共済費	5,110,424	2,271,525	2,838,899	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	793,000	368,672	424,328	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	4,317,424	1,902,853	2,414,571	
08 旅費	583,000	214,946	368,054	
01 その他の旅費	583,000	214,946	368,054	
目 03 行政経営費	217,260	217,260	0	
08 旅費	217,260	217,260	0	
02 普通旅費	217,260	217,260	0	
目 04 職員厚生費	182,235	21,104	161,131	
07 報償費	117,170	20,000	97,170	
01 その他の報償費	117,170	20,000	97,170	
08 旅費	29,272	1,104	28,168	
01 その他の旅費	17,872	1,104	16,768	
02 普通旅費	11,400	0	11,400	



一般会計

(令和 5年度)  
(令和 5年 9月30日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
10 需用費	20,000	0	20,000	
01 その他の需用費	20,000	0	20,000	
11 役務費	15,793	0	15,793	
項 05 出納費	781,000	0	781,000	
目 03 集中事務費	781,000	0	781,000	
14 工事請負費	781,000	0	781,000	
款 05 暮らし・環境費	9,656,080	3,776,387	5,879,693	
項 04 環境費	9,656,080	3,776,387	5,879,693	
目 01 環境政策費	9,656,080	3,776,387	5,879,693	
01 報酬	5,166,000	2,349,409	2,816,591	
03 非常勤職員報酬	5,166,000	2,349,409	2,816,591	
03 職員手当等	1,001,000	500,158	500,842	
01 その他の職員手当等	1,001,000	500,158	500,842	
04 共済費	1,628,000	681,113	946,887	
01 地方公務員共済組合に対する負担金	344,000	154,292	189,708	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	1,284,000	526,821	757,179	
08 旅費	635,080	182,481	452,599	
01 その他の旅費	323,000	82,821	240,179	
02 普通旅費	312,080	99,660	212,420	
10 需用費	374,000	53,902	320,098	
01 その他の需用費	374,000	53,902	320,098	
11 役務費	172,000	9,324	162,676	
12 委託料	680,000	0	680,000	
款 07 健康福祉費	654,672,436	328,871,179	325,801,257	
項 01 健康福祉費	19,251,000	7,524,594	11,726,406	
目 02 健康福祉企画費	19,251,000	7,524,594	11,726,406	
01 報酬	1,644,000	644,103	999,897	
03 非常勤職員報酬	1,644,000	644,103	999,897	

一般会計

(令和 5年度)  
(令和 5年 9月30日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
03職員手当等	337,000	133,072	203,928	
01その他の職員手当等	337,000	133,072	203,928	
04共済費	615,000	184,025	430,975	
01地方公務員共済組合に 対する負担金	114,000	45,266	68,734	
02報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	501,000	138,759	362,241	
07報償費	34,000	0	34,000	
01その他の報償費	34,000	0	34,000	
08旅費	610,000	287,343	322,657	
01その他の旅費	104,000	28,025	75,975	
02普通旅費	506,000	259,318	246,682	
10需用費	7,357,000	3,215,328	4,141,672	
01その他の需用費	7,357,000	3,215,328	4,141,672	
11役務費	2,453,000	630,888	1,822,112	
12委託料	4,349,000	1,274,675	3,074,325	
13使用料及び賃借料	843,000	327,120	515,880	
14工事請負費	748,000	748,000	0	
18負担金、補助及び交付 金	221,000	63,640	157,360	
26公課費	40,000	16,400	23,600	
項 02福祉長寿費	76,884,300	73,283,233	3,601,067	
目 01地域福祉費	73,334,340	72,987,340	347,000	
08旅費	8,000	0	8,000	
02普通旅費	8,000	0	8,000	
10需用費	17,000	0	17,000	
01その他の需用費	17,000	0	17,000	
18負担金、補助及び交付 金	73,309,340	72,987,340	322,000	
目 03長寿社会費	3,532,960	285,893	3,247,067	
07報償費	688,200	277,500	410,700	
01その他の報償費	688,200	277,500	410,700	

一般会計

(令和 5年度)  
(令和 5年 9月30日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
08 旅費	33,760	8,393	25,367	
01 その他の旅費	29,760	7,713	22,047	
02 普通旅費	4,000	680	3,320	
12 委託料	2,791,000	0	2,791,000	
13 使用料及び賃借料	20,000	0	20,000	
目 04 遺家族等援護費	17,000	10,000	7,000	
07 報償費	15,000	10,000	5,000	
01 その他の報償費	15,000	10,000	5,000	
08 旅費	2,000	0	2,000	
02 普通旅費	2,000	0	2,000	
項 03 こども未来費	514,908,640	232,483,687	282,424,953	
目 01 こども未来費	514,908,640	232,483,687	282,424,953	
01 報酬	11,097,000	3,731,041	7,365,959	
03 非常勤職員報酬	11,097,000	3,731,041	7,365,959	
03 職員手当等	1,788,000	895,880	892,120	
01 その他の職員手当等	1,788,000	895,880	892,120	
04 共済費	2,733,000	1,141,747	1,591,253	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	547,000	255,126	291,874	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	2,186,000	886,621	1,299,379	
07 報償費	529,880	137,040	392,840	
01 その他の報償費	529,880	137,040	392,840	
08 旅費	2,401,000	806,329	1,594,671	
01 その他の旅費	783,000	147,799	635,201	
02 普通旅費	1,618,000	658,530	959,470	
10 需用費	473,500	283,928	189,572	
01 その他の需用費	470,000	282,492	187,508	
02 食糧費	3,500	1,436	2,064	
11 役務費	680,000	255,241	424,759	

一般会計

(令和 5年度)  
(令和 5年 9月30日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
12委託料	15,324,560	7,500,480	7,824,080	
13使用料及び賃借料	85,500	43,100	42,400	
18負担金、補助及び交付金	104,000	32,000	72,000	
19扶助費	479,692,200	217,656,901	262,035,299	
項 04障害者支援費	11,573,396	3,703,614	7,869,782	
目 01障害者支援費	11,573,396	3,703,614	7,869,782	
01報酬	4,414,382	1,806,579	2,607,803	
03非常勤職員報酬	4,414,382	1,806,579	2,607,803	
03職員手当等	901,815	393,693	508,122	
01その他の職員手当等	901,815	393,693	508,122	
04共済費	1,267,979	522,121	745,858	
01地方公務員共済組合に対する負担金	266,791	125,803	140,988	
02報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	1,001,188	396,318	604,870	
07報償費	1,531,620	406,407	1,125,213	
01その他の報償費	1,531,620	406,407	1,125,213	
08旅費	1,220,700	277,525	943,175	
01その他の旅費	669,700	149,187	520,513	
02普通旅費	551,000	128,338	422,662	
10需用費	541,000	122,181	418,819	
01その他の需用費	539,000	122,181	416,819	
02食糧費	2,000	0	2,000	
11役務費	399,900	145,608	254,292	
12委託料	1,236,000	0	1,236,000	
13使用料及び賃借料	52,000	21,500	30,500	
18負担金、補助及び交付金	8,000	8,000	0	
19扶助費	0	0	0	
項 05医療費	13,896,000	5,207,014	8,688,986	
目 01医務福祉費	13,896,000	5,207,014	8,688,986	

一般会計

(令和 5年度)  
(令和 5年 9月30日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 報酬	4,742,000	1,954,714	2,787,286	
03 非常勤職員報酬	4,742,000	1,954,714	2,787,286	
03 職員手当等	663,000	332,680	330,320	
01 その他の職員手当等	663,000	332,680	330,320	
04 共済費	1,035,000	443,661	591,339	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	216,000	104,656	111,344	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	819,000	339,005	479,995	
07 報償費	1,729,000	455,100	1,273,900	
01 その他の報償費	1,729,000	455,100	1,273,900	
08 旅費	1,440,000	132,000	1,308,000	
01 その他の旅費	1,069,000	90,170	978,830	
02 普通旅費	371,000	41,830	329,170	
10 需用費	859,000	49,071	809,929	
01 その他の需用費	828,000	49,071	778,929	
02 食糧費	31,000	0	31,000	
11 役務費	400,000	65,475	334,525	
12 委託料	2,700,000	1,608,718	1,091,282	
13 使用料及び賃借料	328,000	165,595	162,405	
項 06 感染症対策費	14,650,700	5,939,088	8,711,612	
目 01 感染症対策費	14,650,700	5,939,088	8,711,612	
01 報酬	8,094,000	3,577,997	4,516,003	
03 非常勤職員報酬	8,094,000	3,577,997	4,516,003	
03 職員手当等	1,650,000	568,278	1,081,722	
01 その他の職員手当等	1,650,000	568,278	1,081,722	
04 共済費	2,254,700	826,599	1,428,101	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	480,000	171,102	308,898	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	1,774,700	655,497	1,119,203	
07 報償費	225,000	0	225,000	

一般会計

(令和 5年度)  
(令和 5年 9月30日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 その他の報償費	225,000	0	225,000	
08 旅費	497,000	143,488	353,512	
01 その他の旅費	325,000	95,668	229,332	
02 普通旅費	172,000	47,820	124,180	
10 需用費	360,000	109,890	250,110	
01 その他の需用費	360,000	109,890	250,110	
11 役務費	1,060,000	459,469	600,531	
12 委託料	100,000	22,880	77,120	
13 使用料及び賃借料	410,000	230,487	179,513	
項 07 健康費	1,962,400	274,509	1,687,891	
目 02 健康増進費	1,962,400	274,509	1,687,891	
04 共済費	1,000	719	281	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	1,000	719	281	
07 報償費	695,000	0	695,000	
01 その他の報償費	695,000	0	695,000	
08 旅費	467,000	179,170	287,830	
01 その他の旅費	199,000	400	198,600	
02 普通旅費	268,000	178,770	89,230	
10 需用費	529,100	32,890	496,210	
01 その他の需用費	528,000	32,890	495,110	
02 食糧費	1,100	0	1,100	
11 役務費	133,200	34,130	99,070	
13 使用料及び賃借料	135,100	25,600	109,500	
18 負担金、補助及び交付金	2,000	2,000	0	
項 08 生活衛生費	1,546,000	455,440	1,090,560	
目 01 食品衛生費	1,101,000	364,631	736,369	
08 旅費	221,000	44,140	176,860	
02 普通旅費	221,000	44,140	176,860	

一般会計

(令和 5年度)  
(令和 5年 9月30日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
10 需用費	650,000	281,837	368,163	
01 その他の需用費	650,000	281,837	368,163	
11 役務費	80,000	9,654	70,346	
13 使用料及び賃借料	150,000	29,000	121,000	
目 02 薬務費	445,000	90,809	354,191	
07 報償費	189,000	700	188,300	
01 その他の報償費	189,000	700	188,300	
08 旅費	144,000	75,825	68,175	
01 その他の旅費	45,000	32,545	12,455	
02 普通旅費	99,000	43,280	55,720	
10 需用費	55,000	1,034	53,966	
01 その他の需用費	42,000	1,034	40,966	
02 食糧費	13,000	0	13,000	
11 役務費	42,000	7,000	35,000	
13 使用料及び賃借料	15,000	6,250	8,750	
款 09 交通基盤費	4,968,000	1,179,298	3,788,702	
項 04 道路費	4,968,000	1,179,298	3,788,702	
目 02 道路橋りょう新設改良費	4,968,000	1,179,298	3,788,702	
10 需用費	4,118,000	861,198	3,256,802	
01 その他の需用費	4,118,000	861,198	3,256,802	
11 役務費	40,000	6,300	33,700	
12 委託料	810,000	311,800	498,200	
計	692,913,435	343,007,703	349,905,732	

母子父子寡婦福祉資金特別会計

(令和 5年度)  
(令和 5年 9月30日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
款 01 母子父子寡婦福祉資金 費	70,068,000	20,584,824	49,483,176	
項 01 母子父子寡婦福祉資金 貸付金	70,000,000	20,578,904	49,421,096	
目 01 貸付金	70,000,000	20,578,904	49,421,096	
20 貸付金	70,000,000	20,578,904	49,421,096	
項 02 諸費	68,000	5,920	62,080	
目 01 諸費	68,000	5,920	62,080	
08 旅費	22,000	5,920	16,080	
02 普通旅費	22,000	5,920	16,080	
10 需用費	46,000	0	46,000	
01 その他の需用費	46,000	0	46,000	
計	70,068,000	20,584,824	49,483,176	



委託料等歳出予算執行状況節別集計表

節名	会計	款	項	目	執行済額 (円)		
					前々年度	前年度	左のうち、前年度からの繰越額分
(12) 委託料	一般会計	くらし・環境費	環境費	環境政策費	/	765,380	/
			健康福祉費	健康福祉企画費		8,558,950	
		健康福祉費	福祉長寿費	長寿社会費		2,560,800	
		健康福祉費	こども未来費	こども未来費		10,329,256	
		健康福祉費	障害者支援費	障害者支援費		1,140,000	
		健康福祉費	医療費	医務福祉費		2,089,395	
		健康福祉費	感染症対策費	感染症対策費		2,468,719	
		交通基盤費	道路費	道路橋りょう新設改良費		748,370	
計					15,423,286	28,660,870	0
(14) 工事請負費	一般会計	経営管理費	経営管理費	資産経営費	/	9,020,000	/
計					1,705,000	9,020,000	0
(16) 公有財産購入費					/	0	/
計					0	0	0
(17) 備品購入費	一般会計	くらし・環境費	環境費	環境政策費	/	205,700	/
			健康福祉費	健康福祉費		健康福祉企画費	
計					597,168	878,460	0
(18) 負担金、補助及び交付金	一般会計	経営管理費	経営管理費	職員厚生費	/	2,100	/
			健康福祉費	健康福祉費		健康福祉企画費	
		健康福祉費	福祉長寿費	地域福祉費		73,031,110	
		健康福祉費	こども未来費	こども未来費		22,800	
		健康福祉費	障害者支援費	障害者支援費		8,000	
		健康福祉費	健康費	健康増進費		25,991,000	
		交通基盤費	都市費	生活排水費		48,850,000	
		災害対策費	災害対策諸費	災害救助費		21,589,345	
計					158,577,520	169,713,149	0
(21) 補償、補填及び賠償金					/	0	/
計					0	0	0

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

(令和5年9月30日現在)

節名	会計	款	項	目	執行済額 (円)	
						うち、前年度からの繰越額分
(12) 委託料	一般会計	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費	1,274,675	0
			こども未来費	こども未来費	7,500,480	0
			医療費	医務福祉費	1,608,718	0
			感染症対策費	感染症対策費	22,880	0
		交通基盤費	道路費	道路橋りょう新設改良費	311,800	0
計					10,718,553	0
(14) 工事請負費		健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費	748,000	0
計					748,000	0
(16) 公有財産購入費					0	0
計					0	0
(17) 備品購入費					0	0
計					0	0
(18) 負担金、補助及び交付金	一般会計	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費	63,640	0
			福祉長寿費	地域福祉費	72,987,340	0
			こども未来費	こども未来費	32,000	0
			障害者支援費	障害者支援費	8,000	0
			健康費	健康増進費	2,000	0
計					73,092,980	0
(21) 補償、補填及び賠償金					0	0
計					0	0

# 委託料に関する調

(令和4年度)

整理番号	委託業務名	受託者	当初設計金額	契約金額			契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
				当初額	変更増減額	計						
1	（事務関係） 自家用電気工作物保安業務	川鍋電気保安管理事務所 川鍋潔	292,710	292,710		292,710	随契	R4.4.1 ～ R5.3.31	R4.5.13 R4.6.30 R4.9.26 R4.11.18 R4.12.27 R5.2.28 小計	84,370 57,970 57,970 30,800 30,800 30,800 292,710	自家用電気工作物保守（掛川支所庁舎、旧浜名分庁舎）	随契1号（少額）
2	空調設備保守点検業務	つばい工業㈱	924,000	924,000	△39,380	884,620	指名	R4.4.1 ～ R5.3.31	R4.8.31 R4.9.2 R5.1.20 小計	311,080 262,460 311,080 884,620	冷暖房空調設備保守点検（掛川支所、旧浜名分庁舎）	
3	清掃業務	東海ビル管理㈱	1,287,000	1,287,000		1,287,000	指名	R4.4.1 ～ R5.3.31	R4.5.31 R4.6.30 R4.7.29 R4.8.31 R4.9.30 R4.10.31 R4.11.30 R4.12.27 R5.1.31 R5.2.28 R5.3.31 R5.4.28 小計	80,136 80,136 242,820 80,136 80,136 80,136 80,136 80,136 80,136 80,136 80,136 242,820 80,136 80,136 1,287,000	庁舎清掃（掛川支所庁舎）	
4	消防設備等点検業務	セルコ㈱	305,800	256,300		256,300	随契	R4.4.1 ～ R5.3.31	R4.9.30 R5.3.31 小計	118,250 138,050 256,300	消防設備保守点検（掛川支所庁舎）	随契1号（少額）
5	浄化槽維持管理業務	中遠環境保全㈱	651,640	651,640		651,640	随契	R4.4.1 ～ R5.3.31	R4.5.31 R4.6.30 R4.7.29 R4.8.31 R4.9.30 R4.10.31 R4.11.30 R4.12.27 R5.1.31 R5.2.28 R5.3.31 R5.4.28 小計	50,985 50,985 70,895 50,985 50,985 50,985 50,985 50,985 70,895 50,985 50,985 50,985 50,985 651,640	浄化槽維持管理（掛川支所庁舎）	随契1号（少額）
6	浄化槽維持管理業務	環境保全㈱	248,600	248,600		248,600	随契	R4.4.1 ～ R4.9.30	R4.5.31 R4.6.30 R4.7.29 R4.8.31 R4.9.30 R4.10.31 小計	41,600 41,400 41,400 41,400 41,400 41,400 248,600	浄化槽維持管理（旧浜名分庁舎）	随契1号（少額）
7	一般廃棄物処理業務	㈱リサイクルクリーン	105,600	105,600		105,600	随契	R4.4.1 ～ R5.3.31	R4.5.31 R4.6.30 R4.7.29 R4.8.31 R4.9.30 R4.10.31 R4.11.30 R4.12.27 R5.1.31 R5.2.28 R5.3.31 R5.4.28 小計	8,800 8,800 8,800 8,800 8,800 8,800 8,800 8,800 8,800 8,800 8,800 8,800 8,800 105,600	一般廃棄物処理（掛川支所庁舎）	随契1号（少額）



委託料に関する調

(令和4年度)

整理番号	委託業務名	受託者	当初設計金額	契約金額			契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
				当初額	変更増減額	計						
19	施設で暮らすこどもの大学等修学支援事業	(社福)デンマーク牧場福祉会児童養護施設まきばの家	1,634,040	1,634,040	241,976	1,876,016	随契	R4.11.13 ～ R5.3.31	R4.12.13 R5.4.10  小計	1,634,040 241,976 1,876,016	大学等修学支援	随契2号(不適)
20	法的対応機能強化事業委託	山本・中野法律事務所山本晃久	300,000	300,000	△150,000	150,000	随契	R4.10.28 ～ R5.3.31	R4.12.9  小計	150,000 150,000	法的対応機能強化事業委託	単価契約随契1号(少額)
21	静岡県西部児童相談所外国語通訳業務委託	(株)ポリグロットリンク	477,400	477,400		477,400	随契	R4.9.1 ～ R5.3.31	R5.4.14  小計	477,400 477,400	外国語テレビ電話通訳業務	単価契約随契1号(少額)
22	精神保健指定医及び指定病院の輪番事業	服部病院外10医療機関	1,140,000	1,140,000		1,140,000	随契	R4.4.1 ～ R5.3.31	R5.4.25  小計	1,140,000 1,140,000	輪番による精神保健指定医の派遣及び措置入院の受入	随契1号(少額)
23	難病法に基づく医療費助成事務補助者派遣業務委託(本所)	㈱東海道シグマ	1,994,300	1,732,192		1,732,192	一般	R4.5.16 ～ R4.8.26	R4.6.21 R4.7.22 R4.8.22 R4.9.22  小計	198,968 667,128 498,256 152,152 1,516,504	臨床調査個人票等のデータパンチ入力	
24	難病法に基づく医療費助成事務補助者派遣業務委託(支所)	ニチイ学館	471,625	417,725		417,725	随契	R4.5.23 ～ R4.7.8	R4.6.21 R4.7.29 R4.8.22  小計	83,545 262,570 71,610 417,725	臨床調査個人票等のデータパンチ入力	随契1号(少額)
25	新型コロナウイルス感染症関連事務補助者派遣業務委託	㈱ベルキャリエール浜松支店	970,200	837,144		837,144	随契	R4.4.6～ R4.5.31	R4.5.20 R4.6.17  小計	395,318 430,199 825,517	各種通知の作成、発送・HER-SYSへのデータ入力確認業務	随契1号(少額)
26	新型コロナウイルス感染症関連事務補助者派遣業務委託②	㈱ベルキャリエール浜松支店	906,906	906,906		906,906	随契	R4.6.6～ R4.7.29	R4.7.20 R4.8.17  小計	418,572 465,080 883,652	各種通知の作成、発送・HER-SYSへのデータ入力確認業務	随契1号(少額)
27	新型コロナウイルス感染症関連事務補助者派遣業務委託③	㈱ベルキャリエール浜松支店	837,144	837,144		837,144	随契	R4.8.1～ R4.9.30	R4.9.21 R4.10.31  小計	358,776 368,742 727,518	各種通知の作成、発送・HER-SYSへのデータ入力確認業務	随契1号(少額)
28	静岡県西部病院見学ツアー業務委託	遠州鉄道株式会社中遠旅行営業所	163,228	163,228		163,228	随契	R5.2.24～ R5.3.17	R5.3.17  小計	155,166 155,166	医学生等の病院見学ツアーの企画、行程管理、バス及び食事等手配	随契1号(少額)
	事務関係計									23,462,270		

## 委 託 料 に 関 す る 調

(令和4年度)

整理 番号	委 託 業務名	受託者	当 初 設計金額	契約金額			契約 締結 方法	契約期間	支 出 年月日	金額	委託業務の 内容	摘要
				当初額	変 更 増減額	計						
1	(工事関係) 外壁全面打 診調査業務	㈱工設計	2,640,000	全体額 682,000 単年度 682,000		全体額 682,000 単年度 682,000	指名	R4. 2. 1 ～ R4. 6. 30	R4. 6. 30  小計	(0) 682,000 682,000	外壁全面打診 調査業務(掛 川支所庁舎)	R3債務
2	建築基準法 第12条に基 づく定期点 検業務	㈱新貝一級 建築設計事 務所	55,000	55,000		55,000	随契	R4. 9. 9 ～ R4. 11. 30	R4. 10. 31  小計	55,000 55,000	掛川支所車庫 定期点検業務	随契1号 (少額)
3	土壌汚染状 況調査(地 歴調査)業 務	㈱サイエン ス	952,600	952,600		952,600	随契	R4. 11. 21 ～ R5. 2. 28	R5. 3. 30  小計	952,600 952,600	旧浜名分庁舎 土壌汚染状況 調査	随契1号 (少額)
4	用地測量業 務	㈱フジヤマ	3,938,000	3,740,000	220,000 △451,000	3,509,000	指名	R4. 12. 23 ～ R5. 3. 17	R5. 3. 30  小計	3,509,000 3,509,000	旧浜名分庁舎 用地測量	
	工事関係 計									5,198,600		
	合 計	32件								28,660,870		
参考 1	外壁修繕他 工事設計業 務	高村建築設 計室 高村 雄二	/	836,000		836,000	/	R4. 11. 11 ～ R5. 3. 13	/	/	外壁他修繕工 事設計業務 (掛川支所庁 舎)	袋井土木 事務所
	計	1件										

## 委 託 料 に 関 す る 調

(令和5年度)  
(令和5年9月30日現在)

整理 番号	委 託 業務名	受託者	当 初 設計金額	契約金額			契約 締結 方法	契約期間	支 出 年月日	金 額	委託業務の 内容	摘 要
				当初額	変 更 増減額	計						
1	(事務関係) 自家用電気 工作物保安 業務	川鍋電気保 安管理事務 所 川鍋潔	209,440	207,680		207,680	随契	R5.4.1 ～ R6.3.31	R5.5.31 R5.6.30 R5.9.29 小計	46,530 32,230 32,230 110,990	自家用電気工 作物保守(掛 川支所)	随契1号 (少額)
2	空調設備保 守点検業務	つばい工業 株	627,000	627,000		627,000	随契	R5.4.3 ～ R6.3.31	R5.7.20 小計	313,500 313,500	冷暖房空調設 備保守点検 (掛川支所)	随契1号 (少額)
3	清掃業務	東海ビル管 理株	1,353,000	1,320,000		1,320,000	指名	R5.4.3 ～ R6.3.31	R5.5.31 R5.6.30 R5.7.31 R5.8.31 R5.9.29 小計	82,500 82,500 247,500 82,500 82,500 577,500	庁舎清掃(掛 川支所庁舎)	
4	消防設備等 点検業務	セルコ株	294,580	256,300		256,300	随契	R5.4.3 ～ R6.3.31	R5.9.29 小計	118,250 118,250	消防設備保守 点検(掛川支 所庁舎)	随契1号 (少額)
5	浄化槽維持 管理業務	中遠環境保 全株	651,640	651,640		651,640	随契	R5.4.3 ～ R6.3.31	R5.5.31 R5.6.30 R5.7.31 R5.8.31 R5.9.29 小計	50,985 50,985 70,895 50,985 50,985 274,835	浄化槽維持管 理(掛川支所 庁舎)	随契1号 (少額)
6	一般廃棄物 処理業務	㈱リサイク ルクリーン	105,600	105,600		105,600	随契	R5.4.3 ～ R6.3.31	R5.5.31 R5.6.30 R5.7.31 R5.8.31 R5.9.29 小計	8,800 8,800 8,800 8,800 8,800 44,000	一般廃棄物処 理(掛川支所 庁舎)	随契1号 (少額)
7	一般廃棄物 処理業務	環境保全株	76,560	76,560		76,560	随契	R5.4.3 ～ R6.3.31	R5.5.31 R5.6.30 R5.7.31 R5.8.31 R5.9.29 小計	6,380 6,380 6,380 6,380 6,380 31,900	一般廃棄物処 理業務(浜名 分庁舎)	随契1号 (少額)
8	機械警備業 務	セコム株	1,106,490	全体額 1,106,490 単年度 205,920		全体額 1,106,490 単年度 205,920	随契	R4.4.1 ～ R9.3.31	R5.5.31 R5.6.30 R5.7.31 R5.8.31 R5.9.29 小計	(205,920) 17,160 17,160 17,160 17,160 17,160 85,800	庁舎機械警備 (掛川支所庁 舎) 長期継続契約	随契2号 (不適) R4長期
9	感染性廃棄 物処理業務	日本産業廃 棄物処理株	① 2,750 ② 1,320	① 2,750 ② 1,320		① 2,750 ② 1,320	随契	R5.4.3 ～ R6.3.31	R5.9.29 小計	16,280 16,280	感染性産業廃 棄物収集・運 搬	単価契約 随契1号 (少額)
10	感染性廃棄 物処理業務	角松商事株	① 770 ② 880	① 770 ② 880		① 770 ② 880	随契	R5.4.3 ～ R6.3.31	R5.9.29 小計	6,600 6,600	感染性産業廃 棄物処分	単価契約 随契1号 (少額)
11	産業廃棄物 処理業務	中遠環境保 全株	49,500	49,500		49,500	随契	R5.7.12 ～ R6.1.31	R5.9.29 小計	29,700 29,700	廃蛍光灯収 集・運搬・処 分	随契1号 (少額)
12	工場・事業 場排水分析 業務	富士通クオ リテイ・ラ ボ・環境セ ンター株	632,500	632,500		632,500	随契	R5.5.29 ～ R6.3.1			工場・事業場 排水分析業務	随契1号 (少額)
13	地域リハビ リテーション 強化推進 事業	磐田市立総 合病院	850,960	850,960		850,960	随契	R5.6.1 ～ R6.3.15			地域リハビリ 広域支援セン ター業務	随契2号 (不適)
14	地域リハビ リテーション 強化推進 事業	社会福祉法 人聖隷福祉 事業団	1,939,960	1,939,960		1,939,960	随契	R4.5.15 ～ R6.3.15			地域リハビリ 広域支援セン ター業務	随契2号 (不適)
15	静岡県里親 施設実習等 事業委託	(社福) デ ンマーク牧 場福祉会	1日2,500 半日1,250	1日2,500 半日1,250		1日2,500 半日1,250	随契	R5.6.22 ～ R6.2.28			里親施設実習 等事業委託	単価契約 随契1号 (少額)

委託料に関する調

(令和5年度)  
(令和5年9月30日現在)

整理番号	委託業務名	受託者	当初設計金額	契約金額			契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
				当初額	変更増減額	計						
16	施設で暮らすことものの大学等修学支援事業	(社福) 和光会わこう	4,901,520	4,901,520		4,901,520	随契	R5.4.1 ～ R6.3.31	R5.4.27 R5.7.12 小計	1,225,080 1,225,080 2,450,160	大学等修学支援①	随契2号(不適)
17	施設で暮らすことものの大学等修学支援事業	(社福) 和光会わこう	4,901,520	4,901,520		4,901,520	随契	R5.4.1 ～ R6.3.31	R5.4.27 R5.7.12 小計	1,225,080 1,225,080 2,450,160	大学等修学支援②	随契2号(不適)
18	施設で暮らすことものの大学等修学支援事業	(社福) デンマーク牧場福祉会	4,901,520	4,901,520		4,901,520	随契	R5.4.1 ～ R6.3.31	R5.4.27 R5.7.12 小計	1,225,080 1,225,080 2,450,160	大学等修学支援③	随契2号(不適)
19	法的対応機能強化事業委託	山本・中野法律事務所 山本晃久	150,000	150,000		150,000	随契	R5.4.3 ～ R6.3.31			法的対応機能強化事業委託	単備契約随契1号(少額)
20	法的対応機能強化事業委託	はままつ共同法律事務所 栗田美友香	300,000	300,000		300,000	随契	R5.4.25 ～ R6.3.31	R5.5.31 小計	150,000 150,000	法的対応機能強化事業委託	単備契約随契1号(少額)
21	精神保健指定医及び指定病院の輪番事業	服部病院外10医療機関	1,132,000	1,132,000		1,132,000	随契	R5.4.1 ～ R6.3.31			輪番による精神保健指定医の派遣及び措置入院の受入	随契1号(少額)
22	難病法に基づく医療費助成事務補助者派遣業務委託(本所)	NXキャリアロード(株)	1,610,070	1,375,189		1,375,189	一般	R5.5.15 ～ R5.7.28	R5.6.28 R5.7.21 R5.8.23 小計	178,886 704,631 346,592 1,230,109	臨床調査個人票等のデータパンチ入力	
23	難病法に基づく医療費助成事務補助者派遣業務委託(支所)	㈱エフザタッチ	436,590	401,555		401,555	随契	R5.5.22 ～ R5.7.7	R5.6.26 R5.7.20 R5.8.23 小計	68,838 252,406 57,365 378,609	臨床調査個人票等のデータパンチ入力	随契1号(少額)
	事務関係計									10,718,553		
1	(工事関係) 土壌汚染状況調査(試料採取調査)業務	富士通クオリティ・ラボ・環境センター(株)	2,074,545	1,287,000		1,287,000	一般	R5.8.23 ～ R5.10.31			旧浜名分庁舎土壌汚染状況調査	
	工事関係計									0		
	合計	24件								10,718,553		
参考1	受変電設備改修工事設計業務	㈱パブリック設備研究所		624,000		624,000		R5.5.30 ～ R5.9.15			受変電設備改修工事設計業務(掛川支所庁舎)	設備課
	計	1件										



全  
面  
余  
白

## 補 助 金

整理番号	対象事業名	交付先	補助の根拠	事業の実績	総事業費	補助金額
1	健康増進事業費助成	磐田市 外6市町	健康増進事業費補助金交付要綱	県民の健康増進を図るため、健康増進事業を実施する市町に対して助成した。	円 41,881,747	円 25,996,000
2	生活排水改善対策推進事業	磐田市 外6市町	生活排水改善対策推進事業費補助金交付要綱	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置支援事業を実施する市町に対して助成した。	460,931,000	48,850,000
計		2件	/	/	502,812,747	74,846,000

令和5年度 令和5年9月30日現在 該当なし

# 支 出 調

(令和4年度)

補助率	交付決定		交付		事業完了		摘要
	年月日	金額	年月日	金額	年月日	確認年月日	
県1/3 国1/3 又は 国10/10		円		円			
	R5. 3. 22	28,242,000					
	R5. 3. 24	△ 1,287,000	R5. 3. 31	23,456,000	R5. 3. 31	R5. 5. 17	
	R5. 3. 31	△ 964,000	R5. 5. 31	2,535,000			
	小計	25,991,000	小計	25,991,000			
要綱に よる	R5. 3. 23	48,850,000	R5. 5. 18	48,850,000	R5. 3. 31	R5. 4. 18	
/	/	74,841,000	/	74,841,000	/	/	/

## 負担金支出調

(令和4年度)

整理番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額(円)	支出年月日
1	甲種防火管理新規講習受講料	一般財団法人日本防火・防災協会	消防法	防火管理者資格取得のための講習の受講	8,000	R4.7.26
2	民生委員法第26条に基づく県負担金	磐田市 外6市町	民生委員法第26条	民生委員・民生委員推薦会及び民生委員協議会活動に要する経費の負担	72,987,370	R4.7.29
3	静岡県環境・産業保安機構会費	一般財団法人静岡県環境・産業保安機構	静岡県環境・産業保安機構会員及び会費規程	高圧ガス保安法に基づく保安検査・自主検査	23,000	R4.8.10
4	全国的知的障害者更生相談所長協議会会費	全国的知的障害者更生相談所長協議会	全国的知的障害者更生相談所長協議会則	知的障害者の福祉に関する調査、研究、情報収集等	8,000	R4.8.24
5	全国児童相談所長協会会費	全国児童相談所長協会	全国児童相談所長協会則	児童相談所業務の円滑な推進のための研究、協議	14,000	R4.9.30
6	民生委員法第26条に基づく県負担金	袋井市	民生委員法第26条	民生委員・民生委員推薦会及び民生委員協議会活動に要する経費の負担	43,740	R4.12.9
7	RIFCR(リフカー)研修受講料	特定非営利活動法人チャイルドファーストジャパン	受講案内	被虐待児童への面接技法を学ぶ	8,800	R4.12.16
8	産業医研修会受講料	一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会	産業医研修会実施要領	地方公共団体の安全衛生、職場の健康管理と産業医の役割について学ぶ	2,100	R5.3.3
9	災害救助費負担金	浜松市 外6市町	災害救助費負担金交付要綱	令和4年台風第15号による災害に係る災害救助費繰替支弁金を交付する	21,589,345	R5.4.26
10	浜名分庁舎電気料金負担金	湖西市	静岡県西部健康福祉センター浜名分庁舎の移転に関する覚書	湖西市健康福祉センターにおける浜名分庁舎の電気代を面積割合により負担する	187,794	
計		10件	/	/	94,872,149	/

## 負 担 金 支 出 調

(令和5年度)  
(令和5年9月30日現在)

整理番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額(円)	支出年月日
1	第69回関東甲信越静里親協議会浜松市研修大会参加費	名鉄観光サービス株式会社静岡支店	第69回関東甲信越静里親協議会浜松市研修大会要綱	里親制度の普及発展や関係者との交流促進のため基調講演や分科会を行う	9,000	R5.6.30
2	全国保健所管理栄養士会スキルアップ講座参加費	全国保健所管理栄養士会	開催通知	「将来を見据えた地域における栄養施策の実践ガイド」の理解推進と活用体制について検討する	2,000	R5.7.25
3	民生委員法第26条に基づく県負担金	磐田市 外6市町	民生委員法第26条	民生委員・民生委員推薦会及び民生委員協議会活動に要する経費の負担	72,987,340	R5.7.31
4	神奈川LD協会夏セミ研修会参加費	公益社団法人神奈川学習障害教育研究協会	開催通知	知能検査WISC-Vの活用や支援法、補償法を学ぶ	9,000	R5.8.3
5	全国児童相談所長会会費	全国児童相談所長会	全国児童相談所長会会則	児童相談所業務の円滑な推進のための研究、協議	14,000	R5.8.18
6	全国知的障害者更生相談所長協議会会費	全国知的障害者更生相談所長協議会	全国知的障害者更生相談所長協議会会則	知的障害者の福祉に関する調査、研究、情報収集等	8,000	R5.9.8
7	浜名分庁舎電気料金負担金	湖西市	静岡県西部健康福祉センター浜名分庁舎の移転に関する覚書	湖西市健康福祉センターにおける浜名分庁舎の電気代を面積割合により負担する	63,640	
	計	7件	/	/	73,092,980	/

# 建 築

整理 番号	予算科目	工 事 名	工 事 箇 所	当 初 設計金額	契 約 金	
					当初額	変更増減額
1	資産経営費	食肉衛生検査所事務 室・OA室空調設備更 新工事	掛川市金城93	円 2,409,000	円 1,925,000	円
2	資産経営費	掛川支所庁舎非常用照 明器具他更新工事	掛川市金城93	2,200,000	2,035,000	132,000
3	資産経営費	掛川支所受変電設備修 繕工事	掛川市金城93	1,133,000	1,100,000	
4	資産経営費	掛川支所外壁剥落防止 ネット設置工事	掛川市金城93	2,376,000	2,310,000	△55,000
5	資産経営費	掛川支所網戸設置工事	掛川市金城93	1,045,000	1,045,000	
6	資産経営費	掛川支所庁舎内壁タイ ル補修工事	掛川市金城93	528,000	528,000	
		合 計	3件	9,691,000	8,943,000	77,000

# 工 事 調

(令和4年度)

額	契約締結方法	受注者	着手完成(予定)年月日	支出済額	工事概要	公有財産台帳	摘要
計							
1,925,000 <sup>円</sup>	随契	株式会社静岡日立	着手R4.7.19 完成R4.10.17	1,925,000 <sup>円</sup>	室内機、リモコン、室外機の取替え、冷媒配管の部分取替え	済	令達日 R4.5.2 最終支払日 R4.11.25 随契1号(少額)
2,167,000	随契	株式会社中遠電気	着手R4.9.12 完成R4.12.19	2,167,000	非常用照明及び誘導灯をLEDに更新	—	令達日 R4.4.19 最終支払日 R5.1.25 随契1号(少額)
1,100,000	随契	株式会社中遠電気	着手R4.9.27 完成R5.1.20	1,100,000	漏電火災警報器更新及び構内第一柱A種接地修繕	—	令達日 R4.8.8 最終支払日 R5.2.10 随契1号(少額)
2,255,000	随契	戸塚建設株式会社	着手R4.10.17 完成R5.1.20	2,255,000	外壁(西面・南面)のタイルはく落防止ネット設置	—	令達日 R4.8.8 最終支払日 R5.2.28 随契1号(少額)
1,045,000	随契	中村建設株式会社	着手R4.10.26 完成R4.12.6	1,045,000	網戸設置	—	令達日 R4.8.18 最終支払日 R4.12.27 随契1号(少額)
528,000	随契	戸塚建設株式会社	着手R5.1.26 完成R5.3.14	528,000	内壁タイル浮き箇所の補修	—	令達日 R5.1.13 最終支払日 R5.3.31 随契1号(少額)
9,020,000				9,020,000			

# 建 築

整理 番号	予算科目	工 事 名	工 事 箇 所	当 初 設計金額	契 約 金	
					当初額	変更増減額
1	健康福祉企画費	掛川支所庁舎外灯改修工事	掛川市金城93	円 748,000	円 748,000	円
2	集中事務費	掛川支所車庫電気自動車用普通充電器設置工事	掛川市金城93	759,000	759,000	
		合 計	2件	1,507,000	1,507,000	



# 工 事 調

(令和5年度)  
(令和5年9月30日現在)

額	契約締結方法	受注者	着手完成(予定)年月日	支出済額	工事概要	公有財産台帳	摘要
計							
748,000 <sup>円</sup>	随契	株式会社中遠電気	着手R5.6.13 完成R5.9.4	748,000 <sup>円</sup>	灯具を水銀灯からLEDへ改修	—	令達日 R5.4.3 最終支払日 R5.9.29 随契1号(少額)
759,000	随契	株式会社中遠電気	着手R5.8.14 完成R5.12.15	0	電気自動車用普通充電器の設置	—	令達日 R5.4.13 最終支払日未 随契1号(少額)
1,507,000				748,000			

公 有 財 産 調

(令和4年度)

区分	令和4年3月31日 現 在		増		減		令和5年3月31日 現 在		摘要
	数量又 は面積	台 帳 価 格	数量又 は面積	台 帳 価 格	数量又 は面積	台 帳 価 格	数量又 は面積	台 帳 価 格	
行政財産		千円 476,136		千円 1,925		千円 19,341		千円 458,720	
土地	m <sup>2</sup> 6,476.56	316,406					m <sup>2</sup> 6,476.56	316,406	
建物	m <sup>2</sup> 2022.23 3490.53	152,177			12.17 12.17	18,267	m <sup>2</sup> 2010.06 3478.36	133,910	
工作物	個 58	7,553	2	1,925		1,074	個 60	8,404	
樹木	本 38						本 38		
公有財産に準ずるもの		663.968						663.968	
電話加入権	本 20	663.968					本 20	663.968	

令和5年度中増減なし

債権（貸付金等）の管理状況調

(令和4年度)

区 分	令和3年度末 現在額		期 間 中				令和4年度末 現在額	
	件数	金額 円	増		減		件数	金額 円
			件数	金額 円	件数	金額 円		
母子福祉資金 貸付金	1,349	745,228,174	52	61,837,808	91	113,955,157	1,310	693,110,825
父子福祉資金 貸付金	12	8,420,693	2	2,018,000	0	658,380	14	9,780,313
寡婦福祉資金 貸付金	15	18,224,571	1	1,644,000	0	1,092,528	16	18,776,043
計	1,376	771,873,438	55	65,499,808	91	115,706,065	1,340	721,667,181

債権（貸付金等）の管理状況調

(令和5年度)

(令和5年9月30日現在)

区 分	令和4年度末 現在額		期 間 中				令和5年度 現在額 (令和5年9月30日現在)	
	件数	金額 円	増		減		件数	金額 円
			件数	金額 円	件数	金額 円		
母子福祉資金 貸付金	1,310	693,110,825	22	19,654,904	90	54,547,604	1,242	658,218,125
父子福祉資金 貸付金	14	9,780,313	0	420,000	0	390,690	14	9,809,623
寡婦福祉資金 貸付金	16	18,776,043	0	504,000	0	605,514	16	18,674,529
計	1,340	721,667,181	22	20,578,904	90	55,543,808	1,272	686,702,277

## 借地借家等調

(令和5年9月30日現在)

整理 番号	区 分	種 別	所在地	地 目		数量又 は面積	借 料		契 約 期 間	所有者又 は契約者 氏名ああ	用 途
				台 帳	現 況		単 価	年 額			
1	土 地	港湾施 設敷地	湖西市新 居町新居 字向島あ 3 4 4 7	公衆用 道路	公衆用 道路	m 72.50	円	円	R3.4.1 ～ R6.3.31	静岡県 知事	排水管 埋設
							無償	無償			
	計					72.50					
2	建 物	事務所 建	湖西市 古見 1 0 4 4			m2 101.92	円	円	R5.4.1 ～ R6.3.31	湖西 市長	西部健康 福祉セン ター (浜名分 庁舎)
							無償	無償			
	計					101.92					

工作物 令和5年9月30日現在 該当なし

事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調

(令和5年度)  
(令和5年9月30日現在)

区分	事業名 又は契約名	内容	契約額									
				元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
長期 継続 契約	電子複写機 賃貸借契約	電子複写機の借上げ (契約日 平成31年4月1日)	2,773,203	460,011	534,048	624,048	711,048	444,048				
	電子複写機 賃貸借契約	電子複写機の借上げ (契約日 令和3年4月1日)	4,442,150			1,080,430	915,430	815,430	815,430	815,430		
	自動体外式除 細動器 (AED) 賃貸借契約	自動体外式除細動器の借上げ (契約日 令和3年2月19日)	264,000		4,400	52,800	52,800	52,800	52,800	48,400		
	機械警備業務 委託契約	掛川支所の機械警備業務 (契約日 令和4年4月1日)	1,106,490				205,920	205,920	205,920	205,920	282,810	

## 行政財産貸付・使用許可調

(令和5年9月30日現在)

整理 番号	区分	種別	所在地	地 目		数量又 は面積	貸付料又は 使 用 料		貸付又は 使用許可 期 間	貸付又は使用 許可を受けた 者の氏名	貸付・ 使用許 可目的
				台帳	現況		単価	年額			
1	建物	事務所建	掛川市 金城93	庁舎	庁舎	3.3 m <sup>2</sup>	円	円	R3.4.1～ R6.3.31	小笠地区 食品衛生協会 連合会長	事務室
2	建物	事務所建	掛川市 金城93	庁舎	庁舎	6.6			R3.4.1～ R6.3.31	(公財) 静岡県 結核予防会 理事長	事務室
3	建物	倉庫建	掛川市 金城93	車庫	車庫	31.6			R3.4.1～ R6.3.31	(公財) 静岡県 結核予防会 理事長	レントゲ ン車車庫
4	建物	事務所建	掛川市 金城93	庁舎	庁舎	0.01			R5.4.1～ R6.3.31	掛川市長	公共測量 基準点
5	建物	事務所建	掛川市 金城93	庁舎	庁舎	0.80			R4.4.1～ R9.3.31	掛川市長	地域防災 無線局
6	土地	掛川支所 敷地	掛川市 金城93	宅地	宅地	電柱 3本	1,500	4,500	R3.4.1～ R8.3.31	中部電力パワー グリッド(株) 掛川営業所長	電力供給
7	土地	浜名 分庁舎 敷地	湖西市 新居町 新居3447	雑種地	宅地	電柱 1本	1,500	1,500	R3.4.1～ R8.3.31	中部電力パワー グリッド(株) 浜松営業所長	電力供給
8	土地	浜名 分庁舎 敷地	湖西市 新居町 新居3447	雑種地	宅地	支線 1条	1,500	1,500	R4.4.1～ R9.3.31	西日本 電信電話(株) 静岡支店長	電気通信
合 計								7,500			

# 備品・図書調

1 / 2 頁

(令和 4年度)

所属 0000104127 健康福祉部 西部健康福祉センター

区 分	令和 4年 3月31日 現在	増		減		令和 5年 3月31日 現在
		数 量	購 入 価 格 (円)	数 量	売 却 価 格 (円)	
01-01 机類	3	( 0) 0	0	( 0) 0	0	3
01-02 台類	5	( 0) 0	0	( 0) 0	0	5
01-03 いす類	4	( 0) 0	0	( 0) 0	0	4
01-04 収納保管庫類	22	( 0) 0	0	( 0) 0	0	22
01-05 印刷機器類	5	( 0) 0	0	( 0) 0	0	5
01-07 書類整理器具類	3	( 0) 0	0	( 0) 0	0	3
01-10 印判類	12	( 0) 0	0	( 0) 0	0	12
01-13 厨房器具類	4	( 0) 0	0	( 0) 0	0	4
01-14 冷暖房器具類	2	( 0) 0	0	( 0) 0	0	2
01-19 掲示板・黒板	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
01-99 その他の庁用器具類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
02-01 情報処理機器類	59	( 3) 4	205,700	( 0) 0	0	63
02-02 情報伝達機器類	4	( 0) 0	0	( 0) 0	0	4
02-03 再生機器類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
03-01 撮影機器類	3	( 0) 0	0	( 0) 0	0	3
03-03 視覚用再生等機器類	5	( 0) 0	0	( 0) 0	0	5
04-01 診療・診断用機器類	8	( 0) 0	0	( 0) 0	0	8
04-02 衛生検査用機器類	28	( 0) 0	0	( 0) 0	0	28
04-03 看護用機器類	3	( 0) 0	0	( 0) 0	0	3

ZMB0040  
ZMRB0040

# 備品・図書調

(令和 4年度)

所属 0000104127 健康福祉部 西部健康福祉センター

区 分	令和 4年 3月31日 現在	増		減		令和 5年 3月31日 現在
		数 量	購 入 価 格 (円)	数 量	売 却 価 格 (円)	
04-06 獣医用機器類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
04-07 防疫機器類	3	( 0) 0	0	( 0) 0	0	3
04-99 その他の医療衛生機器類	12	( 0) 0	0	( 0) 0	0	12
05-04 分析化学機器類	6	( 0) 0	0	( 0) 0	0	6
05-05 生物化学機器類	2	( 0) 0	0	( 0) 0	0	2
05-06 環境化学機器類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
05-10 身体測定用機器類	4	( 0) 0	0	( 0) 0	0	4
06-99 その他の諸機器類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
08-01 車両類	7	( 0) 0	0	( 0) 0	0	7
10-12 体育保健用器具類	2	( 0) 0	0	( 0) 0	0	2
10-99 その他の教育用器具類	5	( 0) 4	672,760	( 0) 0	0	9
50-01 図書	21	( 0) 0	0	( 1) 1	0	20
計	238	( 3) 8	878,460	( 1) 1	0	245

ZMB0040  
ZMRB0040



# 備品・図書調

1 / 2 頁

(令和 5年度)

所属 0000104127 健康福祉部 西部健康福祉センター

区 分	令和 5年 3月31日 現在	増		減		令和 5年 9月30日 現在
		数 量	購 入 価 格 (円)	数 量	売 却 価 格 (円)	
01-01 机類	3	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	3
01-02 台類	5	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	5
01-03 いす類	4	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	4
01-04 収納保管庫類	22	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	22
01-05 印刷機器類	5	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	5
01-07 書類整理器具類	3	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	3
01-10 印判類	12	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	12
01-13 厨房器具類	4	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	4
01-14 冷暖房器具類	2	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	2
01-19 掲示板・黒板	1	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	1
01-99 その他の庁用器具類	1	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	1
02-01 情報処理機器類	63	( 2 ) 2	0	( 0 ) 0	0	65
02-02 情報伝達機器類	4	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	4
02-03 再生機器類	1	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	1
03-01 撮影機器類	3	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	3
03-03 視覚用再生等機器類	5	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	5
04-01 診療・診断用機器類	8	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	8
04-02 衛生検査用機器類	28	( 0 ) 0	0	( 1 ) 2	0	26
04-03 看護用機器類	3	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	3

ZMB0040  
ZMRB0040

# 備品・図書調

(令和 5年度)

所属 0000104127 健康福祉部 西部健康福祉センター

区 分	令和 5年 3月31日 現在	増		減		令和 5年 9月30日 現在
		数 量	購 入 価 格 (円)	数 量	売 却 価 格 (円)	
04-06 獣医用機器類	1	( 0 ) 0	0	( 1 ) 1	0	0
04-07 防疫機器類	3	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	3
04-99 その他の医療衛生機器類	12	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	12
05-04 分析化学機器類	6	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	6
05-05 生物化学機器類	2	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	2
05-06 環境化学機器類	1	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	1
05-10 身体測定用機器類	4	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	4
06-99 その他の諸機器類	1	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	1
08-01 車両類	7	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	7
10-12 体育保健用器具類	2	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	2
10-99 その他の教育用器具類	9	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	9
50-01 図書	20	( 0 ) 0	0	( 0 ) 0	0	20
計	245	( 2 ) 2	0	( 2 ) 3	0	244

ZMB0040  
ZMRB0040

# 主 要 備 品 調

(令和5年9月30日現在)

整理 番号	区分		品名・規格	利用状況	購入 年月	購入金額(円)
	大・中	小				
1	04-99	その他の医療 衛生機器	感染症患者診察用陰圧テント	SARS等発生時の応急診察 非常用のための保管	H15.12	3,790,500
2	04-99	その他の医療 衛生機器	感染症患者診察用陰圧テント	SARS等発生時の応急診察 非常用のための保管	H15.12	3,790,500
3	04-99	その他の医療 衛生機器	感染症患者診察用陰圧テント	新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため貸付中	H15.12	3,790,500
4	04-99	その他の医療 衛生機器	感染症患者診察用陰圧テント	SARS等発生時の応急診察 非常用のための保管	H15.12	3,790,500
5	04-99	その他の医療 衛生機器	感染症患者診察用陰圧テント	SARS等発生時の応急診察 非常用のための保管	H15.12	3,790,500
6	04-99	その他の医療 衛生機器	感染症患者診察用陰圧テント	新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため貸付中	H15.12	3,790,500
7	04-99	その他の医療 衛生機器	静脈確保穿刺トレーニングシ ステム	管内病院研修医の技術研 修の貸出しのため保管	H24.12	2,394,000
8	05-10	身体測定用機 器	身体測定用機器 デジタル全自動身長体重計	故障中	S63.6	1,070,000
9	05-10	身体測定用機 器	身体測定用機器 デジタル全自動身長体重計	故障中	S63.6	1,070,000
10	01-04	書類収納庫	書棚	児童相談所のファイル 庫・物品庫で常時使用	H22.3	1,050,000
11	04-99	その他の医療 衛生機器	マスクフィッティングテス ター	職員に対して使用	R3.1	919,600
12	01-04	移動書庫	書架	書類保管のため常時使用	H17.7	902,475
13	01-05	印刷機	印刷機 リソグラフGR273T	書類作成のため常時使用	H9.8	787,500
14	01-04	たな	たな 900-480-2166	書類保管のため常時使用	S54.9	768,000
15	04-99	その他の医療 衛生機器	I Vトレーナー胴体①	管内病院研修医の技術研 修の貸出しのため保管	H24.11	619,500
16	04-99	その他の医療 衛生機器	I Vトレーナー胴体②	管内病院研修医の技術研 修の貸出しのため保管	H24.11	619,500
17	05-04	遠心分離装置	多本架遠心機	故障中	H8.2	616,970
18	01-04	たな	たな 900-480-2166	書類保管のため常時使用	S54.9	596,000
19	05-04	加熱(冷却)蒸 発装置	薬用保冷庫 MPR-504(H)	検体保管のため常時使用	H18.2	504,000
20	01-05	印刷機	リソグラフ 専用架台Lタイプ付き	書類作成のため常時使用	H16.3	499,800

## 公務中の事故等に関する調

- 1 現金、財産及び占有動産の亡失・損傷事故  
該当なし

- 2 公務災害（通勤災害を含む。）

番号	受傷年月日	職名	認定年月日	治癒年月日	事故等の概要とその後の状況
1	令和4年 11月29日	主査	令和5年 1月18日	令和4年 12月10日	施設入所中の担当児童の家庭状況等現況確認のため班長と2名で家庭訪問をし、保護者である母親と面接した。保護者の了解を得て室内に入り面接を行っていたが、母親は面接当初から不機嫌な様子で、面接を終わりにかけた際に母親が突然担当職員を手拳で1発殴打した。病院を受診したところ、顔面打撲傷と診断された。受傷当初は強い疼痛があったが、約1週間で疼痛は改善した。

- 3 公務中における交通事故

- (1) 発生状況

区分	件数	事故の内訳		
		加害事故 (過失割合 50%超)	被害事故 (過失割合 50%以下)	その他 (過失割合が 不明なもの 等)
令和2年度	1	1	0	0
令和3年度	4	2	2	0
令和4年度	2	2	0	0
令和5年度	3	2	0	1

## (2) 監査対象期間中の事故

令和5年度

## 事故1

事故発生日時	令和5年8月28日(月)午後5時27分頃
事故発生場所	磐田市見付3599-4 中遠総合庁舎駐車場付近
事故当事者	甲：当所女性職員(40才) 乙：個人
事故概要及び措置状況  (過失割合)	甲は御前崎市に住む児童虐待ケースの家庭を訪問するため、公用車駐車場通路から敷地内道路に右折して出ようとした際、双方の前方確認不注意により、道路左側から敷地出入口に走行していた乙の小型自動車と接触し、公用車の前方左側と小型自動車の後方右側が破損した。 人的被害 甲：なし 乙：なし 物的被害 甲：前部左側バンパー破損 乙：右後部ドア付近破損 (甲乙の過失割合不明) 公用車修繕料：92,290円
職員に対する処分等の状況	当該事故は双方の不注意に起因するものであるが、甲の故意又は重大な過失によるものではないため、職員に対する求償権は行使しない。
所属における事後対応の状況	幹部職員会議で交通安全の徹底を指示すると共に、今回の事故を全職員に周知し、次のとおり指示した。 ・運転時には十分に周囲の安全確認を行い、事故発生時には速やかな総務課への報告等を徹底すること。

## 事故2

事故発生日時	令和5年9月6日(水)午後0時25分頃
事故発生場所	磐田市西貝塚3332-3付近
事故当事者	甲：当所男性職員(54才) 乙：道路の歩車道境界の斜ブロック
事故概要及び措置状況  (過失割合)	甲は精神科病院事務指導監査で出張中、飲食店での昼食後に、駐車場からバックで道路に出る際、後方確認不足により左後輪が歩車道境界の斜ブロックと接触し、左後輪の泥除けが欠損し、インナーカバーがはがれてしまった。 人的被害 甲：なし 乙：なし 物的被害 甲：左後輪泥除け欠損、インナーカバーはがれ 乙：なし (甲：100% 乙：0%) 公用車修繕料：5,918円
職員に対する処分等の状況	当該事故は職員の不注意に起因する自損事故であるが、甲の故意又は重大な過失によるものではないため、職員に対する求償権は行使しない。
所属における事後対応の状況	公用車による事故が続いたことから、所長、副所長が所内各課、支所、分庁舎に赴き直接全職員に、交通事故防止の意識への改めへの徹底と、事故発生時には直ちに総務課に報告するよう指導した。

事故3

事故発生日時	令和5年9月7日(木) 午後2時30分頃
事故発生場所	磐田市見付2488 付近
事故当事者	甲：当所男性職員(61才) 乙：バス停留所標識下部台座
事故概要及び措置状況  (過失割合)	甲は立入検査のため磐田市内の施術所を訪問し、検査終了後に施術所駐車場から車道にバックで車両を出す時に、歩道脇に設置されていたバス停留所の標識を見落とし、標識の下部台座のコンクリート部分に車両後部を接触させ、後部バンパーのナンバープレート左下部分が破損した。 人的被害 甲：なし 乙：なし 物的被害 甲：後部バンパーのへこみ・傷 乙：なし (甲：100% 乙：0%) 公用車修繕料：なし
職員に対する処分等の状況	当該事故は職員の不注意に起因する自損事故であるが、甲の故意又は重大な過失によるものではないため、職員に対する求償権は行使しない。
所属における事後対応の状況	公用車による事故が続いたことから、所長、副所長が所内各課、支所、分庁舎に赴き直接全職員に、交通事故防止の意識への改めての徹底と、事故発生時には直ちに総務課に報告するよう指導した。

4 その他

該当なし

## 工事中の事故に関する調

### 1 工事中の事故発生状況

(令和5年9月30日現在)

区分	第三者事故					工事等の関係者事故				もらい事故 (負傷者あり)	
	件数	死亡	重傷	軽傷	損害のみ	件数	死亡	重症	重症以外	件数	死傷
令和3年度	0件	0人	0人	0人	0件	0件	0人	0人	0人	0件	0人
令和4年度	0件	0人	0人	0人	0件	0件	0人	0人	0人	0件	0人
令和5年度	0件	0人	0人	0人	0件	0件	0人	0人	0人	0件	0人

## 前回の監査結果等改善状況調

### 1 定期監査

前回監査 令和5年2月27日

前回監査対象期間 令和3年10月1日～令和4年9月30日

区 分	改 善 状 況
1 指 摘 該当なし	
2 注 意 該当なし	
3 意 見 該当なし	
4 指 導 該当なし	



## 職 員 調

(令和5年9月30日現在)

整理番号	職 名	氏 名	事務分担	住所	勤務年数	摘要
1	所長	井原 貞	所の総括	□□	□□	□□□□
2	医監兼保健所長	木村 雅芳	保健所の総括	□□	□□	□□□□
3	副所長	佐野 弘幸	所の総括補佐	□□	□□	□□□□
	技監	櫻井 類				□□□□
	<b>【総務課】</b>					
4	課長	渥美 直久	課総括	□□	□□	□□□□
	<b>(総務班)</b>					
5	班長	初瀬 千晴	班総括・給与等	□□	□□	□□□□
6	主査	畑田 聡	会計・予算	□□	□□	□□□□
7	主任	金子 和広	会計・庁舎管理	□□	□□	□□□□
8	主事	美濃口 裕	物品・庶務	□□	□□	□□□□
	<b>福祉部</b>					
9	部長	小池 秀幸	部・課総括	□□	□□	□□□□
	<b>【福祉課】</b>					
	課長	小池 秀幸				□□□□
	<b>(福祉子ども班)</b>					
10	班長	伊藤 ちはや	班総括・母子父子寡婦福祉等	□□	□□	□□□□
11	主幹	吉田 修	不妊治療・高齢者福祉等	□□	□□	□□□□
12	主任	野村 利季	民生委員・児童委員活動推進・DV	□□	□□	□□□□
13	主任	寺田 ゆかり	母子保健	□□	□□	□□□□
14	技師	佐地 海乃	小児慢性疾患	□□	□□	□□□□
	<b>(精神保健福祉班)</b>					
15	班長	阿部 信子	班総括・精神保健福祉等	□□	□□	□□□□
16	主査	吉田 幸宏	精神保健福祉	□□	□□	□□□□
17	主査	増田 喜信	精神保健福祉	□□	□□	□□□□
18	主任	棕原 由紀	精神保健福祉	□□	□□	□□□□
	<b>(浜名班)</b>					
19	班長	宮地 俊行	精神保健福祉等	□□	□□	□□□□
	主査	高野 まゆみ				□□□□

整理番号	職名	氏名	事務分担	住所	勤務年数	摘要
	<b>医療健康部</b>					
20	部長	山田 ゆかり	部総括	□□	□□	□□□□
21	主任	小嶋 由美	感染症対策等	□□	□□	□□□□
	<b>【地域医療課】</b>					
22	課長	渥美 圭司	課総括	□□	□□	□□□□
	<b>(医療班)</b>					
23	班長	内田 直希	班総括・医務等	□□	□□	□□□□
24	主任	金原 義男	医務・医療監視等	□□	□□	□□□□
25	主事	中田 衿萌	特定医療費（指定難病）・保健統計	□□	□□	□□□□
	主査	土屋 知紹				□□□□
	<b>(疾病対策班)</b>					
26	班長	田中 安希子	班総括・感染症拡大防止等	□□	□□	□□□□
27	主査	足立 翔子	難病支援等	□□	□□	□□□□
28	主任	楯 日佳理	骨髄移植推進、原爆被爆者支援、エイズ予防	□□	□□	□□□□
29	主任	石田 希世	結核予防、感染症審査会	□□	□□	□□□□
	<b>(浜名班)</b>					
30	主査	高野 まゆみ	分庁舎駐在（結核予防、難病等）	□□	□□	□□□□
	<b>【健康増進課】</b>					
31	課長	井上 三千代	課総括	□□	□□	□□□□
	<b>(健康増進班)</b>					
32	班長	辻井 博美	班総括・生活習慣病対策・健康増進計画推進	□□	□□	□□□□
33	専門主査	小林 悦子	食育推進事業・健康増進事業	□□	□□	□□□□
34	主査	刑部 瞳	災害時健康支援・検診受診促進等	□□	□□	□□□□
	主幹	種村 崇				□□□□
	<b>相談部</b>					
35	部長兼児童相談所長	加藤 千明	部総括	□□	□□	□□□□
	<b>【相談判定課】</b>					
36	課長	渡会 和	課総括	□□	□□	□□□□
	<b>(相談班)</b>					
37	班長	橋本 壽徳	班総括・相談受理等	□□	□□	□□□□
38	主査	永井 佐知子	療育手帳判定・市町との調整	□□	□□	□□□□
39	主査	宮本 桐	相談受理・統計事務	□□	□□	□□□□
40	主査	吉岡 美保	障害児・者相談・事務	□□	□□	□□□□
41	主査	西尾 真弓	療育手帳事務	□□	□□	□□□□
42	主任	岡本 市郎	療育手帳事務、知的障害者更生相談所業務	□□	□□	□□□□
	<b>(判定班)</b>					
43	班長	市原 恵子	班総括・心理判定等	□□	□□	□□□□
44	主査	鈴木 美穂	心理判定・心理治療・里親支援	□□	□□	□□□□
45	主査	山本 詩穂	心理判定・心理治療	□□	□□	□□□□
46	主任	妹尾 佳美	心理判定・心理治療	□□	□□	□□□□
47	主任	石崎 萌	心理判定・心理治療	□□	□□	□□□□
48	主任	水野 志穂	心理判定・心理治療	□□	□□	□□□□
49	主事	池田 侑美	心理判定・心理治療	□□	□□	□□□□
50	主事	若月 優太	心理判定・心理治療	□□	□□	□□□□

整理番号	職名	氏名	事務分担	住所	勤務年数	摘要
	<b>【育成課】</b>					
51	課長	鈴木 淳	課総括	□□	□□	□□□□
	主幹	鈴木 崇聖				□□□□
	<b>(育成第1班)</b>					
52	班長	松田 千恵子	班総括	□□	□□	□□□□
53	主査	内野 智仁	児童福祉	□□	□□	□□□□
54	主査	山下 結毅	児童福祉	□□	□□	□□□□
	主査	鈴木 景子	児童福祉			□□□□
55	主査	下野 知恵	児童福祉	□□	□□	□□□□
56	主査	堤 歩未	児童福祉	□□	□□	□□□□
57	主査	高橋 慶多	児童福祉	□□	□□	□□□□
	<b>(育成第2班)</b>					
58	班長	小室 光広	班総括	□□	□□	□□□□
	主査	鈴木 全人	児童福祉			□□□□
59	主査	井谷 亜紀	児童福祉	□□	□□	□□□□
60	主査	杉本 幸大	児童福祉	□□	□□	□□□□
61	主任	高橋 敦子	児童福祉	□□	□□	□□□□
62	主事	白山 滯	児童福祉	□□	□□	□□□□
63	主事	中山 隼	児童福祉	□□	□□	□□□□
64	技師	鈴木 良実	児童福祉	□□	□□	□□□□
	<b>(育成第3班)</b>					
65	班長	土切 葉子	班総括	□□	□□	□□□□
66	主査	鈴木 宏弥	児童福祉	□□	□□	□□□□
67	主査	伊藤 慎吾	児童福祉	□□	□□	□□□□
68	主査	齋藤 春香	児童福祉	□□	□□	□□□□
69	主事	望月 星奈	児童福祉	□□	□□	□□□□
	<b>衛生環境部</b>					
70	部長	若松 雄二	部総括	□□	□□	□□□□
71	技監	犬塚 博之	部の総括補佐、課総括	□□	□□	□□□□
	<b>【衛生業務課】</b>					
	課長	犬塚 博之				□□□□
	<b>(衛生業務班)</b>					
	班長	犬塚 博之	班総括			□□□□
72	専門主査	中嶋 洋平	食品衛生	□□	□□	□□□□
73	専門主査	村田 学博	食品衛生・動物愛護・管理	□□	□□	□□□□
74	主査	西田 恵	薬事衛生	□□	□□	□□□□
75	主査	岩崎 泰憲	生活衛生・毒劇物・理美容師法	□□	□□	□□□□
76	技師	細田 直裕	毒劇物・理美容師法	□□	□□	□□□□
77	技師	小川 永理佳	食品衛生	□□	□□	□□□□
	<b>(浜名班)</b>					
78	専門主査	森 大典	分庁舎駐在（食品衛生）	□□	□□	□□□□
79	専門主査	山崎 喜与子	分庁舎駐在（薬務）	□□	□□	□□□□

整理番号	職名	氏名	事務分担	住所	勤務年数	摘要
	<b>【環境課】</b>					
	課長	若松 雄二				□□□□
	<b>(生活環境班)</b>					
80	班長	黒見 公一	班総括・土壌汚染対策等	□□	□□	□□□□
81	専門主査	岩切 靖卓	水質汚濁等	□□	□□	□□□□
82	主査	中村 佐知子	水道・特定建築物	□□	□□	□□□□
83	主任	三原 寛貴	浄化槽・生活排水	□□	□□	□□□□
84	技師	石井 雄太	大気汚染等	□□	□□	□□□□
	<b>(廃棄物班)</b>					
85	班長	山下 敬子	班総括・廃棄物等	□□	□□	□□□□
86	主査	川村 拓	廃棄物(指導・不法投棄)	□□	□□	□□□□
87	主査	白岩 誉裕希	廃棄物、PCB、リサイクル法等	□□	□□	□□□□
88	技師	木曾原 星都	廃棄物、建設リサイクル法等	□□	□□	□□□□
	<b>【掛川支所】</b>					
89	支所長	杉山 智登勢	支所総括	□□	□□	□□□□
	<b>(掛川班)</b>					
90	班長	川田 祥乃	班総括・特定疾患等	□□	□□	□□□□
91	専門主査	清水 直美	業務・生活衛生	□□	□□	□□□□
92	主任	江間 章子	給食施設・栄養指導	□□	□□	□□□□
93	主任	土屋 亮介	食品衛生・動物愛護	□□	□□	□□□□
94	主任	増尾 文香	精神保健福祉・不妊治療	□□	□□	□□□□
平均年数					2年5月	

## 職員の年齢調

(令和5年9月30日現在)

年 齢	人 員	摘 要
20歳未満	0人	
20歳以上30歳未満	9人	
30歳以上40歳未満	23人	
40歳以上50歳未満	25人	
50歳以上56歳未満	16人	
56歳以上61歳未満	13人	
61歳以上	8人	再任用職員7人
計	94人	平均年齢 44.9歳

## 健康管理

### 1 令和4年度受診状況

区 分	内 容
受 診 状 況	受診者数 93人 職員数 95人
受 診 率	100.0%
県平均受診率	100.0%

(1) 未受診の理由

休職者 2名

### 2 令和5年度在籍者の健康診断結果

健康管理区分			人 数
A	休養のため必要な期間、勤務を休止させる。		人
B 1	勤務時間を短縮し、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張をさける。また、必要に応じ勤務場所、勤務内容の変更を行う。	要治療	人
B 2		要経過観察	人
C 1	勤務をほぼ平常に行ってよいが症状によっては、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張等勤務に制限を加える必要がある。	要治療	4(4)人
C 2		要経過観察	人
D 1	平常の勤務でよい。	要治療	24(20)人
D 2		要経過観察	16(11)人
D 3		医療不要	47(28)人
区 分 者 計			91(63)人
未区分者数			3(1)人
合 計			94(64)人

(1) 管理区分A～C2該当者に対する措置状況

C1、2：過労や感染を避けるために、主として内部業務に従事させ、担当業務の種類や業務量の配分に配慮

(2) 未区分の理由

ア 産休・育休 1人  
イ 新規採用 1人  
ウ 自己都合による未受診 人  
エ その他(休職者) 1人